

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成31年 3月 8日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成31年 3月 8日
2. 閉 会 平成31年 3月19日
3. 会 期 12日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

2. 不応招議員

なし

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成31年 3月 8日（金）……5～10頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 政策提言調査特別委員会報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

平成31年 3月11日（月）……11～77頁

- 日程第1 一般質問（三留満、秦貞継、薄幸一、猪俣常三、伊藤一男、渡部憲）

平成31年 3月12日（火）……79～140頁

- 日程第1 一般質問（長谷川義雄、小柴敬、多賀剛、青木照夫、清野佐一）

平成31年 3月13日（水）……141～177頁

- 日程第1 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 平成30年度西会津町一般会計補正予算（第5次）
- 日程第9 議案第9号 平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第10 議案第10号 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第11 議案第11号 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）

日程第12	議案第12号	平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算 (第3次)
日程第13	議案第13号	平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)
日程第14	議案第14号	平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)
日程第15	議案第15号	平成30年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)
日程第16	議案第16号	平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)

平成31年 3月14日(木) ……179～208頁

日程第1	議案第17号	平成31年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第18号	平成31年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第19号	平成31年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第20号	平成31年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第5	議案第21号	平成31年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第6	議案第22号	平成31年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第7	議案第23号	平成31年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第24号	平成31年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第9	議案第25号	平成31年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第10	議案第26号	平成31年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第11	議案第27号	平成31年度西会津町水道事業会計予算

平成31年 3月18日(月) ……209～263頁

日程第1	議案第17号	平成31年度西会津町一般会計予算
追加日程第1	議会案第1号	議案第17号 平成31年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議

平成31年 3月19日(火) ……265～305頁

日程第1	議案第18号	平成31年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第2	議案第19号	平成31年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第20号	平成31年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第4	議案第21号	平成31年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第5	議案第22号	平成31年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第6	議案第23号	平成31年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第24号	平成31年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第8	議案第25号	平成31年度西会津町介護保険特別会計予算

日程第 9	議案第26号	平成 3 1 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第10	議案第27号	平成 3 1 年度西会津町水道事業会計予算
日程第11	議案第28号	西会津小学校プール新築工事請負契約の変更契約について
日程第12	議案第29号	財産の取得について（地方公営企業会計システム）
日程第13	議案第30号	町道の路線変更について
日程第14	議案第31号	西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第15	議案第32号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

追加日程第 1 提案理由の説明

追加日程第 2 議案第33号 平成 3 0 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）

追加日程第 3 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第16 西会津町選挙管理委員補充員の選挙

日程第17 陳情第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める

日程第18 陳情第 2 号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

日程第19 陳情第 3 号 旧野沢保育所跡地利用に関する陳情書

日程第20 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第21 総務常任委員会の継続審査申出について

日程第22 経済常任委員会の継続審査申出について

日程第23 議会広報特別委員会の継続審査申出について

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

平成31年 3月 8日（金）

開 会 10時07分

散 会 11時45分

出席議員

1番	三 留	満	6番	猪 俣	常 三	11番	青 木	照 夫
2番	薄	幸 一	7番	伊 藤	一 男	12番	荒 海	清 隆
3番	秦	貞 継	8番	渡 部	憲	13番	清 野	佐 一
4番	小 柴	敬	9番	三 留	正義	14番	武 藤	道 廣
5番	長谷川	義 雄	10番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第1号）

平成31年3月8日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 政策提言調査特別委員会報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長　ただいまから、平成 31 年第 2 回西会津町議会定例会を開会します。

(1 0 時 0 7 分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 31 年度当初予算をはじめ、条例の改正及び計画変更、人事案件など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3 月となり暖かくなったとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長　おはようございます。ご報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 32 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 3 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、11 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から、副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6 番、猪俣常三君、9 番、三留正義君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 12 日間にしたいと思います。ご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの12日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した陳情は3件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

日程第4、政策提言調査特別委員会報告を行います。政策提言調査特別委員会の報告を求めます。

政策提言調査特別委員会委員長、青木照夫君。

○政策提言調査特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第74条第2項の規定による少数意見の留保の手続きもなかったことから、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本報告についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、政策提言調査特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

政策提言調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、政策提言調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、政策提言調査特別委員会報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第 7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 日程第 8、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第 1 号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 1 件で、物損事故に係るものであります。

それでは、議案書の最後のページの報告書をご覧ください。

まず、事件の発生年月日につきましては、平成 30 年 6 月 20 日であります。

その内容であります、西会津町睦合字縄沢甲地内の国道 49 号において、町公用車が道路脇に設置してある道路標識柱に衝突したものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては、平成 30 年 12 月 12 日、83 万 4,840 円であります。なお、過失割合につきましては、当方 100 パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 今、報告いただいた件でございますが、これは行政も関係団体も交通事故の撲滅には積極的に取り組んでいる中で、なかなかこの交通事故というのはなくならないわけです。そういった中で、最近、私、以前提案した、いわゆる公用車等にドライブレコーダー等の装着をしてはどうかというようなことを言ったところ、最近、マイクロバス、あるいは何台かの公用車にドライブレコーダー等の設置が見られるようでありますが、実際、どのくらいの設置状況なのか、またそれによって、いわゆる安全運転の推進、あるいは無謀運転というかね、そういうところの抑止にどれだけ効果があったのか、そういう検証はされましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

以前、多賀議員のほうから、ドライブレコーダーのお話がありまして、今年度、平成 30 年度当初予算でドライブレコーダーの購入費、計上いたしまして、今年度はたぶん 5 台ほど公用車に設置したと思います。

それで、先ほど議員申されたとおり、慎重な運転、それから、そういった乱暴な運転等、慎

重な運転に努めるような設置によって、そういった職員の心構えも変わってくるということで、事故の抑止には効果があると考えております。

今後も年次的にドライブレコーダーの設置については、計画的に設置をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで報告第１号、質委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（１１時４５分）

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

平成31年 3月11日（月）

開 議 10時00分
延 会 16時55分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第4号）

平成31年3月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1. 三留 満 | 2. 秦 貞継 | 3. 薄 幸一 |
| 4. 猪俣 常三 | 5. 伊藤 一男 | 6. 渡部 憲 |
| 7. 長谷川義雄 | 8. 小柴 敬 | 9. 多賀 剛 |
| 10. 青木 照夫 | 11. 清野 佐一 | |

○議長 おはようございます。平成 31 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1 番、三留満君。

○三留満 皆さん、おはようございます。1 番、三留満です。2 件の一般質問を通告しておりますので、順次質問をいたします。

まず、奥会津地方との連携について質問いたします。平成 30 年の訪日外国人は 3,000 万人を超え、観光地によっては日本人より外国人の方が多いという現象さえ起きております。国は 2020 年、4,000 万人。2030 年には 6,000 万人の目標を掲げ、観光立国を目指すとしておりますが、原発事故の続く福島県は、全国に誇れる数多くの観光地や地域資源を有しながら、インバウンドについては全国の下から数番目に位置しているのが実情であります。

そうした中であって、三島町や金山町等の奥会津地方では、インバウンドの取り組みが徐々に効果をあげてきており、地域経済へ穏やかながら波及効果をもたらしつつあると聞いております。去る 2 月 25 日には、奥会津 5 町村で訪日外国人獲得に向けた DMO、観光による地域づくり組織を設立するとの報道がありました。当町にも誇れる地域資源は数多くあり、地理的にも近く、自然条件の似ている奥会津との連携は、今後の地域活性化のためにも必要と思われることから、次の 2 点をお伺いします。

1、奥会津のインバウンド対策と当町の実情についての調査はしておりますか。当町のインバウンドの取り組みについての方針は、どのようになっていますか。今後、奥会津地方との連携について検討する考えはありますか。

2、奥会津地方との連携には、国道 400 号、杉峠、通年通行が条件と考えられますが、要望活動はどのように進んでおりますか。

奥会津地方と西会津町の広域的観光周遊ルートの構築や、経済活動の活性化、地域住民の交流拡大のためにも、杉峠早期トンネル化に向けた運動を強力に進めるべきと考えますが、町の見解を伺います。

次に、町内における外国人技能実習生の現状と行政の対応について伺います。全国的に労働力不足が深刻化する中で、入管法や外国人技能実習生制度が改正されました。人口減少や高齢化による労働人口減が進行する当町においても、今後、外国人技能実習生の増加が予想されますが、町内の現状と、今後の行政との関わりについて伺います。

1、町内企業における外国人技能実習生の実態は把握しておりますか。国籍、人数、住居等の調査はしておりますか。

2、今後さらに労働力不足が予想される中で、町内企業や福祉関連施設等に外国人技能実習生に対するニーズ調査を行った経緯はありますか。

3、外国人技能実習生が増加した場合に、企業に対して支援の検討はしておりますか。

以上の2件についてお伺いをいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、三留議員のご質問のうち、国道400号の通年通行及び杉峠トンネル化について、お答えをいたします。

はじめに、国道400号は、本町の国道49号から奥会津地域を経て、茨城県水戸市に通じる総延長225.6キロの国道であります。このうち、本町と三島町を結ぶ杉峠は、古くから産業振興及び文化交流等に欠かすことのできない、生活に密着した重要な路線であります。

しかし、杉峠の現状は、急勾配、急カーブが連続し、狭隘で、大型トラックや冬期間は通行不能の難所であり、杉峠の安全・安心な通年通行の確保は、沿線自治体の重要な政策課題の一つであると認識しております。

これまで国道400号、杉峠工区の整備促進につきましては、昭和62年に三島町、柳津町、本町の3町で国道400号杉峠改良促進期成同盟会を組織し、三島町長を会長に沿線の自治区長の皆さんとともに、3町合同で県との関係機関に対し要望活動を実施しております。さらには自由民主党、及び国民民主党の移動政調会や、会津総合開発協議会など、あらゆる機会を捉えて要望活動を展開しております。

具体的な要望内容は、国道400号、杉峠工区の通年通行の早期実現及び平成17年の福島県公共事業評価で中止になっているトンネル化事業の再開の2項目であります。要望に対する県の見解は、費用対効果を踏まえトンネル化事業が中止となっていることから、国道400号の改良計画の路線上、三島町側に既に建設してある橋脚を活用するルートを検討など、現道対策を実施するとの回答であります。

また、要望活動の一方で、本期成同盟会の会員と会津若松・喜多方両建設事務所等の県関係者、沿線自治区長等の皆さんが一堂に会し、情報交換と相互理解を深める場も設けているところでもあります。

町では、今後とも本期成同盟会会員が一丸となり、沿線住民の皆さんの悲願となっている国道400号杉峠工区の通年通行の実現と、トンネル化事業の再開について、あらゆる機会を捉え、積極的に要望活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 1番、三留満議員の奥会津地方との連携についてのご質問にお答えいたします。

はじめに奥会津のインバウンド、いわゆる訪日外国人観光客を呼ぶための対策と町の実情についてであります。奥会津地方は、三島町の、第1只見川橋梁や、金山町の、霧幻峡などの只見川流域の風景が人気となっており、台湾やタイなどから、外国人観光客が増加し、只見川流域の5町村で年間859人の外国人観光客が宿泊しております。外国人観光客が訪れる要因としては、JR只見線の活性化のため、只見川流域の絶景ポイントなどを県や沿線町村において台湾や東南アジアを中心に情報を発信したほか、台湾などの旅行会社へのプロモーションの結

果であると認識しております。

さらに只見川流域の5町村では、2020年度に民間主導で観光地域づくりの舵取り役を担う法人を設立し、外国人向けの旅行企画や会員制交流サイトなどの取り組みを広域的に展開する予定と聞いております。

本町におけるインバウンドの実情についてであります。外国人観光客数は、主に町内の宿泊施設における外国人宿泊客数及び日帰り入浴客数により把握しており、平成29年度は54人、平成30年度は1月末現在160人となっております。増加の要因としては、外国人宿泊客の受け入れを行っているゲストハウスによるものであります。このほか、大山祇神社や道の駅にしあいつ、西会津国際芸術村などの観光施設においても、年間で100人を超える外国人観光客が訪れております。

次に本町のインバウンド対策の方針であります。現在、順次観光看板の書き替えと合わせ多言語化を進めており、来年度につきましては、大久保公衆トイレの洋式化を計画しているほか、町公式ホームページの多言語化を検討しているところであります。

しかし、インバウンド対策は行政だけで実施するには限界があります。関係団体や町内民間事業者と連携し、展開することが理想であると考えておりますが、全国の各自治体が一斉にインバウンド対策に取り組む中の状況の中で、本町としては、西会津国際芸術村を活用したアート・イン・レジデンスのほか、ゲストハウスや農家民泊における特徴のある各種体験などの地域資源を生かしながら、関係機関や民間事業者と連携して進めていきたいと考えております。

またインバウンド対策は、単独の市町村で実施するには多額の財政負担が伴うことから、極上の会津プロジェクト協議会や霊地観光連絡協議会などの団体、新潟県阿賀町などの県境を越えた市町村との連携を調査してまいります。なお、ご質問の奥会津地方との連携についても広域的な取り組みの一つとして合わせて調査検討してまいりますのでご理解願います。

次に、町内における外国人技能実習生の現状と行政の対応についてお答えいたします。

まず、町内企業が外国人技能実習制度により受け入れている人数についてであります。3月5日現在、4社、34名であり、国籍は、中国、ミャンマー、ベトナム、タイの4カ国となっております。また、住居につきましては、それぞれの企業で手配した借家、アパートに居住しております。

次に、外国人材の受け入れに関する企業等に対する調査についてお答えいたします。出入国管理法改正に伴う新たな外国人材の受け入れ制度は本年4月からの施行に向けて、制度の周知及び体制整備が進められているところでありますが、新たな制度では、現在、技能実習制度で受け入れている4社のうち3社については、受け入れができる14分野の業種から外れていることから、これまでニーズ調査等は実施しておりません。

次に、企業等に対する支援についてであります。現段階で具体的な支援の検討は行っておりませんが、今後本制度の普及が進んだ場合には、企業等の動向・意向を踏まえ、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは、再質問をさせていただきます。西会津町は、平成28年度に、会津地方の

7市町村と組んで、デジタルDMOという取り組みをした経緯があります。本年度、31年度予算案では、予算化を取りやめたというような経緯がありますけれども、この事業をやった結果とといいますか、たぶん予算化をやめたというのは、やはり、あまりその、少なくともこのことに関しての効果は、期待ほどではなかったのかなと思いますが、その点については、町としてはどのような考え方でおりますか、伺います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

28年度からデジタルDMO整備事業ということで、会津若松市、喜多方市のほか7市町村で、一応デジタルDMOの形で事業を取り組み始めました。28年度、29年度と、一応2カ年予算化いたしまして、まず28年度につきましては、デジタルDMOでございますので、いわゆるウェブサイトを開設したところでございます。29年度におきましては、サイトの運用のほか、いわゆる嗜好調査という部分を加えて実施したということでございます。嗜好調査の中では、やはり日本人と感覚が似ている台湾の方を中心に、台湾、中国とか、あとオーストラリア、タイ、シンガポール、カナダなどの部分で嗜好調査を実施したということでございます。

その結果、台湾においては、有名外国人も使ったようなPRをやったということから、台湾の観光客は増えたということでございましたが、構成する7市町村のうち、ほとんどが会津若松中心になっていたということでございます。

したがって、この2年間の取り組みの中で、目立った効果はないということから、今年度におきましては、7市町村の構成中、29年度に湯川村が負担金をやめまして、31年度からは喜多方市と西会津町が予算化をやめるというような状況でございます。結果的には、先ほど効果ということでございましたが、主だった成果があまり見られなかったということから、予算化は取りやめたというような部分でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 当初から、この事業は会津若松を中心とした取り組みで、どうも周辺への波及効果は、ちょっと疑問視されていた部分もあたましましたけれども、初めての取り組みだということで、やるだけのことはやるべきということであったと思いますが、やはりこの西会津町の取り組みとして、やはり会津平野とといいますか、とは、やはり違うような方向性の中で、やっぱり取り組んでいかないと、なかなか成果があがらないのではないのかなというふうには私も思います。

私、今回、奥会津との連携ということを申し上げるのは、私も400号線通って、下谷、黒沢に行った場合に、時間の許す限りは三島のほうに抜けて、柳津方面とか、あるいはちょっと足を延ばす場合は金山のほうに、道の駅なんかを、やっぱりどんな商品が売られているのかとか、どういう人たちが来ているのかということで、定点観測みたいなもので、ちょっと年に、それなりに時間を取った場合は行っております。

そうした中で、やはり三島町なんかの、特に少しずつこう動きが変わってきたのかなというのは、ここ2年くらい、ちょっとこう感じるころがありまして、特に三島町の道の駅なんかにおいては、3、4年前だと、本当に冬は閑古鳥が鳴いて、ほとんど人がいないなんていうことも結構ありましたね。ところが、最近は、私は1月、2月に結構行ったんですが、やはりい

つも車があつて、たぶんレンタカーも結構多かったなと思っています。やはりああいうものを見ると、やはり、私あそこ、三島とか金山に行くと、やっぱり西会津との共通点といいますか、そういう自然、豊かな自然とか、そういうものをやはり共通項があるのかなと思って、やはり西会津が、まずスタートとして取り組むべきは、この奥会津のああいうところと、自然という一つの売りをテーマにして、連携を取っていくことが、やはり可能性として出てくるのではないのかなと思っておりますけれども、やはりそういう捉え方というのは、町のほうとしては考えておりますか。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　お答えいたします。

いわゆる自然と申しますか、地域資源を活用したインバウンド対策という形でよろしいでしょうか。確かに議員申されますとおり、やはり西会津にも豊かな自然がございまして、やはりその地域資源を生かした形でインバウンド対策というのは必要かと思ひます。

また、西会津町、立地上、やはり福島県から見て西の玄関口というような部分もございまして、その辺も含めまして、お隣の新潟県阿賀町との連携とか、いわゆる磐越西線、高速道路、磐越自動車道関係を活用した形で、インバウンド対策も必要になる部分ではないのかなと考えているところでございます。

一方、奥会津地方というふうな部分でございしますが、もう30年近く、5町村で連携を組んでおりまして、逆に今さら西会津町を入れてくれという部分は、ちょっとなかなか厳しいのかなというのは現状では認識しておりますが、今後そういうインバウンド対策の中で連携できるところは、やはり模索していかなければならないのかなという部分は考えているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　1番、三留満君。

○三留満　私も三島町の町中で、こう三島町で地域おこし協力隊を3年間やって、商工関係に関わって、今、昨年の4月からレストランを開いた女性がおりまして、彼女なんかちょっとお話を伺ってきました。そうすると、当初は、本当に点だけでも、それこそ帰って行っていた、あるいは少々足を延ばしても線的なつながりだけで帰って行っていたそういう人たちが、今度、ここ1、2年は、やはり町内に泊まるような方もだんだん出てきている。そして、彼女が開いているこのレストランなんかですね、時期によれば、そういう外国人の人がほとんどで、もう賑やかになりますよなんて、そんなお話も伺ってきましたね。

やはり、特に西会津も冬は、半分冬眠しているようなところもありますのでね、やっぱりこういう取り組みをね、結構効果といいますか、将来的に可能性が私はあるという思いはあるんですね。確かに今、課長から、奥会津の5カ村というのは、只見川流域の、非常に強固な古くからの連携がありますからね。これをどう絡んでいくかというのはたやすいことではないと思います。

ただ、やはり、私はいきなりそこに入れてくれというようなことではなくて、やはり、例えば観光交流協会あたりが、例えばオブザーバーとして、ちょっと加わる、参加させていただくなんていうこともね、一つのきっかけになるのかなと思いますけれども、そういうことも一つ、

ぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、ずっと私も冬になると、こうやはりあっちのほうから、柳津のほうから入るしかありませんで、どうしても、何かもったいないなという、特に黒沢から三島のほうに、西方に抜ける、実際に距離にすれば非常に近いんですね。ですから、あそこがやっぱり通年通行が可能になると、やはり西会津の観光に対して、やはりある程度いろんな可能性が出てくるんじゃないのかなと。特に冬期間のそういう可能性を広げるためにも、やはり通年通行が最低条件であり、トンネル化というのは、もうぜひね、私はやっていただきたいということを強く期待するわけですが、この 400 号、これまで中止になった経緯があるということで、これを再開するには相当ハードルが高いようなことを聞いておりますけれども、これをやっぱりやっていくための条件というのは、やはり可能性としてね、これを開くための条件というのは、県のほうから求められているとか、ものは何かあるんでしょうか。ちょっとその点をお聞きします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

400 号、通年通行、開く条件というようなことでございますけれども、条件というのは、示されているということではございません。平成 17 年に事業が中止になったというお話のご説明を申し上げますと、やはり当時、工事を計画した中で、地盤が軟弱であるというのが、やっぱり一番の要因ということで報告をいただいております。それに伴いまして、予算規模がかなり大きくなるというようなことから、県の事業評価委員会の中で、大学の教授 6 名、その他、民間の方とか 10 名で構成している委員会でございますけれども、その中で検討した結果、費用対効果の部分が一番だというようなことで、県のほうに答申をしたと。それで、県のほうで中止を判断したというようなことでございます。

議員もおっしゃったように、やっぱりこの通年通行、これにつきましては、いろいろな要望活動をやっていく中でも、やっぱり生活、活力ある地域づくり、あとは沿線住民の皆さんの交流人口の拡大ですとか、やっぱりいろいろな意味で産業経済、地域づくりに貢献できるものだというふうに私どもも考えておりますので、期成同盟会、本当に一丸となって、今後とも継続した要望活動を展開していきたいというふうに考えております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私もこの要望活動についての資料は、いただいて目を通しました。地域の皆さんが、やっぱり相当このことに対して強い思いを持っておられるなというのは感じます。しかし、一方これを現実化していくためのハードルも相当高いものがあるなというのを感じます。

やはりこの中で、確かにトンネル化や通年通行していくために、より具体的な効果をもたらすためには、やはりここに、さっきも申し上げたインバウンドとしての人の流れをつくるとか、あるいは三島でいえば、三島や金山町、あるいは奥会津全体もそうですけれども、あの豊富な森林資源を、やっぱり西会津も一緒になって開発していくとか、共有していくというようなね、やはりもう少し具体的なビジョンを持って、やはり協力に運動していくべきかと思っておりますけども、この森林資源については申し上げますが、インバウンドについては、やはり私は将来的には、やはり西会津も、日本の地方そのものが、やはり 1 次産業がこれだけ弱体化していく中

で、やはり地域が今後存続していく、あるいは活性化していくためには、何らかの意味でこれが、ある意味では大きな可能性を秘めている部分があるわけですね。ですから、ぜひこのことについては、町として、今以上に強力に進めていただきたいと思います。これは町長さん、ちょっと返答いただけますか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ただいまの400号についての、特にトンネル化の部分でございますけれども、担当の課長のほうからご説明申し上げたとおりであります。この400号は、本当に、そこに生活されている下谷自治区の皆さんの、もう本当に悲願といいますか、これまで本当に地域の皆さんと色々な情報交換をしましてまいりました。その思いを、やっぱりなんとか形にできないのかなというので、これまでいろんな要望活動もしてまいりましたけれども、これも、やっぱり単独の一町村だけじゃなくて、期成同盟会はありますけれども、もっとやっぱり、この運動を大きくしていけないといけないのかなというふうに思っておりますし。それから、今までの、やっぱり当時の状況と、確かに、今、私は変わりつつあるかと、先ほどのようにインバウンドの話が出ましたけれども、本当に今、観光客が広域化していて、一単独の市町村だけではどうにもならないことがございますか、これからはやっぱり、広域的なものの考え方していけないといけないのかなと。

だからそういうことを考えますと、この400号だけじゃなくて、町には459号もあるわけがありますけれども、これをどう、どこをどう、やっぱり突破口にするかというか、そのことをやっぱりもうちょっと本気になって考えないといけないかなと。これまでの要望活動のほかに、新たなやっぱりそういうことも、ちょっと念頭に置いた今後の対策をしないといけないのかなというふうに思っています。

なかなか難しい問題ではありますけれども、地域の皆さん、そして町の将来を考えたときには、何とか要望が通るように、これからも積極的に展開をしましてまいりたいかと、そんなふうに思っておりますので、これも議会の皆さんのお力も借りないといけませんので、どうぞ今後とも、ひとつご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長　1番、三留満君。

○三留満　今、町長から返答いただきましたように、やっぱり地域の皆さんの悲願だということとであります。ぜひ、この実現に向けて、ひとつ強力な推進をしていただきたいと思います。

次に、外国人技能実習生について伺います。先般、私、町内のある企業さんを訪ねて、実情をちょっとお聞かせいただきたいということでお話を伺ってきたんですが、やはり、企業さん、今そういう外国人実習生を入れている中では、やはりそういう人たちの存在がないと事業がまわらないというような部分があるんだそうです。そして、今後そういう人たちが増えることはあっても減ることはない、逆にいうと、その人たちがいなくなってしまうと、もう企業をたむしかなないと、そのくらいのやはり危機感といいますかね。やはりそういう労働力に対してのニーズは強いものがあると思います。

先般、昨日ですか、テレビで三陸の南三陸町でしたかね。外国人実習生の問題が取り上げられていました。そこで、外国人実習生が住まい、やはりなかなか思うようにいかないというこ

とで、町中といいますか、ところに、今まで普通の方、一般住民が住んでおられる方の近くに、そういう寮をつくりたいという申し入れをしても、なかなかこう同意が得られないというようなことで、非常に自治体として苦慮しているなんていうね。同じようにそういう企業さんの話なんかも、やはりそういう人たちがいないと、もう事業そのものが成り立っていかないんだなんていうことを申し上げておりましたけどね。

そうした中で、一つこう、私、そこで、ああ、なるほどと思ったのは、やはりボランティアの人たちが、やはりそういう外国人と地域をつなぐようなね、地域を案内して歩いたりしているようなところ、ちょっと報道されておりましたけれどもね。西会津も、いずれやはりそういう人が減るということは、たぶんもうないんだろうと私は思っています。増えることを前提にしたときに、やはりその地域の中に受け入れていくような、やっぱり体制、制度づくりといいますかね、そういうものも必要になるんじゃないのかなと思っているんですが、現段階においては、まだそのようなところまではいたっていないというような説明ではありますけど、今、例えば町としては、ベトナムとの交流等の関係もあって、今後そういうこと、そういうベトナム人が地域の中で、そういう実習生として入ってくるというようなこともあり得るのかなと思いますけども、そういうことに対しての、今から、そういう対応も必要かなと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 ご質問にお答えします。

入管法の改正に伴う受け入れるための体制づくりという形の観点でよろしいでしょうか。今現在、技能実習制度によりまして、受け入れる方々と、今回の入管法の改正に伴う部分につきましては、先ほども申し上げましたが、今、4社中3社については、今までどおりの、いわゆる技能実習制度での雇用というふうな形になります。もう1社につきましては、その特定の14分野の部分の中で、ただし日本語が大変できるというか、日常生活に支障がないような形で外国人の方々が、いわゆる採用になるというような形でございます。また、その技能実習制度を3年間満了して、その日本語スキルを試験をして、それがその14分野に行けるというような形の制度となっています。

確かに議員申されましたとおり、確かに西会津町の労働力、生産年齢人口という部分については、3,300人くらいで、確かに企業が募集しても人が集まらないというような形では、現状としては捉えているというふうな部分でございます。今後、外国人労働者が増えるかという部分ではございますが、この入管法の改正に伴う部分につきましては、なかなかハードルが高くて、現地で日本語能力試験を行って、それに合格しないと、なかなかこちらに来れないというような部分もございますし、また、国内100カ所に、そういう受け入れセンター的な部分の設置も予定されているということで、1、2年に、それだけ大挙してくるというような部分は、なかなかまだ想像できていないというような部分でございますので、その辺も改正入管法の動向を踏まえながら、今後その受け入れ態勢と、いわゆる労働環境だけではなくて、生活環境の部分も全て含まれますので、それは町全体で考えていかなきゃいけないのかなと考えておりますので、その辺を踏まえまして、今後、先ほど申し上げた企業の動向等も踏まえながら、

十分に検討していくべきものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　1 番、三留満君。

○三留満　　その先日お邪魔した企業さんと、いろんなお話をしていく中で、やはり、じゃあこの町の中で、やはり行政として何らかに必要なことはありますかという、私、ちょっと伺ったときに、出てきたことが2つあるんですね。

1つは、やはり日本語がね、やはり十分できない人たちが多いわけですね。そういう人たちが休日なんかでね、少しでも学べるような場があれば助かると。もちろん企業さんとして、受け入れ時点で、いろんな勉強会や日本で暮らすルール等の指導は当然されていますけれども、やはりなかなかそれだけではうまくいかない。そういう実習生の中には、日本語も結構上手な、うまく話せる子がいまして、そういう人たちがいる程度まとめていくみたいなことで進んでいるようですけども、やはり全体には、やっぱりなかなかそこら辺が十分意思疎通ができていないというようなところ、日本語としてですね、があると。

それから、もう1つは、やはりこの町に娯楽施設がない。それで、休みの日に遊ぶ場がない。どういう意味、そのお金をかけて遊ぶということとは違うと思うんですね。彼女、彼ら、ある程度お金を貯めるといいますかね、働いたお金をつくるということで来ておられるわけですから。そういう意味では、お金をかけないで遊べるといいますか、そういう施設がほしいなというようなことを、もちろん企業さんとしてね、例えば、春は花見に連れていったりとか、いろんなことは、やはりそれなりにされているそうです。ただ、そんなに深くまで関知はしませんから。やはり日常的な、やはり例えば休みの日にちょっとね、そういう施設があれば、その施設もどういうものかということまでは、私もちょっと分からないんですけども、ただそういうことについての取り組みが、今後、長期的にそういう長いスパンで外国人労働者といってもいいのかもしれませんが、そういう人たちが入ってくると、入れようとすれば、そういう取り組みをしていかないと、あそこは不便な町だとかね、あそこに行きたくないとか、もっといい場所があるのかなんていうことに将来的に起きるかもしれないということで、やはり町として、現状いる人たちであっても、何らかのそういう対応が必要かなと思うんですが、そういうことは検討する余地はありませんか。

○議長　　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　　ご質問にお答えいたします。

企業の中での要望が出たというような部分でございますが、確かに技能実習制度の分では、いちゃった方については、確かに日本語とか、日本の習慣とかという部分は、確かに馴染めないという部分もございますし、確かにその部分があるのかなというふうには思っております。一応こちらのほう、技能実習制度につきましては、やはり前お聞きしたところによりますと、製造関係をする団体の方々が協会をつくりまして、そこが窓口となって受け入れて、各会社のほうに振り分けているという形でお聞きしまして、そんな中で、やはり一番課題となるのが、やはり日本語の部分については、なかなか難しいというような話でございました。

ただし、中に、やはり技能実習制度でございますので、一応3年間は技能実習していただいて、一応4年、5年目につきましては、その3年後、約1カ月以上帰国して、またこちら、日

本に来るということ、通算では5年いられるような形になっておりますが、前お伺いしたところでは、確か日本語覚える方は、大変覚えるという部分で、その方を中心に行っているというような部分は聞き及んだことがございました。

その点ですので、もし今後、その入管法等の改正に伴いまして、本当に西会津町に外国人が大挙して押しかけるという部分に対しては、そういうコミュニティづくりといいますか、ボランティアなどを活用した部分というのは必要なのかなという部分は認識しておるところでございます。

ただし、今現在の部分では、一応30人程度という部分で、あと会社の担当する担当者が、結構対応しているというお話も聞きましたし、またその2つ目の娯楽施設という部分は、確かにどういうものなのかなという部分、イベントが多いほうがいいのかとか、そういう部分もいろいろあるんですが、その辺も踏まえて、今後の動向とか、意向などを踏まえながら、やっぱり意見交換等を実施しながら、対応策は考えていかなければならないのかなと考えておるところでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今後、そういう外国人の方が、インバウンドにせよ、あるいは技能実習生として、あるいは労働者として日本の中で、少しずつ増えていくというのは、特に働き手ということに関しては、間違いなく増えていくわけですから、やはりそのときに、町としてある程度取り組みの方針は、やはり私は立てておくべきかなと。その上で、やっぱり受け入れるところは受け入れる。そして、地域の皆さんと、やっぱりどこかで接点を持っておかないと、そういう人たちが増えてくることによって、よくいわれるのが、治安の問題だとかということになりますね。やはりこれは、必ずしも本当に治安が悪くなるのかということとは違って、そういうことが分からないことに対する、こう不安といいますかね。そういうことのほうがずっと大きいと思うんですね。

ですから、早めにそういう人たちとの交流の場をつくっていくということも、私は必要かなと。例えばイベントにそういう人たちを招待するというのも、場合によってはありなのかなと。それが受けられるかどうかは、またちょっと別な問題かもしれませんが、やはりそういう取り組みが、やはりこれから求められるのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

今後、増加が見込まれる外国人人材に対しまして、町として、やっぱり方針を定めるべきだろうというような部分でご質問でございますが、確かに全体的な部分で、やはり受け入れ態勢という部分は、今後増加することを考えながら、町全体として、やはり受け入れ態勢という部分は、まとめていかなければいけないのかなという部分のところでは考えているところでございます。

また、現在いる34名の方々についても、交流の場という部分は、今後、企業等の意向を踏まえながら、ちょっと考えていかなければいけないのかなという部分でございますので、その辺

を踏まえまして、十分に検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 我々が望む、望まないに関わらず、今の現状を見れば、人口が減っていくというのは、これは間違いないことですから、そこに、特に労働力の不足というのが否応なく襲ってくるわけです。ほかの企業さんの社長さんになんかも伺いましたら、いや、うちももう検討段階に入っているよというようなことも返答をいただきました。ですから、たぶんこの西会津にあっても、この今ある既存企業が存続していくといえますか、企業として将来成り立っていくためには、やはりそういう外国人労働者というものの存在抜きには、もう成り立たない部分があるということ前提ですので、ぜひそういう人たちを受け入れるにすれば、全てが企業がやるべきことだけではないと。やはり行政がある程度、地域の、さっきも言った治安とか、安全とか、あるいは人間関係との中で、やはり皆さんが連携して、少なくともそこに西会津で暮らしている間は、西会津の住民なんだというぐらいとしての位置付けで、今後取り組んでいただきたいと思いますので、そういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 議場の皆さん、こんにちは。3 番、秦貞継です。本日は、事前の通告に従い、順次質問させていただきます。

はじめに介護保険事業、老人福祉についてであります。近年、少子高齢化が社会問題となり、本町においても高齢化率、後期高齢化率は増加傾向にあります。また、同居世帯が減少し、高齢者のみの世帯、高齢者 1 人世帯も増加傾向にあり、西会津町は直面する問題に対し、先を見据えた対応が必要と思われまます。町が考える介護保険事業、老人福祉の今後について伺います。

1 つ目として、町が目指す介護保険事業、老人福祉に対する考え方はどのようなものでしょうか。

2 つ目として、老人福祉向上のために、社会福祉法人西会津町社会福祉協議会への委託事業の成果、検証はどのように行われているかであります。

次に、西会津高校活性化の取り組みについてであります。昨年 9 月の一般質問で、西会津高校の活性化対策について質問しましたが、その後の町の取り組みや今後の西会津高校支援の方向性について、以下の点を伺います。

1 つ目として、前回の答弁では、プロジェクトチームを立ち上げ、方向性と具体的な支援のあり方について考えるとありましたが、どのような結果になったのでしょうか。

2 つ目として、地域おこし協力隊による西会津高校支援はどうなったのでしょうか。

3 つ目として、魅力ある西会津高校にするため、さらなる施策を町は考えているのか、であります。

以上の点について質問いたします。町側の明解な答弁を求めます。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 3 番、秦貞継議員の介護保険事業・老人福祉についてのご質問にお答えします。

本町の高齢化率は、2月1日現在、45.16パーセントと国の数十年先に行く高い水準となっています。今後も高齢化が進んでいくことが予想されるとともに、独居や高齢者のみ世帯の増加、集落機能の低下などによる介護力の低下や、高齢者を支える人材不足など、今後も多くの課題に対応していく必要があります。

このような状況の中、町では今年度から取り組んでいる第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画において、高齢者を支える基本的な考え方として、介護が必要になっても、また、認知症になったとしても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療や介護、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進していくこととしています。

これは、医療や介護、生活支援サービスの充実のもとより、それに関わる人達が密接に連携し、高齢者を支えるシステムです。特に、認知症対策の推進、生活支援・介護予防対策の充実、介護サービスの充実、在宅医療と介護との連携を重点的に取り組んでおり、今後も関係機関と情報を共有し、連携を強化してまいります。

次に、社会福祉法人西会津町社会福祉協議会への委託事業のご質問にお答えします。社会福祉協議会への委託業務は、地域福祉の推進のために、民生・児童委員協議会業務や心配ごと相談業務のほか、社会福祉専門員等設置事業を、介護予防推進のため、ミニデイサービスの運営や生活支援体制整備事業など、多くの事業を委託しております。

その委託業務の成果・検証につきましては、町と地域包括支援センター、社会福祉協議会で、業務運営についての定期的な連絡会議を実施するとともに、毎年の実績報告により業務の確認をしております。また、担当の課長であります私が社会福祉協議会の理事にも選任されておりますので、理事会等においても事業実績の確認を行っておりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、西会津高校活性化の取り組み状況につきましてお答えいたします。

ご質問のとおり、町では、西会津高校の1学年1学級規模の本校化を一区切りに、既存の支援策を検証するとともに、今までとは違った視点からの新たな対策を検討するため、西高活性化対策協議会の下、副町長をリーダーとした外部有識者など11名によるプロジェクトチームを昨年9月に設置いたしました。

本年2月までの間に計5回の会議を開催し、西会津中学校や西会津高校の生徒へのアンケートを初めて実施するとともに、現支援策の検証、新たな支援策について協議・検討を行い、昨年12月には、本年度第2回西高活性化対策協議会へも検討経過等の報告を行ったところであります。

プロジェクトチーム会議では、まず、西高に対する支援のあり方を検討し、生徒個々に寄り添った教育や、多様性のある学校生活を送れるような環境づくりを地域全体で支援する。という方向性が出されました。これは、少人数教育がメリットである西高の特色を生かすため、本町の地域の教育力を産官学民と連携した支援体制として構築していくものであります。

次に、地域おこし協力隊による西高支援についてであります。生徒目線での支援策を検討する中で、まず学校の中に、カフェのような生徒の居場所をつくり、生徒一人ひとりの相談を

受け、地域の支援体制などにつなげていくコーディネーターが必要ではないかと考えたところでもあります。生徒と先生という縦のつながりの中に、生徒の良き相談相手となる斜めの存在、年齢の近い外部の人材として、新たに地域おこし協力隊の配置を支援策の一つといたしました。さらには、その地域おこし協力隊に全てを任せるのではなく、地域の支援体制の中で、様々な分野の町民の皆さまのご協力をいただきながら町全体で西高生や地域おこし協力隊の活動を支援していくものであります。

現在、来年度から西高に入って活動していただく、教育分野の地域おこし協力隊の募集を進めているところであります。

次に西高魅力化のさらなる施策についてであります。先日、県教育委員会より県立高校改革前期実施計画が公表されました。その中で、西高は、地域協働推進校として位置付けられ、地域の教育資源を活用し、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組む探求的な活動により、地域への愛着や貢献意識を高め、地域との協働をさらに推進するため、コミュニティスクールの導入推進校とされたところであります。

この県教育委員会の方針と、地域全体で西高を応援・支援していくという西高活性化対策協議会の方向性も一致しております。また、夢の実現に向けて努力する人間を育成するとともに、地域のニーズに応え、地域と連携しての人材育成と地域活性化の一翼を担うという西高の教育理念に基づく学校経営を支援していくため、町としては、引き続き魅力化推進施策の協議・検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 まず、1番目の質問、町が目指す介護保険事業、老人福祉に対する考え方について伺っていきますが、今回の調査で、介護現場で働いている方々の意見もちょっと聞いたりしたんですけども、本当に現場で働いていらっしゃる皆さんの日々の努力に関しては、本当に頭が下がる思いでありました。あと、その今まで西会津、その他の地域を担ってきた先輩老人の方々を、温かいサービスで見守っている、そういった活動を毎日毎日続けている現場の方々に対しては、本当に心から敬意を表したいと思いました。

その今回調べていて、この質問は難しいなと思ったのが正直なところなんです。まず、最初に、先輩議員も以前ちょっとお聞きしたと思うんですけども、第7期介護保険事業計画、第8期高齢者福祉計画で出てきております小規模多機能型居宅介護事業所を、野沢、尾野本以外に1事業所の整備を検討するとありましたが、その後、1年しか経っておりませんけども、その後の進捗というのはどのようなものだったか、まずそこをお伺いいたします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問にお答えします。

まず、小規模多機能型居宅介護事業所の進捗状況ということでございますが、これにつきましては、第7期の介護保険事業計画の中で、野沢、尾野本地区以外、それから町の総合計画の中では、奥川地区に設置をしたいというようなことで、今回、総合計画の中では計上しているところでございます。その進捗状況であります。現在、来年度の新年度予算には、実施設計のための予算を計上しておりまして、これからその具体的な設置場所、それから規模ですとか、

そういったものについては、これから各種会議等で検討していくというところで考えているところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 建物のほうは、実施設計ということで、進んでいることは分かりました。ちなみに人材は大丈夫なんでしょうか。今ある福祉会のほうで対応されるような形なんでしょうか。その人の動きというのももう一度お聞きしたいと思います。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 小規模多機能型の人材確保という部分でございますが、まず、運営につきましても、先ほど言いました、ちょっとこれからの会議の中で、どういう方向でやっていったらいいのかという部分も検討していくことにしております。人材の確保につきましても、現在、やっぱり全国的に、会津管内でも介護職員の人材不足ということはいわれておりますので、それにつきましても、今後、人材確保ができるように関係機関等との話し合いは進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 奥川地区ということでありましたが、奥川地区が、確か少子高齢化率、高齢化率でずか、が一番進んでいて、なおかつ野沢の中心街から一番遠いところにあります。そこに関して、やっぱりサービスを希望される方、サービスを望む方もたくさんいらっしゃると思いますので、協議検討もスピーディに進めていただくことをお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、今期の、先ほど言った計画と、ちょっと省略しますが、計画から記載されている高齢者を支える体制づくりの中に、介護ロボットの導入の広がりを受け、各事業所と最新技術の活用について検討を進めると、あるんですけども、現在まで町側が調査、もしくは検討された結果がありましたらお示ください。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護ロボットの導入についてのご質問でございますが、介護ロボットの導入につきましては、国のほうでも積極的に進めていくというようなことで、29年度予算からいろいろ予算化して進めているところでありますが、現在まで各いろいろな介護施設の方とお話をしますと、やはり現在まで、コストの問題、まだ介護ロボットの普及が少ないものですから、ロボットの単価が高いですとか、あと、まだ操作性が難しくて、実際導入されている事業所、町内にはございませんが、事業所では、慣れるまで時間がかかるというような、いろいろなまだ問題がありまして、町内の事業所の中では、なかなか導入が進んでいない。

ただ、1点だけ、見守り支援ということで、センサーを付けて、ベッドから離れた際には介護員に知らせるとか、そういったものは導入している事業所がございますので、そういった部分では導入されておりますが、実際の移乗介護ですとか、移動の介護とか、そういったものに対するロボットの普及は、ちょっと今のところまだ進んでいないということが現状でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私が調べたんですが、これ国が、確かにロボットの導入、AIの導入、介護現場へ

の導入ということ、非常に検討されているというお話でしたが、私も同意見で、国としてもそれを進めていると。で、今、課長がお示しいただきましたのは、見守り支援というところでのA I、ロボットの導入だったんですけども、あとそれ以外に移乗支援に関して、移動支援に関しても、ちょっとまだ進んでいない状況だというお話でしたが、これ介護ロボットというのは、私が調べた資料だけでも12パターンありまして、排泄支援だとか、入浴支援、機能訓練支援、服薬支援、いろいろありまして、そういった確かに介護現場で働く方々のサポートは、ここがまず一番大事かなと思うんですが、家族、その介護が必要となっている老人の方々も、例えば、おそらくほとんどの方々が人力で対処されていると思うんですけども、そういった町内に住む方々も、例えば今言ったようなGPSを利用した見守り支援もそうですけども、そういったところを、例えば町民の方々にも浸透してもらったり、援助してもらったり、利用してもらうことによって、現場の方々の負担の減にもつながるのかなんていうふうに、私は思ったんです。

そういったところで、ちなみに、そのロボットに関して、それ以外の、今言った、課長がおっしゃいました3つの支援ロボット以外の、私が言った12の支援も含めてですけども、そういったそれ以外の分野の調査。

あと国のほうでは、先ほど言ったとおり、なるべくA I、ロボットを使って、人の負担を減らしましょうよということなんですけども、補助金等に関しても事業所単位でもありますが、私見たら、何か簡単なものに関しては、どうも補助金が出された例もあったようなんですけど、そういった事実というのは町側で把握されていたでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護ロボットのご質問でございますが、議員ご質問のありましたように、私が言った3つのほかに、いろいろ見守りですとか、あと入浴介助ですとか、そういったいろいろな部分でロボットなり、センサーなりが使われているというのは承知をしているところでありますが、あと、在宅でという部分で、センサーだったり、町の場合ですと、緊急通報システムというところを現在利用しておりますが、その中では、家庭において本人が、一日中、全然動かなかつたりとか、そういったときには、センター、アイネットという、若松にある企業なんですけど、そこのほうに通知がいつて、連絡がいくような、というような形での、そういったものは取り付けをしている家庭も数軒ございます。

あと、今ほどありましたGPS等につきましては、今後、来年度からモデル事業的にできないかというようなことで、現在、検討をしているところでございます。

あと、町内の介護事業所で補助を受けたところは把握しているかということですが、見守りセンサーの部分で、1事業所で取り入れるというようなことで、取り入れたというような話を聞いております。その際、補助を受けたかどうかというのは、ちょっと把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 今のお話ですと、その補助金に関しても、機械に関しても、何かあまり進んでいないのかなという、正直、感想を受けました。私が考えるのには、介護現場の人材不足というのは、もう早くからうたわれていて、現在も我が町においても、同じことが言えると思うんで

すけども、たぶんその日々の業務でいっぱいいっぱいなんじゃないのかなと、少ない人でそれだけハードな業務をこなしてね。人の命と直接関わる現場で、一生懸命頑張ってるらしいです。そこで、そこに関しては、行政に近い町側も情報収集をいっぱいして、こういう例えば機械も、今度開発されましたよと、ネットで私見たんですけども、実際A Iを搭載した、普通にこの辺、フラットな場所であれば、動いて物を取って届けるとか、そういったものもできるロボットなんか、今年の4月の受け付けで、8月導入だと思いましたが、そういったものも、非常に日進月歩で、どんどんどんどん進んでいるのが分かりました。

ここに関しては、まずは機械、その委託、指定管理をする我々、行政側のほうも、常日頃から、やっぱり情報収集をして、こういうのもありますよ、こういうのもどうですかと、こういう補助金も出るみたいなので、それに関してご準備されたほうがいいんじゃないんですか。要は、一生懸命頑張ってもらっている介護現場の方々が、さらにそのサービスに集中して、なおかついいサービスができるように頑張ってもらえる意味で、町独自の支援というんですかね、そういう考え方も今後は必要なんじゃないかなと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

本当に介護ロボット、A I等の技術の進歩というのは、本当に日々進歩しているというようなことでありますので、なかなか我々も情報、もう少しアンテナを高くして、情報収集に努めながら、各介護事業所のほうにも情報提供していきたいと思います。

また、国県からの補助なんかについては、常に情報がまわりますので、その際はスピーディに情報提供していくというようなことで対応させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 今、企業のお話ということだったんですけども、機械の中には大きなものだけでなく、国内において何千個、何百万個というふうに配布されている、その資料が、ちょっと今ぱっと出てこないんですけども、そういった介護ロボット、A Iもあるそうです。ごめんなさい、それが何かと言われちゃうと、ちょっと今、資料がぱっと出てこないんですけど、そういった情報、今、課長がおっしゃったとおりで、情報をまずはこちら側で仕入れて、あと、先ほど最初に申しましたとおり、介護現場はもちろんなんですけども、日々、毎日、要は家族の方々、支えている方々の負担がなくなる意味でも、そういった情報というのは町民に対しても発信していくべきだと思います。

なかなかそういった補助金だとか、新しい技術というのをつかむのは大変なご苦労かと思いますが、老人の方々って自分で何でもできれば問題ないんですけど、なかなかできなくなってきた人たちを助けるためのものですから、それは我々元気な人たちが、やっぱりどんどん情報収集して、助けていくように努力するべきだと思います。

ということで、次なんですけども、町、今、課長もおっしゃいましたが、私が一番その介護現場で大問題というんですかね、今、A Iの話もしましたし、最初に言った居宅介護事業に関してもそうなんですけども、私この町で考えられる介護に関する一番の問題というのは、

これから人材不足が一番かなと思っています。確かに委託と指定管理で、うちの介護、我が町の介護と福祉政策というのは進めているんですけども、その介護現場での人材不足に対する対処法、もしくは施策というのは、さらに今より一步踏み込んだようなことも考えていかなくちゃいけないと思うんですけども、現在、その人材不足に対する町独自の、もし考えや施策等があるのであれば、これからですね、今まである人材育成支援なんかはもちろんですけど、それ以外に、さらに踏み込んだものというのは検討されているかどうか、お伺いいたします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護職場で働く職員の人材不足というようなご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、先ほどもお話ししましたように、本当に全国的に、会津管内的に、町内的にも本当に人材は不足しているという状況でございます。ですので、現在、募集をしましても、なかなかこう人材が集まらないというのが現状であります。今のところ、何とか町の介護サービスを担っていただく人たちについては、何とか確保しておりますが、今後、本当にこれから、また新しい施設もできるという部分がございますので、今まで以上に人材の確保というのは大切になってくるのかなというふうに思っております。

そんな中で、町が今まで取り組んできた人材確保に対する取り組みとしましては、前はホームヘルパー2級の養成研修ということでしたが、現在は介護職員初任者研修というような形で取り組んでおりまして、今年度につきましても7名の方が受講されまして、全員、資格というか、卒業されまして、そのうち1人の方が、既に介護施設でもう働いているという状況もございます。これからもそういった形で介護職員が増えるような形での取り組みは進めていきたいというふうに考えております。

また、その介護初任者研修等を卒業されて、まだ職に就いていない方もおられますので、そういった方々にも声をかけながら、ぜひ介護職のほうに就いていただけるような働きかけなんかもしていきたいというふうに考えております。

あと、そのほかに、現在も福祉施設のほうに町内、町民の皆さんボランティアで結構入っている方が大勢おられます。そういうふうにボランティアだったり、あるいは、あとは外部委託というか、介護職員がやらなくて、外部に委託することによってできる仕事というのもございますので、そういったものは、こういったのはどうですかねというような提案なんかもしながら、そういう人材不足に対応できるような体制づくりということも介護事業所と相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 今のお話だと、たぶん入ってくる方々、すごく手厚く、そこまでやっているのかという、ちょっとびっくりした感じでありますけども、あちこちの情報を探しているうちに見たんですけども、目にしたのは、その離職率の高さというのも確かに目につきました。入ることはもちろんですけども、やっぱり人間って最初にぱっと就いた仕事で、いきなり成果をどんどん出すというのはなかなかなくて、何年か、何年か仕事うしていくうちに、こつを覚え、要領を覚え、そのうち自分で工夫を覚えて、で、人間というのは育っていく、その現場で要求される仕事がさらにできるようになっていくと思うんですけど、そうなったときに、辞めちゃった

り、いなくなったりするというのは、非常に失うものっていうのが大きいと思いまして、本来であればそこに関しては、各企業が努力して、介護人材を確保して、ほかに行かないようにというのはするべきところなんでしょうけども、そこに関しては、資格を取るまで、確か人材育成で介護職員初任者研修事業を平成10年から執り行ってきた、非常に素晴らしい、何百人という実績を出してきているのは分かるんですけども、そういった方々が、例えば、勉強して、職に就いて、そのあと1年経ったころにでもいいですけども、例えば悩みを聞くとか、そういった町で育ててあげた人たちですからね、その辺をお話を聞くような機会というのはできないんでしょうかね。ちょっとお伺いいたします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護職員の離職率が高いというようなご質問でございますが、実際、各種データ見ますと、ほかの産業と比べても、若干、やはり介護職は高いというデータが出ております。その辞める理由というので一番多いのが、業務に関する心身の不調ということで、腰を痛めたりとか、これ全国ベースの調べでありますけれども、それが一番高いです。そのほか、同じくらいのレベルなんですけど、法人、事業所の理念や運営のあり方に不満があるとか、あるいは、職場の人間関係に問題があった。それから、収入が少ない。労働時間、休日、勤務体制が合わなかったというのが大きな、離職率の高い理由にあげられております。

ですので、皆さん辞めるときというのは悩むと思いますので、そういったときに悩むところに相談体制づくりということだと思うんですけども、なかなか町としてそこまで事業所の中に入れるかという、なかなか難しいものではありますけど、そういった体制づくりが各事業所でできるようなことで、町としても働きかけはしていければというふうに考えおります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 その指定管理者制度、以前の小泉内閣のときにできたものだったと思いますけれども、この指定管理者制度、また委託制度というのは、例えば複数の会社があって、その会社同士が競い合って、例えば、よりよいサービスを目指して、どこがいいですかというふうに委託指定していくというのであれば、私はその企業の適度な競争と、工夫、創意のもとでいいサービスというものができていくと思うんです。

ただ、うちの町に関しては、委託とか指定管理もみんなそうですけども、ほぼほぼもう結局、ここしか受けるところないですよと、適度な競争というところに関しては、ちょっとやっばり町としての規模も小さいというのもありますけども、ここ、どうなのかなというのが、ちょっと私、個人的には疑問を持ったところです。

今後、その方向性、たぶん介護人材も不足してきて、なかなか現場でも日々の業務でいっぱいになると思うんですけども、今後は町の立ち位置も含めた考えというんですかね、新しい方向性というんですかね、それも模索、検討したほうがいいと思います。これに関しては、今回、私が調べて思ったことで、ぜひ検討してみてもいいかなということ、お伺いいたします。町の立ち位置について。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをしますが、まず1点、町が指定管理をしております事業所につきま

しては、介護老人保健施設とグループホームの2つでございます、介護事業所としては。それ以外のものにつきましては、各社会福祉法人が自主的にというところとありますが、運営をしているものでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

その中で、町長も言っておりますように、町の、西会津町って本当に、なかなか地域性がある、ほかから事業所がこないという部分がございます。そういったことで、現在は3つの社会福祉法人が運営をしておりますが、なかなかやはりそれ以外の方々が来て、町に来て介護事業をやるかという、なかなかそれはできないということがありますので、当然、町が介護事業についてもある程度責任を持ってやっていく必要はあるのかなというふうに考えておりますし、町長も常々そういうふうにおっしゃっておられますので、そういった方向性は堅持しながら、今後も介護保険事業が円滑に、よりよく運営できるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 本当に人の血の通った介護が一番必要かなと思います。そこに関して、先ほど社協に関しては、理事に課長が入っているということで安心しましたので、特には踏み込んで言いませんが、そちらに関しても、様々なサービスありました。いろんな取り組みをやっている自治体がありましたので、そこもぜひ参考にしてください。

あと、やっぱり現場で働く人間が理解して、その介護の必要性、老人の人たちを守る必要性、重要性というのを理解して、それを行動に移さないと、利用する老人の方々というのは満足できたサービスというのは、なかなか得られないと思います。そこに関しては、ぜひ今後とも努力していただきたいと思います。

また、課長、今回はご明解な答弁をいただきありがとうございました。窓口でもいろいろ詳細にわたって説明していただきまして、今、言いましたけれども、機械やAIというのは、確かに人を助けるものでありますが、それに丸っきり頼るものではないし、そこに関して、やっぱり最後は人の思いだと思います。それこそ課長の思いがですね、今後の西会津町の介護福祉行政に生き続けることを願って、次の質問に移ります。ありがとうございました。

次、西会津高校活性化の取り組みについてであります。プロジェクトチームを立ち上げて、先ほどの答弁でもお答えいただきましたが、具体的な、個に寄り添うということでありましたけれども、具体的な施策というのは、どのようなものが今あがっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げたんですけれども、プロジェクトチームの検討の中で、西高を支援していくには、どういう支援がいいのかということを経5回にわたって検討した結果、やはり西高らしさ、西高の特色を生かしたほうがいいということで、そうするために、まず1点目としては、その地域おこし協力隊を配置する。それが支援策の、まず1つ目だということになったわけでございます。そのほか、いろいろ検討していることはございますが、まだ継続的に検討しているというような状況でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど来、地域おこし協力隊という話が出ではいるんですけども、これちなみに現在までの問い合わせ件数とか、分かりますか。町に対する問い合わせ。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 西会津高校の、外部と、要はよき相談相手となるために、地域おこし協力隊に入っただけということでしたが、この施策ですか、この協力隊を募集するということですが、ちなみにこれはやる人というんですか、協力隊というのは決まっているんですか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 地域おこし協力隊の募集活動につきましては、昨年12月と、それから今年1月と、首都圏におきましての、そういうイベントがございましたので、そこに職員を派遣しまして、募集活動をしてきて、何件か問い合わせはあったわけですが、今のところはまだ決定しておりません。引き続き募集中でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私が調べたところだと、やっぱり全国的に地域おこし協力隊による学校支援というのは、非常に増えている状況でありました。その中でも、西会津を選んでもらうためには、西会津は、要は選ぶ側の地域おこし協力隊の方々が、行ってみなたいな、やってみたいな、その現場に行きたいなと思ってもらう工夫や情報発信というのが必要だと思うんです。

さっき言った、私は町側の答弁の、生徒のよき相談相手となるための斜めの存在というのは、非常になるほどだと、この仕事をやってほしい、あれをやってほしい、これをやってほしいと呼ぶと、私どうなのかなと思ったんですよ。その人らしさ、来る地域おこし協力隊の人たちの、その人らしさというのが、なんかどうも失われるのかなと思っていたので、方向性はいいと思うんですけど、ここ、その情報発信をどのようにしていくかというのが非常に重要で、そこに関しては、今のお話ですと、募集活動に行ったといったんですけど、ネット上とかそういったところで、私いつも言うんですけど、情報発信というのはされていないんですか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 地域おこし協力隊の募集活動につきましては、引き続き行っておりますし、当然、ネット等におきましても、しているところでございますが、今ほど議員ご質問のとおり、教育分野の地域おこし協力隊につきましては、全国的にもかなりあちこちでありまして、正直、競合している部分が大きいということでございます。

これは、プロジェクトチームの外部の専門家の方からもアドバイスいただいたんですが、そういった意味で、今、本当に議員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊が西会津に来ていただける、選んでいただける、それを全面に出していかなきゃいけないというふうに思っております。その1つが、西高魅力発信隊の活動であります、いわゆるイノベーション教育、これを西会津に来るとできると、こういったことを魅力としまして、ただいま募集活動しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そういったところですか。やっぱりこの高校にしかない、この地域でやっている、取

り組んでいる重点施策、これはおもしろそうだなという、やっぱり魅力がないとなかなか来ないと思います。それはもちろん魅力の1つではありますが、もう1つが、さっきほかの地域おこし協力隊でもいわれていますけれども、3年後ですよ。3年後どうなんですか、自分たちの3年後はどうなんですか、そこがやっぱり見えないと、自分だったらそうですよね。ここに3年いて、あとその後は分からないという見通しが分からないというのは、非常に怖いんじゃないのかなと。あと、西会津町はほかの市町村に比べて手厚くと言っていますけれども、例えば住む場所だとか、生活環境に関しても、ここまでこういう配慮をしていますよと、ですから、どうか選んでもらえませんかというような努力も必要ではないかなと思うんですが、町側の見解をお伺いいたします。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

今、議員おっしゃられたとおりでして、その3年後というのが本当に、やっぱり教育分野については、ほかの分野と違って、なかなか大変なところだというふうに認識しております。ほかの分野であれば、3年後に起業してということで、仕事としてというところができ得る、見込が立ちやすい部分もあるかと思いますが、教育につきましては、例えば隣の阿賀町等でやっているような、例えば学習塾といいますか、塾ですね。その起業というのが一番分かりやすいと思うんですけども、それ以外はなかなか、その起業という部分が起こしづらいといいますか、やっぱりそういう教育分野の特殊性があるなというふうには認識しております。

一方で、先ほども申し上げましたとおり、特色ある教育をすることが、その協力隊員の経験だったり、スキルアップにつながるようなことを西会津高校ではやっていきたいというふうに思っていますので、ぜひそこに絡んでもらうことで、一緒になってやってもらうことで、その隊員のスキルアップによって、その次のステップにいきやすいような活動をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 今言ったところ、非常に重要だと思いますし、そこを外部から見て分かりやすくしてあげる。で、やっぱり安心感だと思うんですよ。そこに行ってみたいなという、もちろん希望もあると思うんですけども、その先まで、ちゃんとこの町は考えていてくれるんだなというところまで、やっぱり我々は、先進地はほかに自治体ありますけども、そこに負けないで取り組むには、やっぱりそこまで気を配るべきだと思います。そこに関して、一生懸命努力されているということなので、さらなる情報発信を含め、努力をお願いいたします。

あと、その3番目なんですけども、前回ここ、お話ししようかなと思ったら時間がなくなって、できなくなっちゃったんですが、その魅力ある西会津高校にするためということなんですけども、先ほどはそのプロジェクトチームの話と、だいたい地域おこし協力隊の方向性というのをお話いただきましたけど、前回も提案しようかと思ったんですけど、その子ども、要は生徒さんですよ、そこにいる生徒さんが、ああ、この学校で卒業式を迎えたときに、ああ、こういうことがあってよかった、ああいうことがあってよかった、楽しかったと、これが一番の有効な施策の方向性だと私は思うんですが、で、まず、産官学民という、さっき単語が出てきまし

たが、調べたら、民間でも、私、よく教育長がおっしゃっています産官学民の連携は、義務教育では、私、研修先でもお話聞きましたけれども、高校に関しても、そういったところに入っている民間の支援というのもありましたが、こういったことに関しては調査されましたでしょうか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 先ほど、第1回目の討論で申し上げましたとおり、議員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊をバックアップするといいますか、地域おこし協力隊に丸投げしない体制も含めまして、そういった産官学民の地域の支援体制をつくっていくというふうに申し上げたわけではありますが、このもう少し分かりやすいイメージをプロジェクトチームでは会議に出しております。

例えば、西高生のニーズの中に、学力向上のニーズがある。または、地域と連携したいというようなニーズがある。それから、進路についていろいろ考えているというようなニーズがある。こういった様々な西会津高校生のニーズに対しまして、産官学民としまして、例えば、学力向上の部分であれば、西会津にいらっしゃる、元教員の皆さん、退職された教員の皆さま方によります放課後の指導だったり、そういった部分。それから、同じく、例えば会津大学のほうと連携して、何か授業だったり、特別講義だったりというのをお願いできないか。

一方で、地域の連携の部分では、西高の同窓会さんだったり、あとは地域の住民の方々に、そういう西会津の特徴的な地域の活動を、一緒になって体験できるようなことに協力していただく。また、進路の支援の一環としましては、本町の商工業、もちろん農林業、そういった生徒の皆さんが将来就きたいとなるような職業体験でしたり、経験、経験された、そういった、今、働いていらっしゃる町内の企業の方々の講話だったり、要はそういうことを産官学民と申し上げまして、そういった地域の人たちに西高の支援をしてもらう、そういう体制づくりのことを、今回やっていこうというふうに考えているところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私、次、それを言おうかなと思ったんですが、言われちゃったんですけど、先ほど言った産官学民というのは、AIを活用したところでも、高校に入っている、成功例も多々ありました。そこに関しての産官学民も、ぜひ検討してみてください。小学校、中学校はそういうふうにして進めると言っていますので、そこからつなげて、西会津高校までいけるような体制づくりや方向性も検討したほうがいいと思います。

あと、本当に私も、実は同感で、そのコミュニティスクールとして西会津高校を存続するという方向性が決まったので、その、先ほど来、課長も話出ていましたけれども、地域ですね。学校に丸投げするんじゃなく、お金だけじゃなく、やっぱり地域の人たちも、私も携わっていくということは非常に大事だと思います。で、そうやったらどうでしょうかという案、今言ったように学力支援を、例えば先生を退職された方とか、そういった方に助けてもらったり、進路に関して、地元企業の人たちのお話をいただいたりするというのは、私は非常にいいなと思って、言おうかと思ったら言われてしまったんですけども。

本当にぜひその辺も、例えばですけども、西高応援隊のような登録制度、もしくはボラン

ティア組織を、例えばつくって、そこに登録している人に助けてもらうとか、もしくはその人が、毎回、毎回その人ばかりやるんじゃないくて、そういう登録者をいっぱい増やして、協力してくれる人を探すという、そういった体制をつくるのが、効率的な西会津高校支援につながると思いますが、町側の見解をお伺いいたします。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

これもプロジェクトチームの中で、幾度となく議論している中で、まさに今おっしゃったような形で、西高応援隊というような、ちょっと仮称の名前も出てきました。ただ、そういった形でやる前に、まずはその子どもたちが、生徒たちが応援してもらいたい、そういったニーズを探そうということからスタートするようにしまして、当然そのニーズ、先ほど申し上げましたように、応援隊組織みたいな部分でバックアップする支援体制も合わせて考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひよろしく申し上げます。やっぱり今お話あったとおり、子ども目線が非常に大事だと思います。

それと、私、考えているんですけど、その西高魅力発信隊の活動もよく目にするんですけども、よくよく考えてみると、例えば、ずっと西会津高校にいる、在籍している子どもというのは、全員が全員ではないですけども、例えば町内で生まれ育って、高校卒業するまでずっと西会津を見てきた、そういう西会津高校にいる生徒、中にはそういった子もいらっしゃると思います。そういった子どもですか、生徒さんを見たとき、よくよく考えてみると、西会津をよく、非常に知っているんですね、そういう子どもというのは、自分が子どもの立場で地域の人たちと一緒にふれあいながらいろんなことを勉強している。で、そういった子どもたちが、例えばほかで、その高校から先、例えば西会津以外の他市町村や、いろんな自治体のいい事例や、そういったものを勉強して、さらにスキルアップして、で、私、西会津、具体的に言うと、西会津町役場に入ってますね、頑張ってくださいなんていうのも、私は方向としてはいいのかなと思ったんです。

よく教育長がおっしゃってらっしゃいますけど、学力、学力、確かにテストでは点数、もちろん大事だと思いますけども、今、一般的によく言われているのが、コミュニケーション能力です。人とふれあう力、人に何かを伝える力、そういった力がなかなか今の子どもたちは欠けていると、そういったところでは、元気のいい西会津高校生なんか、ぜひこういったところで働いて、自分の愛着を持った西会津町を現場で支えていってもらうような人を、迎え入れるだけじゃなくて育てるという方向性も考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 職員の採用試験のご質問でありますので、担当課の総務課でお答えいたします。

職員の採用試験につきましては、原則、競争によるものが原則でございます。今、秦議員が申されたようなコミュニケーション能力とか、いろんな町を知っている。それも競争の中では強みだと考えております。また一方、ここ数年、西会津高校の現役の生徒さんの本町の採用試

験の受験、応募がずっとありません。それが現実です。

そのことから、町といたしましても、西高活性化対策等によりまして、西高の生徒さんが、この町を受験していただける環境の整備を図りまして、多くの西高の生徒さんが本町に入っていただけるようになれば、大変ありがたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 柔軟な答弁、ありがとうございました。

あと、最後に何点か申し上げますが、町の施策も、もちろん非常に手厚く一生懸命お考えになって、検討されているようでしたが、学校との調整というのは非常に大事だと思います。やっぱりこちらからお伺いして、学校がどう考えているのか、町がこう考えているけれども、受け入れる学校はどうですか、そこら辺もやっぱり気を配って、現場の意見をぜひ取り入れていただきたいなと思います。

あと、これは個人的なお願いになっちゃうかもしれませんが、私は、何回か教育長とは、教育長室でお話をお伺いしたり、いろいろ教えてもらったりできるんですけども、私もうちょっとね、教育長、いろんなどころに出て、町民の方々や学校の先生はもちろん、先生とは接触されていると思いますけども、その子どもたち、現場にいる子どもたち、それは確かに検討会議で一生懸命考えてくださる方々いらっしゃいますけども、教育長自ら、やっぱりそういったところに出向いて、その人たちの目を見て話を聞いて、また、保護者さんとふれあう機会も、これは高校に限らず、小中にもなると思うんですけど、学校教育全体だと思いますけども、そういったところで、やっぱりどんだんふれあってほしいなと思いますが、最後ち教育長の思いをお聞きいたします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 今、議員のおっしゃたとおり、まさに人とのふれ合いの中で、教育ができると私は思っております。できる限り、私としては、この1年、子どもたちの中に入り、取り組んできたつもりではいるんですが、まだまだ足りないところがあるかと思います。そういう意味では、より多く皆さんの中に入って、これから西会津の町の教育改革に取り組んでいく決意でございますので、今後とも議員の皆さまのご支援をいただきながら、進めていく決意でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 先日、新聞報道等で大々的に報道されましたけど、福島県では高校再編がこれから進みます。西会津高校もその荒波の中で生き残っていけるように、さらなる施策も必要だと思いますけども、西会津高校がよりよくなるように願ひまして、私の一般質問といたします。

○議長 暫時休議します。(11時52分)

○議長 再開します。(13時00分)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から8年が経ちました。発生時刻の午後2時46分に、犠牲者のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。その時刻が本会議中の際は、

暫時休議にしますので、ご了承願います。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さん、こんにちは。2番、薄幸一でございます。本日、3月11日は、東日本大震災と東京電力福島第1原子力発電所事故が発生して丸8年になります。震災関連死を含め、犠牲者は2万2,131人で、行方不明者は2,533人にのぼり、避難生活を余儀なくされている方々は、依然として5万人以上もいらっしゃいます。平穏で無事な生活が一日でも早く訪れますよう、心からお祈り申し上げます。

さて今回は、2つのテーマについて伺います。

1つ目のテーマとして、道路整備についてであります。新郷地内は道幅が狭く、いつになったら道幅が広がるのかの話は、以前からありました。地域住民の安全安心な通路の確保や、産業経済の振興、通勤や通学、通院などの生活に欠かせない地域の道路として重要な役割があります。

1番目、縦貫道路の樟山バイパス、一部通行できるようになりましたが、縦貫道路の天王前の地内の完成予定はいつごろになるか伺います。

2番目、縦貫道路の通行できるようになりましたが、樟山集落地内は2年ほど前に、少し補修がされていますが、いまだ完成されている状況ではありません。樟山集落地内の道路の整備はいつごろになるか伺います。

3番目、今まで測量した形跡がありますが、一向に工事をしているところを見たところがありません。早期着工と予算の確保を望み、道路ができれば生活も一新すると思います。今回、県道上郷・下野尻線及び新郷・荻野停車場線整備促進期成同盟会が設立されました。町では、どのような要望を積極的に進めていくか伺います。

2つ目のテーマといたしまして、健康増進に向けた取り組みについてであります。

1番目、健康寿命が延びていると思われますが、健康寿命を延ばすには、若いころから食事や運動、健診の受診などの健康づくりに取り組んでもらうことが大切だと思います。町では、健康寿命延伸のため、若い世代への保健指導にどのように取り組んでいるか。また、健康増進に向けた指導のあり方について伺います。

2番目、家庭血圧計の普及と、それに活用した血圧管理を推進していますが、町民の理解度についてどれだけ把握しているか伺います。

3番目、どうする、これからの健康づくり、百歳への挑戦のその先へ。と題して、諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生による特別講演が行われます。健康づくりのアドバイスを受け、健康寿命の延伸に向け、町民にどのような方法で周知するか伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、薄幸一議員の県道上郷・下野尻線及び新郷・荻野停車場線整備促進期成同盟会設立に関するご質問に、お答えをいたします。

県道上郷・下野尻線及び新郷・荻野停車場線につきましては、両路線とも産業経済の振興、通勤、通学、通院など、生活に欠かすことのできない重要な路線であると認識しております。

しかしながら、いずれの路線も幅員が狭く、急カーブで見通しが悪いなど、大変危険な箇所もあることから、当該路線の整備促進は、地域住民の皆さんの悲願となっております。

このような状況を受け、町といたしましては、当該路線の整備促進や事業化を図るため、毎年、県の関係機関に対し地域課題検討会等、あらゆる機会を捉えまして、要望活動等を行ってまいりました。

今般、地域住民の皆さんの切なる願いと、県道の整備促進を町全体の課題として捉え、要望活動等を一層推進するため、去る2月28日、県道上郷・下野尻線及び新郷・荻野停車場線整備促進期成同盟会を設立したところであります。

今後は、本期成同盟会会員が一丸となり、当該路線の整備促進を図るため、関係機関に対し積極的に要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、道路整備について、お答えいたします。

はじめに、県道上郷・下野尻線の天王前地内の完成予定についてであります。福島県喜多方建設事務所によりますと、今後、用地測量を実施し買収に向けて作業を進めていくとのこととあります。しかし、この地域は埋蔵文化財包蔵地となっていることから、試掘作業が必要であり、状況によっては本発掘作業も伴うことから、現時点で完成時期は未定であるとのこととあります。

次に、樟山集落内の道路整備の時期につきまして、お答えいたします。県道上郷・下野尻線のうち、樟山集落内の県道部分は、樟山バイパスの完成に合わせ、県が必要な修繕を行ってから、町に移管される予定であります。県では、先に述べた天王前地内の改良工事の進捗状況を見ながら、樟山集落内の道路整備を進めていくとのこととあり、現時点で施工時期については未定とのこととあります。

今後とも、町としましては、県道の整備促進を図るため、用地交渉や発掘調査などについて、協力してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、健康増進に向けた取り組みについてお答えいたします。

まず、1点目の健康増進に向けた指導のあり方についてのご質問であります。健康寿命延伸のためには、町がこれまで健康づくりの三本柱として取り組んできた食生活の改善、運動の習慣化、健診の定期受診が重要であることから、健康の自己管理意識の高揚と、働き盛り世代から継続して取り組める環境づくりに向けて、様々な保健指導を実施してきたところであります。

しかし、保健指導の課題として、働き盛り世代の多くが加入している社会保険加入者への保健指導は、加入保険の関係から健康づくり教室参加者やがん検診受診者など限定的であったため、町内企業で働く方の健康課題の把握が難しい状況でありました。

このようなことから、町が中心となり、県や保険者、町内企業等と連携し従業員の健診結果

等から健康課題を洗い出し、その対策を検討することを目的に、昨年 11 月に、西会津町事業所等健康づくり連絡会を組織し、働き盛り世代の健康づくりを支援する体制を整備したところがあります。

今後は、関係機関が連携し町内企業の健康づくりへの支援を行い、働き盛り世代からの健康寿命延伸に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、血圧管理についての町民の理解度についてのご質問にお答えいたします。町ではこれまで、家庭血圧測定的重要性を理解していただくため、血圧の正しい測り方や家庭血圧の正常範囲等について、各種健康づくり教室や広報紙、町民健康カレンダー、ケーブルテレビなどにより周知してきたところであります。

また、家庭血圧測定については、在宅健康管理システムの運用終了にあわせ昨年 10 月から町内 20 カ所で血圧管理教室を開催し、昨年 12 月に創設いたしました自動電子血圧計購入費補助事業の。失礼しました。

昨年 10 月から町内 20 カ所で血圧管理教室を開催し、延べ 302 名の方に参加していただいたほか、昨年 10 月に創設しました自動電子血圧計購入費補助事業の申請件数も 2 月 25 日現在で 307 件となり、家庭血圧測定的重要性に対する理解が着実に浸透しているものと考えております。

今後も家庭血圧測定の大切さを理解していただくため、引き続き様々な機会を捉えて周知をしてまいります。

次に、健康づくり特別講演会における町民への周知方法についてのご質問にお答えいたします。町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、本年 4 月から長野県を全国トップの長野県に導いた、諏訪中央病院名誉院長で作家の鎌田實先生に、本町の健康づくりアドバイザーとしてご協力いただけることになったところであります。

また、3 月 17 日には新たな健康づくり事業のスタートとして、鎌田先生から、どうする？これからの健康づくり“百歳への挑戦”のその先へ。と題してご講演をいただき、新たな健康づくり事業と健康長寿のまちづくりの機運を高めてまいります。そのため、多くの町民の皆さんにご聴講いただけるように全世帯にチラシを配布したほか、町内商店等へのポスター掲示、ケーブルテレビやホームページ、広報紙によるお知らせのほか、町内の各種団体等にも聴講のご案内をしております。

また、講演内容はケーブルテレビで放送できないことから、後日広報紙などへ講演要旨を掲載し、聴講できなかった方へも周知する予定であります。

なお、鎌田先生の健康づくり講演会は、町民の皆さんや関係者の健康意識の維持・高揚を図るため、4 月から始まる新たな健康づくり事業の進捗にあわせて、来年度も開催してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 2 番、薄幸一君。

○薄幸一 順次質問させていただきます。天王前の完成予定はいつかということで、まだ分からないというような、今のところできないと言ったほうがいいですかね。発掘調査などがあって、また用地交渉があるから、当分できないという話だと思いますが、逆に言うと、あと何メ

ーターくらいというんですかね、距離的に、もしつくるとして、用地買収が終わって、工事が始まるとなれば、何年くらいでもしできるわけですかね。それはまだ分からないですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 県道上郷・下野尻線、天王前地内の完成の見込みというようなご質問にお答えします。

現在、私ども町も、県の皆さんと一緒に用地交渉等の立ち合いをするなどして、鋭意前進するように、この間、努めてまいりました。ただ、ようやくその目途が立ったということでございまして、これから詳細な測量設計なりして、用地を決める。それから、その用地の買収に入るというような手順。その間に、先ほども答弁申し上げました埋蔵文化財の関係が、その先にくるということですので、県としても、今のところ詳細なスケジュールは、まだお示しできないというような状況でございます。

それで、延長等につきましても、詳細な測量が終わって、確定するというような内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 その下の2番の、樟山地内の道路整備はいつごろになるかということで質問させていただいたときは、まだバイパスのほうが、今、完成していますが、そっちのほうも県道全体が終わらないと樟山の地内も、まだ終わらないということですが、今、2年ほど前に、とりあえず、本当に荒れていた舗装も、少しは穴を埋めた感じで舗装はされています。通行はできるような、なっておりますが、近くには国際芸術村があったりとか、あと、村の中の、集落の中はそんなに車通るところではありませんが、国際芸術村に、また大型バスが来たりすると、やはり道路がちょっとまだ傷んでおりますので、もう少し早くといいますか、払い下げになる前にやってほしいなと思っておりますが、最終的には、県道ができて町道に払い下げになるということですね。全て完成して、町道に払い下げになるということによろしいですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今、議員、質問の中でおっしゃったとおりでございます。県道上郷・下野尻線の樟山集落内の県道部分、これは県としましても、そのバイパス部分を優先的といいますか、重点的にまず進めさせてもらいたい。そして、その目途が立ったところを見計らって、樟山集落内の現在の県道部分を修理する。それで町に引き渡すというようなことで話し合いは進めております。

あと、当然、現在も県道として樟山集落内、使っておりますので、何といいますか、必要最小限といいますか、そういったものは対応していただけるのかなというふうに思っておりますが、全面的な移管までの修復については、もう少し先というような状況でございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 集落内は消雪パイプも入っておりますので、あれも、やはりちゃんと整備して払い下げということによろしいですよ。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 集落内の修繕の確認についてお答えしたいと思います。

今、話し合いを進めている要点で申し上げますと、まずは当然、現道の修繕、それから、今、議員もおっしゃった消雪施設の修繕というような、大きく言いますとその２点で調整中でございます。

○議長　　２番、薄幸一君。

○薄幸一　　今度、３番目の県道上郷・下野尻線で、期成同盟会が設立されました。本当に今まで新郷地区というと道幅が狭く、本当に期成同盟会つくって道路を整備してほしいという声が昔からありまして、本当に２月２８日ですか、町長を会長として設立されまして、本当に私も嬉しく感じております。今後、今まで少し道路整備が遅れていますので、本当にこれから少し加速度的に道路を整備してほしいなと思っております。そして、顧問にも県会議員の先生方３名の名前が載っております。本当にこれから町長の手腕を発揮されると思いますので、一言町長からお言葉いただければなと思っております。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　期成同盟会ができたばかりでありますけれども、薄議員もその役員の１人になられているわけでありまして、これからも力を合わせて、縦貫道路のほうも新郷部分については、ほぼ、もうちょっと残っていますけど、目途がつけました。これからは、上郷・下野尻線、それから新郷・荻野停車場線のところの整備の方に、今度は全力を投入してまいりたいと思いますので、ひとつ、また力を貸していただきたいというふうに思います。

○議長　　２番、薄幸一君。

○薄幸一　　この前の期成同盟会、立ち上げのときは、新郷区長さんが１０数名参加いたしまして、本当に新郷地区の要望でありました期成同盟会が立ち上がったということは、本当に私は嬉しく思っております。

次に移ります。次は、健康増進に向けた取り組みについてであります。１番目に、健康寿命が延びていると思われましてというのは、本当に延びていても、５０代、６０代の方が亡くなれることもあります。本当に８０代、９０代、天命を全うされる歳になるまでいくというのか、百歳、昔は百歳に挑戦ということがスローガンといたしますか、そういうふうに町のスローガンがありまして、健康が一番というスローガンもありました。今、百歳に挑戦じゃなくて、百歳を超える方が本当にたくさんいらっしゃいます。

そのためには、やはり若いときから健康管理をちゃんとしていかなければならないと、先ほど答弁いただきましたけれども、やはり若いときから食べ物、やはり健診をちゃんとしておくということが必要だと思いますが、食事といっても、今、様々なものがたくさんあります。加工食品とか、添加物の入ったものがいっぱいあります。それで若いときから健康をちゃんと管理しなさいというのも、なかなか難しいこともあります。今、食生活が重要視され、また、運動が重要視され、そして健康寿命を延伸するんだということでもあります。食生活について、当たり前前に食べていても、添加物が入ったものや、油物が多いような現代だと思っております。

これをなかなか食べるものを選択するのは難しいのでありますが、これを食べたら体に悪いよとか、これを食べれば、少し健康にいいよという、今テレビでは少し皆さん勉強されているから分かるかもしれませんが、分からない人に、町は、これを、油物を食べたら体に悪い、糖

尿病になりますよとか、そういうチラシとかそういうものに対しての周知みたいなものはありますでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 食事についてのご質問でございますが、町ではこれまで、栄養と正しい食生活の普及ということで、様々な健康づくり教室で周知をしてまいりました。その中で、特に力を入れてまいりましたのが、野菜の摂取量の増加、それと、塩分の適塩、3つ目が朝食の欠食率の減少ということで、大きくその3つを町民の皆さまにはお伝えをしてきました。

特に野菜につきましては、ミネラル、あるいは食物繊維とか、いろいろな栄養素が入っておりますので、町が取り組んでおります生活習慣病の予防に非常に効果があるということでございます。食塩につきましては、ご承知のとおり、取り過ぎについては高血圧になって、重大な疾病につながるということで、食塩の分。あと、3食正しくとりましょうということで、特に朝食の欠食率の対策をこれまで行ってきたところでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 食事も大切、運動も大切ということをよくいわれますが、食事は家族で食べたり、自分でこうつくって食べたりします。運動も皆さんに合わせて一緒に運動したり、自分で体を動かしたり、ストレッチをしたりと、そういうことをされている方もいらっしゃいますが、本当になぜ運動が必要だということは、なぜ運動しなければならないのかということ具体的に、何か証明できるみたいなものがありますでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 運動がなぜ必要かというご質問でございますが、運動は、習慣化することによって効果があがるといわれております。その目的としましては、特に1つ目としまして、適正な体重を維持するという面では、運動が非常に大切なのかなというふうに考えております。また、運動することによりまして、骨でありますとか、関節、筋肉、こういったところを鍛えることによって、高齢になっても立つとか、歩くとか、そういった自立した生活を送るためには、そういった常日頃からの運動が大切なのかなというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 体を鍛えて、足腰を丈夫にする。誰しもが漠然と分かっておりますけれども、あまり運動しすぎると体も壊すこともあります。ほどほどに運動は必要だということは私も分かっております。そして、あと内蔵を強くする、足腰を強くする、そして、歳をとっても元気でいれる、自分の体は自分で守るみたいな感じでもあります。本当に私もあまり運動はしませんけど、昔は運動はしていたんですけど、このごろ運動不足でちょっと太り気味だとよくいわれます。やっぱり自分のことも気を付けていかなければならない。この質問も、皆さんに質問するより、自分に質問しているような気がいたしますけど、やっぱり今の課長の話だと、やっぱり運動が必要だということは、もう少し運動できる施設もまた必要かなと思っております。

話はちょっと変わってしまいますけれど、施設があると、特に冬なんか、雪の中で除雪ぐらいの、家のところで除雪するぐらいの体の動かし方はできますけど、今年は雪少なかったから外に出て散歩はできますけど、本当に大雪のときは家の中でじっとしていなきゃならないとい

うことで、本当に体を動かす機会が少なくなってきましたから、それで、やはり体を動かすことが必要だ、内臓を丈夫にすることが必要だといえ、運動できる施設も必要だというふうに私は聞こえます。これからの課題かなと思っております。

次に今ほど、その次であります。

○議長 1つずつ質問しないと。今のは質問しなくていいですか。

○薄幸一 質問します。

○議長 1つずつやっていかないと、3つもやってしまうと最後の1つしか答弁してもらえなくなるから。今、施設はどう考えているかってことね。

○薄幸一 そうですね。担当が変わってしまうかもしれませんが、運動する施設、本当は役場あたりで運動する機会が少しでもあれば、人が集まれる場所があればいいのかなと思っております。集落ではサロンということで集まって、みんなで軽い体操をしたりして、健康づくりもしておりますが、町はこれから、これからの話ですけど、やはり運動できる施設が必要かなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

冬場に運動できる施設ということでございますが、今、議員もおっしゃったように、サロン等でお年寄りなどが運動、軽い運動ができるようなところはございます。それから体育館施設、それと温水プールも町内にございますので、そういった施設は活用できるかなというふうに考えてございます。

あと、子どもたちが冬場に遊べるような場所とか、そういったところについては、一部要望があるというふうに考えてございますし、あと何かほかに、年代とか、どういった運動をしたいのかということによっても、つくらなければいけない施設、異なるでしょうから、どういったものが町民の方がほしがっているのかということを、まずは把握する必要があるのかなと思っております。

その上で、どれくらいそういったものが町内につくれるのかどうかということは、その後、ゆっくりと検討していかなければ、今すぐここでどういったものをつくるということはお答えできかねますけれども、町民が運動できる施設をつくるということは、総合計画の中でも重点的に取り組むこととしてます健康づくりの観点からも、非常に重要なことですので、それについては前向きに検討は進めていきたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 前向きな検討をしていくという副町長からのお言葉いただきまして、本当にありがとうございます。本当に食事も大切、運動も大切、本当に西会津は、本当に健康寿命が延びるというのは、本当に健康寿命が延伸できる町でありますから、これからも期待していきたいなと思っております。

2番目に入りますけれど、家庭血圧計の普及についてであります。私も血圧を計って、若干高いということもあります。高いのは高いでも、高血圧で本当に治療が必要な血圧なのか、逆に別の原因があるのかな、血圧でそれが分かると思いますが、具体的に、もし血圧が高いと

きはどのような病気になりやすいかとか、そして、寿命がこの程度しか延びませんよとか、こういう分かりやすいようなものが提示、今までは提示されていたのか、お願いします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 高血圧がもたらす疾病はどのようなものがあるのかというご質問ですが、一般的に高血圧では、脳血管疾患、あと心疾患、こういったものが高血圧が原因で起こる。特に重症化する病気かなというふうに思います。

そういった危険性といいますか、それをお知らせをしたことがあるのかというご質問でございますが、これにつきまして、町ではこれまでも血圧が高いとなぜ健康によくないのかというのも、様々な教室を通じて周知しておりますし、また、広報紙やケーブルテレビでも特集を組ませていただいたり、また、今年度につきましては、町民健康カレンダーに、毎月血圧のことを載せております。1年12カ月なんですけど、12個の健康に関することを健康カレンダーに載せたり、そういったところで広く高血圧のリスクについてお知らせをしているということでもあります。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 健康について、以前、長野県の長寿県でありますから、そこで研修に行ったことがございます。なぜ長生きできるのかということというか、長生きしている方が多い村でしたから、そこに話を聞きますと、やはり昔から朝早く起きて畑仕事をして、土いじりをして、そして、終わったら公の施設でスポーツをやったり、温泉に入ったりと、心を少し豊にするというんですか、体も一生懸命動かして汗をかいて、本当に畑仕事をして帰って来て、充実感があると、また健康でいられるといいますか、そういう環境づくりも必要かなと私は思っております。

自分の近くで畑があれば、畑仕事をしていくと大根ができたり、トマトができたり、実りのある物あると楽しくなるといいますかね、そういう環境づくりも必要かなと思っております。ただ食事、運動だけじゃなくて、やはり畑というのは、ない人は近くの人から借りても畑仕事をしていれば、体も動かしますし、楽しい時間が過ごせるのかなと思っております。そういう食事だけじゃなくて、畑をもし貸しても、そういう環境づくりも必要かなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

実際見ていまして、農家の方で仕事一生懸命やってらっしゃる方というのは、ご健康な方、多いなというふうに感じております。体、実際動かしますしですね、と、もう1つ、食事と運動という話ありましたけれども、もう1つ、社会に参加しているということが健康の面で、心の健康も含めて非常に大事だというふうに、これは鎌田先生なんかもおっしゃっていることでございますけれども、生き甲斐につながるようなことがあるかどうかというの、極めて大事なことだと思っております。

そういう意味で、農作業、農業等に携わっているということは、健康に非常にいいものだというふうに認識しておりますので、今、農業をされている方が引き続き農業をずっと続けられるような支援も合わせてやってまいりたいと思います。

○議長 2 番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に畑仕事、好きな人は本当に家にいるより、暗いうちに畑に行って耕して、本当にそれが喜びになって帰ってくると、家でも本当に嬉しいというか、楽しい顔をしている人が多いなと思っております。

本当にこの西会津は自然の中に囲まれておりまして、空気とか水、米がおいしい。これは本当に都会から、ちょっと私も戻ってきたときは、空気がちょっと濃いぐらいに、えっ、おいしいなという感じがいたしました。それも 10 年くらい前の話ですが、少しやはり、膝が悪くなければ、少し自然の中、山を少しね、そんな高くない山にも登って、空気を吸ったりすると、また健康寿命も延びるのかなと思っております。

この前もちょっと山に登って森林浴といいますか、ちょっと浴びてきたものですから、ちょっと気持ちがすっきりしたという感じがございます。私はそんな高い山じゃなくても、自然の普通の山に登って健康を維持できるような環境も必要かなと思っております。山登りを推奨というわけではないんですが、登れば清々しい気持ちになって、健康にもいいのかなと思っております。食べ物とそれも含めて、やはり体力も必要かなと思っております。

健康維持のために、これからも町の関係者の方は、一層努力してほしいなと思っております。これで一般質問を終わります。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、こんにちは。6 番、猪俣と申します。今、まさに町政の課題は、人口減少や高齢化の問題を抱え、10 年一昔ではないようであります。とても想像できない速さで進んでいる感じがいたします。このような難題を町民とともに考えていかなければならないと思っております。町の憲章ともいべき議会基本条例の中に掲げられているように、協働のまちづくりを思うときに、町民が主役であることを尊重していかなければなりません。

さて、平成 31 年度の西会津町総合計画が町民参加のもとご提案され、議会の決議にいたりしました。今後、実施計画に示され、事務執行権により施策が具体化してきておりますことから、今次の議会に 3 点ほど通告をしておりますので、一般質問をいたします。

1 つ目は、悲しいできごとからお伺いをしなければなりません。あらかじめお願いしておきますが、本町においての事例ではありません。それでは、児童虐待への対応策についてであります。平成 31 年 1 月の 24 日、千葉県野田市において、小学 4 年生の少女が、父親の虐待により死亡する痛ましい事件が発生してしまいましたが、児童虐待への対応と対策はどのようなになっているのか伺います。

次に、旧尾野本小学校の講堂についてであります。12 月定例議会において、副町長から講堂の音楽イベントなどの使用、貸し出す際の手続きについて、講堂の音楽イベントなどの使用は、平成 26 年度から継続的に行われていたと。町では消防署への届出は行っていなかったと。改めて消防署の見解を確認したところ、年 1 回の使用であっても、催し物の開催の届出が必要であると認識が示されたところ、ご答弁をいただきましたことから、お伺いをいたします。

1 点目につきまして、安全性の観点から、旧尾野本小学校の講堂の耐震診断は、普通財産の扱いなので、建築基準上は学校施設としての用途は変更していない。耐震診断も行っていない

とのことでありますが、今後どのように考えているのかお伺いいたします。

2つ目といたしまして、この講堂について、今までどのくらい維持管理費がかかっているのか。また、使用料はどのようにになっているのか伺います。

次に、小規模多機能型居宅介護施設の整備についてであります。西会津町総合計画の中で、奥川地区に施設整備を計画されていますが、具体的な内容について伺いをいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 6番、猪俣議員の、小規模多機能型居宅介護施設の整備についてのご質問にお答えをいたします。

小規模多機能型居宅介護施設の整備につきましては、私が公約としていました国民年金で生活されている高齢者が安心して利用できる福祉施設の整備の実現のために取り組むものであります。現在町内にある入所施設は、介護老人保健施設「憩の森」と、特別養護老人ホーム「さゆりの園」、介護付き有料老人ホーム「しなのきホーム」があり、そのほか宿泊ができる施設として、グループホーム「のぞみ」「桐」「おとめゆり」があります。

その1カ月間の利用料は、要介護3の認定を受けている課税世帯の方で、食費や宿泊費など含めると7万6千円から14万6千円となっており、国民年金のみでの入所は困難な状況であります。

今回整備を計画している小規模多機能型居宅介護施設は、国民年金の受給額の範囲内の料金で、デイサービスを利用しながら、ホームヘルプサービスや必要などときには泊りのショートステイサービスも利用することができ、同一の介護事業所内で各種サービスを利用できることから、住み慣れた地域で生活をするのには、大変有効な施設であると考えております。

その具体的な内容はとのご質問でございますが、今回策定した西会津町総合計画において、重点的に進めて行くプロジェクトXに位置付けておりますとおり、奥川地区に建設することを想定しております。設置場所や規模等その他の具体的な内容につきましては、今後、地域包括ケアの構築や、地域課題の解決、サービス基盤整備等に向けた政策提言を協議する、西会津町地域ケア推進会議の中で検討していくこととしております。

また、本議会に提案しています平成31年度の新年度予算には、実施設計委託料を計上しており、平成32年度中の開所を目標に整備を進めてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 6番、猪俣常三議員の児童虐待への対応策についてのご質問にお答えします。

少子高齢化や核家族化が進み、家庭環境が複雑化する現代社会において、地域の子どもを見守る目が少なくなっていることなどを背景に、全国的に児童虐待の件数は増加しており、福島県においても平成28年度の対応件数が956件に対し、平成29年度の対応件数は1,177件となっており、増加の傾向にあります。

児童虐待の窓口は子育て支援係となっており、通報があった場合には、児童福祉の理念に沿って、子どもの安全確保を最優先に考え、児童の安否確認やケース検討会議の開催、児童相談

所や警察等関係機関との連絡調整などを行っております。

また、発生防止対策としましては、子育て支援センターを拠点に対応しており、妊婦健診や赤ちゃん全戸訪問事業等を通じた、子どもに関する情報を収集することにより、児童虐待の発生要因の早期発見に努めるとともに、こども園や小中学校をはじめとする関係機関と連携しながら、情報の共有を図り児童虐待の防止に努めているところであります。

幸いにも本町では、重篤な虐待ケースは発生しておりませんが、今後も児童虐待の発生防止に向けた取り組みを継続し、事案が発生した場合は子どもの安全確保を最優先に、迅速な対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 6 番、猪俣常三議員の旧尾野本小学校の講堂についてのご質問にお答えいたします。

まず 1 点目の旧尾野本小学校講堂の耐震診断についてであります。昨年 12 月議会定例会の一般質問においてご答弁いたしましたとおり、町では講堂の使用用途を決定しておらず、耐震改修促進法に規定する耐震診断を行わなければならない施設に該当しないことから、現在のところ耐震診断を行う予定はありませんので、ご理解願います。

次に、講堂の維持管理経費についてお答えいたします。平成 24 年度の小学校統合から現在までの講堂に係る維持管理経費は、建物共済分担金 50 万 6,967 円と雪囲いの修繕料 5 万 2,920 円であり、その合計は 7 年間で 55 万 9,887 円となっております。

また、講堂の財産貸付収入、いわゆる使用料についてであります。音楽イベントにおいては、地域活性化等の効果が認められることから、初めて使用申請のあった平成 26 年度以降、使用料を免除しておりますのでご理解願います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 縷々ご答弁をいただきました。随時再質問をさせていただきます。町長のほうから小規模多機能型の居宅介護の施設についてご説明をいただきましたので、ご答弁をいただきましたので、そちらのほうから再質問をさせていただきたいと思えます。31 年の計画の中に、奥川地区のところにこの施設を計画をするということで、総合計画の中に盛り込まれたということでもあります。ご答弁をお聞きいたしますと、この施設について、ほかの施設を、いろんな施設があるんですが、この施設を利用することができるのか、また、泊るということについては、泊まることもできるという施設のようでございますので、もちろん食事等についても、おそらく考えられるようなことなんだろうと、こんなふうに思っております。

そういったところをお尋ねをしていきたいと思うんですが、とりえあず、この施設を利用していくということになったときに、ほかの施設も利用できるのかということ、まずお尋ねをしたいと思えます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

この小規模多機能型居宅介護事業施設というのは、先ほど町長が答弁しましたように、デイサービスを中心に利用して、訪問介護事業所、それから泊まりたいという場合は、ショートス

テイも利用できるという施設でありまして、この事業所を利用されますと、ですからデイサービスとホームヘルプとショートステイが利用できますので、そのほかの施設と併用した利用はできないことになります。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　そうすると、今、先ほど申し上げられた中で、しなのきというのがありますね。それから、しょうぶ苑というのがあります。それからあと、今、特別養護老人ホームというのかな、そういうのがあります。それからあと、憩いの森もありますね。じゃあどれが、具体的に使えないのかというところを、ちょっと再度、再々質問させていただきます。

○議長　　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　　お答えをいたします。

まず、特別養護老人ホームにつきましては、入所施設でございますので、入所してしまえば、もうほかのサービスは全く使えないというか、そこに入所するということになりますので、特別養護老人ホームと介護付き有料老人ホームにつきましては、住所もそこにもって行って、そこに入所すると、家もそこになるよというような施設ですので、そのほかの施設は当然使えなくなります。

それから、老人保健施設につきましては、基本的には在宅に戻るような性質の事業所でありますので、在宅に戻った場合、入所期間中はほかのサービスを利用できませんが、在宅に戻れば、今言った小規模多機能型事業所なんかも利用できるようになります。

それから、グループホームであります。グループホームについても、基本的には入所の施設でありますので、その施設を利用、もう入所してしまっていますので、その施設を利用しながら、そのほかの小規模多機能のショートステイですとか、デイサービスとかは利用することはできないということでございます。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　そこで、食事というのを考えられるのかどうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長　　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　　小規模多機能型居宅介護事業施設の中での食事の提供ということでお答えさせていただきますが、小規模多機能型ですと、デイサービスであれば、当然お昼が出るようになります。それから、ショートステイを利用されれば、お昼、夕食、朝食と、それも全て出るようになります。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　そこでですね、まだ規模的な話は聞いていませんでしたけれども、収容人員というのかな、そこら辺のところを少しお尋ねをしたいと思うんですが。収容人員はどの程度の規模で考えておられるのか。

○議長　　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　　収容人員ということでございますが、この小規模多機能型居宅介護事業所は、登録制度になっておりまして、一番、今現在つくれる一番大きな施設としまして、29 人登録で

きるようになっております。それから、デイサービスは1日15人。それから、ショートステイは9人まで泊れる施設。それから、ホームヘルプにつきましては、毎日でも利用できるという状況であります。

ただ、それが一番大きな施設でありまして、じゃあ奥川地区には、じゃあどのくらいの規模のやつが必要なのかということにつきましては、これから、ニーズ等は今、調査はできてありますが、今後そういう状況を踏まえながら、規模等については検討していきたいというところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 29人、また15名、また9名というような状況だということであります。当初の委託的な内容で、建物を建てるということになると、だいたい359万ほどあがっていたことは事実であります。2年目であります。8,200万くらいあがっていたのが私の記憶の中です。ありますけれども。場所はどこら辺を想定されているのかお尋ねしておきたいと思っております。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 小規模多機能型居宅介護施設の設置場所ということでございますが、現在の総合計画の中では奥川地区ということだけの提示でございまして、それをどこに設置したらいいのか、町の土地がいいのか、あるいは町の施設の改修のほうがいいのか、あるいは空き家を利用することもできるのかどうか、そういった部分も含めまして、ちょっと場所についてはその辺を検討しながら、これから協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど料金的なものを町長のほうからご答弁をいただいたら、だいたい7万円から14万円の、いろんな幅が出てまいりました。私が話を聞いてまいりますと、国民年金の方で利用する際は、5万円と、どっから5万円というのが出てきて、そんなに安く入れるだけの施設というのができるのかなというふうに、言ったんだ、言わないの話になっているものだから、それを再度お尋ねをしておきます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 料金のご質問でございますが、先ほど町長答弁しました7万6千円から14万6千円というのは、現在ある既存施設の利用料金でございます。小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、先ほど言いましたように、デイサービス、それからホームヘルプサービス、ショートステイといろんなサービスが利用できますので、そのサービスを利用した回数によって料金は変わってきます。基本料、介護度によって基本料がありまして、そのほかに、今度、デイサービスを使った場合はお昼代、ショートステイを使った場合は朝食代と夕食代と、そこに宿泊代というものが加算されますので、その利用状況によって料金は変わってきますが、現在平均的な利用をしている方でありまして、おおよそ5万円程度で利用されているというところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。じゃあそこでお尋ねをいたします。まず、その施設を整備することになった場合に、まず介護保険料の話は、町長が公約の中でお話をされていなかったという

ことであります。私の聞き違いなのか、聞く耳がなかったのか。しかし、そこでお尋ねをしたいのは、介護保険料というのがあると、ここのところにひびくのか、ひびかないのか。どう影響するのか、そこら辺のところをお尋ねします。すみません。そこに影響しないような方法でつくることのできるのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 この施設を整備した場合、介護保険料のほうに影響があるのかどうかということですが、先ほど申しましたように、奥川地区のニーズという話をさせていただきましたが、奥川地区の方についても、もし奥川地区に整備した場合ということでの想定であります。現在、奥川地区からデイサービスなり、ショートステイなり、ほかの今現在ある事業所のサービスを利用されている方がおられます。その方々が、今新しくできる施設を利用して、それ以上の方が利用しないのであれば、今の保険料と同じようになります。

ただ、それが、その施設が整備されて、そのほかの人でも今度利用しますよということになれば、利用者が増えてくれば、当然その増えた分については、介護保険料が上がるということでございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 結局は高齢者の方の、この施設を利用することによって、料金が変わるということでは理解はできますが、たまたま高齢の方が、ほとんど年金から引かれるような状況でありまして、後で気が付いたら、こんなに取られていたという話があったために、この介護保険料というのが、あまり認識的な部分が薄かったのかなというようなことを感じたわけであります。というのは、保険料の納入というのは、ほとんどご高齢の方々、口座から引き落としといひましようか、そういう手続きでやられております。そういうことが、高く納入しているということにはほとんど気付いてはいない状況なんですね。そのために、介護保険料というのは、本当にどのくらい取られていくのかと、こういう施設というのは、お金が取られるというのは、もう頭にあるから、一応そういうことでお尋ねをしておきます。そこを再度確認したい。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをします。

介護保険料の設定の部分のご質問にお答えいたしますが、介護保険料につきましては、まず町全体の介護、町全体で、現在ですと 500 数名の方が認定を受けまして、400、ちょっと人数的に大変申し訳ございません。の方が利用されておりますが、その利用されている方の、全ての介護給付費を出しまして、その中の現在ですと 23 パーセントが第 1 号被保険者といひまして、65 歳以上の方が納める保険料になります。ですので、町全体の介護給付費がいくらになるかによって保険料は決定するということでございますので、奥川地区の人がいっぱい利用したから、奥川の人が上がるのかということ、そうではなくて、町内全体の水準でなっているということでもあります。

それから、現在、第 7 期の介護保険事業計画で、平成 30 年から 32 年までの 3 カ年の保険料を設定しておりますので、この 3 年間は保険料は変わりません。で、第 8 期、平成 33 年、平成ではなくなりますが、その 3 年後の段階で、その後 3 年間、どのくらいの方がどういったサー

ビスを利用するのかというのを見込んで、給付費全体の給付費を出して、その出た総額によって保険料が決まるということでございまして、そのサービスを利用するものが減れば保険料は安くなりますし、増えれば保険料は当然上がってくるというような状況でございます。

なお、今期、第7期の介護保険事業にかかる保険料につきましては、西会津の場合は、県内的には平均的なところにいるという状況でありまして、会津管内的にはちょっと安い、低いところにいるというのが現状でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 一応、私なりに理解はしたところでありますが、ちょっと心配なのが、先ほど同僚議員もご質問されておりました。その中で、スタッフが整うことができるのかということでありましたし、非常に難しいというお話であります。その難しいということになりますと、この規模をどう捉えている施設なのかというふうになりましたときに、必要なのが看護師、それから介護士、それから調理師の方ですかね。あと、栄養士の方、あと、事務員スタッフですよ。そういう方が本当にスタッフとしてとれるのかどうか。いや、あちらからもってくる、こっちから入れますということが、簡単には言うかもしれませんが、そこら辺のところ。つくるのはいいとしても、そういうスタッフがいない限りは機能しないというふうに考えているところなんですけども、そこら辺のところをお尋ねします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

この小規模多機能型居宅介護施設に必要な職員につきましては、所長という方と、それから居宅介護の支援専門員という、ケースワーカーですね、ケースワーカーの方が、それぞれ1人ずつ。管理者とケースワーカーは兼ねることができますので、それで1名。それから、あと介護員については、定員の3名、デイサービスの定員3名に対して1人というふうになっています。で、看護師につきましては、その中に1人、その3名の中の1人は看護師に下さいよと、3名じゃなかった、すみません。施設の中で1日1人は必ず置き下さいよと、その3名の中に含んでいいですよということになっています。それからあと調理師、栄養士については、この施設には必須にはなっておりません。調理につきましては、グループホーム等もそうなんです、入所者だったり、その介護員が、介護員がつくる。で、それも入所されている方と一緒につくって、入所されている方のそういう日常生活の維持も考えて一緒につくるといような施設でございまして、調理の方はいないというのが基本でございまして。いなくてもいいというようなものでございまして。あと事務につきましては、社会福祉法人の中で、そこに必須に必要なものではなくて、その社会福祉法人の中で事務ができればいいということになっておりますので、先ほど言いました、規模によって介護員の人数はちょっと変わってくるのかなというところでございます。

ただ、なかなかやはり現在、各社会福祉法人、介護員の募集しても、なかなか集まらないという状況がございまして、この職員の募集、あるいは集めることに関しては、今後、また関係者との話し合いなんかもしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 次、話題、テーマを変えていきたいと思います。

ちょっと順序不同にはなりますけれども、まず旧尾野本小学校の講堂の件についてお尋ねをしたいと思います。1つ確認をしたいんですけども、私が一番心配なのは、これ普通財産だからうんぬんということで、耐震診断はしないと、考えていないということをおっしゃるわけなんですけれども、要は、安全性が問われたときに、一番なのは行政側のほうに、それだけの負担が、あるいは責任がのしかかってくるということのほうの方が大事ではなかろうかと、こんなふうに考えるわけです。そうした場合に、しないということになったとすれば、行政が貸し出す際に、いろんなことがあって賠償を求められたといったときの、この対応は、どういう保険という種類があるのかどうかをお尋ねします。なければならないということであれば、どちらでもお答えしていただきたいんですけども、お尋ねします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほどご答弁でも申し上げましたが、尾野本小学校の講堂につきましては、12月議会定例会で猪俣議員にお答えしているとおり、あそこの小学校が統合されて、それ以来、普通財産として用途変更はしていないということで、講堂というままになってございます。講堂の場合、1,000平米を超えた場合は、もちろん耐震診断は義務としてやらなくてはいけないですけども、1,000平米を超えてございませんので、耐震診断の必要はないと。それで、かつ、これも12月答弁でお答えしてございますけども、あの講堂につきましては、直ちに危険な状態ではないと、町のほうで判断してございます。

もう1つ、万が一何か起きたら保険とかあるのかということでございますけども、町のほうで総合賠償保険は入ってございますので、怪我したとか、何かしたという場合には、保険は該当になります。

以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1,000平米、先回お話申し上げたのは、私は500平米の集会所とかということが記憶にあったかなと、こんなふうに思います。だからといって、しなくてもいいということがいいのかどうか、本当に不特定多数というのが私は気掛かりでならないわけであって、そこに人が入る限りは、いろんなことが起きたときに、いろんな責任は取らなきゃならないという話も聞いているものだから心配しているんだよという話なんです。だから、簡単に考えて、いや入って事故起きたときは、行政は責任は取りませんよというようなことでは困るわけだよ。それだけ貸す、人を入れるわけだから、だからそういうところを心配して、私は木造の80年にもなっている建物が、それ相当の月日を経ているわけですよ。そういうふうになったときに、そういう考えだったら考えでもいい。ただ関連して申し上げれば、こういう建物を、もしそのまま耐震診断もしないということでしたら、ではどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

猪俣議員の質問の内容にも書いてございますけども、12月議会定例会で副町長のほうから猪

侯議員にご答弁したと思いますけども、あの施設、尾野本小学校の講堂でございますが、消防署のほうから、年1回程度であれば、きちんとした催し物の開催届を消防署に出しまして、主催者等に現地に行っていて、消防署の指導、例えば、ここには消火器を置いてくださいね。消火器の前にはスタッフがその近くにいてくださいねというような条件を出しますので、その条件をクリアできれば、年1回程度の使用については、消防署では許可しますという話です。

仮に、それが頻繁にあの施設を使うとなれば、そういうことにはいきませんので、当然、しかるべき改修が必要になると思います。改修、もしくは耐震診断も場合によっては必要になるかもしれませんが、年に1回程度の使用でしたら、今ほど申し上げましたとおり、消防署でも許可しますよということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　そこで1つ伺いたいんですけれども、町長としては、何回も使っていただければありがたいという、前回のご答弁をいただいていた。そういう場合に、使用される方々からしてみれば、ここはいいんだというようなお話もあるわけですし、しかしながら、この町にそういった施設的な部分も、集合して使わなければならない部分もあるわけでありまして。関連して申し上げますけども、この尾野本小学校の講堂に替わるべきものということになった場合に、このまま次世代のほうにつないじゃって、負の遺産を誠につなぐようなことであっては、得策ではないと私は考えます。

そういうふうになったとすると、企画情報課長が言ったように、中心エリアの構想の話があったような気がします。私の記憶が間違っていたらごめんなさい。確かにその中央エリアの構想が出たということがあるから、私としてはお尋ね申し上げます。

実は、ある遊休施設、遊休敷地とか、あるいは休耕地だとか、あるいは公的な部分での空き施設とかを集合して、今の場合に、公民館の老朽化もある。それから小さい子どもさんを持った保護者の方々が、春から冬にかけても遊ぶ場所がないけど、そういう遊技場もつくるような、つくっていただけるような施設があると非常にいいという話。で、それが野沢尾野本地区に考えられるような、中心エリア構想をお話されていたようでしたから、そういったところの施設を、非常にこう集合的な部分で、コミュニティのホールを集合したような西会津町のシンボリックなものが構想的に考えられるとすれば、私はそちらのほう、望んでいる1人なんですけれども、そのようなお考えがあるのかどうかをお尋ねしておきます。

○議長　　新田総務課長。

○総務課長　　お答えをいたします。

町の遊休施設の利活用の考え方をまず、方針といいますか、ご説明をいたします。12月議会定例会で町長が猪俣議員にお答えしてございますけども、改めて申し上げます。町の様々な遊休施設につきましては、ただ単に取り壊しするということだけではなくて、町民から利活用について様々な提案が出されましたら、その提案の内容をよく調べまして、利用頻度、さらには町の活性化につながるものか、町民福祉の向上につながるものなのか、さらには改修経費等も含めまして、総合的に町として判断をいたしまして、必要であれば改修をします。なかなか難

しいとなれば、取り壊しをするというような方針でございますので、今、猪俣議員が申された子どもの遊ぶ施設、屋内の、そこらも様々、町としてこの方針で検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　検討をしていただけるということでもありますので、町のシンボルになるように、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、テーマを変えます。さて、虐待のほうの質問に移りますが、先ほど申し上げましたように、非常に悲しい質問から入らなければなりません。町といたしまして、この事案に対してどういう検証をされたり、あるいは対応策など、話されたことがあったのか、そのところをお尋ねします。

○議長　　さっきも答弁しているんだから、そこらへん踏まえた質問をしてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　私はそういう質問の内容を、答弁をいただいた中で、今度は別な角度から、今、聞いているわけですから、関連しています、全て。

○議長　　関連していないとは言っていないでしょ。そこを踏まえてやってくださいと言っているの。どうぞ。

○猪俣常三　1 月の 24 日以降、テレビで報道されて、当町としてどのように対応されましたかという内容です。話、どんな話をされましたか、会議されたのかどうか。

○議長　　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　千葉県野田市の事件を受けて、町でどのような話し合いがなされたのかというようなご質問だと思いますが、その当然ニュースを見た段階で、町ではそういった状況はあるのかなのか、そういったケースがあるのかなのかというようなことをまず検証しましたが、当然、今現在そういったケースはないということでもありますので、町としましては、こういうケースが発生、もし当町でこういうケースが発生したときは、児童相談所なり、警察との連携をどうすればいいんだというような話し合いはしたところでございます。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　そこでお尋ねをいたします。まず、野田市の事例につきましては、少女を救えた命だと、私は考えています、この事例については。誰もがそう思っているだろうと、こんなふうに思います。で、幼い少女を救ってあげることができなかったのかということになりますと、この児童虐待への立ち向かう人たちがですよ、正しい知識、そしてまた技能、そしてその誇りを持てる環境が必要であったのではないかと、こんなふうに思っています。

それから、学校、教育委員会で手におえないとすれば、警察署、あるいは警察官や弁護士との連携、たぶんスクールロイヤーという導入の方法もあるんだろうと、こんなふうに考えますが、尊い命を救えるのであれば、学校も教育委員会も、もしかしたら職員の方々も、専門的な立場からのアドバイスを受けることで、自信にもつながっていたのではないかとと思われるんですけれども、私としては、そのように考えますので、ないということであったから、それはそれでいい。ただ、今後、ないからといって野放しにはできないだろうということで、再度お尋

ねを申し上げたいと思います。あった場合どうするのか。

ちょっと議長、これ福祉介護課の方からの答弁なのか、私はこちらのほうからくるものだろうと思っていたものだから、どういうふうに私として受け止めていいのか、ちょっと分からないんですけど。

○議長　私も今混乱しています。質問の内容によっては。

○猪俣常三　学校と教育委員会との関係が出て、また児童相談所の関係も絡んでくるものですから、もしご答弁いただけるのであれば。

○議長　質問を絞りながらやってもらおうと、私は振り分けやすいから、両方にいっぺんにやられてしまうと、どっちに絞っていいか分からなくなってしまうから、今回は教育委員会でいいですか。

○猪俣常三　そのようにお答えしていただければ、私のほうで質問していきたいと思います。

○議長　玉木学校教育課長。

○学校教育課長　再質問にお答えいたします。

まずその前に前提条件といたしまして、先ほど福祉介護課長から答弁ありましたとおり、児童虐待の窓口につきましては、子育て支援センターということになりますので、私ども、今からお答えしますのは、小中学校の部分だけということになりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

議員おたしのとおり、千葉県野田市の事件発生を受けまして、国のほうから緊急点検調査というのが、教育委員会サイドにも来ました。町小中学校におきまして、点検対象となりましたのは、2月1日以降で一度も連絡が取れない子どもがいるかどうか、それを確認してくださいというのが1点。それから、教育委員会に対して、この野田市のような事案がないかどうか、教育委員会に対する不当な要求等があるかないか、この2点だけでございました。

本町におきましては、両方ともそういうケースはないということでありましたので、調査報告としては、そういうことで問題はないということでもございました。

以上です。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　大変、こちらのほうの質問といいましょうか、まさか福祉介護課のほうから答弁をいただけるというのは、私も想定はしていなかったところです。ただ、学校教育、学校、あるいは教育委員会という形で出てきたものであって、そこら辺のところを、今後どういうふうにして進めていかれるのかということで、話の質問に考えておったものですから、そういうことも含めまして、私が知りたかったのは、質問したかったことは、このことの発端というのは、学校においてですよ、秘密を守るといいながら、アンケート調査を、内容を実施したわけですよ。で、恫喝する父親に事前に伝えたり、あるいは結果を教えたりしたことが、この悲劇を生んだということであって、言われても過言ではない状況なんです。学校側の判断は、軽率であったと思うが、この事例に対してどのような見解をお持ちであろうかということのお尋ねなんです。

○議長　教育長、江添信城君。

○教育長　　今のご質問にお答えいたします。

確かにこの野田での事件、本当に痛ましい事件だというふうに思います。今現在、警察のほうで調査しておりますし、我々がこの事件に対してどうこう言える問題ではないということが大きな点であるかと思えます。事実、学校側が、そのアンケート調査を報告を見せたうんぬんも、どういう経緯なのかも我々、正直言って分からないので、どうなのか分かりませんが、学校側としては、保護者からのそういう意見があったので、子どもの調子があったので、開示したということも報道では聞いてはいるんですが、その実態はまだ調査中ということで、教育委員会として、その対応がどうだったのかというようなご質問については、ちょっと答えられないのかなと、そのように感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　例えばということで質問させていただきます。今後、今後ですよ、こういう事例がほかであって、必ずしも本町にないとは言えないことが起きた場合に、ある程度の対策も、方法も考えておかなければならないだろうと。学校、今、家庭の中で、家庭の父親、母親を教育しなければならない時代に入ったということなんです。まさかこういう時代を迎えるとは、私も想像はしていませんでした。で、そういう場合、今後、関係部署含め、学校や保育所の職員を対象に、児童虐待に関する研修は必要と思うが、その考えはありますかというお尋ねであります。

○議長　　教育長、江添信城君。

○教育長　　学校としては、児童に、例えば痣があるとか、またはそういう訴えがあるとか、そういうことがあった場合には、学校は児童相談所に通告する義務がございます。そういう意味では、即通告と同時に、町内のそういう施設と連携をしながら、あとは、本町でいえば介護福祉とのほうと連携をしながら進めていくということで、学校はその窓口をキャッチしなから、児相に通告するというのが学校としての役割というふうに考えております。

○議長　　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　こども園としましては、当然、今の教育委員会の話とダブるわけですが、こども園につきましても、そういう情報があれば、当然、児童相談所、あるいは今まで言いましたように、町の窓口としましては子育て支援センターでありますので、保育所、こども園からそういう情報については、児童相談所なり、子育て支援センターのほうにつなぐということでもあります。

それから、研修につきましては、現在、福祉介護課の中で、先ほど言いましたように窓口等をやっているということがありますので、県なり、児童相談所で毎年研修をやっておりますので、そういったところには担当の職員が出向いて、いろいろな研修を受けながら、それを課内、係内で情報共有しているというような状況でございます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　いろいろと大事な答弁をいただいて、ありがたく思っていますが、関連してまいりますけれども、実際はこういう事例を聞いて、報道されていることになる、他人事ではないと、私は感じています。その際に、場合によっては家庭の児童福祉士という専門的な方の導入

などは、今後対応として考えられるのかどうかをお尋ねします。教育関係でよろしいんでしょうか。町の考えをお尋ねします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 町としましては、専門員の設置という部分でございますが、町の、その今、児童虐待を対応しております子育て支援センターには、職員と、あとは保健師、専門職では保健師が、その子どもの親とかへの対応という形でございますが、そのほかの専門職につきましては、現在のところ設置しておりません。そういう専門的な課題が出てきた場合につきましては、当然、児童相談所なり、そういったところにいる専門の方と連携を密にしておりますので、そういった方の指導を受けながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 だいたい時間もなくなってまいりましたけれども、これ最後の質問になろうかなと、こんなふうには思いますが、まずこの少女が悲鳴をあげているこの実態、お父さん、暴行を受けているんです。痛いんです。体、痛いんです。助けてください。これだけSOSを流していることが、子どもを守るその砦となるべき学校、教育委員会、あるいは児童相談所はじめ、実に周りの人たちの大人たちが、そのSOSが、結局は受け止めることができなかったこと、あるいは止めることができなかったと、非常にこれは残念であったと。だから二度と繰り返さないようにするということも含めて、国、県の対応でなくて、町において、対策を講じる必要があるんじゃないかというふうに考えるところであります。

そこで、虐待を防ぐこと、まず虐待を防ぐことです。町として児童虐待防止条例というものの制定を急ぐべきと思うんだけど、町の見解をお聞かせください。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 児童虐待防止条例の設置というご質問でございますが、昨日、県のほうで、福島県で児童虐待防止条例をこれからつくりたいということで、9月、新聞報道ですと9月制定に向け進めていくというような状況でございます。県内の各市町村につきましては、まだ今のところそういった条例の設置をしたというお話は、今のところ受けておりませんので、県の設置に合わせて、町でも必要なかどうかというような部分は、今後検討していきたいというふうに考えます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時44分)

○議長 再開します。(14時47分)

○議長 暫時休議します。(14時48分)

○議長 再開します。(15時15分)

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 7番、伊藤一男です。私は、今次定例会におきまして、大きく2項目にわたって一般質問を通告しておりますので、これから順次質問をいたします。

まず1点目は、ふるさと応援寄附金についてであります。今年度のふるさと応援寄附金は、

3,000 万円を目標に、ポータルサイトへの掲載や随時返礼品の見直し、月 1 回の関係者による定例会を開催するなど、自主財源確保や地域活性化を推進するために、懸命に努力されてきたようであります。

そこで、次の 3 点についてお伺いをいたします。

まず 1 つ目は、現在までの寄附件数と寄附金額についてであります。

2 つ目は、今年度の事業収支の見込みについて。

3 つ目は、今年度の取り組みについて、評価、検証を行い、次年度の取り組みにどのように生かしていくか検討されましたか。

次に、児童のフッ化物洗口についてお尋ねをいたします。子どもの歯の健康は、心身の成長に大変大きな影響を及ぼすものと考えられます。特に虫歯有病者率を減らすには、未就学児から小学校 6 年までの乳歯から永久歯に生え変わる大事な時期に、フッ化物洗口が最も効果的といわれております。

本町の小学校においても、虫歯有病者を減らすため、フッ化物洗口を早く実施し、歯科保健の向上を図るべきと思いますが、町の考えについてお伺いをいたします。

明解な答弁をよろしくお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 7 番、伊藤一男議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。

はじめに現在までの寄附件数と寄附金額についてのご質問であります。2 月末現在で寄附件数は 242 件、寄附金額は 382 万 3,500 円となっております。12 月議会でご答弁申し上げました 11 月末現在の状況から、件数で 98 件、金額で 179 万 500 円の増となっております。

次に、今年度の事業収支の見込みであります。現在の支出額は、約 3 割の返礼品代、その配送手数料、ポータルサイト運用業務委託料、サイト利用料等で約 1,020 万円となっております。

町といたしましても、議員おただしのように、随時、返礼品の見直しや関係者による定例会を開催し、新たな返礼品の開発や広告戦略等を協議・検討しております。また、昨年 11 月にはパンフレットを作成し、在京西会津会会員の皆様にダイレクトメールにて寄附のお願い文書を送付するとともに、年末に合わせまして W E B 広告による米の増量キャンペーンを実施したところであります。さらに、12 月には東京都内の企業を訪問し町内産の米の試食会を開催し、あわせて、ふるさと応援寄附金の P R を行うなどの取り組みを継続し実施しておりますのでご理解願います。

次に、今年度の取り組みについて、評価・検証を行い次年度の取り組みにどのように生かしていくか検討されたかのご質問であります。今年度は有料サイトへの掲載が初年度だったこともあり、その立ち上げが 6 月となりまして時期的に少し遅かったこと。また、新規参入ということもあり町の認知度も低く、さらに当初は町内事業者から提供していただける返礼品数が少なかったこと、寄附の窓口もふるさとチョイスの 1 サイトのみであるということなどから、現在、当初想定しておりました金額まで至っていないものと考えております。

これらを踏まえまして、来年度におきましては、まず町の認知度の向上を図るため、インターネットのポータルサイト数を増やし、さらなるWEB広告の掲載、各種イベント等での情報発信等を行うなど寄附の窓口の拡大を図るとともに、あわせて返礼品の充実・拡充を図りながら、職員一丸となって寄附者の獲得に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、児童のフッ化物洗口についてお答えします。なお、子どもの虫歯予防対策として、子育て支援センターのほうで取り組んでおりますので、福祉介護課のほうで答弁させていただきます。

議員お質しのとおり、歯の健康は生涯にわたり身体を健康に維持するために重要なものであり、そのためにも子どもの頃から虫歯予防に対する習慣を身に付けることが大切です。その虫歯予防のためには、食べ物に注意することや歯磨きの習慣を身につけることが重要ですが、近年はそれに加え、歯の質の強化による丈夫な歯をつくるために、フッ化物を活用した虫歯予防を組み合わせることで実施することが効果的であると実証されています。

福島県は全国でも児童のう蝕虫歯有病率の高い県となっており、本町はその中にあってさらに高い有病率であったことから、平成25年に県のモデル事業の指定を受け、県と連携しながら様々な児童の虫歯予防に取り組んでまいりました。その事業の一環として、乳幼児の健診時のフッ化物の歯面塗布や、こゆりこども園において、4、5歳児を対象としたフッ化物洗口を、平成29年度より実施するなど、フッ化物を応用した児童の虫歯予防に取り組んでおります。

フッ化物洗口につきましては、長期間継続することでより効果があると言われておりますので、現在、小学校での実施に向けて協議を進めています。実施の時間帯やフッ化物の管理など、その実施体制が整い次第、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、それぞれ答弁ございましたので、まず、児童のフッ化物洗口についての再質問からしてみたいと思います。今、答弁がありましたが、これから保育所ではもうこども園といえますか、こども園については、29年度から実施しているというようなことで、本当にこれいいことだなというふうには思っております。ただ、なぜその小学校で一緒に連携教育の中で、そういうことをやれなかったのか、その点について伺いたします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、県のモデル事業で取り組んで、平成29年度から、こゆりこども園のほうでは実施してございまして、こゆりこども園で実施した際に、小学校にあがったならば、継続してやるのが重要だというふうにいわれておりましたので、小学校にあがった際には、小学校でも実施できればというようなことで、小学校とも協議を進めてきました。

その中で、いろいろ、今、教職員が多忙化とかもいわれてございまして、なかなかその、どの時間に組み込むとか、フッ化物をどこが管理するとか、ちょっといろいろな課題が小学校から提示されまして、そういったものを、今、一つ一つ話し合いをしながら協議を進めておりま

して、平成 31 年度につきましては実施できるように進めているところでございます。協議をさらに進めて、実施していきたいというふうに考えているところであります。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、モデル事業でこゆりこども園の未就児については始めた、その中で、なぜうちの学校では、早く、そういういろんな取り組みについても、いろんな早く先進地といえますか、先進的な取り組みを早くやってきた中で、なぜ取り組みが遅れたのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 学校の取り組みのことですので、私のほうから答弁させていただきますが、ただ、先ほど福祉介護課長から申し上げましたとおり、こども園のほうでモデル事業で実施することになりまして、確かに答弁のとおり、小学校側と打ち合わせをしたわけでございます。先生方への勉強会も含めまして、それから課題の洗い出しをしまして、課題を整理しながら、今、取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、答弁いただいたわけでありましたが、喜多方市においては、もう 17 の小学校があつて、そこでもう実施をしていると、そのようなことで、本当に取り組みが早いといえますか、本当に西会津町で、何で喜多方がやっているのに、何で西会津町がもっと取り組みが遅いのかなと、そういう思いなんです、今、話の中で、なかなかいろんな学校の体制やら何かで、そういうふうに難しかったというようなことでありますが、本当にもっと連携、こども園でやっているわけですから、小学校でやっていくというのも当然じゃないですか。その辺のことも十分に考慮して、やっぱり一日でも早く実施してほしいなと思いますが、教育長、もう一回お答えください。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 答弁いたします。

今、お話があつたように、学校でどうして実施をできないのかという点なんです、まず、大きく 3 点あるかと思うんですけども、1 点目が、フッ化物に対する認識不足というところがあるかと思います。28 年度に、これ十分学校歯科医の先生から、学校の先生方に対する説明会をもったんですが、どうしてもこのフッ化物洗口が医療行為ではないかというような認識をもっている先生がまだいらっしゃる。それと、フッ素に対しても劇薬ではないかという、そういう認識があつて、その辺を十分、今後も講師の先生から勉強会をもちながら、そういうことではないんだということを、十分有効なものなんだということをお話して、勉強会としてやっていきたいなというふうに思っております。

2 点目につきましては、今、話があります働き方改革ということもありまして、文科省では大きく学校以外で担うもの、学校がやってもやらなくてもいいもの、というような、いろいろ働き方の考えがありまして、全てやっているとなかなか授業に専念できるということがない。そういう意味では、このフッ化物洗口についても、学校がやる以外のものだという考えがあるということがあります。そういう意味では、福祉介護課のほうでも連携しながら、町としても

支援員を導入しておりますので、この支援員の方々に協力してもらいながら、31 年度実施できるように進めていきたいと思っています。

あとは、また保護者の意向も十分尊重しながら、保護者からの事前に調査をしながら、意向があるのかどうか、そして、意向した場合に、その実施についてどうなのかというところをやりながら進めていきたいと思っていますので、今後、今日の介護福祉課の答弁のとおり、学校教育のほうも十分学校側と協議していきながら、実施していく方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 何かこう話を聞いていると、言い訳みたいな話になって、何かこう前向きな話が出てこないなと。じゃあそういうことだったら、近隣の小学校で、こういうフッ化物洗口をやっている、実施している、そういう状況についてお伺いしたいと思います。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 近隣の小学校の実施状況であります、本年 1 月現在の最新の数字では、今年から始めました喜多方市、それから会津美里町を含めまして、13 市町村のうち 4 つの市町村の小学校全校で、実施している市町村は 4 市町村ということでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、近隣のフッ化物洗口の状況を聞いたわけですが、先ほど教育長が歯科医の先生の話が出ましたけれども、西会津町の歯科医の先生については、国保運営協議会などに出席しますと、一日も早くやってくださいと、そういうような要請があるわけですね。そういう中で、今、教育長は、そういう答弁をされましたが、それは西会津じゃなくて、ほかの歯科医の先生の話なんですか。

○議長 江添教育長。

○教育長 私のほうで先ほど、学校医の先生につきましては積極的に進めていただきたいということで、平成 28 年度のときにも、職員にも説明しております。そういう意味では、本町の歯科医の先生、校医さんは、積極的にやっていただきたいという方向性があります。そういう意味では、なかなか職員が、先ほど申したように、どの時間にどういうふうやっていくんだという部分で課題があるということでしたので、その課題を克服していくのであれば可能ではないのかなと。それで、町が積極的にやっていこうという方針でありますので、そこをどうクリアしていくかを学校側と協議していきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 早く実施していただければいいなというふうに思っております。

この予算については、そんなかかるもんじゃないんでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 予算についてのご質問には、私のほうからご答弁させていただきますが、来年度、平成 31 年度で、フッ化物洗口の事業の予算として取っておる予算は、43 万 7 千円で

ざいます。そのうち、県の補助金が15万2千円ほどくるというような状況でありまして、歯科衛生士さんの指導ですとか、あとは薬剤としては、消耗品としては15万程度くらいの金額でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 予算についても分かりましたので、一日も早く、いろんな問題をクリアしてやっていただきたいと思います。

続いて、ふるさと応援寄附金の再質問に入りたいと思います。ふるさと応援寄附金については、先ほど課長から242件、382万3千円かな、そのような寄附額であったと、そういうようなことでありました。そこで、まず、ふるさと納税の今年の取り組みについて、まずお伺いをしたいと思います。

まず、ふるさと納税制度の使い道について、これ寄附者が町の事業の4つの中から活用方法を選択できるというふうになっておりますが、実際には、使い道の指定、そういうのもあったのか。またあるとしたら、その事業名と金額についてお伺いしたいと思います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おただしの寄附額に対する、その使い道という部分でございすけれども、おただしのとおり4項目ほどございまして、寄附者、ほとんどその使途につきましては、町長が認める事業というのございすけれども、それで寄附をしていただいているような状況でございす。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回の答弁については、ほとんどなかったと、町長に任せられたような使い道だということでありましたので、これについては、あれだと思ひますが。

次に、30年度の返礼品の集荷配送コールセンターについては、町の振興公社に委託をしたということですが、会社の人員、振興公社の人員で十分対応できたのか。また、返礼品に対する苦情やトラブル、そういったものはなかったのか、お伺いいたします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まずはじめに、公社のスタッフという部分でございすけれども、公社のほうで専門のスタッフ1名いらっしゃいます。それと、店長と一緒に取り組んでいただいているという部分でございす。

それと、2点目のトラブルということでは、今年の夏、昨年の夏ですか、非常に暑い日が続きまして、ちょっと農作物のほうで、やはり収穫量、採れなかった部分がございまして、具体的に申しますとトマトとかでございすけれども、そういった部分で、当初、トマトということで申し込みされたんですけども、収量とか、あとちょっと品質の関係で、ちょっとお送りできなかったものとかがございまして、代わりのものを、というふうな部分、代替品。それとも、それをなしに、キャンセルという部分というのもありましたので、そういった部分で少しトラブルと申しますか、寄附者のご意向に沿えなかった部分がございまして。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　トラブルというのは、トマトの収穫量が少なかったから、その代わりに代替品をやったと、そういうようなことで済んだということでもありますので、それはよかったなというふうに思っております。

次に、返礼品の米について、ちょっとお尋ねしたいんですが、これやっぱり品質管理とか、パッケージ等の問題、課題から、やっぱりＪＡを窓口にしてやらざるを得なかったというようなことでありましたし、また、町のげんき米を返礼品として取り扱ったようですが、その町のげんき米で十分対応できたのか。また、ＪＡが窓口になって、生産者に米の単価がアップしたり、収入増につながったのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

米の部分でございますけども、米につきましては、おただしのとおり、ＪＡさんと町内の民間の方から出品をしていただいております。やはり、そのおただしのように、その品質管理等の問題で、なかなかその生産者という直接の部分には、まだいたらないという部分がございます。それで、お米につきましては、その法人はあれですけども、ＪＡさんとは、ＪＡさんと取り引きをさせていただいておりますので、直接農家の方への直接の影響、誰々さんというような影響はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　７番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　今、十分、町のげんき米で、おそらく町のげんき米をＪＡが取り扱ってやったと思うんですが、十分対応できたのかということなんですが、その辺、もう一回お尋ねします。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　大変失礼いたしました。量等の確保につきましては、十分対応はできたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　７番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　もう１点、ＪＡが窓口になって、町の実産者の米の値段がアップしたり、また、収入増につながったのかどうか、その辺についてお答えください。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

げんき米につきましては、ＪＡさんが農家の方からお買いになって、そのＪＡさんのもっている部分で返礼品としていただいておりますので、買い取り価格等につきましては、その直接農家のほうに影響あるという部分ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　７番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　あとは、一般米についての使用はなかったということでしょうか。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

30 年度につきましては、一般米につきましても、いろいろ協議をさせていただきましたが、結論から申しますと、一般米のあれはございませんでした。ただ、今後において、やはり一般米、価格を抑えた一般米というのも非常に魅力がある品であるというふうに考えておりますの

で、今後協議を継続しながら、ＪＡさんとその一般米についても検討していきたいと考えてございます。

○議長　　７番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　だいたい米のあれについては分かりましたので、次に、返礼品でミネラル野菜について、このミネラル野菜については、ミネラル普及会の協力を得ましたが、いろんな諸事情によって引き受けてもらえなかったと、そういうようなことで、個別に働きかけたというようなことでありますが、これらについても十分、対応できたのか、量が確保できて十分対応できたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

野菜につきましても、米に次いでと申しますか、人気のある商品でございまして、先ほどご答弁申し上げました、昨年の猛暑による影響で、一部品物について、そういったトラブルではないですけども、は、ございましたが、その生産者の契約していただいた生産者の方々からの量につきましては、そのトラブルあった部分は除いて対処できておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　７番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　一応、何とか確保できたというようなことで、これから、来年のことになりますが、これからそういう寄附金が多くなって、そういうときに、個別の対応で十分対応できるのかどうか。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

来年度、新年度の取り組みにつきましては、ご答弁申し上げたように、例えばポータルサイトの数も増やして、もっと周知を広くやっていきたい。そのためには、議員おっしゃったように、返礼品数も、やっぱり確保というのが非常に重要になってまいります。ですから、これでもですけども、その拡充、その確保という部分も非常に重要になりますので、現在も随時、その生産者の方、新たな返礼品、どういうものがあるかというのも協議させていただいておりますので、そういった部分についても生産者の方にご説明をしながら、その確保に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　７番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　次に、今年度の事業の収支について答弁ありました。歳入というか、寄附金については382万ちょっとだというようなことで、この中で、やっぱり返礼品購入にあたっての、その購入先といいますか、どのくらい、例えばＪＡにいくら、あと個別については名前はいいいですけども、だいたいどのくらい入っているのか、その辺についての金額について教えてください。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

品物別、カテゴリー別と申しますか、で申しますと、米で、やはり一番多いですけども、こ

れ途中集計で申し訳ございませんけども、102 万円になってございます。続いて多いのが野菜で 80 万ほど。あとは加工品、伝統工芸品、お酒、あとは特産品といったような内容でございます。途中集計で申し訳ございませんが。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 寄附金の返礼品の額については分かりました。

それで、先ほど課長のほうから、事業支出額の中で、約 1,020 万ほどの支出となっていますが、これについて、ちょっとあれじゃないですか。これインターネット導入手数料で 202 万、事業委託料で 893 万 7 千円じゃないですか。これなっていますよね。それから、これ 1,095 万 7 千円ぐらいにならないですか。1,020 万になっていますけども、ちょっと少ないんじゃないでしょうか、これ。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいました 1,090 万ほどと、私が先ほど申し上げました 1,020 万ほどということで、ちょっと差ある部分につきましては、ちょっと確認をさせていただきますので、その手数料とか、サイトの、そういった部分もございますし、あと、そういった部分がありますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長 暫時休議します。(15 時 52 分)

○議長 再開します。(15 時 56 分)

五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 失礼いたしました。それで、1,020 万円の歳出の内訳を申し上げさせていただきます。返礼品代で 100 万 8 千円ほどでございます。役務費の返礼品の配送料、手数料等で 26 万 4 千円ほどでございます。ちょっと端数ははぶかせていただきます。それと、委託料で運營業務委託料で 893 万 7 千円。それと、ネット、ふるさとチョイス利用料ということで、8 万 1 千円。で、合計 1,020 万ほどとなっております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、これ、収支についてはどうなりますか。収入、支出の。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

収入については、先ほど申し上げました 382 万 3,500 円で、歳出が 1,021 万 447 円ということで、638 万 6 千円の減ということでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 638 万の減だと、そういうことで、今、収支については説明がありました。それで、この第 5 次の補正予算の中に、今回のふるさと納税についての、ふるさと寄附金についての収支についての補正予算の計上がなかったんですが、これはどういう理由でそういうことになったんですか。一応、町のあれは単年度決算というようなことでやっているはずなんです、やっぱりこれは、足りない部分については全体的に 3,000 万ということで、去年などの場合では、61 億 700 万というような中に、3,000 万の歳入を入れて、それから予算を組んでいるはず

ですよ。歳出の予算を組んでいる。その中において、おそらく歳出については、おそらくみんな、今まで経費払っていると思うので、おそらくほとんどこれからの購入品の額しかないと思うんですが、あと、やっぱり歳入については、やっぱりこれは一つの歳入欠陥といいますか、やっぱり過大見積りというようなことでやっているわけですから、これは当然、歳入については、やっぱり財政調整基金で、やっぱり充てるといえるのか、それで、年度末なので、もう終わってしまいますけれども、やっぱりちゃんとやるところはやらなければいけないんじゃないのかなと、裁量の中でそういうことはできるのかも分かりませんが、やっぱり透明性のある、やっぱりそういう会計はやらなければいけないんじゃないのかなというふうに私は思います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今次補正におきまして、ふるさと応援寄附金につきましては、歳入歳出とも補正はいたしませんでした。これにつきましては、30年度、今、2月末現在の結果では申し上げましたけれども、今後やっぱり努力して取り組んでいくという姿勢も一つ表したいと思いますし、この事業、昨年の、今年度から事業、インターネットのサイトを使った事業、始めたわけですけれども、これにつきましても、昨年の3月議会で議会の皆様にご説明を申し上げ、そして予算をご議決いただきながら、この1年間やって、現在進行形でございますけれども、やってきているわけございまして、3月まで、まだ頑張りがりながら取り組んでいきたいという部分で、それで補正という部分は差し控えていただきましたので、引き続き努力して取り組んでいくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 議決を経て、今、一生懸命やって、3月末までやるんだと、そういうようなことでありますが、その意気込みとか、そういうのは分かりますが、ただ、私さっき申しましたように、過大見積りによる歳入欠陥というようなことは、これは否めない事実だと思うんですよね。そういう中の処理といいますか、それは裁量の中でできるというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、当初予算で歳入、ふるさと応援寄附金、3,000万計上させていただきました。歳出の部分でだいたい2,500万くらいの計上だと思います。今現在、先ほども町民税務課長お答えしていますが、2月末現在、382万円ほど歳入があります。歳出につきましては、今ほどご説明したとおり、1,020万ですか、そうしますと、そのさやが2月末現在で638万円、その分マイナスになるという形でございます。ただ、3月いっぱいまでは、まだ入ってきますので、その638万よりは赤字が圧縮できるということでございます。

例えば、一番大きな歳入、本町の場合ですと交付税でございます。交付税はもう25億からの毎年国から交付されてございますけれども、仮に予算編成がきついということで、1億、2億、積算よりも多く積算しますと、結果入らなければ、一般会計全体で赤字決算になる恐れが多分にあります。今回のふるさと応援寄附金につきましては、600、今現在で30万、40万程度とい

うことで、これが入らなくても赤字決算には絶対なる恐れがないと、そういった判断のもとに、あと、先ほど町民税務課長もお答えしましたが、町として、ふるさと応援寄附金、本当に一生懸命取り組むんだと、そういった姿勢から今回の補正は減額をしなかったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。

それでは、副町長にちょっとお尋ねしたいんですが、この 30 年度の予算については、我々も、私もそうありますが、ほかの議員の皆さんも、この 3,000 万円、歳入の積算根拠について、これどうなのかと、そういうことでだいぶやり取りはあったわけです。そういう中で、今こういう結果になって、ある程度結果が見えてきた中で、副町長として、この歳入 3,000 万の予算計上については、適正妥当であったのか、どうなのか。それについてお答えください。

○議長 工藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

ふるさと応援寄附金のような、見込みがかなり難しい歳入の予算計上については、かなり難しいものがあるというのが正直なところでございます。ただ、ではなんで 3,000 万円だったのかということですが、3,000 万円を目標にしていたというのが正直な数字の意味合いであるというふうに認識しております。3,000 万円に達せられるように、この 1 年間、ここまで努力してきて、今も努力しているところというところでございますが、今現在までの数字を見ると、3,000 万円というところが、なかなか難しい状況になっていることは、これまでの数字からだけ見ますと、そういうことになるわけでございます。

ただ、ふるさと納税に本格的に取り組み始めたの 30 年度からでございますので、そういったところにチャレンジしていくという姿勢の中で、3,000 万円という目標を立てたということについては、不適切ではなかったというふうに私は考えております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 結果して、今、2 月末の寄附金額の総額が 382 万ちょっとだということでありま
す。それがはたして、本当に適正妥当な、いくら目標であっても、これは一応歳入予算にあが
っているわけですから、そういう中で、本当にその辺の妥当、適正なものであったのかとい
うことは、今、私が質問したわけでありましたが、その辺もう一度お答えください。

○議長 工藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

ふるさと応援寄附金を取り巻く環境というのは、12 月議会のときにも少しお話ししましたけれども、かなりこの 1 年間で変わってきている部分がございます。例えば、返礼率、返礼品の率でござい
ますが、目標に達するのが難しいような状況の中で、じゃあ返礼率を少し上げて、頑
張ってキャンペーンやろうといえ
ば、ある程度数字が集まったというのが一昨年以上前の状況であったというふうに認識してござ
いますが、今年度に入りまして、総務省からの通達の、実施が厳しく取り締まりといったらあれですけれども、厳しく運用させられるようになりましたので、そういったキャンペーンというのができなかったということが、まず大きくあげられる

と思います。

ですので、目標達成するためにやれることというのが、かなり難しいと、状況の中になっていると。既に米のふるさと応援寄附金の取り組んでいる市町村というのは、人気の市町村というのはもう決まってきた中で入ってきたので、今年、かなりこれでも増えてはいますので、これをどうやって増やしていくのかというのは、これからの課題だというふうには思っております。

ですので、結果的に今の現状ではこういう数字でございますが、その当時として3,000万円という目標を立てたことが、即、不適切だったというふうには私は考えていないということでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 不適切ではなかったというような発言でありましたが、だから、去年の今ごろ、ちょうど1年前ですね。次年度の、30年度の新年度の予算のときに、我々は、その積算根拠は何なのか、それをはっきりしないで、ただ目標だけを掲げてやるというのは、これは行政のやることではないかと、地方交付税にしても、やはり本当に堅く見積もってやっているわけじゃないですか、前の前年度は500万のそういう目標、見積りであったと。で、今年が3,000万と、そういうようなことで、それが適正妥当であったのかということ、私はずっと前から言っていたし、ほかの議員の皆さんも言っていました。そういうことで、もう一度お尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと納税、大変皆さんにいろいろご心配をいただいているわけですが、30年度の予算編成のときには、副町長はまだ来ておりません。だから、その具体的な内容についてはね、あの当時、私と担当課長のほうでこの予算を編成したわけですが、それまではね、あんまりふるさと納税に、私は力が入っていなかったなと思いました。で、そんな中で、隣の湯川さんが3億、阿賀町が6億、喜多方市でも2億近い金は集めているわけですよ。なのに何で西会津町は200万、300万だと。私はやっぱりそれは、もっともっと努力すればね、3,000万くらいな寄附は、もういただかないと。そのくらいの努力しないといけない。

で、この3,000万円の根拠だって立てよないですよ、実際のところ。どうやって根拠を出しますか、私はその積算なんかできないと思います。それはやっぱり、みんなでこの3,000万円、目標を達成しましょうという、そういうやっぱり、私は目標を、本当はもっと高めにしたかったわけですが、それはちょっと、あまりにも難しいかと。ですから、3,000万くらいは何とかみんなで頑張ろうというふうになってきて、去年の6月からサイトを立ち上げたり、いろんな努力をしてまいりましたし、議会の皆さんからもご協力いただいて、いろんな取り組みやってきましたけど、やっぱり当初、我々が想定するような、そんな簡単ではなかったかと、改めて反省はしております。

したがって、先日も来年度、いわゆる平成31年度に向けて、いろいろこれからどうするんだと、どういうやり方をすれば目標の金額を達成できるかということの協議をいたしました。したがって、今年は、今現在、382万程度になってしまって、目標の13パーセントくらいにしかになっておりませんが、30年度は、まだ3月31日までありますから、この中でどれだけ

努力できるかということと。

で、これはちょっと、私、申し上げようか、どうするか、非常に迷いました。迷いましたけど、ちょっと皆さんに、あまり自信を持って言える部分ではありませんけれど、実は今朝、ちょっと大口の寄附の申し込みがございました。で、これについては、まだ申し込みですから、いわゆる3月31日までに確実にその金額が入るような努力といたしますかね、本人と調整をお願いしないといけないなど、そんなふうに思っておりますが、とにかく、このふるさと応援寄附金、なかなかやっぱり後発でやるという難しさは、やっぱりそんな簡単ではなかったなという大反省のもとに、平成31年度は、これをやっぱり反省しながら、これから取り組んでまいりたいなど、そんなふうに思っております。

本当に12月の議会のときに、7番議員から歳入欠陥のというようなご指摘を受けました。あえてこの3月には補正の減額、減額補正はしなかったと、ここはやっぱり私らの責任をそこに感じて、これからも取り組んでいかなければいけないなど、その思いを、ひとつ、ぜひご理解いただきたいなと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 本当は、私もふるさと納税については、去年の、30年度のはじめに、そういう3,000万の歳入見込みと、そういうような目標があったというようなことで、私は6月のサイト開設の時点で、私はもしかしたら町長のそういう力で、おそらく2,000万くらいは確保しているかなと、そういう思いがあって、去年のあの当初予算には、この部分に関しては賛成をしました。

今、382万という結果で、これはやっぱり、我々の見方が正しかったのかなと、そういうような思いでいたんですが、今、町長から、3月の時点でもう少し、かなり増える部分があると、そういうようなことでしたので、そういうことで、町のこれからの、あと1カ月の努力ですね、そういうものに期待して、今回のふるさと納税の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長 時間の延長をします。

8番、渡部憲君。

○渡部憲 8番、渡部憲であります。今日は通告しておいた順から質問いたします。よろしく願いいたします。

それでは、まず、若者向け住宅の整備について。

まず1つ、野沢保育所跡地の若者向け住宅の整備の進め方についてお伺いします。

2つ目、平成31年度の当初予算に、若者向け住宅整備費が計上されているが、その内容についてお伺いいたします。

続きまして、黒沢自治区の上水道についてお伺いします。町は、黒沢自治区の要望に今後どのように対応していくのか。

2番目、安全で安定した飲料水供給のための計画を示してください。

続きまして、一人暮らしの老人の健康管理についてお伺いします。町として一人暮らしの高齢者に対する支援体制づくりはどのようになっておるのか。

以上の質問であります。本当に皆さま、明解なる答弁をお願いいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　　8番、渡部議員のご質問のうち、黒沢自治区の上水道について、お答えをいたします。

はじめに、黒沢自治区の水道につきましては、現在、整備されておらず、個人や共同で山等からの水を生活用水として使用している状況にあります。特に、昨年の夏場は、少雨による渇水の影響で、一部で飲料水に支障が出たこともあり、町としましては、水道の未普及地区解消は、町政における課題の1つであると認識しております。

黒沢地区におきましては、10数年前にも水道整備の要望が出され、説明会を開催いたしましたが、当時は地区の合意形成が得られなかったことから現在にいたっております。平成28年に、再び黒沢自治区から水道整備の相談を受けましたことから、町では、1年程かけて水源候補地の定期的な水量調査や、簡易的な水質検査を実施しながら、事業化へ向けた準備を進めてまいりました。

その後、自治区内の合意形成が図られたため、昨年の9月26日、黒沢自治区より町に対して、正式に水道整備に関する要望書が提出されたところであります。水道の整備には、多額の事業費を要し、一部地元の負担を伴うことから、今後、合理的な整備方法を検討する必要がありますが、町といたしましては、生活に欠かすことのできない飲料水の安定供給に向けて、取り組んでまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長　建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　8番、渡部憲議員のご質問のうち、黒沢自治区の上水道の安全で安定した飲料水供給のための計画について、お答えいたします。

黒沢自治区の水道整備につきましては、新年度予算に、未普及地区解消水道事業及び町水道事業基本計画策定の調査費を計上させていただいております。この計画策定の目的としましては、黒沢自治区のような水道の未普及地区の解消や、現在、稼働している簡易水道等施設の統合など、将来を見据えた町全体の水道施設の合理的な管理運営計画の策定を想定しているものであります。

町では、この調査費の中で、黒沢自治区の合理的な水道整備や、同自治区の安全で安定した飲料水の供給に向けた計画策定に取り組んでまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　8番、渡部憲議員の若者向け住宅の整備についてのご質問にお答えいたします。

若者向け住宅整備事業につきましては、若年層の移住・定住を促進するため、町内に不足している賃貸集合住宅を整備するものであります。今年度は、整備予定地である旧野沢保育所施設の解体工事を行うこととしており、去る2月25日に工事請負契約を締結したところであります。近日中に解体スケジュールや実施方法などについて周辺住民の皆さんに説明を行った上で、工事に着手してまいります。周辺住民の皆さんへ丁寧に事業説明を行ったことと、解体の設

計等に時間を要し、発注の時期が遅れたため、年度内の解体工事の完了は難しい状況であり、今次補正予算において繰越明許費として計上したところであります。

まず、おただしの今後の住宅整備の進め方ではありますが、解体工事の遅れなどに伴い当初のスケジュールを見直し、住宅整備は平成 32 年度までの 2 カ年で実施するものとし、平成 31 年度予算に債務負担行為として総額 2 億 8,000 万円の事業費を計上したところであります。

発注方式につきましては、設計・施工一括発注とし、その請負事業者を、公募型プロポーザルにより選定することとしております。このことにより、民間企業等の持つ技術力やノウハウを設計や施工に反映することができ、建築コストの縮減や工期の短縮が図られ、さらに単純な価格競争ではなく、建築のコンセプトやデザイン、事業の実施体制や工期、下請けや資材調達等での地元事業者の積極的な活用といった観点も含め、総合評価により適正な事業者を選定できるといったメリットがあります。

次に平成 31 年度予算に計上した整備費の内容についてであります。1LDK 程度の間取りで最大 20 戸程度、2 階建ての集合住宅を整備するための事業費を計上しており、この中には、設計費、建物本体の工事、外構工事などの費用が含まれます。公募型プロポーザルということで、建物の構造や形状、配置、部屋内部のつくりなどについては、事業者の提案を受けることになり、現時点でお示しすることはできませんので、ご了承願います。

この住宅整備につきましては、今まで周辺住民の皆さんからいただいた意見を踏まえ、また、今後も適宜意見交換の場を設定しながら、進めていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 8 番、渡部憲議員の一人暮らし高齢者に対する支援体制についてのご質問にお答えします。

本町では高齢化率が 45 パーセントを超え、高齢者のみ世帯や高齢者一人暮らし世帯も増加していることから、見守りや支援の必要な世帯も増えてきています。また、町内の集落別の高齢化率も高くなっており、今までのように地域全体での見守り支援が困難な集落が増えてきています。

そのようなことから、急病や事故等の緊急時の対応や地域ぐるみでの見守りや助け合いの組織づくりを進めています。

まず緊急時の対応策としましては、一人暮らし高齢者等で、循環器疾患等で不安があり、見守りが必要な方に対して、緊急時ボタンを押すことにより自動的にコールセンター等に通報することができる緊急通報装置を貸与して、緊急時の対応をしています。

次に、地域ぐるみの見守りと助け合いの推進につきましては、平成 28 年度から、西会津町高齢者等あんしん見守りネットワーク事業を実施し、町内の企業・事業所等の皆さんに、配達や集金の業務や普段の仕事の中での見守りや声かけをお願いし、何か気になるサインが見られたら福祉介護課等に連絡をいただくようご協力いただいております。現在では 18 の事業所と協定を締結するとともに、47 の町内事業所に、見守り協力店として登録をしていただいているところであります。そのほか、社会福祉協議会で組織している見守り協力員による声かけや、健康づくりと見守りを兼ねたサロン活動も行われております。

今後ますます、支援の必要な世帯が増えていくことが予想されることから、関係機関と連携しながら支援体制の充実を図ってまいりますので、ご理解願います。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　それでは、若者向け住宅の整備についてお伺いいたします。今、課長から答弁ございました。周辺住民の皆さんと3回ほどやられましたよね、話し合い。あとはやるつもりございますか、もう1回か2回くらいは、どうでしょう。

○議長　　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　　再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、現在まで周辺住民の皆さんへの事業の説明を2回、それから近隣住民の皆さんへ、いろいろ事業で支障になることはないかどうか、それを1回、計3回実施しております。

今後も、これから解体工事に入っていきますが、その際に1度。また、公募型プロポーザルというお話をしましたが、その設計の際に、また皆さんに意見を伺う機会をつくりたいというふうに考えております。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　それでですね、我々も含めまして議会は、壊すのには賛成いたしました。私も賛成しました。そして町長も、町の活性化になるんだったら協力してくれと、そういうお話でございました。ただ、町長もおっしゃったのは、壊すのも、建てるのも、一緒なんだよと、本当はね、一緒だと。壊すだけでは国から金はこないと。一緒に壊して建物を建てて、それで過疎債を使えるんだと、そういうお話でございました。

ただね、これは町民の皆さんにすると、分からないんですよ。ああ、壊すだけだと。そしたら3,000万近くでできるんだと。あと建てるのは一緒だなんてことは分からないんですよ、これね。みな分かる人もいますよ、全部分からないわけではないけど。そういうところをもっと丁寧に、周辺住民の皆さんにお話したほうがよかったんじゃないかなと。町長、お話されましたか。

○議長　　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　　この事業費の考え方、それから財源、それらについても、周辺の住民の皆さんには、その説明会の際に説明したところでございます。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　私もね、町活性化するならいいなと思ったんですよ。ところが、ところがですよ、これやっぱり3億近くかかりますよね、そのとき、やっぱりアパートじゃないとだめなんでしょうかね。あのね、4・5・6町内、集会所ないんです。集まるところがなかなか、公民館使っていますけれどもね。そういうところからいきますと、住民の要望が、いろんな議会にも陳情書あがってきました。そうするといろんな、こういうのがいい、ああいうのがいい、いろんな要望がありますよね。だから、私もね、住民の皆さんも、細かく書いてありましたよ、代表者の人の名前も書いてありました。だから、私、どのくらい賛成、反対あるのか見てみたら、やはり反対のほうが多いとか、そういうこともございました。

だから、私はね、もう一度懇切丁寧に住民の皆さんの意見を聞くべきではないか、最初から結論ありきで持ってくるんじゃないくて、やはり、いやあその土地はね、みんな思いがあるんですよ。我々もそうなんだ、あそこで遊んだ、何だかんだってね。ただ、あそこは町の土地です。それは町が何をやってもいいわけなんですけどね。ただ、周辺住民の人たち、そして4町内、5町内、6町内の方には、6町内はちょっと離れていますけど、やはりもう一度ね、反対するなら、何で反対するんだよって。やっぱりね、ある程度住民の皆さんの意見をもう一回聞いて、そして100パーセントとはいいいませんよ、そんなことあり得ないんだから。ある程度の賛成があれば、あればですよ、だから俺はね、やっぱりあくまでもアパートに固執する必要はないんじゃないか、そう思うんですが、どうでしょう。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

周辺住民の皆さんへの説明の中でも、旧野沢保育所の敷地になぜ建築するかというような部分は説明させていただきました。まず、町の土地であって、建築コストが、まず抑えられる。それから、工期が短縮できる。遊休施設の活用も図られる。町内の活性化にもつながるということで、メリットもお伝えしまして、合計3回、説明会開いた中では、周辺住民の皆さんからは、概ねご理解いただけたものとして、今、事業を進めているわけでございます。明確に反対という方も数名、確かにいらっしゃいましたが、その方皆さんについても、丁寧に説明させていただきまして、皆さんの考え方をお聞きして、できることは意見交換しながら、要望というか、そういった意見は踏まえつつ、今後も事業を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 だからね、私は、やはりどうしてもアパート建てなきゃならないんだではなくて、今言っている、奥川に建てる小規模多機能型居宅住宅ですか、居宅住宅ではないんだけど、小規模多機能型居宅介護施設と、こういうものも考えられるんじゃないんですか。だから住民の人たちが、何でかでこれじゃないとだめだと言っていない。役場だって、それだけの、やっぱり3億近い予算でできるかできないか分からないよ。しかし、私はね、こういう方法もあるんじゃないの。そうするとみんな喜ぶんじゃないの、ああ、いいのできた。集会所つくったとかさ。何でかでアパートじゃないとだめだとはなくて、もう少し道を大きく開いてみてやったらどうでしょうか、そういう方法もあるんじゃないんですかということです。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

この若者住宅整備の、するにいたった経過であります、昨年2月に町内企業の皆さんに協力いただきながら、この住宅、どのくらい、主に単身者の方ですが、町外から通っている方、また町内に住んでいて、住宅を必要としている方、これどのくらいいらっしゃるのかというような調査を行いました。その際には、かなり、相当数、70数名の方が、もし町でこういった住宅を整備した場合に、住んでみたいと言った方が70数名いらっしゃった。一方で、供給側ですが、民間アパートの状況というのも調査させていただいて、町内の、ほとんど野沢町内の民間

のそういう集合住宅と呼ばれるものは、ほとんど網羅したかと思いますが、その中でも、非常に空きが少ないという結果が出されました。

そういった結果を受けて、町ではやはり、今後の若者の定住、移住を実現するためには、やっぱりこういう若者住宅を緊急に整備する必要があるということで、この候補地を選定しまして、野沢保育所、先ほど説明したとおり、候補地を選定いたしまして、この事業ということにいったわけでありますので、この経過をご理解いただいて、今、解体作業を進めておりますが、これについても、若者向け住宅の整備を前提にやっておりますので、過疎債という有利な事業債を活用できます。そういった事業の流れがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　8 番、渡部憲君。

○渡部憲　　町長もね、前は、町民と一緒に協働の事業をやっていくんだと、まちづくりをしていくんだと、そういうお話でした。ですからね、やっぱり町民に寄り添うと、天皇陛下、皇后陛下、言ったじゃないですか、被災地のところに行ってさ、同じ目線で、こうやってね、あれ上から目線じゃないですよ。天皇皇后陛下はちゃんと座ってね、こうやって、同じ目線で、私たちは国民に寄り添うんだと、町長も町民に寄り添うような考えを持って、もう 1 回、2 回、急ぐことないから、もう 1 回、町民の皆さんと話し合ってみてください。これはこれで終わります。

その次です。黒沢自治区の上下水道についてです。上水道。上水道について、やっぱりこれ水道というのは飲み水でね、本当に命の次くらい大事なものだ、本当ね。だから、なるべく早くつくってもらいたい。だから陳情出してきたと思うんですよ、黒沢の人たちもね。だから、これはいつごろまでできあがる目途ありますか、いつごろ、はっきりはできないと思うんだけど。

○議長　　石川建設水道課長。

○建設水道課長　　スケジュール的な部分でお答えしたいと思います。

先ほど答弁申し上げましたけれども、平成 31 年度予算に、まず未普及地区解消水道事業、及び町水道事業基本計画の調査経費を計上させていただいております。それでまず、標準的な流れを申し上げますと、この調査経費、まずもって 1 年目には、その計画の中で、どのようなスタイルの施設がいいのか、例えば上水道は延長したほうがいいのかとか、あと単独でつくったほうがいいのかとか、様々想定はできるわけですけども、やはり専門的な方の計画を策定していただいた中で、最も合理的で適切な方針というのを導き出したいなと思います。

これは事業費も、本当に概算でも億単位というようなことの試算も出ておりますので、なかなかその地元の負担も伴うということもございまして、最もいい方法を策定するためには、まず調査経費で計画をつくらさせていただきたいなというところがスタートでございます。

それから、一般的な流れで申し上げますと、例えばその上水道区域ということであれば、その認可範囲の認定を変えるとか、あとは当然、測量設計、そういったもの、あとは用地買収、それから本格的に工事の着工というような、本当に長いスパンでの計画になりますので、本当にあくまでも標準的でいいますと、着工までに 3、4 年、4、5 年くらいはかかってしまう。

町としましても、そういった計画をつくる中で、なるだけ合理的で、短期間でできるようなというようなことは、議員の意見もできる限り反映できるようには検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長　　８番、渡部憲君。

○渡部憲　　これ黒沢の近くまで、本管はどの辺までいっていますか、近く。出ヶ原、ちょっと示してください、どの近くまでいっているのか。

○議長　　石川建設水道課長。

○建設水道課長　　お答えいたします。

今まさに議員おっしゃったとおり、出ヶ原の先のところまでは行っております。

○議長　　８番、渡部憲君。

○渡部憲　　そうしますと、これ町としては、水道を持っていくのか、それとも簡易水道みたいな形にするのか、どっちに思っておられますか。

○議長　　石川建設水道課長。

○建設水道課長　　お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、想定できる一例で申し上げただけでございまして、まず平成 31 年度に調査費を計上させていただいておりますので、その中で、こういった方法が最もいい、合理的な水道施設になるかを、まずは調査検討させていただいて、その中で、その後に判断をさせていただければなというふうに考えております。

○議長　　８番、渡部憲君。

○渡部憲　　黒沢地区の人もね、待っていますから、ほかのことをちょっと待ってもらったほうがいいから、同じこと言うようだけど、なるべく黒沢地区のために、水を待っている人たちがいますから、なるべく早くやってやってください。

それでは、最後、一人暮らしの老人の健康管理について質問いたします。これ、渡部課長おっしゃいました、もし、老人の方が急に倒れられて、ぱたっと倒れたということ、倒れないほうがいいんだけど、急な病気とか、そういうことで倒れた場合に、このボタンかなんかポンと押せば、役場までは行くかどうか分からないですよ、区長さんとか、それから診療所とか、どこかに行くようになっていますか。

○議長　　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　　お答えをいたします。

議員おただしのとおり、何かあったときに、常にペンダントという形で身につけておいていただきまして、そこにボタン押すところがございますので、それを押しますと、若松にありますセンターのほうに通報が行くようになっています。そこから近隣の方に、支援員ということで登録してありますので、その近隣の支援員のほうに連絡が入って、現場に行ったりとか、状況によっては、もうセンターのほうから救急車の派遣とか、そういったこともできるようになっているところでございます。

○議長　　８番、渡部憲君。

○渡部憲　　2025 年には、全国で 650 万の方が、何と申しますか、我々のような年代の人たちが

ね、そういう、課長分かっていたら、その言い方教えてもらいたいけど、団塊の世代ってね、こうですよ。そういう人たちが 650 万出るんです。そういう人たちが、西会津では 2025 年になったら何人くらいになりますかね、分かりますか。だいたいおおよそでいいですけど。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

これ介護保険事業計画の中で推計をしているものでありますが、65 歳以上の人口、平成 30 年度では、2,863 人ですが、平成 37 年には、2,574 人と、西会津の場合は減っていくという推計がなされております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 我が町ではね、一人暮らしの老人の方が孤独死していることはありますか。今までありました、何人か、あったら数字を教えてください。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

本町の場合ですと、高齢者の一人暮らしではないんですが、若い方の一人暮らしで、亡くなっていたケースが最近、ちょっと数件続いております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 これからね、やっぱり全国でもこういうこと起きていますよね。ですから、我が町でも孤独死を防ぐためにね、どのような対応をなさっておられますか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

先ほどの答弁の中でもお答えをいたしましたが、その地域での見守り、高齢者等安心見守りネットワーク事業ということで、現在行っておりまして、当然、近所の方々が見守りするのは当然であります。近所の方が少なくて、なかなか見守りできないという方に対して、新聞配達ですとか、宅配便の方ですとか、そういった方々が業務の中で見守っていて、玄関に新聞がたまっていたりとか、そういった事例があれば、すぐ町のほうに報告していただくというようなことで協定を結んだり、あとは町の商店街の人に、そういった何かこう、最近、毎日来る人が来なくなったとかというようなことがあれば、そういった方についても見守りをさせていただくというような取り組みを、現在しているところでございます。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 孤独死やらね、これからは徘徊とかね、二人暮らしの方だって、一人が寝たきりとか、そうなった場合に、本当にいろんな問題が起きてくるんです、徘徊とかね。うちもちょっとそんなことありましたけど。やっぱりね、これからそういうことに関して、ちゃんと見守る体制をね、隣組とか自治区も一緒になって、そしてやってほしいと思います。

ありがとうございました。これで終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（１６時５５分）

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

平成31年 3月12日(火)

開 議 10時00分
散 会 16時28分

出席議員

1番	三 留	満	6番	猪 俣	常 三	11番	青 木	照 夫
2番	薄	幸 一	7番	伊 藤	一 男	12番	荒 海	清 隆
3番	秦	貞 継	8番	渡 部	憲	13番	清 野	佐 一
4番	小 柴	敬	9番	三 留	正義	14番	武 藤	道 廣
5番	長谷川	義 雄	10番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第5号）

平成31年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1. 長谷川義雄 | 2. 小柴 敬 | 3. 多賀 剛 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 清野 佐一 | |

○議長 おはようございます。平成 31 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、おはようございます。5 番、長谷川義雄です。平成 31 年度予算編成にあたり、3 つの項目で質問いたします。

薄町長は平成 29 年度の 9 月議会の提案理由の説明において、外に向かって大胆な発想により、将来に夢と希望のまちづくりに全力で取り組み、次の世代にバトンタッチをすることが、私の最大の責務でありますと述べられています。その考えのもと、多くの新年度事業が計画されています。この中には、温故創新をもとに、新しいことを考え出し、具現化し、つくり出す考えであり、新しい事業の 1 つとして、新産業創出事業、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業、農林産物加工品等輸出調査事業などが今年度より始まります。

以上のようなことから、1 つ目として、新産業創出事業と、従来の商工業振興策との違いはどのようなものか。

2 つ目として、外国人介護人材の育成と確保に向けた外国人介護人材育成教育機関設置調査事業が計画されているが、小規模多機能型居宅介護施設整備との関連はあるのか。また、開所時期などについてはどのように考えているのか。

3 つ目として、農林産物加工品等輸出調査事業も計画されているが、どのように考えているのか。

2 つ目として、皆さんご承知のとおり、国の発表では、平均寿命は平成 27 年で 83.7 歳であり、世界トップを維持している一方で、高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、生活習慣病患者や、介護を必要とする人が増加しております。その対策として、健康寿命を延ばす取り組みが求められています。

また、本町においては、働き盛りの世代における喫煙率が、全国平均より高くなっています。また、食事の塩分摂取量は、男性が 12.7 グラム、女性は 11 グラムと多く、アルコールの摂取量も、毎日飲む人の割合が全国平均 25.6 パーセントに対し、34.4 パーセントと高くなっています。

そのようなことから、今回の 1 つ目の質問として、健康寿命の延伸に向けて、各種施策に取り組んでいるが、平成 31 年度からの新たな取り組みはどのようなものか伺います。

2 つ目として、本町では、脳卒中、肺がん、糖尿病、心筋梗塞などの生活習慣病により、死亡率の高いのが課題です。その中で、糖尿病の悪化などにより、人工透析になる方もあることから、次の点について伺います。

1 つ目として、透析患者数については把握されていますか。

2 つ目として、現在実施している透析患者の通院費補助については適正と考えていますか。

また、今後透析患者への支援策の拡充は考えていますか。

3つ目として、西会津町総合計画についてです。その中に、1つとして、中心エリア整備構想について伺います。町では、公共施設の集約や歩いて暮らせるまちづくり、商店街の活性化、観光誘客など、総合的な視点から、野沢、尾野本エリアの将来像について、旧役場庁舎の跡地利用も含めて検討する考えですが、プロジェクトX計画の中で、中心エリア構想がありますが、旧役場庁舎跡地利用も含めて検討を進めるとあるが、平成31年度から平成34年度では、どのように考えていますか。

また、若者向け住宅整備事業と、今回の中心エリア構想との関連はあるのですか。それはどのようなものですか。

以上を今回の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5番、長谷川議員のご質問のうち、健康寿命延伸に向けた、平成31年度からの新たな取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

2番、薄議員のご質問にご答弁申し上げましたとおり、本年4月から長野県を全国トップの長寿県に導いた、諏訪中央病院名誉院長で作家の鎌田實先生に、本町の健康づくりアドバイザーとしてご協力いただけることになりました。

鎌田先生は、医師や作家としての活動のほか、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための医療や介護のあり方や、地域のコミュニティづくりにも取り組んでおりまして、また、東日本大震災後は本県をはじめ東北地方の復興支援に尽力され、その献身的な活動は多くの方に共感されております。今後、健康づくりアドバイザーとして町民の皆さんの健康づくりにご協力いただけることを、大変心強く感じているところであります。

鎌田先生には、来る3月17日に健康づくり特別講演会、「どうする？これからの健康づくり“百歳への挑戦”のその先へ」と題してご講演いただく予定であり、これまで町が取り組んできた健康づくり事業をさらに充実させるため、健康に暮らし続けることの意義や、一人ひとりがどのように健康づくりに取り組んでいけばよいか等についてお話しをいただき、この講演を契機として新たな健康づくり事業につなげてまいりたいと考えております。

また、4月からは鎌田先生のほか、諏訪中央病院で健康を核とした地域のコミュニティづくりを研究している奥知久先生の指導も受けながら食事・運動・社会参加等をテーマに、集落や地域に出向いての座談会やワークショップなどを開催し、町民の皆さんの健康意識の高揚を図るとともに、町の保健師や栄養士など専門職員のスキルアップを図っていく予定であります。

さらに、新年度からの新たな取り組みとして、今後5年間の町の健康に関する取組方針を定める第2期西会津町健康増進計画を策定するほか、町の健康課題の1つである肺がんや循環器疾患の予防対策として、禁煙外来治療費補助事業を創設し、鎌田先生による新たな健康づくり事業とあわせて、健康長寿のまちづくりの機運を高めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 5番、長谷川義雄議員の健康に関する施策についてのご質問のうち人工透析

に関する質問にお答えします。

現在、本町で把握しています透析患者数は、14名で、その内、血液透析治療のため通院されている方は13名となっています。

通院費の補助につきましては、西会津町人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱に基づき3万円を上限に支給しており、電車、バス、タクシーについては実費額を支給しており、自家用車で通院については、自宅から病院までの往復距離に応じて、福島県の通院交通費補助要綱で定める燃料単価により算出して支給しています。なお、県の補助要綱では月5,000円を差し引いた額を助成することとなっておりますが、本町では5,000円を差し引かず助成をしています。

また医療費につきましても、全員が、重度心身障がい者医療費給付事業の対象となっており、医療費の全額を助成しておりますので、今のところこれ以上の支援策の拡充は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 5番、長谷川義雄議員の新年度事業についてのご質問にお答えいたします。

おただしの新産業創出事業につきましては、昨年12月議会定例会における10番、多賀剛議員の一般質問でご答弁申し上げましたとおり、現在の社会情勢や町の人口減少・少子高齢化といった現状を踏まえ、町の資源や強みを最大限に活用し、今後どのような産業が町の活性化や持続的発展につながるのか、また、昨年2月から始まったベトナムとの交流を新たな産業の創出につなげることはできないか、その可能性について、平成29年度より東京のコンサルティング会社に委託し、調査を進めてきたところであります。

そして、その結果、おただしのとおり、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業、そして、農林産物加工品等輸出調査事業として、さらに調査を進めていくことにしたものであります。

まず、新産業創出事業と従来の商工業振興策との違いは、とのおただしであります。町ではこれまでも、中小事業者の経営支援や工業団地分譲などによる企業誘致、起業家育成などにより、商工業の振興に取り組んでまいりましたが、新産業創出事業は今までにない発想・視点により、人口減少や人材不足といった課題の対策につながる新たな産業の可能性を調査するものと認識しております。

次に、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業につきましては、保健・医療・福祉の連携によるトータルケアのまちづくりのもと、これまで20年以上にわたり培ってまいりました介護分野における人材やノウハウ、施設・設備等を町の大きな強み・資源として捉え、それらを活用し、主にベトナム人介護人材の育成機関設置に向け調査・検討を行うものであります。

来年度の調査では、町内関係機関をはじめ、県や日本・ベトナム両国の関係機関との調整、財源の見通し、施設規模等、教育機関の設置に向けた詳細な調査を行うこととしております。小規模多機能型居宅介護施設との関連については、今後町内の介護人材の不足が見込まれる中、将来的に当該施設に外国人人材を活用する可能性はありますが、現時点で両施設の開所・開校時期も不確定であり、当面はそれぞれ別事業として進めてまいる考えであります。

次に、農林産物加工品等輸出調査事業についてであります。ベトナムでは旧正月に干し柿

が大量に流通し、中でも日本産の干し柿は評価が非常に高く贈答用などにも使われていることに着目し、今年度の調査事業において町内産の干し柿を旧正月の時期に合わせてベトナムに送り、現地の流通関係者の反応を探ったところであります。

その結果、送った干し柿の品質については概ね好評価をいただき、また、柿を活用した他の産品開発の提案などもあったことから、来年度は、その他の農林産物も含め新たな加工品の開発やベトナムへの輸出の可能性について、引き続き調査を進めていくこととしております。

以上、これまでの新産業創出事業における調査結果から出された2つの事業についてご説明をさせていただきましたが、本事業は、商工業振興はもとより、様々な町の課題の解決の可能性をもった取り組みとして、平成31年度にさらに詳細に調査するものでありますので、ご理解願います。

次に、町総合計画についてのご質問にお答えいたします。

平成31年度からの新たな総合計画につきましては、平成37年度までの基本構想及び平成34年度までの前期基本計画について、去る1月22日の町議会臨時会においてご議決をいただいているところであります。

おただしの、プロジェクトXにつきましては、前期基本計画4年間に、町が特に重点をおいて進めていく10の施策を示しており、その1つとして、中心エリア整備構想の策定に取り組んでいくこととしております。

中心エリア整備構想は、今後の人口減少や高齢化の進行を見据え、将来にわたって町民が、安心して快適に暮らすため、公共施設の集約や歩いて暮らせるまちづくり、商店街の活性化、観光誘客など、総合的な視点で町の中心部である野沢・尾野本地区のまちづくりのあり方について、将来構想を描くものであります。

具体的には、野沢駅前通りや野沢中央通りの活性化、野沢駅周辺の利便性の向上、旧役場庁舎や旧尾野本小学校の遊休地の利活用など、様々な検討事項が考えられますが、まずは課題の洗い出しや策定の手法など、基本的事項の整理から入ってまいりたいと考えております。

したがって、現時点において、明確な策定期間は定めておりませんが、平成31年度から34年度の前期基本計画の期間において、中心エリア整備の方向性を打ち出し、後期基本計画以降に具体的な取り組みに着手するという工程を想定しております。

次に、若者向け住宅整備事業と中心エリア整備構想との関連性についてのおただしであります。若者向け住宅整備事業につきましては、町内に賃貸集合住宅が極めて不足している現状から、若者等の移住定住の促進、さらには野沢まちなかの活性化を図る施策として、本年度から緊急整備として実施している事業であり、平成32年度までに整備する予定であります。今後、中心エリア整備構想の検討の中では、先行して整備を行う若者向け住宅を野沢まちなかの1つの社会資源として位置付け、活用を図っていく考えであります。

また、将来的には、子育て世帯向け住宅、さらにはシルバー世代向け住宅など、総合的な住宅整備の検討も必要と考えており、中心エリア整備構想の中で検討してまいります。

いずれにいたしましても、中心エリア整備構想につきましては、町民が将来にわたって安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、町民の皆さんに参加していただきながら、鋭意検討

を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは再質問に移ります。私の通告の順番に進めたいと考えています。まず、最初に新産業創出事業なんですが、平成 29 年度と 30 年度、2 カ年と予算が計上され、支出されているわけですが、それは再度確認なんですが、各年度の金額と、あと実際に支出されたのは、あくまでもコンサルタント料、委託料のみなんでしょうか、内訳をお願いします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

まず、この新産業創出事業、29 年の補正予算でご議決いただいたものから始まりましたが、29 年度については、金額が 378 万円でございます。全額委託料でございます。それから 30 年度が 540 万円であります。これも委託料でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 2 年間にわたって、あくまでもコンサルタント会社に委託したお金ということです。それに基づいて、評価、検証して、2 つを取り上げたというふうに理解しましたが、それ以外はあるんでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 1 回目の答弁でも申し上げましたが、この事業につきましては、国の社会情勢、それから町の高齢化、少子高齢化、そういった現状を踏まえまして、町の資源を活用して、どのような産業がこれからの町の活性化を実現していくか、そういったことを東京のコンサルタント会社に委託して調査したものでございます。

30 年度までに、その調査結果につきましては、先ほども説明いたしました方向性としては、介護人材が非常に不足している現状から、それから町のそうした介護分野にかかるノウハウや施設、設備、そういった資源、それらを考え合わせまして、外国人人材の、介護人材育成教育機関設置事業、これが有効ではないかというような調査結果が出されました。

それからもう 1 つは、ベトナムで通常食される干し柿、こちらが町でも生産者の方がおりますし、これが今後輸出事業として有効ではないか、こういった調査結果から、来年度について、またさらにこれをできるかできないかも含めて、詳細にさらに調査していくものでありますので、ご理解願います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 説明を聞いて、主にベトナムという感じを受けます。というのは、30 年 6 月議会の提案理由の中で、相互のイベントを通じた交流をきっかけに、ベトナム側から本町との経済交流や人的交流に関する連携協力体制の構築について打診があったと、それで、本町といたしましては、今後、ベトナムとの有効な関係を築きながら、町の活性化につなげてまいると述べられていますが、ベトナム、ほとんどベトナムでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

ベトナムとの交流につきましては、昨年の雪国まつり、こちらのほうにベトナム大使館の、

駐日ベトナム大使館の参事官が本町に訪れた、こういったことをきっかけに始まったわけですが、東京のコンサルティング会社、委託会社につきましても、ベトナムが、今後非常に日本と、親日国でもあり、非常にこれから交流が活発になるということで、現在のところ、ベトナムを中心とした、そういった経済交流、人的交流、そうしたことを調査しております。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　今の説明だと、ほとんどベトナムを中心として行くと。それで、外国人介護人材の教育育成機関設置調査、あくまでもベトナムをメインとして行うのは、特に問題はないんでしょうが、その教育機関を設置するには、あくまでも調査だけなのか、それとも今後継続して、あくまでも調査機関をつくることを前提に進んでいるんでしょうか、どちらなのでしょう。調査によっては変わるというのが考えでしょうが、調査で終わるのか、必ずつくるのか、その辺のところをお聞きします。

○議長　　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　　今回の調査事業において、この外国人介護人材の教育機関設置、これはかなり町の活性化にとって有効な事業であろうということで、前向きに、実施を前提に検討はしてまいります。ただし、今後これについては、教育機関の設置については県の認可が必要であります。その設置に関しては、いろいろな様々な基準がありまして、それをクリアする必要があると。それから、財源についても、どういった支援を受けられるのか、このあたりを調査いたしまして、実施が確実ということになれば、取り組んでいくということになりますので、前向きに検討していくという方向性でございます。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　説明を受けまして、確実に見込まれれば前向きに取り組む。ただ、前も同僚議員が発言したと思うんですけど、あくまでも教育機関を設置するには、町単独で本当に可能なんのでしょうか、建物も含めて、教師の派遣から県の認可、その後の運用もかかるわけです。つくればいいというものではなく、その後、運用経費、継続が可能なんのでしょうか。

○議長　　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　　この教育機関の設置については、先ほども申し上げましたが、県の認可が必要となります。この教育機関設置する主体、運営する団体は、地方公共団体、もしくは社会福祉法人に限られます。そして、その基準としては、職員数の確保であったり、施設設備の基準をクリアする設置であったり、こういったものが必要となります。これについては、これから事業費の積算ですとか、年次計画を立てて進めるわけですが、財源についても、国の支援を受けられるのか、その辺りがこの事業が実施できるかどうかの可能性、できるかどうか関わってきますので、それらについて、今後詳細に調査してまいります。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　難しい課題は多いと思いますが、本町の、今、西会津町にとっては、大変画期的な考えだと思います。これがうまくいけば、確かに1つの活路ではあると思います。ただ、調査をして、途中で、これは難しかったというのは、ちょっと町民に対して説明できないと思います。

それで、今後調査を続けるのは結構ですが、何も反対するものではありませんが、どのくらいの期間で、どのくらいの費用を考えていますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この介護人材の育成機関設置ですが、31年度については462万の委託料の計上でございます。これによって具体的な調査を、詳細な調査を進めてまいります、31年度は方向性を出していきたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 当初は370万、今回500、800、900、1,300万程度までは調査してみるという考え。せっかく調査費、これだけかけるわけですから、時間もかかるわけですから、私としては、できる方向で、やるんだっただけでやる方向でやるべきだと思います。調査してできなかったというのは、非常に苦しい選択だと思います。

次に移ります。それで、農林産物加工輸出なんです、本町にとっては高齢化であり、また、その携わる人も少ない、さらには風評被害もあって、特に輸出については問題。

ちょっと変わりますが、農林産物と輸出事業に移ります。それで、風評被害とか、高齢化で、対応できるような事業になるんでしょうか。今、干し柿だったら、高齢者でも何とかできるのかと思いますが、それも調査でしょうが、その辺のところをちょっとお聞きします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

この農林産物加工品等輸出調査事業ですが、今年度については、町内産の干し柿、先ほども申し上げましたように、ベトナムで非常に、通常食されるものということで、町内で生産している方をお願いいたしまして、試験的につくっていただきました。それをベトナムのほうに送って、流通関係者の方に食べていただいたり、販売できるかどうか、そういったところを調査をお願いいたしました。そうしたところ、味については概ね高評価ということですが、値段の面ですとか、パッケージですとか、その辺については、まだ改良の余地は非常に残されているというような意見をいただきました。

来年度については、それさらに発展させて、干し柿も含めて、町内では加工に取り組まれている方、製造されている事業所もありますし、加工ネットワークの皆さん、いらっしゃいますので、そういった皆さんと協力しながら、こういった加工品等が、ベトナムでそういった販売につながられるのか、そういったことを調査してまいりたいと思いますが、干し柿について言えば、町内に未収穫で残されています柿、たくさんございますので、そうしたものの利活用も図られますし、そういった干し柿の生産、高齢者の方のそういったノウハウも活用できるということで、議員言われたような、そういった効果もあるかと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いろんな新しく事業をするには、調査も必要だし、課題も多いと思います。一つ一つクリアして進めれば、大変頑張ってもらいたいところはあります。

それで、先ほちょっとお聞きするのが、ちょっと前後しますが、小規模多機能型についてなんです、外国人人材の育成も含めてなんです、昨日の答弁を聞いて、ちょっと思ったん

です。同僚議員が小規模多機能型について質問して、現在のところ全く白紙だと、位置も決まっていないと。それを一度確認します。というのは、全く位置も中身も決まっていないということの確認です。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 小規模多機能型の質問でありますので、私のほうから答弁させていただきますが、昨日の答弁で申し上げましたが、総合計画の中では、奥川地区に設置をするということでの計画でございます。その具体的な位置、規模等につきましては、昨日も答弁しましたように、位置につきましては、町の公共用地ですとか、あとは遊休施設、それから空き家等の利用など、いろいろなことが考えられますので、そういったことを勘案して決定していきたいということでございます。

それから、規模等につきましても、奥川地区で設置した場合のそのニーズ、そういったものもこれからもう少ししっかり検討しながらやっていかないと、規模等についてもなかなか決められないという部分がありますので、今後そういったものを含めて、関係者、あるいは会議等を早急に行いまして、検討していきたいというところでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私なりに確認はしました。

それでございますが、小規模多機能型居宅介護事業所の整備ですが、実施計画、総合計画実施計画を見ると、今までの従来ですと、施設を整備する場合ですが、まず基本設計の説明があったわけですね。基本設計の説明がある程度なされてから、その後に実施設計となるわけですが、今回はいきなり平成 31 年度予算に実施設計費、359 万 1 千円。平成 32 年度に 8,200 万円とありますが、基本設計にも説明もなく、いきなり実施設計というふうに進んでいるように私は捉えているんですが、いまだに町民、議会には説明がないのは、ちょっと私は理解できません。

それは、例えば今回、野沢保育所の解体に伴うものについては、プロポーザルだから、P & D ですか、ちょっと忘れちゃったけど、プランと建物を一緒にやると。それは一緒にだから説明ないのは分かります。でも、今まで小規模多機能型を奥川につくるというのは分かりました。でも、それ以外は全く説明もなく、審議にしてください。中身もなく賛成も反対も、反対はしません。全く説明がありません。私は賛成も反対もできません。その辺の説明をお願いします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この小規模多機能型居宅介護施設の計画ですが、この実施計画に計上していますのは、今のところ町が整備することを前提に事業費も積算して載せておりますが、今後その検討の中で、町が直接やるのがいいのか、事業主体はどうするのかというところから、運営もそうですが、これからの検討ですので、今後、その辺りを検討した上で設計に入っていくということになります。

今回、実施設計ということで載っていますが、こうしたやり方も、整備の仕方もあるということでご理解いただければというふうに思いますし、いろいろな事業規模もございますので、今回の整備については、実施計画を 30 年度、31 年度、実施計画から入っていくというような

事業の進め方を想定しているということでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 全く資料も説明もなくで、賛成してください、反対してください、反対はする必要なくても、賛成してくださいというのは、説明、だから普通でしたら、ちつと資料、全員協議会を開くとか、資料を提出するとか、このような奥川地区に考えていますとか、あつてしかるべきじゃないんですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

まず小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、この間の一般質問の中でお答えしましたように、デイサービスを基本として、介護、ホームヘルプとショートステイをやる事業所ですよということで説明申し上げております。それから、それにつきましては、介護保険事業計画の中でも必要な施設であるという説明を申し上げて、介護保険事業計画、皆さんにご議決いただきましたが、その中で、計画の中では 32 年度に開所したいというような計画になっておりますので、そういった部分で 32 年の設置に向け、開所に向けてやっていくということで説明申し上げます。

それから、その具体的な内容については、先ほど言いましたように、まだこれから検討していくということでもありますので、そういった内容が決まりました時点では、また皆さんのほうにはお知らせしたいというふうに考えております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 別に反対している気持ちはございません。早くつくってほしいほうの立場です。それでいて、基本的には、ソフトの部分だったらこういう方向で行きます。でもハードみたいな建物をつくるときに説明がなくて、説明しましたというのは、ちょっと論点が違うような気がしますけど。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 小規模多機能型、皆さん本当に話を聞いてらるのかどうか、私本当に疑問に思いますよ。これまでに何度かこのことについては説明してまいりましたよね。で、介護保険事業計画の中でも説明しました。それで、これから建物はどういう建物を建てるのか、規模はどういうものにするのか、これはこれからの、いわゆる検討するわけです。まだ形も何も決まっていません。

で、奥川に建てたいという想定で、今計画をしているわけでありまして、具体的な内容については、これから皆さんと相談しながら決めていきますよということですので、このことについて、これまでの議会でも皆さんのほうからいろいろ説明がありまして、そして、中身の具体的な問題までは、まだ具体的に詰まっていませんし、それから、必ず事業やるときに、基本計画から入るとか、必ず基本計画が入らなければならないということ、そんなこと決まっていないですよ。

それを基本計画からスタートするものと、あるいは即、実施計画から入っていくものと、その事業の内容によってみんな違うわけですから、そこはぜひご理解をしてもらいたいなという

ことでありますし、今、初めてね、ここで図面を出してくれとか、建物の内容を出してくれなんていったって、まだそこまで詰まっていますので、これからがこの作業ですから、そこはぜひご理解いただきたいと思います。

○議長　　5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　具体的な説明もなく、一応審議してください。それは分かりました。そういう考えでしょうから。

それでは、いつごろ資料というのを出して説明する考えですか、具体的に、もうそれ今年度と来年度で、新年度とその次、2 年でやるわけですから、早急な説明があると思います。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　今年の 31 年度からの実施計画、3 年間の実施計画の中に、実施設計を計画しました。で、さっき申し上げたように、場所をどこにするのか、で、入所人員をどの程度の人数にするのか、それから、どういう経営体にするのか、そういうのが細かくこれから相談した上で、いわゆる実施計画を 31 年度中に実施設計を組んで、そして、実際に建てるのは来年ということになりますから、これからその作業に入ります。

○議長　　5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　入所する方は待っていますので、できるだけ早く進めるように、分かりました。それで、議会に対しても実施設計ができましたら説明のほどお願いします。

それで次の質問に入ります。健康に関する、ついてですが、西会津町には透析患者が 14 名ほどいると。それで、その支援策なんですけど、私の調べた関係ですと、会津の町村なんですけど、介護福祉課が答えると思うんですが、どこも横並びに 1.5 キロメートル以上の通院であって、3 万円以内というのは、何か、ほぼ同じ町村、どこ見ても、どこに聞いても同じような感じなんですけど、何か厚生省なり、県とか、何か縛りがあるんでしょうか。

○議長　　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　縛りがあるのかということですが、基本的にこの事業につきましては、県からの補助があります。県の補助要綱の中で、今ほど議員が言われました 1.5 キロ以上ですとか、そういったものの規定がありますので、基本的に市町村については、その県の補助要綱に則って実施しているというところでございます。

ただ、西会津町の場合は、県の補助要綱では 5,000 円を削除してとっていますが、町はその分は上乗せして支給しているというところでございます。

○議長　　5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　西会津町は同じものでも、手厚い方ですという、県の要綱に基づき、という回答だと思います。それで、患者の中には、同じ病院に近い人もいるわけですが、同じ町村。町村によっては透析における病院に向かう距離が近い人も、遠い人もいます。それで、どちらかといえば、西会津は遠いほうだと思います。

それで、1 つ私が懸念したのは、例えば夏の場合でしたら、そんなに問題ないと思うんですけど、冬場の吹雪の日、透析が終わった時間、夜間にかかる方もいると聞いています。そういう場合、お医者さんとの判断なんだろうけど、やむを得ない場合に宿泊されている方もいる

と聞いています。そういった点について、今後考慮する考えはございませんか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

大変申し訳ありません、町のほうにはそういった、ちょっと要望的なものは来ておりませんでしたので、町で検討したことはございませんが、基本的には、今、通っている方は、ほとんど自家用車で通っておりますので、基本的にはその日のうちにお帰りになるのかなということと考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町にはあがっていないけど、という報告です。私がちょっとお話しした中には、吹雪で大変だったなという方も話は承っております。

それで、最近、透析患者について新聞報道で議論されています。確かに今日もテレビ等でやっていました。その透析患者の中には、透析なり、精神的にまいっている、心の病も受けている方もいます。そういった場合、がんですと専門の人がいますが、透析患者に対して心のケアなんかは、過去、対策として行ったことがありますか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

透析患者さんに心のケアという部分でございますが、透析患者さんにつきましては、基本的には病院のほうでお医者さんと、あるいはそのケースワーカーさんとか、看護師さんとかの相談をされているのかなということで考えております。

ただ、町のほうにそういったことで心の病での相談があったような場合につきましては、保健師等で対応しているというところでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町では保健師等が対応していると。あと、その中には専門の精神保健師というような専門家もいると思いますが、本町にはいるんでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えします。

精神保健福祉士につきましては、本町にはおりません。ですので、そういった専門的な方については、病院等に配置されているのかなというふうに考えておりますので、そちらのほうとの相談、心のケアということでの相談になるのかなというふうに感じております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 どうしても透析とか、がんとか、そういった病気になると、一生付き合うという感じが強いものですから、心の病を少なからずもっている人が多いと私は感じています。町の温かい支援をお願いします。

それで次に、西会津町総合計画について移ります。その中の中心エリア整備基本策定事業というのがありますが、平成 31 年度で 114 万 2 千円と、ずっとあって、合計で 514 万 2 千円ほどありますが、3 年間かけてやる内容というのは、具体的にどのようなものでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

この中心エリア整備構想ですが、これは野沢町中、それから尾野本地区の平坦部、これらの地区において、現在も町中心部として、役場ですとか、公民館ですとか、そういった公共施設、それから小中学校などの教育施設、あと商店街、それから、住宅団地などの住宅街、そういった機能がここの野沢、尾野本地区に集中していると、町の中心部であるといった状況から、この中心部をさらに将来の高齢化の進行、そういったことを見据えて歩いて暮らせるまちづくり、それから商店街の活性化、観光誘客、子育て世代ですとか、シルバー世代、そういった各世代にわたっての住宅対策、これらを総合的に検討しまして、今後このエリアをどういった整備をしていくか、これを前期の基本計画、4年間にわたって検討していくと。4年間にわたってといいますか、この前期基本計画の間に検討を進めると。そういった構想でございます。

具体的には、旧役場の跡地であったり、旧尾野本小学校の敷地であったり、こういった遊休地の活用、それから、老朽化しています公民館、これは将来どうするんだといったようなこと、それから、先ほども申しました住宅環境、住環境をどうしていくか。これらの、まず課題を抽出しまして、それらの整理から、最初、入っていきまして、今後4年間にわたって検討を進めていきたいということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょっと素朴な質問なんですけど、中心エリア整備構想というのは、野沢、尾野本となっていますが、野沢というと大久保、安座まであるし、尾野本というと、登世島のほうまで入りますが、それはどの辺まで想定しているのでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この中心エリア整備構想では、だいたいのイメージですが、平坦部、この野沢旧町内といいますか、この平坦部。尾野本についても、森野、西林周辺。こうした中心部を想定しております。ただし、この地区の皆さんももちろんですが、町全体の町民の利便性の向上、これから暮らしの、安心した暮らし、こういったものを実現するために中心部を、都市機能といいますか、そういったものをどうしていくかというような構想ですので、これは町全体にかかる構想ということでご理解いただければというふうに思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、町全体を捉えて、中心エリアと考えますと、西会津町には都市計画法が施行されています。それで、都市計画の区域内には、野沢のところの平、あとは上野尻、下野尻まで入っているんですが、それらを今回含めないというのは、整合性に問題はないのでしょうか。どのような方針なのでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今回の中心エリア整備構想ですが、先ほど平坦部と申しましたが、区域としては、今、町民バスの循環線の区域でございますが、これぐらいのエリアを想定してございます。つまり、本当に町中心部について、どうやって利便性を高めていくか、それによって町民が町外に出て行かないくても、町うちでいろんな用が足せる、そうしたことが実現できるのか、そうしたことを前提に調査するものですので、上野尻地区も都市計画に入っていますが、今回の

場合は、中心部、これを野沢周辺の中心部、これを想定した構想でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 中心エリアが今後の西会津町の要となるわけですので、町民の意見を最大限取り入れるのが一番だと思います。それについては、どのように考えていますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この構想の策定については、どういった形になるかは分かりませんが、当然、町民の皆さんに参加いただいて、いろいろな方向性ありますので、商店街の活性化、それから観光誘客、それから暮らしづくり、ありますので、多くの皆さんに検討に参加していただいて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まちづくり計画というのは、本当に大事なことです。専門的なことはプロに委託する部分もあるでしょうが、最大限町民の考えが反映されるよう進めることを希望します。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 議場の皆さん、おはようございます。4 番、小柴敬であります。今議会におきましては、大きく3項目について通告をいたしております。順次読み上げていきたいと思っております。

まず第1項目目です。平成31年度当初予算における重点施策について。平成31年度当初予算が3月議会に提出されております。総額60億3,000万円の予算が計上されていますが、以下の点についてお伺いをいたします。

1 点目、地域おこし協力隊配置事業についてであります。

(1) として、企業コーディネーター、西高活性化、集落支援、番組制作、森林資源活用、ICT教育など、町の将来を考慮した隊員の募集を実施しておりますが、それぞれの分野における目標、あるいは目的についてお伺いします。

(2) として、各分野別の応募状況及び採用等についてお伺いをいたします。

(3) として、応募、あるいは採用が見込めなかった分野についての対応は、今後どうしていくのかお伺いします。

大きな2点目です。同僚議員も質問をしておりますが、小規模多機能型居宅施設整備計画の場所としては、奥川地区と総合計画に明記されております。当初予算に実施設計委託料、350万円があげられていますが、町民にとっては非常に関心の高い事業であり、現段階での町長のお考えについてお伺いをするものであります。

3 点目、ワークインレジデンス事業について。

(1) として、事業の2年目に入るわけですが、1年目の成果についてお伺いをいたします。なお、この事業は3年にわたる事業となっております。

(2) として、1年目の事業としてソーシャルプログラム開発及びコーディネーターの募集が予定されておりましたが、2年目にずれ込んでいる。今後の計画についてお聞きいたします。

大きな2点目ですが、健康長寿への取り組みについてであります。3月17日に長野県諏訪中央病院長、鎌田實先生をお迎えし、健康づくり特別講演が予定されております。今後の町の健康増進計画策定や健康コミュニティづくり推進事業等に対してもご指導いただくなど、健康長寿への取り組みに向けた環境が整ってまいりました。

昨年9月からは、家庭血圧計普及による新たな健康管理が導入されましたが、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目として、現時点までの町内血圧計の普及率、これについてはどのように把握しておられますか。

2点目として、こゆりちゃんポイント事業等が参加している方の健康データ等の管理について、どのように行っておりますか。

3点目、家庭での血圧管理について、私も毎日実施をしておりますが、どのように分析していけばいいのか分からない方もいらっしゃいます。広報紙、あるいは保健師の巡回指導について、今後、町はどのように実施していくのでしょうかお伺いします。

大きな3点目であります。医療体制等の整備についてであります。医師の確保については、提案理由の説明で町長からお伺いをいたしました。今後町が整備する小規模多機能型居宅介護施設の整備等を考えると、支える人員確保が重要と考えております。以下の点についてもお伺いをいたします。

1点目、保健師や看護師の確保についてはどのようになっておりますか。

2点目、ますます不足するといわれる介護人材の確保について。

以上、大きく3点についてお伺いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、小柴議員のご質問のうち、保健師、看護師、介護人材などの人材確保についてのご質問にお答えをいたします。

町ではこれまで、保健・医療・福祉の連携による健康長寿のまちづくりに取り組んできたところであり、その取り組みの中心的な役割を担う人材として、保健師や管理栄養士、看護師などの専門職員を重点的に確保してきました。また、平成10年度からは、介護保険制度が始まることを見越して町独自で介護人材確保のため、介護職員養成講座を開始するなど、安心して暮らし続けられるまちづくりを推進してきたところであります。

まず、第1点目の保健師及び看護師の確保についてであります。保健師や看護師などの専門職員については、行政機関のほか、民間の医療機関、福祉施設等からの求人も多く、また、就職希望が都市部に偏在していることから、本町のような過疎地域においては人材確保が難しい状況であります。

町の保健師及び看護師の確保については退職者補充などにより採用が必要な場合は職員採用候補者試験を実施しております。平成31年度は保健師2名、看護師3名を確保する必要があったことから、県町村会による職員採用候補者試験を実施しましたが、採用決定者は看護師1名のみでありました。そのため、12月に町独自での職員採用候補者試験を実施した結果、保健師2名、看護師2名の確保ができたところであります。

保健師及び看護師については、地域の保健・医療体制の構築には必要不可欠な人材であることや、来年度より、鎌田實先生の指導による、健康長寿の町づくりをスタートしますので、その先頭に立つ専門職員として、今後も人材の確保に努めてまいります。

次に、介護人材の確保についてのご質問にお答えをいたします。介護職員につきましては、全国的に不足していると報じられておりますが、会津管内においても専門職員の確保ができず、入所定員を縮小するという事例が発生しております。本町においても、開所日数を縮小したり、新規の受け入れを休止している事業所があるなどの影響が出ており、町といたしましても介護人材の確保は、喫緊の課題であると受け止めております。

国においては、介護職員の処遇改善や再就職支援、外国人労働者の受け入れ拡大などの取り組みを行っていますが、それにあわせて町においても、これまで続けてきた介護職員初任者研修事業を継続して実施し、一人でも多くの修了者を輩出し、就労につなげるとともに、今までの修了生に声をかけるなど、人材確保に向けた取組みを積極的に行ってまいります。

また、介護職員のスキルアップのため、介護福祉士などの資格取得のための経費補助などの支援を近隣市町村と広域的に実施することを検討するとともに、介護事業所でのボランティア活動の拡充、業務の外部委託などの業務改善の提案など、事業所と連携しながら人材確保対策に取り組んでまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4番、小柴敬議員の平成31年度当初予算における重点施策についてのご質問のうち、地域おこし協力隊配置事業についてお答えいたします。

町では、行政課題の解決及び地域の活性化を図るため、平成25年度より、地域おこし協力隊を配置し、外部人材を積極的に活用してまいりました。現在、本町の地域おこし協力隊は、県と共同配置を含め9名で、次年度継続隊員数は6名であります。

平成31年度の人材募集については、行政課題解決型で5分野6名と、ワークインレジデンス事業と連携した起業型人材を募集するソーシャルビジネス構築型3名の6分野9名の採用を予定しており、平成31年度は県と共同で配置する会津張り子と合わせ合計で16名の配置を予定しております。

ご質問の各分野の目標・目的であります。まず、行政課題解決型の西高活性化につきましては、現在、県立西会津高等学校では、高校生一人ひとりに寄り添い、多様化する社会へ向けて多様な価値観と向き合うことができる高校を目指しております。その支援策の一環として、生徒のよき相談者となり得る人材を配置し、多様な進路が実現できる魅力ある高校とすることを目的としております。

集落支援は、集落機能の維持のための仕組みづくりや地域資源を活用して集落を元気にする活動の支援を行う人材を配置し、集落の活性化を目指すものであります。

番組制作は、町民のほぼ全員が視聴する西会津ケーブルテレビのスタッフの一員として、番組制作やアナウンスを担う人材を配置しコミュニティの醸成を図るものであります。

森林資源活用は、菌床培養や町の中長期的な森林伐採計画の策定などを担う人材を配置し、

森林資源の活用を図るものであります。

I C T教育は、教育改革を進める埼玉県戸田市との教育交流提携を踏まえ、小中学校児童生徒へのプログラミング教育の支援を行う人材を配置し、次世代を担う人材の育成を図るものであります。

次に、ソーシャルビジネス構築型の起業コーディネーターは、ソーシャルビジネス構築を目指すために、地域課題に即した新たなビジネスの創出、失いつつある伝統産業の継承等を目的として、本町で起業する人材の確保及び新たなプラットフォーム、いわゆる環境整備でございますが、その立ち上げ・運営を目標としております。

次に、各分野別の応募状況についてお答えします。現在、6分野9名の募集に対して起業コーディネーター1名、集落支援1名、合計2名にそれぞれ採用の内定を行ったところであります。また、応募がなかった分野への対応についてであります。現在、募集活動を鋭意行っており、今後も有能な人材確保に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、ワーク・イン・レジデンス事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、県補助金であります地域創生総合支援事業市町村枠を活用し、平成30年度から3カ年の継続事業として実施するものであります。事業内容は、町に住みながら起業等にチャレンジできる場を提供し移住に繋げるためのワーク・イン・レジデンスの整備と、地域課題解決を目指すソーシャルビジネスプログラムの開発と人材の育成の2本立てとなっており、人材については、地域おこし協力隊制度を活用し、必要な人材の確保を図っていくものであります。

ご質問の1年目の成果についてであります。ワーク・イン・レジデンスの整備につきましては、第1期工事として、お試し移住住宅の浴室などの設備を改修しており、3月中旬に竣工の予定となっております。また、ソーシャルビジネスプログラムの開発と人材の育成につきましては、現在、事業期間中ではありますが、次年度におけるプログラム10項目の立案と、起業できる能力のある人材を広く集めるためのコーディネーター3名を募集し、1名を確保したところであります。

次に、今後の計画につきましては、今年度の実績を踏まえ、ワーク・イン・レジデンスの整備については外壁等の改修など第2期工事を予定しており、ソーシャルビジネスプログラムと人材の育成につきましては、コーディネーターとともに、現在立案中のプログラムの磨き上げと有能な起業型人材の確保を予定しておりますのでご理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 4番、小柴敬議員の平成31年度当初予算における重点施策についてのうち、小規模多機能型居宅介護施設のご質問にお答えします。

本施設につきましては、6番、猪俣常三議員に町長がお答えしたとおり、デイサービスを利用しながら、ホームヘルプサービスや必要なときは泊りのショートステイサービスも利用することができる施設で、同一の介護事業所で各種サービスを利用できることから、住み慣れた地域で介護サービスを受けながら生活するには大変有効な施設であります。

第7期介護保険事業計画の中では、平成32年度中の開所を目標に整備することとしておりますので、新年度予算には実施設計委託料を計上しております。現段階では、奥川地区に建設す

ることを想定しており、遊休施設や空き家などの利活用も視野に入れ、具体的な設置場所や規模などについては、今後、西会津町地域ケア推進会議などでご意見をいただきながら進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、健康長寿への取り組みについてお答えいたします。

まず1点目の、家庭血圧計の普及率についてであります。平成30年2月に町内全世帯を対象に実施した家庭血圧計の所有調査では、全世帯の61.8パーセント、1,659世帯で所有しているとの結果でありました。なお、昨年12月に開始いたしました自動電子血圧計購入費補助事業による申請件数と台数は、2月25日現在で307件、309台となっております。

2点目の健康ポイント手帳事業に参加している方のデータ管理についてであります。ポイント手帳事業は、家庭における血圧測定を推進し、健康の自己管理意識の高揚を図ることを目的に実施しており、血圧や脈拍、体重のほか、体操や野菜摂取、歯磨き、運動などの取り組みを記入し提出することで、ポイントに応じた商品等と交換できる事業であり、平成31年2月末の利用者は134名となっております。

おただしの健康データの管理につきましては、電子データ化等の管理はしていませんが、提出されました手帳を保健師等が確認し、特に血圧のハイリスク者に対しましては、適時保健指導をするほか、引き続き取り組んでもらえるように声がけしているところであります。

また、西会津診療所においてもポイント手帳を勧奨しており、ポイント手帳を主治医に持参して血圧の指導を受けるなど、有効な活用をしている方もいることから、今後も、家庭血圧測定を推進するため、ポイント手帳の有効活用を図ってまいります。

3点目の血圧測定結果の自己分析方法についてであります。家庭で測定する血圧は、医療機関等で測定する血圧よりも、病気に関連深いことが統計的に分かっており、町ではこれまで、家庭血圧測定の推進とあわせて、正しい血圧の測り方や、家庭血圧の正常範囲等について各種健康づくり教室や広報紙、町民健康カレンダー、ケーブルテレビ等を通して周知してきたところであります。その中で、正常範囲を超える血圧が続く場合は、医療機関を受診していただくよう周知してきたところであります。

今後も、正しい血圧管理方法等について各種健康づくり教室や広報紙、ケーブルテレビなどを通して、継続して周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、順を追って再質問を行っていきたいと思います。地域おこし協力隊の配置事業についてであります。かなり苦心をしているというのが現状と見られるます。それは、やはり希望した、どちらかというと、地域おこし協力隊に関して、随分と募集というか、参加される方、そういった方が減っているというような現状も見受けられるように思っております。以前は2万人ほどであったのが、今は1万5,000人程度の応募で、その方々を各市町村で、いろいろな施策をしながら要望を聞いて採用していくということであろうと思います。

今回、それぞれの企業コーディネーターであったり、西高活性化であったり、分野別に募集

して、その応募がない部分について、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、それは各担当課のほうからお伺いしたいと思うんですが、この応募がなかった部分に関して、また、現在採用がなかった部分について、平成31年度事業に対する影響力、各課によっては、ここをこういうふうにして、この担当の協力隊員に任せたいというふうなことで配慮していると思うんですが、それに対する採用がなかったということで、事業計画等に影響はないのかお伺いをいたします。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　まず、私のほうからは、地域おこし協力隊の中で、ソーシャルビジネス構築型といわれる、いわゆる地域課題解決型の部分について申し上げさせていただきたいと思います。

まずそのプロジェクトを進める企業コーディネーターということで、3名を現在募集しておりますが、先ほども申し上げましたとおり1名を確保したという部分でございます。現在、一応募集もかけておりまして、事業については、一応1名確保した部分の中で、ある程度は実施できるというような方向ではございますが、鋭意、その下となって働くコーディネーターのほうの部分につきましても、募集を継続してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長　玉木学校教育課長。

○学校教育課長　それでは、私のほうからは、西高活性化の部分と、それから、ICT教育の部分の2点につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず西高活性化の部分の協力隊の部分につきましては、昨日の一般質問のやり取りの中でも多少答弁させていただきましたが、やはり12月、1月と募集のイベントに参加してきた結果、教育分野については、かなり競合している部分が多い。または、昨日もお話しましたとおり、その3年後の起業化がなかなか難しい、見通しが難しいという部分で、募集に対しての、やっぱり応募がかなり競合しているというようなお話がございました。

そういうことで、今も募集を継続しているところではありますが、問い合わせはあるものの、やはり一歩進んだ応募というところまではいかないのが実態でございます。引き続きこの募集を進めるとともに、またこのほかの市町村で実際にこの募集をするのにあたりまして、本当に委託事業というような形で募集を行っているところもございます。ですので、そういった部分も含めて、募集対策については、さらに検討をしていく必要があるというふうに感じております。

いかんせん、西高の活性化につきましては、まず第一に協力隊が入らないとという部分がございますので、鋭意検討を進めてまいりたいということでございます。

それから、ICT教育の部分につきましても、これもまた特殊な部分、教育に関する特殊な部分の募集ということで、これについても問い合わせはあったものの応募には結びつかなかったというような実態でございます。

ただ一方で、昨年の9月の補正予算でICT教育の支援員という形で臨時職員、今年度の場合は委託事業であります。来年度については、臨時職員的に確保する事業を計上しておりますが、これにつきましては、会津大学のほうと連携をしまして、会津大で行っている女性プログラマー講座を受講された方で、かなりスキルの高い方を支援員として確保することができて

おります。ですので、当面はこの方に対して小中学校におけるＩＣＴ教育の支援については、この方に中心になって担っていただきながら、引き続き３年間を目途とした協力隊の部分も募集を行っていききたいということで対応してまいりたいと考えております。

○議長　岩淵農林振興課長。

○農林振興課長　私のほうからは森林資源活用のマネージャーの募集の部分について、応募の状況と応募がなかったことについての影響について、お答えをさせていただきます。

今回の森林資源の活用の部分につきましては、募集のイベントにおいて、そのイベントに参加された方から問い合わせはございましたが、その後、継続した問い合わせや応募にはつながっていなかったのが現状でございます。

今回は、森林資源の活用、主に菌床きのこの生産振興についての内容で募集をしたところでございますが、応募がなかった要因といたしましては、少しジャンルとして狭い部分があったのかなと、関心のある人の分母と申しますか、絶対数が少し少なかった部分と、この要綱の書きぶりを見ますと、ちょっとハードルが高いなというふうな印象も受けさせてしまったのかなというふうな評価もしております。しかしながら、１つでも関心を寄せていただける項目があれば、応募については柔軟に判断をしていければなというふうに考えております。

また、この応募がなかったことについての影響であります、事業の目的といたしましては、現在の菌床きのこの生産について、さらなる事業の施策の磨き上げというふうな形での目的の応募でございますので、直ちに応募がなかったから現行の事業について大きな影響があるかということにつきましては、直ちに影響はないというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　私のほうからは番組制作にかかる地域おこし協力隊の募集についてお答えいたします。

この番組制作については、ケーブルテレビのアナウンサー兼番組制作のスタッフを募集するものでありまして、指定管理で業務委託しています西会津ケーブルネットへの派遣を想定したものでございます。ケーブルテレビについては、町の情報発信の１つの重要なツールということで、そうした中で、町外の人材、そして外部の目から見た町の魅力を伝えていただくということで、業務をお願いする予定にしております。

現状ではおりませんが、鋭意募集しまして、確保に努めてまいりたいと思います。現状ではケーブルテレビについては、アナウンサー２名のほか、番組制作のスタッフもおりますので、何とかそのメンバーで対応しておりますが、早く人材確保いたしまして、先ほど申しました情報発信、これを強化してまいりたいというふうに思います。

○議長　４番、小柴敬君。

○小柴敬　募集要項、私も見させていただきました。やはり森林資源、これに関しては、非常にハードルが高いと私も感じます。森林組合等とか、農業管理団体等でしっかりと勉強した方でない、これだけのスキルはこなせないということで、提案ですが、やはり３年後に、まず第１条件として、３年後に起業できますよというのが一番森林資源に関しては、菌床きのこ、

一番近いんじゃないかということを思います。

ですから、菌床きのこに興味があつて、で、3年後にこういった仕事をしてみたいというような募集の仕方に変えていけば、応募は今後見込めるのではないかというふうに私なりに感じますが、その辺、来年の募集にそういったものを採用するというような考えはありませんか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

森林資源活用の、その募集の要件について、3年後にきのこで起業することを目的として募集に変えたらどうかというようなご質問かと思いますが、3年でそのきのこの起業ができるかというような部分の判断につきましては、それができるところではっきりと申し上げることはできませんけれども、議員のご意見につきましては、十分に参考にさせていただいて、次年度以降の募集の際に、その部分につきましても参考にさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今後も、やはりだいぶ、例えば教育関係にしても、西高支援に関して、協力隊員がいなければ、その魅力発信の部分で、若干手薄になるということでもありますし、引き続きしっかりと、なるべく早急に募集をかけて、それで採用が決まるというような努力を引き続きしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に小規模多機能型、これに対して若干、同僚議員に対していろいろな、昨日からの答弁もありましたので、私なりの聞き方でお聞きしたいと思っております。第7期の介護事業計画と8期の高齢者福祉事業計画で、先ほど町長がおっしゃっていましたが、奥川地区、これで今回、一応計画をして、実施計画を立てていくというようなことでありました。それで、その文書の中で、その事業所的には、25名程度の利用者というのを見込んでおるというふうに書いておられますが、実際、小規模多機能型ということは、1事業所当たり、登録人数は29名以下というふうにして規定されております。

その中で、平成32年度、町全体で、確か532名という要支援1、2、それから要介護の1から5、トータルしますと、一応計画の中では532名という人数があがっておりますが、その中で奥川地区という形を限定すると、どのくらいな人数として掌握をされておりますか、お伺いします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 奥川地区で、ちょっと、施設入所者の分はちょっとございませんので、あれですが、在宅で介護認定を受けている方としては43名ほどございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 その43名、その中で要支援の1から要介護5というもので、要介護の方はおそらく施設に移されているというふうだと思います。その方が、早くそういった施設が完了して、利用できるというふうになるために、やはり段階を踏んで、先ほども答弁の中にありますが、在宅ケアシステム等の、失礼しました。地域ケアの推進会議等々で計画を立てていくということ

であります、実施設計に対しては、実質どこがどのような形で実施設計を行っていくのでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

実施設計の業者ということではありますが、現在どこの業者ということでは考えておりませんので、今後、先ほど言いました、ちょっと場所ですとか、規模ですとか、そういったものが決定した段階で、設計については入札等で設計業者を選定していきたいというふうに考えております。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 では、その地域ケア推進会議等の中で場所とか、規模とか、そういったものを決定していくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問のとおり、町地域ケア推進会議等で方向性を出しまして、最終的には町長の判断ということになります、そういうことで決定していきたいというところでございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 一日も早い開所等々を私も希望するものであります。

それでは、ワーク・イン・レジデンス事業について伺いをいたします。このワーク・イン・レジデンスという事業の目的であります、本町の課題であります継業とか、起業の機会のモデルをつくり出すというふうなことで、昨年伺いをいたしました。で、今年度、間もなくでしようけれども、住宅の中で浴室等の整備、こういったものが終わるということではありますが、これが終われば、もし今回採用が予定されています 1 名、もし希望があればそこで利用することも可ということでありましょうか。それともまた、それ 1 点だけお聞きます。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

今現在、先ほども申し上げましたが、第 1 期整備として、浴室等の部分を工事をやっているということでございまして、この事業、一応 2 期工事も予定しておりまして、2 期工事のほうで部屋等の部分の和室から洋室等への改修とか、屋根の葺き替え、外壁等の工事を予定しておりまして、今、採用した方 1 名については、そこを利用できるという部分は、来年はちょっと厳しいのかなという部分でございまして、その方については、民間アパートなり、民間の社宅、借家のほうに入っていただくような、今、予定で考えております。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 年目の事業について、県のサポート事業、1,000 万。それから町が 403 万 3 千円ということで予定はされておりましたけれども、この辺、また 3 月 31 日まで終わらないと報告できないということだろうと思います。

それで、今年度の募集として、整備事業、1,160 万。これが予定されておりますが、この内訳に対しては、お聞きしてもかまいませんか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えします。

一応、お試し移住住宅の整備費という形でよろしいでしょうか。そうしますと、お答え申し上げますが、一応契約ベースで申し上げますと、設計管理につきましては、129 万 6 千円ということとなっております。あと工事費につきましては、当初、いわゆる契約額では 700 万円台で請け負いはしたんですが、ちょっと水回りの工事の関係が、ちょっとシロアリが腐蝕していたということで、若干の変更と、若干の工事費を流用させていただきまして、トータルでは工事費は、891 万 4 千円という形になりまして、トータル 1,021 万円というような形の整備費となっているところでございます。

以上でございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 年目の計画の中で見させていただきますと、コーディネーター募集経費ということで、200 万ほど、それで 1 名応募というか、採用があったということでありましたけれども、残り 2 名に関しましては、継続して募集をかけるということでもあります。

はたして今後、そのプレイヤー 10 名を含めて、どのような形で町としては募集をかけていくのかということ、それは今回募集をかけたけれども、コーディネーター 1 名しか採用がなかったということでもありますので、若干その辺、心配するところではありますが、やはりこのワーク・イン・レジデンス、これをしっかりと 3 年で形を整えないと、この後の仕事というか、町の起業・継業、そういったことに影響が出ると思われれます。それを踏まえて、町の考えをお伺いします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 その、いわゆるコーディネーター並びにプレイヤーの募集に関してのご質問でございますが、まず、コーディネーターにつきましては、まず、採用の順序といたしまして、一応これまで、3 名の応募はあったんですが、書類選考等で、やはりコーディネーターということで、起業するだけのスキルをコーディネートする方でございますので、その部分については、やはり書類選考で 2 名の方は、いわゆる残念ながら採用にならなかったということで、その書類選考並びに面接を経てなった方が、ようやく 1 名ということで、大変有能な人材を確保しなきゃいけないということから、そういう今結果になったということでございます。

現在、募集方法につきましては、現在、ホームページ上とか、いろんな形でソーシャルネットワークサービス、いわゆるフェイスブック等でも募集しておりますし、そのほか、機会あるごとに東京にほうにおきまして、そういう人材確保のために、今、奔走しているというところでございます。一応計画どおりに進めるように、人材の確保については今後も進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 鋭意進めていただきたいと思います。その中で、3 年経って、こういった何人かのコーディネーター及びプレイヤー、この方が見つかった段階で、おそらく町はどこかに、例えば指定管理というような形で今後進めていくのか、それとも、どのような形で進

めていくのかということ、若干今のうちにお伺いしていきたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 一応、この企業型の部分の考え方といたしましては、いわゆる都市部から起業できるスキルがある方々を西会津にお呼びして、西会津で起業していただくという部分でございまして、ただ単に指定管理というか、その施設をただ管理運営するのではなくて、生業をつくっていただくということでございますので、3年後、独立できるスキルがある方ということでございますので、町といたしましては、一応起業を目標にしているということでございますので、委託という部分は、何を委託するかというのは今後の想定の中では、今後分かりませんが、今現時点ではあくまでも起業を前提という部分で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ワーク・イン・レジデンスに関しましては、そのくらいで次に移らせていただきます。

健康長寿の取り組みでございますが、この健康長寿に関して、お聞きしてもいいのか、ちょっと迷うところではありますが、この鎌田先生に対する、講演をいただくんですが、そのテーマとか、そういったものに関して、もし今現在、お聞かせ願えるところがあればお聞きしたいと思います。それは、この議会を聞いていただいた方々が、どんな興味を持たれるかということも含めて、ちょっとお聞きしてみたいと思いますので、お願いします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 3月17日に開催されます鎌田先生の講演会の内容というご質問でございますが、町長、先ほど答弁申し上げましたとおり、鎌田先生につきましては、病院の診察にとどまらず、様々な活動をされております。その中で代表的なことを申し上げますと、先生が自ら地域に出向きまして、講話や座談会など行いまして、健康に暮らし続けることの意義。あるいは地域の中での助け合い、つながりの大切さ、そういったことを地域の方と一緒に考える活動を、今、長野県のほうでされております。

ですから、今回につきましても、講演テーマにありますように、百歳への挑戦のその先へということで、町がこれまで取り組んできました健康づくりの取り組みを、この先、長野県で先生が行ってきた活動と結び付けて講演いただけるのかなというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 鎌田先生の今まで培ってこられたノウハウ、これをこの機会に聞けるということでありますので、私も積極的に講演会に参加したいと思っております。

次に変えますが、現時点までの町内の普及率ということで、血圧計であります。平成30年の2月1日現在の数値はお伺いをいたしました。その中で、年代構成とか、そういったもの、分かる範囲でよろしいんですが、掌握はしておりますでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 昨年、平成30年2月に調査した際には、調査の対象、世帯主の方に、その世帯で所有しているかどうかということで調査をいたしました。その結果が1,659世帯というこ

とであります。当然、血圧計は一家に1台ありますと、その家族の方、数名、計ることがことができますので、その利用者の状況についてまでは掌握していないということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 できるかぎり、今後、そういった追跡調査というか、やはり町民の健康を守るという観点から、やはり働き盛りの方々を中心として、データの収集等も実施していかれたらというふうにして思っておりますので、よろしくお願いします。

こゆりちゃんポイントの事業として、今まで134名の方がポイント事業で、町のほうにこられたということでありますが、私の予想していた人数とは若干人数が少ないような感じではあります。今年度、約30万円ほどのポイント事業ということで予算化されております。来年度40万ということでありますが、やはりこれは周知徹底を図っていかなければいけないと思いますので、そういった周知徹底、ポイント事業、もう少し魅力的なものに変えていくということで、意外とポイント、満点になったときに、何がいただけるのかと、商品券とかと、それは知っておりますが、もう少し具体的に、こう魅力のある発信をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺の検討内容、いかがでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 まず、ポイント手帳の利用者数について、若干説明をさせていただきます。昨年の10月に自動電子血圧計の補助事業を創設いたしました。その時点でのポイント事業の利用者、79名でございました。今回、2月末現在で、134名の方が利用されているということで、10月から55名の方が新たに取り組まれて、その率としては1.7倍に広がったということで、町のほうでは、様々な場面をとおしまして、血圧管理の大切さと合わせまして、ポイント手帳を周知した結果が、この数字なのかなというふうに考えております。

また、取り組みやすいようにリニューアルしまして、1カ月から今度提出できるようになったということで、そういったところでも1カ月単位での商品との交換ができるというようなことも、現在、取り組んでおりますので、今後さらに皆さん取り組んでいただけるようなことを考えていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 昨年10月、79名がプラス55名という結果ですというようなことでありましたが、このプラスになった方々から、できれば、そのポイント事業に参加された理由は何ですかとか、そういったことをお伺いすれば、さらなる事業に参加する方の増が見込めるのではないかと思いますので、そういった今後も努力をお願いいたします。

それでは、医療体制の整備についてお伺いをさせていただきます。町長からの答弁で、今回、保健師、看護師、それぞれ予定どおりというか、採用が見込めたということでありますので、今後の町の機能に関しては、心配ないというふうに認識をしております。

それから、昨日、同僚議員の質問の中で、昨年度、平成30年度実施した初任者研修の募集というか、希望者が7名卒業されたと、その中で、採用が1名しかなかったと、今回、介護従事ということで、その残り6名の方の追跡調査というか、そういった募集というか、そういったものは今後どのようにしてやっていかれるつもりでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

昨年7名の方が修了したわけではありますが、そのうち4名の方については、既に介護事業所に勤務しておられまして、その資格等がなかったものですから、自分のスキルアップのために受講されたという方が4名でございます。それから、残り3名のうち1名が、昨日申し上げましたように、福祉会のほうに勤務をされておりまして、1名は進学ということで、大学に進学された方が1名おられますので、もう1名の方については、現在、福祉施設等に入っているような働きかけを現在しているというところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町がこれから計画をしております人材確保ということで、ベトナム人の方々の、こういった介護人材採用も含めまして、今まで町は、数々のそういった人材確保というか、人材育成のための事業について努力をされてきております。実に平成10年から28年まで、約443名という介護の方々のスキルアップを図ってこれらしておりますが、やはり今まで、その中で、家族だけの介護で受講されたという方も聞いております。そういった方々の、今後も掘り起こしということを含めて、小規模多機能型居宅介護施設、これの整備に向けた今後の募集、そういったあり方について、どのように、今、町はお考えでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

町長答弁の中でもお話しましたが、その修了者の中で、まだ福祉関係の職業に就いていない方、あるいはほかの仕事に業務された方もおいでになりますが、そういった方々、あとは在宅におられる方なんかにも声をかけながら、修了者の方が福祉の職員になるような働きかけは、これからも進めていきたいと思っております。

また、平成31年度以降につきましても、初任者研修については引き続き実施してまいりますし、また、喜多方広域の中でも、相互にそういう研修会を実施するというようなことでの話し合いもしておりますので、なるべくその研修ができる機会を多く持って、なるべく多くの方に介護職員になっていただくというようなことで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いろいろお伺いをいたしました。私としましては、平成32年度、小規模多機能型居宅介護施設、これが奥川に早期整備されることを希望しまして、今回の一般質問、終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(12時00分)

○議長 再開します。(13時00分)

10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今定例会に2件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、昨日3月11日で、東日本大震災から丸8年の歳月が経ちました。被災地各地では、今年も鎮魂の祈りが捧げられております。この8年という歳月は、長くもあり、

また、あっという間の短く感じられた8年間でもありました。あの東日本大震災と、その後の原発事故で犠牲になられました方々にご遺族の皆さまには、改めて深く哀悼の意を表したいと思います。

先週の土曜日に、広野町、平田村、西会津町の3町村による浜・中・会津友好交流協定締結式に、広野町に行ってみいました。震災直後のかの地は、多くの場所が津波の被害を受け、また、被害が少なかった場所にあっても、真新しい住宅を捨て、避難を余儀なくされて、本当にここに賑やかな人々の営みがあったのかと感じたものでありました。

8年の月日は確かにハード面の復興は着実に進んでおりました。役場前には商業施設が完成し、津波で何もなかった駅の東側には、ホテルや住宅が立ち並び、海岸沿いには巨大な防潮堤が完成し、Jヴィレッジでは、あれほどきれいだった天然芝上に、無残にも鉄板を敷かれ、砂利を敷かれ、原発事故等の作業員の駐車場になっていたあのグラウンドが、今は昔のようなきれいな天然芝のピッチが蘇っておりました。

しかし、何かが足りない。空虚さのようなものを感じがしたのが実感でした。本当の意味での賑わいを取り戻すことがこれからの大仕事だなと感じたところでもあります。一日も早いソフト面の復興と全ての町民の一日も早いふるさとへの帰還、もとの生活へ戻れることを願わずにはられません。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずはじめに、総合計画の評価・検証についてお尋ねをいたします。ご承知のとおり総合計画は全ての施策の根幹となる町の最上位計画として位置付けられている大変重要な計画であります。新総合計画は今後の7年間を見据えた重要施策のもととなる計画であると認識しております。

さて、今般の新総合計画は、現計画の終了年を待たずに1年前倒しでの計画策定作業を進め、平成31年度を初年度とする新計画が完成したところでもあります。新総合計画の策定に1年余の期間をかけ、ご尽力されました町民有志による検討会議委員の皆さん、また、役場職員プロジェクトチームの皆さんには敬意を表するところでもあります。

さて、新総合計画を策定するにあたり、現総合計画をどのように評価・検証し、新計画にどのように反映されたのか、何点かお伺いをいたします。

1点目としまして、現計画の各数値目標について、それぞれの達成率、達成感、また満足度をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

2点目に、新総合計画を策定するにあたり、現計画の評価・検証は大変重要な部分だと思いますが、評価・検証はどのような形で、どんな手法でされたのかお伺いをいたします。

3点目に、その評価・検証の結果は公表すべきと思いますが、どのようにお考えになりますか、お伺いをいたします。

4点目に、評価・検証の結果は、新計画にどのように反映されたのかお伺いをいたします。

次に、職員の定数計画と非正規職員の対応についてお尋ねをいたします。新年度は、定年退職を含め、多くの職員が退職するそうであります。中でも、ベテラン職員の退職は、役所にとっての戦力ダウンが大変心配されるところであります。若手、中堅職員のレベルアップ、スキ

ルアップが喫緊の課題であります。職員の定数計画にあつては、一時の削減一辺倒から、社会情勢の変化、仕事の量に見合う形で増員し、現在は 125 名の定数となっているところであります。仕事の内容、質等を考えれば、人数だけで計れる話ではありませんが、新年度の職員計画はどうなっておりますか。

また、毎年不足しているといわれる専門職の対応、採用状況はどうなっておりますかお伺いをいたします。

また、役所内には臨時職員、委託職員等の非正規職員が数多く勤務されております。この名のとおり、臨時的、あるいは繁忙期等の雇用ならば理解できますが、ほぼ常雇的に雇用しているケースが多いように感じます。なぜこのような状況になっているのか、職員の定数計画等によるものなのか、それとも個々の事情により、それぞれの雇用形態にならざるを得ない状況になっているのか、お伺いをいたします。

昨年、働き方改革関連法案が成立し、同一労働同一賃金の原則が示されました。役所内の非正規職員への対応は、今後どのようになさいますか、お伺いをいたします。

以上の 2 点を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 10 番、多賀剛議員の総合計画の評価・検証についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、新しい総合計画につきましては、社会情勢や町の現状を踏まえ 1 年前倒しで策定したものであり、去る 1 月 22 日の町議会臨時会においてご議決をいただいているところであります。策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき、総合計画検討会議を立ち上げ、町職員による総合計画策定プロジェクトチームと連携し、計画案を検討してまいりました。素案がまとまった段階では、素案を公表しての意見公募や町民懇談会を実施するなど、様々な機会を通じ町民の皆さんに参加をいただきながら策定したものであります。

おただしの、現計画の評価・検証の手法についてであります。現計画の後期基本計画で掲げている、課題を解決するための取り組みの項目ごとに、その実施状況や課題、これらを踏まえた今後の取り組み、数値目標の達成状況などについて、まず、それぞれの担当課が評価・検証を行いました。

その後、この評価・検証の内容について、総合計画策定プロジェクトチームが確認・見直し作業を行い、最終的に、評価検証調書としてまとめ、次期総合計画の前期基本計画を検討する際の基礎資料として活用したところであります。

次に、現計画の評価・検証にかかる各数値目標の達成率、達成感、満足度、満足感についてであります。現行の後期基本計画では、まちづくりの取り組みの項目ごとに達成状況の指標となる数値目標を設定しており、43 項目の数値目標のうち、15 項目で目標を達成したところであります。

例といたしましては、子育ての充実において、保育施設の待機児童数ゼロを目標としておりましたが、認定こども園の整備などにより、その目標を達成することができました。一方、出生数については、目標の 40 人を下回る 28 人に留まり、達成することはできませんでした。

また、農林業の推進において、認定農業者数を 50 経営体にするとの目標を設定していましたが、57 経営体となり目標を達成し、農業の担い手の確保が進んでおります。一方、園芸作物出荷額や特用林産物生産量を増加させる目標については、達成することができませんでした。

このように、達成できたもの、また達成できなかったものがありますが、関連施策の効果はどうであったのか、別の手段はないか、今後必要な取り組みは何か、などを評価検証調書において明らかにし、新たな計画の基礎としております。

次に、評価・検証の結果は、次期総合計画にどのように反映されたかとのおただしであります。評価・検証の結果については、役場内で共有するとともに、総合計画検討会議に基礎資料として提供し、次期総合計画づくりに活用してまいりました。次期総合計画の前期基本計画における、現状と課題や、取り組の方向性は、評価・検証の結果をもとに作成したものであり、これらを踏まえて、具体的な取り組を定めております。

最後に、評価・検証の結果を公表すべきとのおただしにつきましては、現計画の評価・検証については、内部評価として整理したものであり、広く公表することは考えておりませんが、参考として閲覧していただくことはできますので、ご理解願います。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　10 番、多賀剛議員の職員の定数計画と非正規職員の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、新年度の職員数についてであります。今年度の退職者は、定年退職者が 5 名、早期退職者が 5 名、任期付職員の任期満了に伴う退職者が 1 名の合計 11 名であります。一方、新年度の新規採用職員については、一般事務が 7 名、専門職である保健師が 2 名、看護師が 3 名の合計 12 名の予定となっております。

このことから、新年度の職員数は今年度より 1 名増の 125 名となる予定であります。なお、おただしにありました専門職につきましては、保健師及び看護師それぞれ 1 名の増員となっております。

今後も、平成 28 年 3 月に策定いたしました定員管理計画に基づき、行政需要に的確に対応した組織体制の推進を図るとともに、職員研修や他団体との人事交流などを通し、職員一人ひとりの能力開発と資質の向上に努めてまいる考えであります。

次に、臨時・委託職員についてのご質問にお答えいたします。まず、町の臨時職員につきましては、町職員の出産・育児休暇、病気休暇や国県補助事業等の実施に伴う事務補助を行う職員であり、必要な期間を限定して雇用しております。一方、委託職員につきましては、業務の特殊性や専門性などを考慮し、町職員として業務を行うより業務委託した方が、住民サービスの向上や経費の縮減につながるなど、合理性があると判断される場合において、業務を委託しております。

おただしにあります、臨時・委託の非正規職員への今後の対応についてであります。働き方改革関連法の成立により、今後、待遇や身分が大きく変わることとなります。具体的に申し上げますと、総務省では、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の要件を厳格化し、任用・服務の適正化と期末手当や退職手当の支給を可能とする、会計年度任用職員制度を創設し、平成

32年4月から施行することといたしました。

このことから、現在、制度の導入に向けた業務の洗い出しや、条例等の整備などの作業を進めておりますが、財政負担も伴うことから、業務の効率化や民間事業者への切り替えなども含め、今後十分に検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、総合計画についてであります。今後7年間の道しるべとなる計画が完成したということでもあります。町長、まず、この新総合計画、いいものができたなと思いますけれども、町長の感想をお聞かせください。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 新しい総合計画、7年間の計画できました。この計画策定するにつきましては、私がこれまで、いろいろ町民の皆さんとお約束してきたことが多々あるわでもありますけれども、この計画の中に、100パーセントとは言えませんが、ある程度、一定程度の内容で盛り込むことができ、そういう意味では、私は非常に満足した計画になっているなというふうに思っております。

ただ、計画に盛り込まれたからそれでいいということじゃなくて、それを実際に、今度、形にしないといけないという責任があるわけでありまして、そういう意味で、心新たに、また実現のために、さらに努力をしてまいらないといけないなと、そんなふうな感じを思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私もこの新総合計画は、町長の公約等も入っておりますし、これは形のあるもの、成果を出していく、それに最大限努力していかなければいけないなという思いであります。

それでは、評価・検証のほうに入りますが、企画情報課長からご答弁いただきました。どういう形で評価・検証されたということは、中身は分かりましたが、私まず第一に疑問に思ったのは、この、いわゆる町の最上位計画である総合計画の評価・検証が、内部資料とだけとしてつくった、使ったということですが、これはやっぱり広く町民に知らしめて、今後の計画はどうなるのか、今までの計画はどうだったのかということは、一番最前提となることだと思うんですが、なぜその内部資料、あるいは内部情報だけにしてしまったのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

この総合計画の評価・検証については、まず、町で考えましたのは、まず、内部でしっかり評価すべきだろうということでございます。内部評価なしに外部評価というのはあり得ないというふうに考えますので、まずは内部評価ということで行いました。ただし、公表ということ的前提をつくってはおりませんので、この計画策定の基礎資料とするように、プロジェクトチーム、もしくは総合計画検討会議、この中で活用することを前提につくったものであります。

したがって、当初より外部に公表して、また外部から評価いただくという前提でつくっていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この評価・検証というのは、昨日来、同僚議員の一般質問等にも、いろんな事業で評価・検証はどうなったというような話が出ております。その中で、毎年のローリング作業の中で評価・検証している。あるいはPCDAサイクルの中でしっかりと検証しているということは理解できますが、私はこの総合計画に関しては、やっぱり別の、いろんな事業なんかとまた別物だと思うんです。それだけ最重要計画であると私は認識しているので、だから、よその自治体なんかと、今おっしゃった内部評価にとどまらず、いわゆるできたら専門的な知見を要する人、あるいは町民の意見をあおぎながら、第三者の評価をしていただいて、なおかつ公表しているというのがあります。

私はぜひそういうふうにしていくべきだなという思いがあったものですからお尋ねしたんですが、再度これ聞きますが、今後も、そのいわゆる内部評価にとどめて、内部基礎的な資料にとどめておいてしまうのか、今後は精査しながら、数値等をまだ精査していないという話でありましたけれども、精査しながら、外部評価を頼みながら、あるいは公表までいたることがあるのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この評価・検証につきまして、外部の評価に付すべきではないかということではありますが、多賀議員をはじめ、複数の議員の皆さんから同様の意見をいただいております。外部評価に付すということについては、しっかり内部評価を行った上で、これを公表しつつ、外部に見ていただくということで、かなり高度なことかと思えます。

今後、次期計画の策定の際には、外部評価も含めて、この評価・検証をどのように公表していったら、外部の評価に付すか、その辺を検討しながら、今後、次期総合計画の策定に向けまして検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 今後の策定作業には検討していくということでもあります。私は、くどいようですが、このいわゆる内部資料としてね、町民の検討会議、あるいは役所のプロジェクトチームの皆さんは中身は知っていても、大多数の人は現計画がどうだったのかというのは知らないわけですから、新計画を評価・検証するようにしてもね、そういうのが分からないと、なかなかこうできないのではないのかなと私は思います。いわゆる、今の成果とか課題等をしっかりと見極めて、いわゆる今後の方向性を見出していく、これが私は大切だと思います。

ですから、今回できてしまったものですから、後戻りできませんので、これ以上申しませんが、私はこの計画ばかりじゃなくて、新しいものをつくらうとした場合、前の計画の評価・検証というのは、私は大変重要で、その仕事が6割、7割あっていいのかなと、それがしっかり検証できていれば、あとは3割積み上げれば、いいものができるのかなという思いでおります。

今回の計画づくりに出された基礎資料とされた評価・検証も、ぜひそれ精査しながら、町民の皆さんにぜひ見てもらうように努力していただきたいと思います。再度それだけお願いします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長　今回、整理しました評価・検証、評価検証調書として内部的には整理しております。この中では、後期基本計画、現行計画の基本計画に掲げられた取り組みについて、一つ一つその実施状況と課題、今後の取り組みについて整理しております。数値目標につきましても、客観的データとして整理しております。これを基礎資料として作成したわけですが、議員からご指摘ありましたように、こういったものも情報共有しながら、町民の皆さんと共有しながらやるというのが、目指すべき姿かなと思いますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　ぜひそうしていただければと思います。評価・検証の中で、総合計画とはちょっと別になりますけれども、ちょうど、まちづくり基本条例、平成 20 年 4 月 1 日に施行されて 10 年経ったわけであります。やっぱり 10 年一昔と、今よく言われますけれども、もっと速いのかもしれない。あのまちづくり基本条例でも見直し規定というのがありますけれども、そのいわゆる評価・検証とか、その部分に関しても、今後して、あるいは見直し等を考えていることはあるのか、ちょっと外れますけれども、ご答弁できるのであればお願いします。

○議長　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　まちづくり基本条例の見直しについてということですが、議員おただしのおり、まちづくり基本条例の最後の条でありますけれども、32 条に、この条例の見直しということで、この条例が町政運営に適切に生かされているか、また、社会情勢の変化に合っているかを町民の参加により検討し、必要に応じて見直すものとしますということで規定されております。状況が、必要が生じましたら、このように見直すということもあり得るというふうに考えますので、今後これについても、時期を見極めながら、取り組む必要が出てきた際には検討したいというふうに考えます。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　ぜひそうしていただきたいと、評価・検証というのは、言葉でいうほど簡単なものではないのも十分承知しておりますけれども、これがやっぱり、段取り八分ではありませんけれども、大変重要な部分だと思いますので、いろんな計画づくり、あるいは見直し作業には十分これから留意していただきたいと思います。

それでは質問を変えます。職員の定数計画と非正規職員の対応についてというようなことでご答弁いただきました。最近、私、感じるどころ、私の個人的に感じるどころであります、毎年この新年度の当初予算の話になると、新しい事業がどんどんこう増えてきて、なかなか廃止できる事業がないと。いつかはこれ、役場の業務がパンクする時期がきますよと、よく総務課長なんかにもお話しているんです。

そうした中で、この新しい事業を始めようとするときに、そういう状況だから、まず、どこかやってくれるところがないのかなと、どこかに委託したほうがいいんじゃないのかなと、そういう見方を私はされるケースが、ないならないでいいんですけれども、そういうのがものすごく感じられるところがあります。それは職員の人手不足によるものなのか、それは分かりませんが、外部委託が私は悪い、全てが悪いというわけではありません。ご答弁いただい

たように、専門的な知見や技術を生かして、外部委託にやってもらったほうが、やっぱり成果、効果、効率もいいというものがあります。半面、やっぱり職員自ら血の通った対応、いわゆる温かみのある業務を進めることによって、委託よりも成果があがる、もしくは効果が出るというような業務もあると思うんですが、これは、そんなことしてませんよというのが当たり前ですけど、その辺、総務課長、どうでしょう、私の考えは。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

今ほど委託業務というお話でございましたが、町では、職員、平成30年4月1日現在で124名おります。今年の4月から1名増ということでございまして、職員でできる仕事、あと職員でなくても業務委託でできるもの、先ほどもご答弁申し上げましたが、いろいろあると思います。

職員の場合、1カ所でずっと、入ってから定年まで同じ部署で過ごすというのはありません。ある程度の年数が経ちますと、いろんな部署に異動がございます。あと委託している部分であります。それはかなり、本町で今現在、委託して、個人委託している件数が、合計で34あります。34人の方に、今、委託業務をお願いしてございますが、その内訳としましては、一番人数が多いのが診療所の看護師さん、それから事務員さん、それが7名、これが一番多い人数、委託でございます。それから、あとスクールバスの運転手さん、これが4名。それから、あと多いので言いますと、公民館で生涯学習指導、それから、社会体育指導で3名。それらを全部入れますと、先ほど申し上げました34人の方に委託をして、個人委託をしてございます。

それぞれ、皆さん専門性のある部分でございまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、やっぱり長い間、その業務を委託すれば、年々スキルアップもしていただけますし、先ほど申し上げた経費の縮減にもなるということで、職員でないといけない仕事もございますけれども、そうではなくて、外部委託、民間の方に委託したほうがメリットがある部分もございますので、そこら辺は、今後、十分住み分けといいますか、この部分は職員でないのだめだよ、この部分は外部委託でもいいよと。

実際、今年度というか、新年度になりまして、2つの業務、委託に切り替えをいたしました。1つは図書館業務。それから、診療所の事務、職員1名おりましたけども、その2カ所。個人委託に切り替えをして、不足する部署に正規の職員を割り振ったと。そういったことで、今後、も全体的な業務を見直しまして、できるものは民間に委託する。で、職員でない部分は職員を増員して業務にあたると、そういった考えで、今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　今、総務課長からご答弁でいただいた、いわゆる委託職員の業務については、私も承知しております。要は、その本来、行政の業務としてやらなければいけない部分を、先ほど言ったようにね、いわゆる定数計画等々の兼ね合いで、外部委託に、委託事業とされているようなものがなければ私はいいいんです。実際そういうことございせんか。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

行政として、本来、職員がやるべき業務を民間委託しているという認識はございません。全て今職員がやっている業務は、職員がやるべき業務ということで認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。いわゆる私が心配したのは、あまりその定数計画だとか、あんまりそういうのに縛られて、思うようなことができないということにならないように、そう思っていることであります。やっぱり必要なところにはしっかりと人を配置しながら、やっぱりこのマンパワーを最大限に活用していくというのが、やっぱりこれからの行政の仕事、行政ばかりではありませんが、仕事だと思います。

そんなところ、私は職員をただ増やせばいいという問題ではありませんけども、将来的な、このいわゆる人材確保、将来への投資という意味でも、私はこれから育てるという意味でも、委託とか何かでなくて、やっぱり内部でそういう考え方を共有することが私は必要だと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

行政をやる上において、この町を活性化する、よくするためには、やっぱり職員が一丸となって業務にあたらなければなかなか難しいと。そのために、やっぱりいかに住民のためになる職員を、これから確保をし、育てていかなければだめだと、そういうふうに思っています。

本町の年齢構成でございますけれども、過去に三位一体改革のころに、かなり財政が厳しいということで職員をとらない時期、また少数の職員しかとらない時期がございまして、かなり年齢構成がいびつになってございまして、若い職員少ないと。ただここ数年、最近は若い職員かなりとってございまして、だいぶ年齢構成的にはよくなったのかなと。ただ、若い職員が増えるということは、やっぱりその職員が、やっぱり育てていかないと、その先、大量に高齢者の職員が抜けたときに、かなり若返りが進みますので、そのときに行政に支障がないような体制を取るには、今のうちから若い職員に伸びていってもらわなければならない。そのために、やっぱり最大限の職員教育といいますか、努力はしていかないと考えてございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もその辺は同感であります。以前、いわゆる団塊の世代といいますかね、大量にこう定年退職される時代がありまして、その際、今と同じような議論をしたと思うんですが、そのときは、いわゆる再任用の制度を利用して、若手、後進の指導にあたってもらおうと、後輩を引っ張り上げてもらうというようなことも以前はありましたけれども、新年度はそんなことはございますでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今年度、定年退職される職員が5名おります。一応5名の方に、全て希望、再任用の希望を取りました。そのうち2名の方から希望がございまして、その2名の方に再任用をお願いするという予定でございます。再任用職員につきましては、本町の場合、職員定数には入りません

ので、さっき申し上げた 125 のほか、定数外ということでございまして、2 名の方には、職員の、今までやっていて得意な仕事の部分をやっていただきまして、後進の職員の指導にもあたっていただくという予定でございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そんなことで頑張っていただけばいいと思います。

それで、先ほどの同僚議員の一般質問のやり取りの中で、職員採用、専門職だったと思います、先ほどは。町独自で採用試験をやって採用にこぎつけたというような事例の答弁がありましたけれども、いわゆる私は、その定期職員の採用試験でとるのも必要なんですが、私はその先の人員配置等を見越して、先ほど言った、人が、どんどん人口が少なくなるというのは、いろんなところに問題が出てくるんであって、一番はこの役所にあっては、人材確保という面で、なかなか厳しい時代がこれからくるのかなという思いで、そんな中で、町独自で採用試験を行って採用できるということであれば、一般職員も含めて、私は随時、その有能な人材を、あんまりこの定数に縛られることなく、先ほど言ったように、頭数、頭数って言ったら失礼ですが、人数が同じ 125 であっても、ベテラン 10 人と新人 10 人の占める割合、人数であれば、どうしてもやっぱり力不足は否めないということがありますので、やっぱりそういうところで、有能な人材は、都度、町独自の採用試験で対応できるのであれば、確保していくということも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

昨年実施しました職員の採用試験でございますが、県の町村会を通しまして、一般事務、大卒、高卒、それから保健師、看護師、社会福祉士、それから土木、技術職ですか、その募集をいたしました。これは毎年、町村会通して、本町の場合、職員を募集しているわけでございますけれども。今回、技術職、保健師、看護師が、少し町村会の試験では、実際のところ看護師 1 名、専門職ですと、しか採用できなかったということで、保健師はゼロということで、今年度の体制考えますと、やっぱり保健師は 2 名は最低必要だろうと、看護師も同じく 2 名程度は必要だよということで、町独自の追加の募集をしまして、12 月に試験をやっております。その結果、保健師、看護師、それぞれ 2 名ずつ確保ができました。

これは、町独自の試験は、初めての試みだと思います。今までは町村会の試験だけというやり方だったんですが、今回、町独自の試験をやりまして、保健師、看護師、2 名ずつ確保できたと。もちろん競争試験でございますので、その試験の問題につきましては、町村会が委託している広域財団法人日本人事試験研究センターという組織がございまして、そこに試験の問題を頼みまして、採点も頼みまして実施をしたところであります。

多賀議員おっしゃるとおり、やっぱり人材確保、これから大切ですし、難しくなっているということでございますので、町村会だけの試験ではなくて、何かその、町の独自性を持ったような職員採用も、今後必要なのかなと感じております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この町も先ほど来、いろんなグローバルな動きの中で、職員採用計画を考えた中で、

やっぱりアメリカと日本では卒業する時期が変わったりして、本当に優秀な人でも、そんなタイミングずらせば採用できないということもありますので、そんなところもやっぱり考慮していただきたいと思います。

それで、次、非正規職員の対応についてお尋ねしますが、いわゆる正規職員と非正規職員の待遇差、あるいは賞与、あるいは福利厚生等の不合理を改善しなければいけないということで、これから取り組むわけですが、私はね、先ほど言ったように、同じような仕事をしていて、何で彼らの給料だとか、処遇が違うのかなという思いがしておりましたけれども、これからは改善されるというところであります。

やっぱりしっかりとした身分の保障というか、して、責任のある仕事をしてもらう。これが最終的に目先の人件費、高くなるうんぬんじゃなくて、最終的にはそれが、やっぱり町民福祉の向上につながると思われませんが、いわゆる先ほどのご答弁では、これからいろいろ作業を進めますけれども、具体的に今の非正規職員、どのような待遇になりますか。そこをお尋ねします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 答えをいたします。

先ほど答弁の中で、来年4月から、今いる個人委託の方、それから臨時職員の方は、会計年度任用職員ということで、ほとんどの方が移行されるという予定でございます。今と何が違うのかということでございますけれども、会計年度任用職員になれば、まず、ボーナスは出ます。それから、社会保険もきちんと入ります。それから、退職手当も出るといった、職員とはボーナスの率とか、退職金のあれとか違いますけれども、かなり改善になるということでございます。

なお、先ほど委託職員が、今現在34名、それから臨時職員が、今現在で17名おります。ただ、役場庁舎にいる、例えば事務補助の職員は5名です。そのほか、小中学校の特別支援教育支援員、この方が5名。それから、雪処理支援隊の方も臨時職員という位置付けですので、その方が7名です。ですから、なかなかその捉え方というか、会計年度任用職員の捉え方も、今後なかなか振り分けが難しくなってくるということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、今度は臨時職員というものはなくなって、いわゆる会計年度職員になると。ただ、その中でも振り分けしなきゃいけないということですが、当然のことです。

そんな中で、概算、これから働き方改革の中でいろんな作業が必要だと思いますが、今言った中で、いわゆる今言った中の部分で結構ですけれども、いわゆる人件費にかかる大まかな金額はどのくらいになるもんだか出されておりますでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 きちんとした数字、まだ、どこまで対象になるかというのがきちんと決まっておりますので、はっきりした数字というのはお出しできませんけれども、今のところ、試算したところ、だいたい3,000万近くの財源は必要になるのかなというふうに考えてございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 非正規職員の処遇改善等々で、やっぱり概算で3,000万程度かかると。私これがね、高く思うか、そうでないと思うかによって随分違うと思うんです。先ほど言ったように、やっぱりしっかりした仕事をしてもらう、しっかりした身分でしっかりした仕事をしてもらう、それがやっぱり3,000万以上の効果を出してもらえれば、最終的に安く、私はなるのかなという思いでおりますので、ぜひそういう方向で対応していただきたいと思います。

関連して、いわゆるこの働き方改革関連法案が成立して、32年から取り組まなければいけないということでもあります。今の非正規職員の問題もそう、あるいは休日の取り方、残業等々の取り方等々、難しい作業がこれから出てくると思います。これは役場、役所としましては、どういう形で取り組んでまいりますか、これは事務方のトップとして副町長あたりが、私は先頭でやるしかないのかなと思っておりますけれども、これは中途半端な取り組みではできない作業だと思っておりますので、どんなお考えかお尋ねをいたします。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

働き方改革に町としてどのように取り組んでいくかということでございますが、今現在、やはり仕事量も多く感じている職員もおりますので、取り組んでいく必要性はかなり高いというふうに思っております。それから、全国的な動きの中でも、当然、働き方改革進んでいくと思われまので、当町においてもやっていくということになります。考え方としましては、いくつか働き方改革やっていく手法というか、手段はあるかと思えます。

まずは仕事を減らせるのかどうかというところでございます。議員、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、仕事量を減らせるのかどうか。当然、仕事を減らすということは、町民のサービス低下につながる恐れがございますので、そこは慎重になりながらも、やはり、これも先ほど出ております事業評価等で評価を行って、不要な部分については仕事を減らしていくということが、一つ必要かなと考えております。

それから、その多忙感の解消の部分につきましては、今のお話の続きになりますけれども、人数が足りているのかどうかという部分になりますが、それとあわせて効率化、合理的に効率的に仕事を進めていくのにどうしたらいいのかと、これはこれからやっていかなければならないものなので、具体的にどうかというとなれんですが、以前、県の教育委員会のほうで、教員の働き方改革というのを先行して進んでおりましたので、どういった内容でやっているのかという事例で申し上げますと、教員の場合は授業の準備をするのにかなり時間を要すると。明日の授業をするのに、こういった資料を準備して、黒板にこういうことを書くというのを、先生は自分で考えるわけです。それを、同じ、例えば小学校1年生の算数の、これを教えると、小学校ですから足し算を教えるというようなときに、どういう教え方をすればいいのかというのを先生方で共有をして、プリントなんかもこういうプリントであればいいよというやつを、こう先生方で共有をさせるような仕組みを、インターネットを介してやると、作業量、減るのではないかというような取り組みを県の教育委員会なんかはやっております。

こういったことを、町の中もそうですし、全国的にも同じような仕事というのは、当然あるわけでございますので、そういったものをどんどん吸収してアンテナを高くしながら取り込ん

でいって、トータルとして職員の多忙感解消を図っていくということを、これ私一人でやるわけでもありません。もちろん町長もそうですし、職員の意見を聞きながら進めていくわけですので、これからどういう形で取り組んでいくのか、しっかり考えながらやってまいりたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長おっしゃるように、なかなか難しい仕事であります。ですから、私はみんなの意見を聞きながら、当然ですけども、いわゆる働き方改革推進本部のようなものをつくってね、その先頭になって、やっぱり町民福祉の向上というの、いい仕事をしてもらうために、どうしたら、この、いわゆる働き方改革と両立できるのかということを、真剣にやっぱり考えていただきながら、今後の行政の運営に生かしていただきたいなという思いであります。

それで、さっき職員計画の中で1つ聞くのを忘れたんですが、いわゆる障害者雇用促進法というのができまして、役所では、本来2.5 パーセントの雇用をしなければいけないということであります。現在、本町における障害者雇用の状況、あるいは取り組みの姿勢というのもお尋ねいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 障害者の雇用の関係のご質問にお答えをいたします。

今ほど多賀議員がおっしゃられました障害者の雇用の促進等に関する法律、これに従いまして、地方自治体では2.5 パーセント、それから、民間企業では2.2 パーセントの雇用をしなければならないと、義務付けられたというところでございます。

本町におきまして、平成30年4月1日現在の状況でございますが、職員の総数、先ほど4月1日現在、昨年の、124名と申し上げましたが、そのうち、教育委員会部局とか、あと公営企業の職員、それらを除いた、いわゆる一般行政職は87名でございます。それが県の調査あるんですけども、ヒアリングも受けるんですが、給与実態調査という調査がございまして、その中で、障害者の雇用の部分の調べがございまして、今ほど申し上げた一般行政職87人に対して、2.5 パーセント、先ほどのノルマでございますが、ですと、2名いないとノルマが果たせないという状況でございますが、本町の場合、1名ということで、1名足りない状況でございます。ただ2年前は、それが3名ということで、ノルマは達していたと。障害の重さによって1人でも、2人分カウントになる、重度の方は1人いれば2名でカウントされまして、2年くらい前は3名分ということで、2名のノルマは果たしていたということでございます。今は1名ということで、率にしますと1.15 パーセント、2.5 は下回っているという状況でございます。

法律で決まっておりますので、町とすれば、2.5 パーセントになるような職員の採用については、十分考えていかなければならないと考えております。ただ、町職員でないとだめなのかという部分でございますが、例えば臨時職員、それから、先ほど申し上げました来年4月以降、会計年度任用職員、切り替わりますけれども、会計年度任用職員の方で障害をお持ちの方であっても、その2.5の算定には入りますので、そこらも含めて、今後、障害者の方の雇用については、町としても十分考えていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、この役場庁舎も完全バリアフリーになって、障害者等々の皆さんにとっては仕事のしやすい環境がまた整ったのかなと思いますので、今のような考え方で。民間においては、罰則金まで払って、行政はないですけども、罰則金まで払っているところも実際ありますから、積極的に対象者がいれば採用するような形でお願いしたいと思います。

これも働き方改革の1つなんですが、最後にお尋ねしますけれども、今年、史上初めて5月10連休と、今までなかったそうなんですが、初めて10連休というようなことであります。この10連休の対応というのは、やっぱり町民生活に支障をきたさないように役所としては対応していただきたいと思いますが、ライフラインも含め、ごみうんぬん、全てであります、この10連休に対してはどういうお考えでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今年は10連休と、本当に長い連休になりますけれども、通常でも5連休、6連休は当たり前にあるということで、10連休であろうが、先ほど議員がおっしゃったとおり、町民の生活には支障のないような体制といたしますか、それはもちろん取っていく考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そのような形でお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 11 番、青木照夫でございます。今議会は31年度当初予算を決める大切な議会であります。昨年度の予算、61億700万円から、本年度予算、60億3,000万とし、昨年度より7,700万円の減となり、主だった要因として、小学校プール、役場庁舎移転、また、若者住宅などとの差額が示されました。また、町の総合計画、本年31年度から、33年度の中に、新規事業や事業の拡充などが示されましたが、諸課題もあるようです。しかし、そうした中に、町民にとって信頼と大きな期待感があることから、今後は2項目の通告しておりますので、質問させていただきます。

薄町長の取り組みについてお尋ねいたします。薄町政にとって、まだ1年7カ月目での検証であります。公約の実現や成果には、まだ時間の要するところではありますが、諸課題などを含め、今までの取り組みを伺います。

1つ、本町の認定こども園の保育料無料化の実現は、子育ての親にとって大きな手助けとなっております。入園児が増える中、保育にあたっている保育士の人数は十分であるのかを伺います。

2つ、学校給食費無料化は薄町政の公約にあります。少子化の中、環境づくりは大切です。地方の自治体は無料化の方向に進められようとしていますが、その実現について伺います。

3つ、老後の対策として、年金で入所できる施設をつくることを公約としておられます。高齢者が増加する中で関心度も高く、期待が大であります。現在までの取り組み進捗状況などを

伺います。

4つ、生活支援ハウスは、冬の間宿泊ができ、医療や日常のお使いなどができ、高齢者にとって大きな手助けであります。しかし、入所される人数が限られていることから、入所できない方がおられます。支援ハウスの拡充が必要と思いますが、お尋ねいたします。

次の質問です。レナウン本社でのアンケート調査についてお尋ねいたします。その目的は、議会は一昨年、町民の意見を議会の政策提言に反映させることとし、政策提言調査特別委員会を立ち上げました。そこで、最大のテーマに取り上げたのは、農業所得の向上を目指すことを目的といたしました。その一環として、昨年12月に都市部での米の産地や、販売の経路、価格などを各デパートでの調査を行い、また、東京にあるレナウン本社に300名の従業員の方が来ていただくことができ、PRとアンケート調査を実施いたしました。そのことから質問をいたします。

1つ、企業内でのPR活動は、首都圏などで開催するイベントとは違い、本町だけのPR活動であったことから、米の味などにより評価をいただくことができました。今後の取り組みによっては、西会津産米の販路拡大につながり、期待されると思うが、どうか伺います。

2つ、西会津産米の注文先として、よりっせが窓口です。3カ月を経て、その後の状況などを伺います。

3つ、西会津産米のおいしさを知っていただきましたが、反面、本町を知られていない現状にあり、東京にとって産地化を目指すための施策が、今、必要であることからお尋ねいたします。

最後の4つ目であります。西会津産米はもちろん、アンケート調査に示された町の豊かな自然、歴史、食べ物、物産などの情報を発信するなど、町の知名度をあげ、交流人口拡大の考えはありますか。

以上、私の2項目の質問であります。よろしくお願いいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　11番、青木議員の生活支援ハウスについてのご質問にお答えをいたします。

生活支援ハウスは、60歳以上の一人暮らしや夫婦のみの世帯等で、自宅で生活することに不安のある方に住宅を提供し、介護等に係る各種相談や援助を行う施設であり、平成14年に12室14人の定員で開設いたしました。

現在この施設の利用につきましては、冬期間の利用希望が多いことから、毎年10月頃に入所の希望を取りまして、そして、実態調査により家族や地域での支援状況等を把握し、優先度の高い人から利用していただいております。

本町では、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しておりますが、その多くはいつまでも住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいと願っています。しかし、冬期間は除排雪の問題などで、独居等での生活に不安を感じる方も多くおられますので、雪処理支援隊や見守り支援員等での支援を拡充するとともに、生活支援ハウスの年間を通じた有効活用や、空き家等を利用した高齢者向け集合住宅などの検討もしていく必要があると考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 11 番、青木照夫議員のご質問のうち、まず、こゆりこども園における保育士の人数についてのご質問にお答えいたします。

保育施設における保育士の人数につきましては、児童福祉法に基づく福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準によって規定されており、町の保育所型認定こども園においても、その基準により保育士を配置するよう指定管理者である、にしあい福祉会と調整をして対応をしているところであります。

具体的な配置につきましては、新年度の入園申込み児童数を基礎に、さらに年度途中の入園申込みによる児童数の増加にも対応できるよう、保育士数を積算し、必要な職員配置を行っております。

現在、こゆりこども園は 155 名の児童が入所しておりますので、年齢ごとの児童数に対する配置基準を充たす保育士 26 名で保育しております。平成 31 年度につきましても、保育士数が不足することのないように、入園申込み児童数に対応する保育士を配置することとしておりますので、ご理解願います。

次に、年金で入所できる施設の進捗状況についてのご質問にお答えします。

6 番、猪俣常三議員と、4 番、小柴敬議員にお答えしたとおり、現在町内にある入所施設やグループホームでは、その 1 カ月間の利用料が、要介護 3 の認定を受けている課税世帯の方で、食費や宿泊費などを含めると 7 万 6 千円から 14 万 6 千円となっており、国民年金のみでの入所は困難となっています。

そのため、国民年金の受給額の範囲内の料金でデイサービスを利用しながら、ホームヘルプサービスや、必要な時に宿泊のショートステイサービスを同一施設で利用することができる、小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めることとしております。

新年度予算に実施設計委託料を計上しており、平成 32 年度中の開所を目標に、今後建築場所や規模等の具体的なことについて、西会津町地域ケア推進会議等で検討をしていくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 11 番、青木照夫議員の薄町政の取り組みへのご質問のうち、学校給食費無料化の考えにつきまして、お答えいたします。

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、同法第 11 条の経費の負担において、学校給食の実施に必要な施設及び設備、調理員の人件費等、運営に要する経費以外は、学校給食費として、給食を受ける児童生徒の保護者が負担をすることとなっており、本町におきましても、この食材費に要する経費の負担をお願いしております。

文部科学省等が行った給食費を無償化している調査事例では、継続的な予算の確保や食材費高騰などへの対応、さらには、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりが懸念されるなどの課題があげられております。また、昨年 11 月に開催された、政府の子ども・子育て会議におきまして、幼児教育等の無償化検討の中でも、給食食材費については、保護者負担を基本とする方針が示されております。

一方で、負担が困難と思われる保護者へは、世帯の収入状況に応じた就学援助制度により、現在も教育扶助として無償対応を行っております。

また、本町の学校給食では、町内産ミネラルコシヒカリを使用し、地産地消かつおいしい給食を提供するため、町単独の補助金を交付して食材費に充当し、保護者の負担軽減に努めております。

町といたしましては、こうした現況を踏まえ、学校給食費の無償化等については、引き続き慎重に検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 11 番、青木照夫議員の、レナウンのアンケート調査についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、PR活動についてであります。昨年 12 月 18 日に東京都江東区の株式会社レナウン本社において、西会津産米のPR活動を実施いたしました。当日はレナウン社員の方々を対象に、西会津のコシヒカリと油味噌など加工品の試食を提供するとともに、先着 300 名への米 2 合のプレゼントや西会津の特産品が当たる抽選会も行ったところであります。試食した社員の皆さまからは、炊きたてのご飯とつけあわせが本当においしかったとの意見を多くいただき、また一方では、米の販売もあればよかったとの意見もいただいたところであります。

今後につきましては、レナウン側から、来年も継続して開催してもらいたいとの意向もあることから、31 年度においても引き続き開催できるよう取り組んでまいります。

次に、よりっせへの米の注文状況であります。PR活動ののち、レナウン本社に対し道の駅よりっせから米などの購入について案内したところであります。2 月末現在の注文は 2 件であり、内訳はコシヒカリ 2 キログラムが 5 個と 10 キログラムが 1 個、加工品が 5 個であります。よりっせでは価格を値引きして販売しましたが、レナウン側からは、送料が高いとの意見もあり、注文が伸びなかったところであります。

今後は、よりっせだけでなくJAなどとも連携しながら、PRと販売が結びついた取り組みが展開できるよう努めてまいります。

次に、産地化に向けた政策についてであります。町では、これまで物産展やイベント等を通して米などの農林産物のPRに積極的に取り組んでまいりました。また、町独自の、西会津一うまい米コンテストの開催や、全国食味コンテストへの出品などにより、西会津産米の品質の高さを全国へ発信してきたところであります。さらに、関東や関西圏において、全農パールのライスや木徳神糧といった大手の米卸事業者や、近畿地方の生協グループに対してトップセールスを行ってまいりました。これにより、関西圏では西会津産米の販売数量が年々増加しているところであり、また、大手インターネット販売会社でも取り扱いを視野に入れているところでもあります。このように、西会津産米は市場から高い評価を受けておりますが、全国的に展開するには出荷数量が不足している点が課題となっております。

町といたしましては、良食味米の産地として全国への発信力を高めるため、食味分析計の活用やJA等との連携を図りながら、安定した品質の米がより多く市場に出荷できるよう取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11 番、青木照夫議員のレナウンのアンケート調査についてのご質問のうち、町の自然や歴史、食べ物、物産品などの情報を発信し、町の知名度を上げ、交流人口の拡大への考えはあるかのご質問にお答えいたします。

町ではこれまで、世田谷区民まつりや、三郷市産業フェスタ、横浜市鶴見区の 3 つのイベント、さらに今年度からは市川市民まつりなど、首都圏における関係自治体等のイベントに参加し、町の魅力を広く発信し交流人口の拡大を図ってきたところであります。

ご質問の企業内での PR に関しましては、今年度初めて実施した事業であり、今年度に関しましては西会津産米の試食を提供し、そのおいしさを PR することと合わせ、町観光ガイドブックやミネラル野菜、ふるさと納税等のパンフレットも配布し情報発信を行ったところであります。

来年度においても本事業を継続して実施する予定であり、町観光ガイドブックなどを配布するとともに、西会津産米の現地販売も予定されていることから、町の物産品も合わせて販売し、町を PR して行きたいと考えております。

今後も引き続き、首都圏等で開催されるイベントに参加するとともに、企業内 PR も合わせて実施することで、町の魅力を広く発信し、首都圏において西会津町を応援していただく方々を増やし、交流人口及び関係人口の拡大につなげてまいりますのでご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、再質問させていただきます。まずはじめに、認定こども園のことです。保育士の人数のことで、最初申し上げましたが、今、こども園の現在のぬくもりのある、素晴らしい環境の中で、今、説明されました 150 名の方がいらっしゃる。キャパでは 200 人収容であるということで設計された中で、150 名の方が入っておられると、そういうことで、保育士の方が不足しているのかという質問でございます。そのゼロ歳から 5 歳児、子育て支援、病後児保育、放課後児童クラブなど設けられて、万全を期していただけるようでございます。

また、一時保育士の事業の中でございますが、先だって、ある保護者さんから相談されたことがございます。その中でのごとであります、その方は、2 人目、子どもさんが産まれたということから、パートであるということで、2 人目が入れられなかったというお話を聞きました。そこで私なりに考えたのは、保育士が足りなかったのか、また、そういう制度的にパートの方は預けられなかったのかという思いがありましたので、ここに質問をあげていますが、その点は制度的なものがあつたのか、それとも保育士が十分でなかったのか、それを伺います。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

まず、パートだから児童を受け入れないということはありません。これにつきましては、保護者の就労時間によって、標準保育と短時間保育というものはございますが、短時間保育の方であっても、月 48 時間以上の恒常的な勤務があれば入れる、入所できるということがありますので、パートだから入所できないということはありませんし、この間、平成 30 年度中の申し込みで、パートだからといって断った事例はないというふうに認識しております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 これは、私が直接聞いた中でのことであります。本人の考えのずれもあったのかも分かりませんが、今、課長が言われた内容であれば、そういうことだと解釈いたします。

次は、給食の無料化のついてお尋ねをしたいと思います。これは町長の公約の中で示されておりましたが、今の中で、教育課長は、慎重に取り組むと、進めるということではありますが、これは、今、全国的には、まだパーセント数字は少ないという統計数字があったとあります。しかし、町村の自治体では、非常にパーセンテージが高い数字が示されております。その数字的には、県内ではありますが、59 市町村で、半数を超える 50 町村が、50 町村で全額または一部補助ということが示されております。その中で、会津では、金山、下郷、これは無償、全額補助ということで示されております。

これから、やっぱり子どもたちが少なくなっているということで、1 つの食育の教育ということで、保護者さんたちも 1 人、2 人増えると、なかなか大変だと。年間 5 万円か 6 万円かかるそうでございます。その中での、自治体での進め方は、やはり負担ということを考えますと、これはやはり町長が最初に進められた、公約されたことの中でありますので、これはここにもありますけれども、そういうことであります。公約の中に入っておりました。ありました。それは、であるので、申し上げているのであります。

そういうことでありますので、今申し上げたように、非常に子どもたちが少なくなっていると。それは、町村の自治体が多くなっていると、そういう中での子どもの少子化の対策として、補助、全額補助をするということの進め方は、私は進めていったほうがどうかということでもあります。その点、ちょっと伺いたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの青木議員のご質問でございますけれども、私の公約では、いわゆる学校給食費の無料化について検討しますという公約はしていますけれども、いわゆる無料化しますという断定的なことは言っておりませんので、ここだけご理解、誤解のないように、検討しますということで、これまでは申し上げてまいりましたので、そこをひとつ、まずご理解いただいて、次の質問をお願いしたいというふうに思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今、町長は、検討しますということのお話でありました。そのチラシを見て、またよく確認したいと思います。

それで、次、同じ中でのことでありますが、検討する中で、もし進められるとしたら、今、半額を補助されている自治体があります。それは、会津の中では、只見町、柳津町、三島町、湯川村、桧枝岐が町村ではあります。それで、市としては、喜多方が昨年半額補助、これを実施されました。生徒数は 3,400 人の中での半額補助であります。検討するということで町長がおっしゃられましたので、今、そういう自治体の事情がありますので、今後の取り組みとして、今言った中で、西会津町もそういう方向に進められないか、それを町長、お尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

○議長 さっきの数字の関係もありますから、答弁を教育委員会の方に。

玉木学校教育課長。

○学校教育課長　議員、先ほどの質問の中で、学校給食の減額措置をしている市町村の部分の数につきまして、私ども、今年1月30日付けで、県の教育庁のほうから出された最新の数字がございますので、その数字をちょっと申し上げさせていただきたいと思います。県内59市町村のうち、全額または一部の補助をしている町村数は29でございます。ですので、率にしますと49.1パーセントということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　数字的には59村の中で、今言われたように20町村が、全額または一部ということ、今、数字は間違っていないと思います。そういうことでありますので、町長、先ほど言いましたように、全額はいかなくても、今の流れの中では、一部負担、半額負担という検討はいかがですか、それをちょっとお伺います。

○議長　玉木学校教育課長。

○学校教育課長　先ほどの答弁でも申し上げておりますし、繰り返しになりますが、議員おっしゃることは、当然そういう流れであるということは承知しております。ただ一方で、先ほど申し上げましたとおり、負担が困難と思われる保護者の方々におきましては、西会津町内においても無償化にしているわけでございます、他の制度を使って。そういうことで、実はその率も町小中学校では、だいたい19パーセントの世帯、子どもの方はもう既に無償化になっているというような状況になっております。

受益者負担ということもございますし、やはり負担ができる世帯においては、給食費の部分については、しっかり負担をしていただきたいということも一方であることになっておりますので、町といたしましては、引き続き慎重に検討してまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　もう一度申し上げますが、私の言ったことに対して、公約と、それは検討だと、みんな後ろで笑っていますが、これは大事なことであります。その中で、今、課長が言われたように、確かにそういう限られた予算の中で、どういうところに配分するのか、これは大切な判断であります。そういう中で、今後、検討課題として、ぜひ、この無償化についての検討をしていただければと思います。

次、質問を変えます。年金で入所される施設ということであります。これは、本日も、昨日も、ずっと4、5人の同僚議員が小規模多機能型介護施設という形でお話をされていたようでございます。そこで確認をします。これも町長の公約であります。公約であります。間違いありませんね。そこで、町民の皆さんは、年金で入れるという理解をしております。その中で、これは私の受け取り方が違っているのかもしれませんが、まず、小規模多機能型の内容であります。福祉課長が何べんも何べんも答弁されています。その中で、私の認識していることは、短期間で宿泊できるショートステイ、それから、曜日を選んでサービスを受けるデイサービス、それから、在宅でサービスを受けるホームヘルプサービス、これが小規模多機能型という内容でありますけど、これで間違いありませんね。いかがですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 そのとおり3つのサービスが1つの事業所で受けることができるということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そこで、年金で入られるという解釈であります、年金で入られるということは、普通の方、平均でどのくらいいただいているか、平均、月平均4万円、5万円、6万円という方がいらっしゃるそうです。それ以上の方も当然おりますが、その方々の声は、俺たち年取って、年金で入れるという、町長が言ってんだけど、本当に入られるんだべなど、そういう素朴な質問であります。

そこで、今、確認したのは、進めようとしているのは、小規模多機能型介護施設、居宅介護施設ですか、そういうお話であります。それは町長も昨日から答弁の内容で、年金で入られる小規模多機能型ということをおっしゃっておられましたので、私の町民から伺っているお話は、先ほども言いましたように、俺たちの年金で入られんだべなど、けども、この小規模多機能型は、在宅介護というような内容で、これでは入れないんじゃないかなと、そういう、ある人の質問がありました。もう一度申し上げます。年金で入れる施設は居宅介護という受け取り方でよろしいんですか。それは昨日からの町長の答弁から、今申し上げているところです。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、議員もおっしゃられましたように、デイサービスを中心に、それから、ホームヘルプサービス、それから、ショートステイを利用するというので、ずっと入所するという施設ではございませんが、在宅を基本に入所も使いながら、地域で生活ができるという施設であるということでもあります。それで、料金についても、国民年金の範囲内、要介護2の方で、基本的な使い方をしますと、月3万7,900円くらいで利用ができるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、基本は在宅介護サービス、入所施設ではありません。確かにニーズはあると思いますが、これから一人暮らし、二人暮らしがますます世帯が増えていく中、入所施設ではなく、在宅でよいのか検討の余地がありませんか。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 じゃあもう一度申し上げますね。私の考えでは、年金で入れるのではなく、年金の金額で利用できる在宅介護サービスではないですか、それをお答えをお願いします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

今回整備を進めております小規模多機能型居宅介護事業施設については、在宅を中心ということでございます。今回、第7期の介護保険事業計画を策定する際に、いろいろニーズ調査等も実施しておりますが、高齢者の皆さんは、基本的には、自分が生まれ育った自宅で、地域で、最後まで生活をしたいということを、皆さん望んでおられます。できればそういう生活を

したいということでありまして、そういう生活を支えていく施設としては、この小規模多機能型居宅介護事業施設が最良なのかなというふうに考えております。

それで、どうしても、あと本当に要介護4なり、5なりというふうになって、一人の生活ができないということであれば、そうなれば当然、養護老人ホーム、特別養護老人ホームですとか、そういった施設に、それは入所するしかないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 分かりました。

それでは、生活支援ハウスに移らせていただきます。これは一人暮らしで自立できて生活される方、それが、11月から3月の半ばごろまでですか、3月いっぱいまでですか、利用されていらっしゃる。毎年そういう方で、その応募者、先ほどは12室、14人ということですが、応募者の人数はどのくらいで応募されておりますか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

平成30年度に入所の希望を取りましたところ、今回は20名の方が希望されました。ただ、実態調査をさせていただいて、まだ、在宅で雪処理支援隊ですとか、地域の見守り等で、在宅でも十分まだ生活できるという方がおられましたので、それ以外の方で希望される方については、今回、入所することができました。なお入所の期間であります、11月から降雪までということで、長い方は5月の連休くらいまで入所されている方もおられます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 それだけの多くの方が一人暮らしや、また、高齢者の方が住んでいらっしゃいます。であるとしたならば、この答弁書の中でも、いろんな前向きなそういう答弁でありましたが、現在の支援ハウスでは、おそらく増設とか、そういうのは無理なのかなと思います。

であれば、私は町の空いている施設などに入っていたけたらどうなのかなと、例えば、芝草の空いている保育所がございます。そういうところなどで、今のような人数の方が入れる施設になれば、将来どうなのかなと思いますが、ほかの集落、あるいは空き家など、検討されたことはございますか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

今ほど町の未利用の施設ですとか、空き家等の検討したことがあるのかということですが、先ほど言いましたように、生活支援ハウスの希望を取った場合、結構多くの方がおられますし、そのほかにも、やはり一人で生活していくには、本当に見守りの必要な方がおられますので、本当に地域での空き家ですとか、そういったものが利用できれば、もう少し共同生活なんかしながら、することも1つの案かなというようなことではありますが、まだ、具体的にまでの検討はしたことはございません。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 何べんも申し上げますが、そういう方々が不自由な冬の生活を迎えられるという

ことでありましたら、安全安心なそういう対策も必要ではないかなと思います。

次、質問を変えます。レナウンのアンケート調査について伺います。昨年暮れに、副町長先頭に議員合わせて、職員合わせて 13 名の方がレナウンの本社に行って、市場調査をさせていただきました。その中で、農林課長が申されましたが、これからは継続していきたいということですが、アンケートの中で、レナウン本社の従業員の方、600 名いらっしゃいます。その中で、時間の限定で 300 名の方に来ていただいて、それでいろんな形で調査をさせていただきました。それでアンケートの内容は、約半分の方が回答されていらっしゃいます。その中で農林課長は、判断されて、これから販売、また継続をしていきたいと言われていらっしゃいます。

それで、米の中で、西会津の米はおいしい、大変おいしい、という約 141 名の方が回答があって、94.4 パーセントがおいしかったと。それに対しての取り組み、対応、農林課としてのアクションというか、どういうことを今後求めますか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員が今ほどおっしゃったとおり、レナウンの社員の皆さまからは、試食の米が大変おいしかったという評価を頂戴したところでございます。また、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、一方では、米を売ってほしかったというご意見もあったところでございます。

したがいまして、来年度につきましては、現地で米が販売をして、また、ご自宅へお持ち帰りいただいて、またその試食の米以外に、ご自宅で炊いていただいて、またどうだったかと、おいしかったかということのを再認識していただくような取り組みを、来年度は試みたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 先ほど言いましたように、本当に本社のレナウンさんは、600 名の方がいらっしゃる。それで、300 名の方が、やはりコピーで、口コミ、また、そういう仲間で、どんな拡大に、消費拡大につながっていくのか、これものすごく大きな期待がかかるわけです。そんな中で、もう 1 つ申し上げたいのは、男女の中で、40 代、50 代のアンケート調査の方が多かった。それは、女性の方がその中で 97 パーセントの評価をいただいています。その女性の評価のいただいた方というのは、非常にこれからの取り組みによっては、すごい力になるのではないかなと思います。農林課長、その点のデータは感じられましたか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

どう感じたかということに対して、個人的な感想を申し上げられる立場ではございませんが、今回のレナウンの PR についての客観的に、どういう効果が望めるかということについてお答えをしたいと思います。今回の活動が、直ちに西会津産米の販路拡大につながるとは、なかなかいい難いところではございますけれども、ただ、議員もご承知のとおり、首都圏、特に東京の都内では、福島県産全体の販売が伸び悩んでおりまして、この原因といたしましては、とに

かく一部のクレーマーの方の影響がかなり強いということが市場から申されております。

こうした中で、全国最大の消費圏域であります東京で、西会津産米の直接のPRができたということは、大変意義があるというふうに考えておりますので、この取り組みについては継続していくことが効果があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 こちらの説明の足りないところもありますが、やはりこのことは、非常に大事に、やっぱりこれは生かされるような取り組みが大事だと思います。我々も、町がやってください、どうなんですかじゃなくて、我々も取り組んだ内容であります。我々も一緒に、やっぱり今回は農業者所得の向上を目指して、取り組ませていただいたことでもありますので、一緒に今後も、そういうことを継続できるように取り組ませていただければと思います。

次、質問を変えさせていただきます。今度は商工観光課長の中で、これも非常にアンケートの内容によっては、ぜひこれ生かせるチャンスだなと思います。それは、いろいろ本当に 14、5 ページのアンケートの内容を見ると、これは本当に素晴らしい回答だなと思っています。その中で申し上げたいことは、見るところ、食べるところ、体験できるところ、機会があればぜひ行きたいと、そういう内容のものが多くあるんです。商工観光課として、そういうアンケートの結果を今後どのように生かせるか、それをお聞かせください。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

そのレナウンのアンケート結果によりまして、今まで西会津町というところが知らなかったということによって、新たな発見があったというような部分のご報告は受けているというようなどころでございます。その中でもやはり、西会津の観光資源が、それだけ魅力あるものなんだという部分と、これから、来年もこの事業が継続されるというような予定ということになっておりますので、合わせまして、その中で、西会津町、首都圏に行っても西会津町を応援していただける方々を多くつくるという、いわゆる関係人口という部分でございますが、その辺をもう少し強化しながら、それで、関わりを深く持っていただいたならば、ぜひ、こちら西会津のほうにおいでいただいて、いろいろ体験していただくというようなメニューは用意したいなというような部分は考えております。

したがいまして、それが、今後、その継続することによりまして、その交流人口が増えるのかなというふうに考えておりますので、ぜひ今後ともそういう形で継続することによって、町としての観光部局も一緒に行きながら、PRしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今回、アンケートの調査のことではありましたが、我々町民の目線から見ると、いろんな形で議員、また、行動を見ていらっしゃいます。言いつばなし、やりつばなし、それでいいのか、税金無駄遣いになっていないか、費用対効果はどうなっているのか、というような我々に厳しい視線で向けられていることもあります。そういうことでもありますので、今回の、

何回も言いますが、レナウンの協力をいただいたことを無駄にしないで、消費拡大に絶対につながるということで、我々も協力していきます。そういう地道な活動で続けることによって、また風評被害なんかも払拭されるのではないかと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長　　暫時休議します。(14時58分)

○議長　　再開します。(15時30分)

13番、清野佐一君。

○清野佐一　皆さん、こんにちは。13番、清野佐一でございます。私は、今定例会に3点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まずはじめに、昨日の3月11日で、東日本大震災と東京電力第1原子力発電所の爆発事故発生以来、8年が経過をいたしました。いまだに生存の確認ができない行方不明の方々、また、生まれ育ったふるさとに帰ることのできない多くの人たちがおられるこの現実の中、ただただ一日も早い復旧、復興を願うものであります。

そんな中、震災をきっかけに始まった広野町と平田村の交流、そして、研修の受け入れをきっかけに議員同士が意気投合し、発展した本町と平田村との交流が、さらに浜中会津3町村の交流へと発展し、去る3月9日に浜・中・会津友好交流協定を締結するまでにいたしました。今後は、教育、文化、産業など、幅広い分野への交流の拡大を期待するものであり、私たちも努力をしていかなければならないものと考えております。

それでは、質問に移ります。

本町の総面積は約300平方キロメートルと、広大な面積を誇っております。しかし、その85パーセントは山林であり、平成28年1月現在の数字で申し上げますと、農地面積は2,108ヘクタール、うち水田が1,147ヘクタール、これは54パーセントでございます。畑、932ヘクタール、これは44パーセントとなっております。これらの農地を守ってきた農業従事者の高齢化が進み、今後、担い手不足が懸念され、現状と今後の対策をお伺いするものであります。

次に、国では、農業分野の担い手の減少、高齢化の進行等による労働力不足を深刻な問題として捉えており、また、平均経営面積が拡大しており、1人当たりの作業面積の限界を打破する技術革新が必要としております。さらに、農林水産業や食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や、熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっております。

そこで、今、AIやICTを活用し、省力化や効率化を図り、高品質のものをつくるための手段とする研究が進み、スマート農業という名のもと、実用化されようとしております。本町においても、将来に向けての研究や実証実験等も行っていると思いますが、考えを伺うものであります。

次に、安全安心のまちづくりについてお伺いをいたします。

最近の新聞報道によれば、今後30年以内に福島県沖でマグニチュード7から7.5の地震の発生率が、当初の10パーセント程度から、50パーセント程度と高くなったとのことであります。このようなことが報道され、心配ごとが増えたわけではありますが、半面、注意喚起されること

により、防災意識が高まり、自分の身は自分で守るということにつながれば幸いと考えます。

本町は比較的自然災害による被害は少ないほうだといわれております。しかし万が一に備え、私は以前から自主防災組織を自治区ごとに結成すべきと提案してきましたが、遅々として進んでいないのが現状です。結成促進に向けた町の積極的な取り組みを望むものですが、考えをお伺いします。

次に、3月の町の広報紙に火災予防についての記事が大きく載っていました。しかし、前日、残念なことに火災が発生し、一人暮らしの高齢者が亡くなりました。お亡くなりになられた方とご遺族の皆さまに対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

今年の冬は県内をはじめ、全国各地で火災により多くの尊い命が奪われております。火災は最初の5分間だといわれております。いち早く火災を察知するには、住宅用火災警報器が大変大きな効果を発揮してくれます。新築住宅については、平成18年6月1日より設置が義務付けられました。また、既存の住宅については、平成23年6月1日より設置が義務付けられましたが、本町の設置状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、学校教育についてお伺いいたします。町長は、提案理由の説明の中で、教育環境の充実ということで、国際社会に対応できるコミュニケーション能力や、豊かな人間性を身につけるための英語による宿泊体験活動を通して、英語教育の充実を図り、西会津の次世代を拓く人材を育成する事業などにも取り組んでいくと言われていたのですが、具体的な内容をお伺いするものであります。

以上で私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　13番、清野議員の、農業振興についてのご質問のうち、担い手不足の現状と対策についてお答えをいたします。

ご質問のとおり、本町の農業者の高齢化は年々進んでおり、農林業センサスによれば、本町の農家人口は総体的にどの年代でも減少傾向が見られますが、特に60歳未満の減少率が高く、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

本町では、これまで農業の魅力と所得の向上を図るため、米・ミネラル野菜・菌床きのこを主要品目の3本柱として産地化に取り組み、耐雪型パイプハウスのリース事業などを積極的に進めてまいりました。また、担い手の認定農業者への誘導や、集落営農の組織化および法人化等を進めるため、地域農業の設計図である、人・農地プランの策定を支援し、現在、13の地区で、人・農地プランを策定したところであります。

さらには、新規就農への対策につきましても、県との連携により、就農希望者が抱える不安や問題等を相談できる体制の整備や、就農の形態に合わせた情報提供を行い、担い手の確保に努めております。同時に、新規就農者の生活の安定化を図るため、国の農業次世代人材投資事業の活用や、国の事業に該当しない方に対しては、町独自の新規就農者あんしんサポート事業による支援を行ってまいりました。その結果、平成20年度から10年間で11組14名の新規就農等につながったところであります。

また、担い手農業者の経営の安定化を図るため、農業施設の整備や大型農業機械の導入などに際し、国県の有利な補助事業を活用できるよう農地の集積やGAP認証取得などの支援にも努めているところであり、さらには、これらの補助事業への町の上乗せについても検討するよう、担当課へ指示をしているところでもあります。

加えて、集落型ライスセンターの整備、ならびに用排水路等の耕作条件改善など、地域の担い手を支援する当面の施策につきましても、農業者の意見を十分に聞くとともに、関係団体等との連携を図りながら、事業の具体化に向けて鋭意対応してまいる考えであります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 13 番、清野佐一議員の、農業振興についてのご質問のうち、スマート農業についてお答えいたします。

現在、国や県では国際競争力の強化に向け、農業の低コスト化、省力化等を目的とし、近年技術発展が著しいロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の実証実験を進めているところでもあります。

県喜多方農業普及所では、今年度、米の収穫と乾燥調整作業の見える化を図るため、収量と食味のセンサーを内蔵したコンバイン等の実証導入を行い、また、分散した圃場の水管理の省力化を図るため、水田センサーの実証実験についても行ったところでもあります。

国や県が勧めるスマート農業は、大規模経営における生産コストの低減を目的としたものが大部分でありまして、本町のように農林産物の品質を重視する中・小規模の農業生産につきましては、適用できる事例がまだ少ないものと認識しております。

今後といたしましては、国や県のスマート農業の実証成果を注視しながら、本町の農業条件に適した先進的技術があれば、その対応について検討してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 13 番、清野佐一議員のご質問のうち、安全安心のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

はじめに自主防災組織の結成についてのご質問にお答えいたします。自主防災組織は、東日本大震災など大規模な災害の被災地において、避難誘導や安否確認、炊き出し等の活動が、多くの自主防災組織により行われております。大規模な災害時には、公助の機能が制限されることから、地域の方々の普段からの備えと、お互いの助け合いが、災害発生直後から復興にいたるまで、大きな役割を果たしているところでもあります。

現在、本町には、18 の自主防災組織が結成されております。町といたしましては、自主防災組織の結成を強力に推進するため、町内の自主防災組織に対し、来年度、平成 31 年度から防災用資機材等の購入費及び活動に要する経費に対する補助事業を新たに創設し、町の総合的な防災力の強化を図る考えであり、自治区長の皆さんには自治区長会議などで、再度、自主防災組織の必要性について、ご説明をしてまいる考えであります。

次に、住宅用火災警報器の設置状況についてのご質問にお答えいたします。先日、町内にお

きまして火災により1名の方が犠牲になりました。当該住宅には火災警報器が設置されておりましたが、議員もおっしゃいましたように、県内では、昨年末の小野町の火災や先日の柳津町での火災等、火災警報器が未設置の住宅において多くの方が犠牲になられており、改めて住宅用火災警報器の必要性が再認識されているところであります。住宅用火災警報器の設置・維持は、平成16年6月の消防法の改正に伴い、喜多方地方広域市町村圏組合火災予防条例を平成17年10月に改正し、平成18年6月から新築住宅、平成23年6月から既存住宅に義務付けられたところであります。

町では、町消防団や西会津消防署等の消防関係機関と連携し、町民の皆さんに町広報紙や町ケーブルテレビ、火災予防パレード等で周知を図るほか、高齢者日常生活用具給付事業や、町消防団による共同購入のあっせん及び設置などにより、設置率の向上に努めてきたところであります。

現在の設置状況につきましては、西会津消防署において前回実施しました設置状況調査から数年が経過していることから、今年度、平成30年度から3カ年の計画で、再度、設置状況調査を行っているところであります。調査の途中報告では、住宅に1個以上設置されている世帯の設置率は、約70パーセントとのことであります。

町といたしましては、今後も消防関係機関との連携を強化しながら、設置率の向上に取り組み安全安心なまちづくりを推進してまいりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、玉本周司君。

○学校教育課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、学校教育につきまして、お答えいたします。

急速に進展するグローバル化の中で、英語は国際共通語として子どもたちの将来に極めて重要であり、町では国の外国語指導助手招致事業が開始した当初の昭和62年度から本事業に取り組み、英語教育や国際理解教育を中学校のみならず、小学校や保育所からも進めているところであります。

さらに2020年度からの小学校における英語教育の必修化など、これからの子どもたちにとって異文化理解や異文化コミュニケーションは、ますます重要となることから、次世代の人材育成の観点からも、海外体験留学制度等も含めた英語教育の充実を検討しているところであります。

その1つとして、来年度の新規事業で県内で身近に語学異文化体験ができる、天栄村のブリティッシュ・ヒルズでの宿泊研修を計画したところであります。同施設は、パスポートのいらない英国をテーマとして、児童生徒に大変人気のある映画の世界を再現しているかのような施設であり、日本にいながら英国文化が体験でき、生きた英語と英国習慣体験を通して異文化に慣れ親しむとともに、宿泊集団生活の中で信頼と友情を深めることができることから、県内外から大勢の学生が研修に訪れております。

具体的な実施内容として、西会津中学校の生徒20名程度の参加希望者を募り、夏休み中の8月上旬に1泊2日で研修を行ってまいりたいと考えております。この施設は入所すると、基本的にすべての会話を英語で話すことになり、オリエンテーション、英会話学習、調理実習

や物づくり体験、スポーツ体験などを通し、英語の習得を目指すことになりますが、それぞれの講師であるたくさんの外国人と接するため、特別な時間を過ごすことができる研修であります。

この事業を計画するにあたり、昨年の夏に西会津中学校1・2年生全員に英語教育に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果では、英語学習に興味がある生徒が73パーセントを占め、98パーセントの生徒がこれからの社会で英語を話すことは必要だと感じており、英語を学びたいと思っている生徒も82パーセントとなっております。これらのことから、参加生徒の一部負担金を含めた必要経費を、来年度当初予算に計上し、英語教育の充実と西会津町の次世代を拓く人材を育成する事業に取り組むことといたしましたので、ご理解をお願いいたします。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、ご答弁をいただきました順番に再質問をさせていただきます。まず、担い手不足にかかる質問ですが、今、いろいろ対応として集落営農、また、人・農地プランにも取り組んでいるということですが、今のところ13地区だということですが。これも前から、やはりこういう人・農地プランですか、が出てきてからも、なかなかこう進んでいないのかなというふうには思うわけですが、原因といいますか、どのようなことが考えられますか。なかなかこう集落営農なり、人・農地プランの作成にいたらないということの要因といいますか、ちょっとお伺いします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

人・農地プランの策定の進捗が進まない理由はなぜかというご質問でございますけれども、この制度ができてから、できるところの地域においては、だいたいできてきたのかなというふうに考えておりますので、当初のスタートは、結構、策定する事業は多かったのかなというふうに考えておりますが、ここにきて、やはりこの人・農地プランにつきましては、地域の農地をどのように今後守っていくのか、担い手はどうするのかといった部分が主なる策定の目的でございますので、その担い手の確保、これについて集落としての方向性が定まるまで、話し合いの時間を要しているというようなところの集落については、まだ作成にいたっていないというところがまず1つございます。

あとは、担い手となる農業者はいても、その方が、また法人化などそういったことも検討されているという段階にあって、まだ人・農地プランの策定をして、集落で集積しようという段階にまでいたっていないというようなところもございます。そういう機運はあるけれども、まだ準備段階だということもございますし、また、単独の集落では策定することが難しいので、広域的に策定しようという動きで現在進めているところもございますので、そういったところについては、小規模な集落と比べまして、早いスピードでの策定はなかなか難しいのかなと、意見のコンセンサスを、その地域の、広い地域の中でやることについては、十分な話し合いが必要と考えておりますので、スピードは遅くなっておりますが、現在、策定に向けて取り組んでいる地域もいくつかございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 私も、こういう担い手が足りない、あと地域の農業を守ることについては、やはりその地域が一丸となってといいますか、みんな 1 つの組織というものをつくりながら、これやっていかなければ、当然、守っていけないだろうというふうに思います。というのは、やっぱりどんどんどん高齡化というか、そういうのが進んでいく中で、今まで 3 人でできたことが、3 人でできないとか、ある程度大勢の手を要したり、またいろいろ機械を使うにしても、思うようにいかないということでありまして、それらをいろんな形で考えますと、やはり村全体、あるいはちょっと広げた地域全体の組織づくりが必要だろうと思っています。ですから、課長についても、やはりそういうことの重要性を強く訴えていただいて、より一層組織化に向けた努力をしていただきたいと思います。

先ほど同僚議員の米販売の中でもありましたように、米がね、課長からの話ありましたけれども、米が足りないというような、絶対量が、まだまだほしいというような状態でありますので、やはり担い手というのは、やっぱり絶対に確保といいますかね、本当に大きな影響受けることなく確保していきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、その担い手の確保をするにあたって、人・農地プランの策定、重要なものであるという認識につきましては、議員と同じでございます。それと加えまして、この担い手の確保につきましては、これまでは中山間地域では、なかなか厳しいものがあつたわけでございますけれども、国の制度につきましても、平成 31 年度から中山間地域に配慮した制度に変わってきた部分もございますので、そういったところを担い手となるべき農業者の方々にも十分お伝えをしながら、有利な制度をどんどん利用していただいて、人・農地プランの策定に加速度をつけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、その米の出荷の部分につきましても、議員がおっしゃったとおり、担い手となるべき稲作農家の皆さんに頑張っていただいて、産地として広く、産地として市場の需要に応えられるだけの出荷量を確保できるよう、これは重要なことでございますので、合わせて取り組んでまいり考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 今、課長にご答弁いただいたとおりであります。先ほど町長からも、いろいろ担い手に対して条件整備といいますか、ライスセンター、あるいは用排水路の、これからのいろんな、対しての経費の部分ですか、それらについても、ちゃんと手厚い支援をするというような意味のお話がありました。やはり、せっかく農業やっていただくのに、儲からない農業ではしょうがないわけですから、やはりそれらも、いろいろ農業従事者の負担軽減なり、また、効率化なり、図られるよう努力をお願いしたいと思います。

次、先ほど話ありました、ちょっとスマート農業について申し上げたいと思います。これは、私たちも先般、政策提言調査特別委員会の中で、会津大学へお邪魔し、いろいろ ICT 関係、

あるいはまたＡＩ、ロボットですか、とか、そういう中のいろいろな勉強をさせていただきました。そこで動画の中で見てきましたのが、田んぼに、ちょうどテレビのコマーシャルですと、ちょうど一般家庭の掃除機になるような、ああいふ円盤型のやつが田んぼの中をぐるぐるぐるぐる回っている。それは、昔、有機農業といいますか、無農薬栽培にカルガモを使ってやっていくところもあわけですが、それらに代わるものだということで、そういうのも見てまいりました。

あとそのほか、今はもう皆さんご存知のように、トラクターであれ、田植え機であれ、もう自動走行になってきたということであり、あと、先ほど課長の答弁の中でありましたが、水田の水管理、これらもＩＣＴの力によって自動の給水もできるというようなこともあります。あとは、ＡＩですか、ＡＩなんかの場合も、いろいろな野菜の色分けをして収穫をするというようなところまで、もう進んでおりました。

あと、私がちょっとこれはと思ったのが、ドローンですね。これは西会津のように中山間地、また山あり、田んぼの段差が多いようなところ、ドローンによって消毒ですか、そういうのが今はもう実用化というか、そういうのに向かっているというようなことでございます。

ですから、それらも含めた中で、これからいろいろ興味のある分野だなというふうに考えております。

そこで、ちょっと読ませていただきますが、国は、2025年までに担い手のほぼ全てが、データを活用した農業を実践することを目標に、必要な取り組みやその進め方などを定めた、農業新技術の現場実装、実装、実験の実に装うということですが、実装推進プログラム、これは仮称ということではありますが、これを今年の夏まで策定をするんだということで、これから5年も先かというような話にも聞こえるわけですが、5年間という間に、本町においても新規就農の方よりも、リタイヤといいますか、農業から手を引くというか、やめるような方が多くなるんじゃないかなということで、やはりその担い手不足が加速するんじゃないかなというような心配があります。

そこで、今お話ししたような中山間地域にあった機械の導入ということで、ドローンなどによる農業散布などが考えられますが、それには産業用マルチローターオペレーター技能認定というものを取らなければならないわけですが、これが先日の新聞に、田村市船引高校の生徒、女子1人を含む4人が、この技能認定に合格をしたというような記事が載っておりました。これは田村市と慶応大学との連携協定に基づいて、特別講座で学んだという、その結果合格をしたというようなことでございます。

本町においても、学校教育の中で、会津大学との連携により、プログラミング教育の推進と、図っているところでございますが、農業分野においても連携できるんじゃないかなというようなことも思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長　岩渕農林振興課長。

○農林振興課長　お答えをいたします。

農業技術の分野において、会津大学と連携したスマート農業の展開と、これについて取り組みはどうかというご質問かと思えますけれども、まず、今ほど議員がご質問された中で、国に

おきましては、議員がおっしゃったとおり、平成 31 年度からスマート農業加速化実証プロジェクトということで、現在開発されているスマート農業の技術を現場段階に実装するという取り組みを進めていくというふうになってございます。それには、産官学の連携が必要だということとございまして、まさに議員が調査されたとおり、大学等とのその連携をして、この現在の技術を農業の現場へ導入していくことが肝要だという考え方でございます。

これにつきまして、現在のところでは、いろいろな大学で研究も進んでおるわけですが、すけれども、平成 30 年度においては、会津大学、いわゆる福島大学等の地元の大学研究機関において、国のスマート農業の実証実験を、実証された成果は、現在のところはないというふうに県のほうと確認をしております。ただ、技術の研究は進められているというようなことでございます。

今申し上げましたとおり、産官学の連携が必要だということとございますので、本町単独での判断はなかなか難しいところとございますけれども、県などの指導をいただきながら、また、会津大学などの研究機関と情報の共有を進めて、この中山間地でもできる最先端技術の実証が可能であれば、当然にして高額な農業機械を導入するわけとございますから、町の負担も伴いますので、その辺の財政的な計画も十分に考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 まだまだすぐ目の前ということではありませんけれども、やはりそういう場面になったときに、即対応できるような準備といたしますか、そのような心構えといたしますか、その辺はお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次に質問を変えさせていただきます。次、自主防災組織についてであります、提案理由の説明の中で、防災の分野では、近年全国的に発生している豪雨や地震などの自然災害に備え、自らの命と地域は自分たちで守るという意識のもとに結成される自主防災組織が重要となっていることから、町内の自主防災組織に対し、防災用資材の購入費及び活動に要する経費に対する補助事業を新たに創設し、町の総合的な防災力の強化を図っていくということとあります。

やはり、私は、この高齢化が進んでいる中で、いろいろこういうときに自助、共助、公助というような言葉が出てくるわけですが、どんどんどんどん高齢化進んでいくと、なかなか自助というのが難しい状況が出てくるのかなというふうに思っています。ということは、やはり地域がこういう組織をつくって、お互いに助け合いをしながらやっていくべきではないかなというふうなことで、今回もこういうことでご提案申し上げたわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員ご指摘のとおりでございまして、やはりこの自助、共助の部分でございまして、やはり自主防災組織の重要な役割というのは、先ほどご答弁申し上げたとおりでございすけれども、それを私どもも、やはり組織結成については、広報ですとか、あと勧誘等によってやってきた

わけでございますけど、なかなか議員ご指摘のように進まないという部分がございました。ですので、この度、平成31年度から新たな総合計画ということで、分野4になりますけれども、誰もが心地よく暮らせるまちづくりの中での消防防災、安全対策の中においても、この自主防災組織の育成が重要な課題となっているという部分もございまして、やはりその新たな総合計画の目玉じゃないですけども、その施策の1つとして、こういった補助事業をつくって、その組織の結成を後押ししていきたいという思いで、当初予算に計上させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、先ほど課長のほうから自治区長さんのほうに、その機会を捉えてご説明を申し上げ、また、促進を図りたいというお話がございました。そのとき、私からお願いをしたいのは、現在組織をされている、組織ありますよね、13でしたか、15。失礼しました。18の組織があるわけですが、それらの事例っていうね、こういう活動をしているとか、こういう組織図みたいなものとか、そういう事例をひとつのチラシというか、紹介をしながらやれば、皆さんがやりやすいというか、自主防災、自主防災と、何をどうするんだというようなことも多分にあるのかなというふうに思いますので、やはり取り組みやすいようなことで、こんな方法でつくってみませんかとか、ということで、やっていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

自主防災組織、ご答弁申し上げましたように、18ございます。18の中で、自治区等により組織されておりますのが15でございます。その議員ご提案申されましたように、やはり自主防災組織、例えば自治区における組織図、そして活動内容、そういったものを事例を示しながら、そういった会議ですとか、で示しながら、皆さんにご説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは質問を変えまして、住宅用火災警報器についてお伺いをいたします。まず、今回、不幸にして火災が起きてしまったということではありますが、町営住宅の火災警報器については、単独なのか連動式なのか、その辺はどんなものなんでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今回、いたましい火災発生したわけですが、今回の事例で申し上げますと、個別に3個ほど付いているという状況でございます。家庭にあるように、単独したものでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 じゃあ1世帯分で3個ということでよろしいですか、1世帯で3個。あそこは1棟の中に2世帯の方が入居されているという状況ですから、それぞれで6個は付いているということですね。

私、思いますのは、私もそうですけど、みんな歳取ってくれば、動きも悪くなる、耳も遠く

なるということで、それで、初期の行動にも、ちょっと俊敏さというか、すぐはなかなか動けない状況があると思うんです。で、私、今回その町営住宅に限って、とりあえずね、ご提案申し上げたいのは、これを連動式にさせていただいて、ということは、例えばAという方の住宅、Bという方の住宅、で、それが、あそこ2つ一緒ですから、同じ棟じゃなくて、本当は別棟に連動式の火災警報器を付けていただければ、Aというところでもしも、万が一火災発生、煙感ですから、煙が出ればすぐ鳴るわけです。そうしたら別棟のところでそれが気が付いて、ああ何かあったなと、すぐ駆け付けていただけるんじゃないかなと。そうでないと、同じところですよと、やはりなかなか難しいのかなという部分もありますので、そのようなことの考えも1つかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現在の火災報知器に関して申し上げますと、私も現場に行きまして、近所の方、初期消火というか対応していただいたんですけれども、その方の話ですと、十分その音は伝わってきたと、作動していたということは、新聞にも書いてありましたけれども、それは確認いたしております。

あと、その連動式のご提案については、価格等、いろいろ検討する部分、多分にあるかと思いますが、家主としての町としての責務を果たせるように、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、それは前向きで検討をお願いしたいと思っているんですが、その連動式のやつは、ちょっと調べましたら、100 メートル離れても大丈夫だそうです。そのくらいまではちゃんと作動するというか、電波が届くようですので、やはりそういうのを付けていただければいいのかなとも思いますし、今回、町の広報紙に載せていただいた、いろいろこの火災予防の内容については、火災で亡くなる方の7割が高齢者だと。そして、そのうちの約半数は逃げ遅れだというんですね。だから、いかに早く火災に気が付かなければ、もう逃げ遅れる。煙に巻かれるとかね、何かあるんでしょうけれども、そういうことになっているということです。

ですから、やはりこれだけのことの重大さというか、この現実をよくご確認いただいて、前向きで検討お願いしたいというふうに思います。それが、そういうふうになれば、一般、各地区、また消防団とか、そういう方々のいろいろな口コミというか、いろんな話をさせていただいて、一般にもつながれば、これまた地域に一人暮らしの方がもしおられれば、そういう隣近所の見守りにもつながるわけですから、そこらも発展すれば、いい方向に行くのかなというふうな思いではありますが、いかがでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今、議員が申されましたこと、十分に、できる限り反映できるように、事務方のほうでも十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、学校教育について伺いをいたします。今、ご答弁いただきました天栄村で宿泊学習といたしますか、をやりながら生の英語に触れるというようなお話でございます。以前に、ここに書いてありましたけれども、平成 23 年から小学校の 5、6 年生が英語の、外国語活動としての教育課程に位置付けられたというようなことがありまして、小学校の場合は、最初は英語に親しむというか、耳慣れですね。英語をただ聞いて、こんなもんだなというようなことに慣れるというようなことの話であったようです。そしてまた、中学校に行って、それらをベースにして、今度、英語を勉強するというようなことでありましたが、今回は、最初からそういうような勉強して、さらに一歩進めるというか、そんなことでよろしいのでしょうか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

今ほど議員申されたとおりでございまして、先ほど、1 回目の答弁で申し上げたような形で、これからの英語教育の重要性を鑑みただ中で、希望者を募集して、それで体験活動、異文化体験のステップアップをするための今回は研修というふうにしていきたいと考えております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 一応これは教育長にお伺いしたいんですが、そういう積み重ねをした中で、例えば中学校を卒業するまでに、普通の日常の挨拶ができるくらいにはしたいなとか、何か、その目標というか、思いがありましたらお聞かせください。

○議長 江添教育長。

○教育長 今お話がありましたとおり、今回の宿泊体験学習を通して、子どもたちが英語に対する興味を持って、2020 年東京オリンピックもあることから、海外の外国人の方たちがどんどんどんどん日本に入っていく。子どもたちのアンケートの中からも、この英語に対する興味が非常にあるということを、必要だということも実感していることから、まず、ワンステップとして、この宿泊体験活動を通して、今言ったように英語に興味を持ってもらう。できれば、32 年度以降は英語検定の補助のほうも考えておりまして、できれば、中学校卒業時に、英検 3 級程度を、全員とはいわないんですが、多くの子どもたちがそれ取って、高校に行くような、そういうような感じのものを、まずワンステップとして、この体験を通して、機運を高めながら、英語検定のほうにも挑戦してもらえよう、そんなものを町としても考えていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 以前、25 年当時の教育長に、ちょっとお話を伺ったときに、中学校とか、その修学旅行で海外に行ければなみたいな、行くとは言いませんでしたけど、そういう実体験をしてるのが一番の勉強かなみたいなこと、ちょっと聞いたことがありましたので、それらも合わせてお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 江添教育長。

○教育長 できることなら、そのような形もいいと思いますが、やっぱり保護者の負担が非常

に大きくなってしまうということも考えるのと、やはり、日本国内においても、中学生の発達段階に応じて、例えば歴史的な遺産のものを学ぶとか、そういうものもございしますので、発達段階に応じて検討していきたいと思っておりますが、小中学校段階では、国内での学を修めるというようなところで、修学旅行等はどのように計画していくかなど、そのように考えております。

以上でございます。

○議長　　13 番、清野佐一君。

○清野佐一　それぞれご丁寧にご答弁いただきました。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長　　以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（16時28分）

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

平成31年 3月13日（水）

開 議 13時00分
散 会 16時00分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第6号）

平成31年3月13日 午後1時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成30年度西会津町一般会計補正予算（第5次） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成30年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次） |

散 会

○議長 皆さん、こんにちは。平成 31 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。

(1 3 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 1 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明申し上げましたとおり、働き方改革を推進するための関係法律の改正に伴い、人事院規則の一部が改正されたことから、時間外勤務の規定について所要の改正を行うものであります。

今回の人事院規則の改正は、時間外勤務命令の上限を定めるものであり、原則として 1 カ月について 45 時間、かつ 1 年について 360 時間の範囲内で、必要最小限の時間外勤務を命ずるものとするものであります。ただし、特例として、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員に対しては、上限時間を超えて時間外勤務を命じることができるものであります。

それでは、議案書をご覧ください。あわせて条例改正案新旧対照表の 1 ページもご覧ください。

第 8 条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務についてであり、職員に時間外勤務を命じることのできる要件等を定めたものでありますが、新たに第 3 項として、時間外勤務に関し必要な事項は、町長が規則で定めることを追加するものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この、いわゆる政府が進める働き方改革に伴う改正だということではありますが、職員の時間外勤務、今、総務課長からご説明ありましたが、今の現状というか、実態は、どのようになっているのか、これ示された時間、1 カ月 45 時間、年 360 時間以内と、例外措置等もあるようですが、実態と照らし合わせて、これはどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、町では、職員の健康管理ということで、職員の退庁時間、毎月把握してございます。時間外勤務受けた、受けない、関わらず、退庁時間を毎月集計してございまして、それにより

ますと、昨年度のデータでございますが、全職員、約 125 名程度ですが、のうち、この要件を満たしているといいますか、職員は 21 名おります。ただそれが、時間外命令を受けてその時間までいたかどうかというのは、ちょっと把握はできておりませんが、タイムカード上だけですと、17 名、失礼しました。21 名ということで、全体の 17 パーセントでございます。

ですから、時間外勤務命令を受けて、この時間を、先ほど申し上げました月 45 時間、年間 360 時間を超えている職員は、21 名はいないと。もう一度言いますけども、タイムカード上、退庁時間を集計してまして、その時間でいえば 21 名が該当しますけども、その 21 名全てが時間外勤務命令を受けて残っていたかどうかというのは、仮の話ですけども、時間外勤務ではなくて、例えば組合の会議ですとか、そういったものまで含めた集計でございますので、実際は 21 名よりは該当者はいないということでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 その実際に、その命令を受けて仕事をしていたのか、ほかのことをしていたのか、まだ把握できていないというような認識でよろしいんでしょうか。そうすれば、やっぱりこれからは、いわゆる働き方改革を進めていく上で、しっかりとこれ精査しながらやっていく必要があると思うんですよね。昨日の一般質問の続きみたいになるんですが、いわゆるこの 21 名以内の方、それはいわゆる今言ったような規定にはめていくには、どんなことをこれからしていかなければいけないのか、そのところをお尋ねします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 まず、時間外勤務、いわゆる残業でございますけども、残業につきましては、基本、所属長、各課等の長でございますが、の決済を事前に受けて、命令を受けてはじめてできるものでございます。ですので、それをまず原則としてお答えをしておきます。

いかに時間外勤務を減らしていくのかという課題でございますけども、前から申し上げておけるとおり、業務改善、事務事業の見直し等により、できるだけ業務を、業務といいますか、時間外を減らすような方策は、これから町として十分に考えていかなければならないと考えてございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、そうしなきゃいけないところであります。まず、最前提は、現状の、いわゆる町民サービスの質を落とすことなくというのが、やっぱり最前提にこななきゃいけないと思うんですよね。だから、これからいろんなところで、昨日、副町長にもご答弁いただきましたけども、大変な作業がこれ発生してくるなという思いでおります。副町長、その辺もう一度ご答弁いただけますでしょうか。

○議長 工藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

内容につきましては、昨日答弁させていただいたとおりでございますが、まず 1 つは、今、課長が答弁しましたとおり、各課の課長がしっかりと部下の時間外勤務の時間を把握して、過度になっていないかどうかということを管理していくというのが 1 つでございます。それをやるためには、住民サービスを落とさずにそれをやろうとするには、不要な事業等を見直してい

く、もしくは効率を上げて仕事をしていくということが必要になると思います。

また、ここに、先ほど 21 名、タイムカード上は該当するというところでございますが、それ以外の方で、職員で時間外勤務が少ない方というのもおりますので、課の中で平準化を図っていくというようなことも合わせて必要かと思っております。

いずれにしても、実態をもう少ししっかり把握しまして、先ほど申し上げましたような取り組みを順次やっていきたいと思っております。

○議長　ほかに。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲　これね、タイムカードを押して、はじめてこの時間外の仕事をやっていると分かるわけですけど、家に持って行ってね、パソコン、自宅に持って行って仕事をやったのは、これは時間外手当とはみなさないということですか。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

家に持って行って仕事をやった分は時間外にならないのかというご質問でございますが、所属長が自宅で仕事をやれというような命令はいたしませんので、それは時間外勤務には当たりません。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 1 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第 2 号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

職員の自己啓発等休業に関する条例につきましては、職員が公務に関する能力の向上のため、大学等課程の履修や国際貢献活動などで休業する際の要件や手続等を定めた条例であります。なお、本町においては現在まで申請者はおりません。

今回の一部改正につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明申し上げましたとおり、学校教育法の改正に伴い、項ずれが生じたことから所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。あわせて条例改正案新旧対照表 2 ページもご覧ください。

第 4 条は、大学等教育施設について規定しており、職員が能力向上のための自己啓発休業を取得する際の大学等教育施設の要件を定めたものであります。そのうち、第 2 号では、他の法律の特別の規定によって大学と同等であると認められた施設について規定しておりますが、根拠法の学校教育法が改正され、項ずれが生じたことから、第 104 条第 4 項第 2 号を、第 104 条第 7 項第 2 号に改めるものであります。

次に附則であります、この条例の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 2 号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　議案第 3 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、農事連絡員を廃止することにより、所要の改正を行うものであります。

農事連絡員につきましては、これまで長年にわたり、農業経営に関する様々な文書等の配布やとりまとめを行うとともに、米の生産調整の推進など町の農林業振興に重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、平成 30 年度からは米の生産調整が廃止されるなど、国の農業政策が大きく改正されたことから、農事連絡員の役割は、今後は文書の集配等が主なものとな

ったところであります。

このことから、町といたしましては、会津よつば農協が配置しております農事実行組合長との連携や、町の広報並びにケーブルテレビなど代替えの手法を組み合わせることにより、現状と変わらない体制を継続できることから、農事連絡員につきましては、平成 30 年度をもって廃止するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。なお、条例改正案新旧対照表の 3 ページから 5 ページまであわせてご覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、別表第 1 の農事連絡員の部を削るものであります。

次に附則であります、この条例の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　この件に関しましては、全員協議会で以前に説明を受けておりますので、国の農業政策の改革等によって、この農事連絡員制度を廃止する。これは理解しました。廃止しても、代替りの組織等々で、今まで行っていた業務には支障がないということでもありますので、これはいいのかなと思いますが、いわゆるこの報酬、費用弁償等見ますと、均等割、戸数割等々の金額が出ておりますけども、金額は大したことありませんけれども、これによる影響額というのは、総額、年間どのくらいになるのか、説明ください。

○議長　岩渕農林振興課長。

○農林振興課長　お答えをいたします。

農事連絡員にかかる予算の影響額でございますが、平成 30 年度の当初予算額では、総額で 290 万円計上してございました。主な内訳は報酬額でございます。

以上でございます。

○議長　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　縷々説明をいただきました。この条例の一部を改正することによって、行政と、それから他の団体との連携が重要であろうと、こんなふうに思いますが、特に支障がないのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長　岩渕農林振興課長。

○農林振興課長　お答えをいたします。

他の団体との連携ということでございますが、ただいまのご説明の中で、J A 会津よつばとの連携についてご説明申し上げました。昨年 12 月に J A 会津よつばとこの件につきまして打ち合わせをいたしまして、J A 会津よつばの西会津支店長のほうから、農事実行組合長のほうで、町からの文書を農協の文書と一緒に配布することについては、何ら支障がないということでご協力をいただけるという返答をちょうだいしたところでございます。

なお、参考までに申し上げますと、近隣の市町村でも、喜多方市、会津坂下、会津美里町な

どが、同じような対応を取っておるということでございまして、J A側といたしましては、町に対して協力をいただけるということで確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 J Aさんとの連携はよく分かりましたが、ほかに影響はないかどうか、関連するようなところがありましたら、ご答弁をお願いします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ほかの団体で関連するところがないかというご質問でございますけれども、農事連絡員の業務の1つとして、経営所得安定制度の、いわゆる営農計画書の取りまとめという業務がございました。これにつきましては、平成31年度分につきましては、各農家から農事連絡員を経由して集めるのではなく、町職員が町内に面談会場を設定して、そこで農業者の方に直接来ていただきまして、営農計画書を出していただくというような作業に変わったところでございます。

その際に、農協さん、そして、共済組合さんにもご協力をいただいて、連携を取りながら、その作業にはあたるというような考えでございます。なお、これにつきましても、共済組合さんのほうからもご協力をするということで確認をいただいております。

以上でございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、西会津町税条例は昭

和 30 年に施行されて以来、国の税制改正に合わせその都度改正をしてまいりましたが、度重なる改正や町の実情に合わせた条項の削除等を行ってきたことにより、国から示されております市町村税条例の準則と照らし合わせますと、条ずれや項ずれが生じていることから、この度、市町村税条例の準則に合わせるため、所要の改正を行うとともに、併せて平成 31 年 4 月 1 日から施行する部分を改正するものであります。

それでは、条例案及び条例改正案新旧対照表 6 ページをご覧くださいと思います。

議案第 4 号、西会津町税条例の一部を改正する条例。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。改正条文は大変長くなっておりますが、税条例の全部に対しましての条ずれや項ずれ、文言の修正などを行いますことから、条文・新旧対照表とも長文となっておりますのでご理解願います。

内容といたしましては、ほぼ全部改正に近い内容となっておりますが、全部改正といたしますと、現行条例の附則もすべて消滅してしまい未施行条文も削除されてしまうことから一部改正という手法を取らせていただいております。なお、内容につきましては現行条例の内容をそのまま引き継ぐものでありますので、改めまして条文ごとの説明は省略させていただきますのでご理解願います。

続きまして、改正条文末の附則でありますが、第 1 条は施行期日を規定し、この条例は公布の日から施行するものであります。

ただし、附則第 10 条の 2 第 24 項及び第 25 項の改正規定、同条第 26 項の改正規定、これは地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に関する条文の一部であります。この条項並びに次条の規定は、平成 30 年税制改正の規定、地方税制の項ずれでございますけれども、これに合わせまして平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであります。

附則第 2 条では経過措置を規定しまして、さらに附則第 3 条から第 6 条までは、以前に改正しました条例の今次改正によります条・項ずれの修正であり、平成 26 年条例第 13 号、平成 27 年条例第 29 号、平成 28 年条例第 17 号、平成 30 年条例第 20 号の 4 条例の改正であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第5号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、ひとり親家庭の保護者や児童の健康と福祉の増進を図ることを目的に、医療費を助成することを定めた条例であります。今回の条例改正につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、児童扶養手当法の支給制限適用期間が改正されたことに伴い、児童扶養手当の支給適用期間を準用している、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせて条例改正案新旧対照表の117ページもご覧ください。

西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中、7月1日を10月1日に改めるものでありますが、ひとり親医療費助成事業に係る所得制限適用期間については、児童扶養手当と同様の期間としているところでありますが、児童扶養手当法が改正され、児童扶養手当の支給制限適用期間が現行の、8月から翌年7月までが、11月から翌年10月までに改正されたことに伴い、福島県ひとり親医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことから、同要綱を準用している町条例を改正するものであります。なお、今回の改正による助成対象者や助成額などへの影響はありません。

附則であります。施行期日であり、本年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ひとり親家庭の定義をお聞きしたいんですけど、ひとり親家庭というと、一般的に母子家庭、父子家庭、あと、その中には祖父母が同居している家庭もあると思うんですが、その辺のところをお願いします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 ただいまのご質問は、両親がいない場合でも、祖父母が対象になるのかという趣旨でよろしいでしょうか。ひとり親家庭医療費の助成対象者は、父か母、どちらかがいない児童が対象となっておりますので、両方いなくて、祖父母だけという場合については、その祖父母については、この医療費の対象外、子どもだけが対象というふうになります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは分かりました。

それでは、西会津町に該当する世帯というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 対象世帯数ということでございますが、現在 30 世帯の方がこの医療費の対象世帯ということになっております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、この後なんですけど、補正の 5 次に、県補助金返還金との関連についてもお聞きしたいんですけど、この後、5 次補正にもあがってくると思うんですけど、今回との関連についてお聞きします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 今回、5 次補正のほうで、歳出のほうで、ひとり親家庭医療費の助成事業の返還金ということで計上しておりますが、これは今回の条例改正とは全く別のもので、補助金のほうの返還金ということで、今回の条例改正とは関係ございません。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もちっと分からないところがあるのでお尋ねしたいんですが、これは県の要綱等の一部が改正されたということで説明をいただきました。また、児童扶養手当等の支給要件等に鑑みて、変更されていくということですが、こういったこの改正は、どういう背景でこうなっているのか、本町においては影響がないというご説明でしたが、その背景等、分かればお示してください。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 今回のひとり親医療費の条例の改正の背景ということでございますが、まず、前提としまして、今回のひとり親医療費の助成の基準、所得の基準でありますとか、そういった基準は、児童扶養手当の基準を準用しているということが前提でございます。

今回、児童扶養手当の改正がありました大きな内容でございますが、これまで年間 4 カ月分を支給、年 3 回にわたって支給していたということですが、今回、児童扶養手当法が改正されまして、奇数月に、年 6 回に改正をされたということが、この背景にあります。その関係で、これまで 1 月から 4 月 1 日までに届出のあった方につきましては、前々年の所得を参考にするということでありましたが、奇数月に変更になって、支払回数が増えた関係で、これまでの 7 月 1 日までの期間を、1 月から 10 月 1 日までの登録については、前々年の所得を参考にと、そういった児童扶養手当の支払い回数が多くなった関係による改正というふうになってございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、いわゆる所得の勘定が、より実態に近くなって、実態というのかな、前々年のやつが、今度、前年の、見られるということですから、より、いわゆる実態に近いような形で支給するようになったからということで理解していいのか、その辺もう一度ご説明ください。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 すみません、ちょっと説明不足しておりましたので、まず、今回、先ほどご

説明しましたように、7月1日まで、1月から7月1日まで登録を、児童扶養手当の申請をされた方の支給額が、前々年所得が変わった分については、12月から、その変わった額が反映されていたということになります。1月から7月1日まで登録されていた方の、前々年の所得の変動については、12月支払い分から変わってきていると、変更になると。

今回の改正に伴いまして、その所得の変更によって支給額が変更になるのが、1月から変更になると。変更する時期が少し変わったということでありまして、所得の多い少ないによっての支給額というのは、これまでどおり同じでありまして、その支給する1年の単位が変わったというふうに考えていただければというふうに思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、平成30年6月に、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が公布されたことに伴い、町条例の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、災害援護資金の利率を、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5パーセントとするものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について説明を申し上げますが、あわせて条例改正案の新旧対照表、118ページもご覧いただきたいと思います。

第14条は利率を規定したものであり、新たな第1項として保証人を立てることができる旨を明記、第2項として現行の利率3パーセントを、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5パーセントに改めるものであります。また、第3項として、保証人を立てる場合はその保証人の連帯責任が明記されました。

第 15 条は償還等の規定で、新たに月賦償還を加えるものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第 1 条は、施行期日についての規定であり、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであります。

附則第 2 項は、経過措置についての規定であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満　この改正案を見ますと、保証人をできれば立ててくださいというような解釈ができると思うんですね。それで、このような経緯、このような改正にいたった経緯について伺いたいします。

○議長　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　お答えをいたします。

この改正にいたった経緯でございますけども、これは先ほどご説明申し上げました法律の改正ということで、この法律の改正になった部分につきましては、地方分権改革に関する提案募集におきまして、経済情勢の変化による市中金利の影響を考え、災害援護資金の貸付利率を条例で下げることを可能とするための制度改正を行うべきだという提案を受けまして、国のほうで利率を、3 パーセントを東日本大震災時の特例に沿ったような形で利率を下げるという部分がこの背景でございます。

以上でございます。

保証人の部分でございますけども、保証人を立てる場合につきましては、さらに無利子と、ご説明を申し上げましたように無利子と。で、立てない場合においては、その 1.5 パーセントということでございまして、この以前の部分につきましては、3 パーセントでございましたけども、立てる場合については、その連帯責任の部分において、その、選べるような、借りられる方が選べるような部分ではございますけども、あえて保証人を立てるべきということではなくて、借り受けられる方が、その実情に合わせて選べるというような改正でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長　1 番、三留満君。

○三留満　おおよその話は分かりましたけども、ただ、大震災のあとの復興期において、やはり延滞が発生するような事態があつて、この連帯保証人を立てるというようなこととは意味合いが違うということですか。

○議長　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　お答えをいたします。

意味合いにつきましては、議員おただしのように、違うという部分でございまして、再度申し上げますけども、選べる、どちらか選べるというような部分でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 今まで、この災害援護資金は、西会津で、これに該当した方、借りられた方おるんでしょうか。そして、これ金額としてはどのくらい貸してくれるんでしょうか。家が1軒なくなってしまったなんていう場合。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず、町におきましての実績という部分でございますけれども、町においては、今までこの該当はございません。それと、その限度額につきましては、条例の第13条でうたっております、その様々なケースがございますけれども、最高額につきましては、350万、いろいろな条件ありますけれども、350万というのは、住居全体が滅失、もしくは流失した場合という部分でございます。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、家1軒なくなってしまったという場合は、350万ということですね、今。そうすると350万だと、どうにも足りないという場合は、別な方法あるんでしょうかね。

○議長 この制度は関係ないので、いいです。この制度と関係ないから、この制度の今話しているんだから。

ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第7号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、町長が提案理由の説明の中で申しあげましたとおり、児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童などを国民健康保険の被保険者としないうこと定めるものであり、国からこの適用除外者を市町村条例で定めるように通知があったことから、

所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせて条例改正案新旧対照表の 119 ページもご覧願います。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第 3 章であります、被保険者として新たに章立てするものであります。

第 4 条は、被保険者とし不在者を定める規定であり、児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童、里親に委託されている児童であって、民法に規定する扶養義務者のない者を、被保険者とし不在ことを規定するものであります。なお、現在この規定に該当する町国民健康保険の被保険者はおりません。

附則であります、この条例の施行期日であり、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本条例案は去る 2 月 26 日開催の町国民健康保険運営審議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。失礼しました。町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　1 つだけお尋ねします。今、本町には該当者はいないということですが、いわゆるこの該当となる、これ児童という呼び方をしておりますが、年齢的にはどのくらいまでなんでしょうか。児童というと、一般的に小学生なのかなという思いしますが、いわゆるこういう施設に入っているのは、中学生、高校生なんかもあるような気がするんですけども、その範囲を教えてください。

○議長　小瀧健康増進課長。

○健康増進課長　児童の年齢というご質問でございますが、18 歳までの者を対象としております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 7 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 8 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 5 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第8号、平成30年度西会津町一般会計補正予算（第5次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどに伴い、歳入歳出全般にわたり予算額の調整を行ったところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成30年度西会津町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,062万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億408万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。10ページをご覧ください。

まず歳入であります。1款、町税、1項1目、個人町民税、396万円の増、2目、法人町民税、238万5千円の減、2項1目、固定資産税、1,401万3千円の増は、それぞれ収入見込みによるものであります。

12ページをご覧ください。

13款、国庫支出金、2項4目、土木費国庫補助金、605万1千円の減は、社会資本整備総合交付金の都市計画事業及び地域住宅計画事業の確定による減であります。5目、教育費国庫補助金、1,455万2千円の増は、現在整備を進めております西会津小学校プール建設に係る補助申請が採択されたことに伴う学校施設環境改善交付金の新規計上であります。

13ページをご覧ください。

14款、県支出金、2項1目、総務費県補助金、182万8千円の増は、確定による電源立地地域対策交付金の増であります。4目、農林水産業費県補助金、280万7千円の減は、確定による環境保全型農業直接支払交付金、182万9千円の減などであります。

14ページをご覧ください。

3項1目、総務費委託金、571万4千円の減は、確定による県知事選挙費委託金及び県議会議員補欠選挙費委託金の減であります。

17款、繰入金、2項2目、庁舎整備基金繰入金、1,079万円の減は、役場新庁舎移転整備事業費の確定見込みによる減であります。

15ページをご覧ください。

20款、町債につきましては、辺地対策事業債及び過疎対策事業債の事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものであります。

次に、16ページをご覧ください。歳出であります。

まず、2 款、総務費、1 項 5 目、財産管理費、3,321 万 1 千円の増は、役場新庁舎移転整備事業の確定見込みによる修繕料、150 万円の減、17 ページにいきまして備品等移設委託料、260 万円の減、周辺整備工事、250 万円の減、及び今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金 4,418 万 2 千円の増などであります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、6 億 7,732 万 1 千円であります。6 目、企画費、325 万 5 千円の減は、確定による総合計画検討会議等の委員報償費などの報償費、109 万 4 千円の減、年号改正により平成 31 年度に繰り延べした総合計画の印刷製本費、114 万 1 千円の減などであります。

18 ページをご覧ください。

10 目、ふるさと振興費、1,168 万 4 千円の減は、地域おこし協力隊員の報酬及び社会保険料合わせて 395 万 5 千円の減、温泉施設外部改修及びお試し住宅改修に係る設計監理委託料、299 万 3 千円の減、温泉施設外部改修工事、297 万円の減などあります。4 項 3 目、県知事選挙費、286 万 9 千円の減は、確定による職員手当や需用費の減などによるものであります。

20 ページをご覧ください。

4 目、県議会議員補欠選挙費、284 万 5 千円の減につきましても、確定による職員手当や需用費の減などによるものであります。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費、158 万 4 千円の減は、出産祝金、140 万円の減などによるものであります。

21 ページをご覧ください。

2 項 1 目、児童福祉総務費、174 万 2 千円の減は、乳幼児家庭子育て応援金、104 万円の減、及び子育て医療費サポート事業に係る国民健康保険事業勘定繰出金、77 万 6 千円の減などあります。2 目、児童措置費、542 万 2 千円の減は、認定こども園に係る燃料費、171 万 8 千円の減、22 ページにいきまして、確定による備品購入費、110 万 8 千円の減、児童手当、160 万 5 千円の減などによるものであります。

4 款、衛生費、1 項 1 目、保健衛生総務費、300 万円の減は、事業費の確定見込みによる簡易水道等事業特別会計繰出金、300 万円の減であります。4 目、健康推進費、318 万 6 千円の減は、確定見込みによる各種検診委託料、274 万 6 千円の減などあります。

23 ページをご覧ください。

5 目、母子保健費、179 万円の減は、妊産婦健康診査委託料、207 万円の減などあります。

24 ページをご覧ください。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費、324 万 7 千円の減は、確定による食味計購入費、21 万 9 千円の減、25 ページにいきまして、環境保全型農業直接支援対策交付金、242 万 8 千円の減などによるものであります。2 項 1 目、林業費、271 万 4 千円の減は、林業専用道整備に係る測量設計委託料、180 万円の減、確定による菌床栽培ハウス整備工事、139 万 3 千円の減、林業専用道整備工事、180 万円の増などによるものであります。

26 ページをご覧ください。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費、306 万 1 千円の増は、除雪機械に係るカッティングエッジ等の消耗品、191 万 7 千円の増及びタイヤチェーンの肉盛り等の修繕料、158 万 9 千円の

増、確定による道路管理用機械購入費、58万5千円の減などによるものであります。3項2目、公共下水道費、350万円の減は、事業費の確定見込みによる下水道施設事業特別会計繰出金350万円の減であります。3目、公園費、211万6千円の減は、さゆり公園改修事業の確定による設計監理委託料の減であります。

27ページをご覧ください。

4項1目、住宅管理費、521万8千円の減は、町営西原住宅屋根改修事業の確定による設計監理委託料、90万円の減、改修工事費、379万6千円の減などであります。

9款、消防費、1項3目、消防施設費、132万1千円の減は、確定による防火水槽新設工事、235万円の減、消防屯所新築工事、186万4千円の減、新規計上の防火水槽解体撤去工事、350万円の増などであります。

10款、教育費、1項2目、事務局費、169万3千円の減は、28ページに記載の小中学校各種大会出場補助金、76万3千円の減、小中学校交流事業補助金、46万円の減、西会津高校生徒活動後援会補助金、40万円の減、西会津高校活性化対策修学資金貸付金、43万2千円の減などあります。

29ページをご覧ください。

2項2目、小学校教育振興費、103万2千円の減は、特別支援教育支援員の社会保険料及び臨時職員賃金合わせて60万円の減、学校給食援助費、40万円の減などあります。3目、学校建設費、240万3千円の減は、小学校プール建設に係る測量調査委託料、50万円の減、実施設計委託料、180万円の減などあります。3項2目、中学校教育振興費、125万円の減は、特別支援教育支援員の社会保険料及び臨時職員賃金合わせて110万円の減などあります。

30ページをご覧ください。

4項3目、文化財保護費、546万9千円の減は、予定しておりました県道・上郷下野尻線改良に伴う、天王前遺跡の試掘調査ができなかったことによる試掘賃金、111万7千円等の減、横町館跡発掘調査に係る報告書の印刷製本費、207万9千円の減などあります。

31ページをご覧ください。

12款、公債費、1項2目、利子、400万円の減は、今年度借入分の地方債償還利子の利率が当初の見込みより、低くなったことによるものであります。

次に、6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。事業の実施に当たり関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2款、総務費、1項、総務管理費であります。若者向け住宅整備事業、3,000万円につきましては、旧野沢保育所の解体工事であります。また、通信機器高度化更新事業、5,369万3千円は、インターネット通信施設の更新工事であります。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費の建植看板書換事業、159万5千円は、国道49号沿の三面看板を新たな町のキャッチフレーズに書き換えるものであります。

次に、6款、農林水産業費、2項、林業費の林業専用道整備事業、3,105万円は、杉山地区

の杉山前佛線の整備に係る測量設計委託料や工事費などであります。

次に、8款、土木費、1項、道路橋りょう費の除雪車格納庫整備事業、2,742万8千円につきましては、奥川地区の除雪車格納庫の整備に係る工事監理委託料及び工事費であります。また、橋りょう修繕事業、1,484万1千円は、町道野沢中央線に架かる新町橋の補修工事費であります。

次に、9款、消防費、1項、消防費であります。防火水槽解体撤去事業、350万円は、野沢字下條地内の防火水槽の解体撤去工事費であります。また、防災行政無線デジタル化整備事業、1億4,360万円は、工事監理委託料及び工事費であります。

次に、10款、教育費、2項、小学校費であります。小学校プール建設整備事業、1億5,454万9千円は、工事監理委託料や工事費であります。

次に、7ページをご覧ください。

第3表の地方債補正、変更であります。辺地対策事業費及び過疎対策事業費は、いずれも対象事業費の確定等に伴い限度額の変更を行うものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成30年度西会津町一般会計補正予算（第5次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成30年度西会津町一般会計補正予算（第5次）は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　議案第9号、平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正は、事業費の確定などに伴い、歳入歳出それぞれにおいて調整を行ったものであります。また、本年度は全69区画中、未分譲10区画がありましたことから、新聞等への広告

をはじめ、将来、福島県への定住や二地域居住を考えている方が相談する、福島ふるさと暮らし情報センターにおける情報提供、イベントへの参加など、分譲区画の販売促進に向けた取り組みを行ってまいりましたが、分譲にはいたりませんでした。

今後も引き続き分譲地の販売に向け、広告や関係機関での情報提供、イベント等への参加など積極的に活動をしてまいりたいと考えております。

それでは、予算書をご覧ください。

平成30年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、625万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,292万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

まず、歳入であります。2款、財産収入、2項1目、不動産売払収入、664万5千円の減額は、当初1区画の販売を見込んでおりましたが、販売にいたらなかったため、減額するものであります。

3款、繰越金、1項1目、繰越金、1,290万2千円の増額は、前年度の繰越金が確定したことにより、増額するものであります。

次に5ページをご覧ください。

歳出であります。1款、事業費、1項1目、住宅団地分譲事業費であります。分譲がなかったことから財源について、特定財源から一般財源に組み替えるものであります。

次に、2款、予備費、1項1目、予備費、625万7千円の増額であります。繰越金の残額を予備費として計上するものであります。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　残りの区画の販売のためにPR活動をしたと思うんですけど、今まで、今年度どのくらいかかりましたか。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　PRについての概ねの予算額ということでございますが、現段階で、まず広告を行った部分については、まず、新聞広告等にだいたい20万円程度かけております。また、東京へのPRということでございますので、その分の旅費、これはほとんど若干の部分、東京の1泊2日分くらいの予定ということで、2名で行っておりますので、だいたい6万円程度かなというふうに考えております。そのほか、費用が伴わないもので、会津若松市にありますハウジングプラザにおいてPR活動を行ってきたというような部分はございます。

以上でございます。

○議長　　5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　新聞の P R は、私は見ていますが、ほとんどずっと新聞とか、あと、関東への P R なんでしょうが、何か新たなことは考えていますか。

○議長　　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　新たな P R といいますか、販売促進に向けた活動ということでございますが、現在、これまで、平成 25 年創設いたしました定住促進事業等というような部分によりまして、補助金、最大で 100 万円出すような形で取り組みしてきたところでございます。

ただし、近年、他市町村で金銭的な部分でも、大変移住者の方に対しては非常に有利な補助金をつくっている他市町村もございますので、その辺の助成のあり方とか、移住に向けた部分、あと住宅団地の P R については、分譲区画が残っているという部分でございますので、町内の移住も含めまして、いろんな形で対策は講じていかなければいけないというような部分ではございます。

ただし、なかなか町内の移動の部分につきましては、やはり自分の敷地内に建ててしまうとか、または、あとは町内で安価な土地を購入して、そちらのほうに建ててしまったというような部分、事例もございまして、当初見込んでいた方が、そちらのほうに流れてしまったという状況もございまして、なかなか厳しい状況だという部分を踏まえております。

したがって、今後、そういう新たな販売促進策も含めまして、検討していかなければいけないのかなと考えているところでございます。

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、平成 30 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、平成 30 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第 10 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、事業費の確定に伴う精査によるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 300 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,240 万 2 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。5 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入です。1 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、下水道使用料は、150 万円の減額です。失礼しました増額です。新規加入 2 件分など、見込みによるものであります。

5 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は、350 万円の減額です。

8 款、町債、1 項 1 目、下水道事業債は、100 万円の減額です。企業会計システムの導入費が確定したことによるものであります。

6 ページをご覧いただきたいと思います。

次に歳出です。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費は 142 万円の減額です。事業費の精査によるものです。

4 款 1 項 1 目、予備費は、事業費精査により 158 万円の減額です。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費。事業名は地方公営企業法適用事業で、金額は 522 万 2 千円です。これは、現在、下水道施設事業特別会計をはじめとする 4 つの特別会計を企業会計に移行するため作業を進めております。平成 30 年度におきましては、公募型プロポーザル方式で、企業会計システムの導入事業者を特定したところでありますが、企業会計システム導入に伴う実施要項や仕様書の作成に時間を要したことから一部の業務を繰り越すものであります。

第 3 表、地方債補正、変更で、起債の目的は下水道事業費で、限度額 1,130 万円を 1,030 万円に減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 11 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、事業費の精査によるものです。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 210 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,745 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

内訳は、事項別明細書にてご説明いたします。5 ページをご覧ください。

まず歳入です。3 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は、50 万円の減額です。

6 款、町債、1 項 1 目、下水道事業債は、160 万円の減額です。これは、事業費の確定に伴う減額です。

次のページをご覧くださいと思います。

歳出です。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費は、320 万円の減額です。処理施設管理委託料で 152 万 6 千円、企業会計システム購入費で 167 万 7 千円の減額が主なものであります。

2 款、施設整備費は、財源の調整です。

4 款、予備費は、事業費精査により 110 万円の増額です。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費。事業名は地方公営企業法適用事業で、金額は 767 万 3 千円です。これ

は、下水道施設事業特別会計でもご説明申し上げましたように、企業会計システム導入に伴う、一部の業務を繰り越すものです。

第3表、地方債補正、変更で、起債の目的は下水道事業費で、限度額1,210万円を1,050万円に減額するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　農業集落排水の、かつて尾野本の森野処理区を閉鎖するというような説明が1回あったんですが、現在どの辺まで進んでいるのでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

公共下水道に農集排の森野処理区を統合する関係でございますが、平成31年度におきまして、詳細設計の金額を計上させていただいております。計画では、平成23年度、すみません失礼しました。平成32年度、平成33年度の2カ年で管渠工などを施工しまして、平成33年度には供用開始したいなというふうな見込みで現在進んでおります。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　統合すると、それによるメリットというものはあるのでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

国におきましては、各施設ともですけれども、全国的に指導としましては、広域化しなさいと、隣接するところであれば統合なり、そういったことも含まれるわけですが、そういったことを推進しております。この背景には、やっぱり人口減少ですとか、やっぱり収入の減なんかも伴う、ただ、維持費が、維持費については増えるというか、そういったところを改善するような形で広域化を、まず進めております。

あと、施設の処理機能、公共下水道の処理規模ですけれども、森野処理区、隣接しておりますし、取り込んでも十分処理能力があるというようなことで、これからの将来を見据えた維持管理には、非常にメリットが大きいというふうに感じております。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　農業集落排水事業は、小島処理区がね、一番最初で、平成7年でしたから、これは供用開始になっているんです。で、それからすれば、もう20年以上経っています。そうすると、だんだんね、いろんな施設の老朽化というか、そういうのも部分的には更新時期とかね、そういうのもあるのかなというふうには思いますが、今後、大規模な修繕の見込まれるようなことはあるのでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

様々な社会資本、インフラ整備、担当しておりますが、例えば、道路でも、橋でも、あとは

町営住宅、あとは、今おっしゃられました下水道の関係、全てにおきまして、議員おっしゃられたとおり、もう施設をこれからは適正に維持管理するという、そういった使命を持って、今現在、作業を進めております。それで下水道、農業集落排水処理事業につきましても、実施計画に既にご覧いただくと、様々載っているわけでございますけども、長寿命化計画を立て、それに基づいた計画的な処理、修繕工事とか、そういったものは既に計上して、一つずつ進めている状況でございます。

例えば、起債とか、その年度で突出するようなことのないように、事業費については平準化を図りながら、将来を見据えて、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長　それでは答えになっていない。大規模なあれはどこかと聞いているんだから。さしあまた大規模なところはどこかって。

石川建設水道課長。

○建設水道課長　今のところですけれども、特定したところでは、小島というようなところではございません。これから計画があるのは、31年度以降ですけれども、マンホールポンプの無線のデジタル化ですとか、そういったところは計上させていただいております。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　今のご答弁ですと、今すぐ大規模な工事は無いというふうなふうに受け止めました。ただ、小島処理区が、仮にそういう工事が必要だとなれば、相当数、処理施設あるわけですから、それもちんちんとした年次計画、立ててやられるとは思いますが、その辺のところの考えはいかがですか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

これも実施計画に計上させていただいている部分を申し上げますと、農業集落排水施設の中で、最適化整備計画というのを、これも平成31年度に計画しておりまして、先ほど申し上げました、そういったマンホールポンプの改修ですとか、そういった根拠を持って、これからの年次計画に組み入れていくという構想を31年度に策定を予定しておりますので、それに基づいて適切に改修等を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　なぜ私、こういうこと聞いたかといいますと、結局、上水道の場合、石綿管の更新が間に合わないとか、どんどんどんどん、今日でも、明日でも、すぐでも交換しないといけないというような状況になっているわけです。ですから、そういうことのないように、やはり多少前倒し、もし財政が許せば、前倒し感覚で取り組んでいただければなというように思いで申し上げました。それについていかがでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

今ほど申し上げましたように、農集排につきましては、最適整備計画というものを策定することによって、適切に、それから事業費も平準化を図りながら継続的に進めてまいりたいとい

うふうに考えております。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 点伺いたいします。この 31 年から 33 年、それで 34 年くらいに供用開始ということで、処理区をつなぐということではありますが、それらの工事費かかるわけですが、その受益者負担というような形で、今後、使用料、利用料、そういったものが上がる可能性というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長 今は補正です。

○小柴敬 分かりました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 12 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、事業費の確定に伴う精査によるものです。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,028 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にてご説明させていただきます。5ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入です。7款、町債、1項1目、下水道事業債は、80万円の減額です。事業費の確定に伴う減額です。

次に歳出です。1款、総務費、1項1目、一般管理費は、82万4千円の減額です。事業費確定による企業会計システム購入費の減額です。

4款、予備費、1項1目、予備費は、2万4千円の増額です。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費。事業名は地方公営企業法適用事業で、金額は325万4千円です。これは下水道施設事業特別会計などと同様で、企業会計システム導入に伴う一部の業務を繰り越すものです。

第3表、地方債補正、変更で、起債の目的は下水道事業費、限度額1,210万円を1,130万円に減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　個別集落排水事業については、当初の目標数値は800と聞いていますが、確定されている、現在、何基設置でしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

平成30年度の最新の数字で言いますと、今年度は10基整備いたしまして、トータルで337基でございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　337基まで設置されましたが、何らかの事情で使われなくなったものはございませんか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　それでは、お答えいたします。

これまでに、宝川地区で浄化槽1基の撤去がございました。これは工事に伴うものでございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　といいますのは、今後、高齢化の世帯が多いものですから、例えば設置後数年で、何らかの事情によって亡くなったり、引っ越していったりすることも考えられると思うんです。それで、1基設置するには100万円以上かかっていると思います。それで、設置後、例えばですよ、体の不調とか何かの事情で引っ越していく場合があるんですが、一般の社会ですと、ものだとリースという契約を結ぶんですが、そういった取り決めは、町が設置するものだからやむを得ないと思うんですが、そういったことを今後考えていませんか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今、議員おっしゃられたことに関しましては、現時点で一定程度のルールというような、そういう決め事には、正直なっておりません。こういった人口の減少、高齢化というようなことを鑑みて、今、議員おっしゃられたことを参考としまして、今後の対応に生かしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。（14 時 52 分）

○議長 再開します。（15 時 20 分）

日程第 13、議案第 13 号、平成 30 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第 13 号、平成 30 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、年度末の最終補正でありますので歳入歳出全般にわたり精査し、所要額を調製したところであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 541 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,830 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをご覧ください。

歳入であります。1款、後期高齢者医療保険料、1項1目、特別徴収保険料、352万9千円の減額は、年金からの特別徴収者分の減額によるものであります。

2款、繰入金、1項2目、保険基盤安定繰入金、140万3千円の減額は、保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金の確定によるものであります。

4款、諸収入、3項1目、健康診査受託事業収入、51万円の減額は、健康診査の受診者数確定による広域連合からの負担金の減額であります。

5ページをご覧ください。

歳出であります。2款、保健事業費、1項1目、保健事業費、51万円の減額は、健康診査委託料の受診者数確定による減額であります。

3款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、490万6千円の減額は、現年度分の保険料負担金、352万9千円及び、保険基盤安定負担金、140万3千円の減額などによるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第14号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定につきましては、歳出の一般被保険者の療養給付費負担金が増加していることから、今後の支出見込額を増額計上したところであり、財源として、県からの普通交付金や特別交付金などで調整をいたしました。

診療施設勘定につきましては、診療所医療機器整備等による起債借入額が確定したことによる調整のほか、年度内の新規医師確保が難しいことから医師人件費を減額したところでもあります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,558 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 4,945 万 8 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,152 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,044 万 4 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。8 ページをご覧ください。

事業勘定の歳入であります。1 款、国民健康保険税、1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税、114 万 5 千円の減額と、2 目、退職被保険者等国民健康保険税、3 万 9 千円の増額は、いずれも、収納見込による調整であります。なお、収納率は一般被保険者分で 95 パーセント、退職被保険者分で 97 パーセントと見込んだところであります。

9 ページをご覧ください。

4 款、県支出金、1 項 1 目、保険給付費等交付金、3,618 万円の増額は、歳出の一般被保険者療養給付費が増加していることによる普通交付金、3,383 万 2 千円と、西会津診療所医療機器整備等に係る特別交付金、234 万 8 千円の増額であります。

6 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金、96 万円の減額は、出産育児一時金の支給見込み件数の減や、保険基盤安定繰入金の増額などによるものであります。

10 ページをご覧ください。

8 款、諸収入、3 項 1 目、一般被保険者第三者納付金、62 万 9 千円の増額は、交通事故による第三者行為にかかる損害賠償金の納入によるものであります。

11 ページをご覧ください。

歳出であります。2 款、保険給付費は 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費、4,437 万 7 千円の増額と、2 目、退職被保険者療養給付費、1,734 万 9 千円の減額などであります。なお、一般被保険者に係る療養給付費につきましては、月平均で 3,962 万 9 千円となる見込みであり、昨年 5 月の本算定と比較し、369 万 8 千円の増となる見込みであります。これは、1 人当たり医療費が伸びているほか、退職者医療制度が終了し、退職医療該当者が一般被保険者に移行

していることによるものであり、一般と退職を合わせた療養給付費の合計額は、ほぼ前年度並みになる見込みであります。

12 ページをご覧ください。

2 項 1 目、一般被保険者等高額療養費、900 万円の増額は、療養給付費と同じく、退職者医療制度が終了し、退職医療該当者が一般被保険者に移行していることなどによる増額であります。4 項 1 目、出産育児一時金、128 万 3 千円の減額は、出産見込件数の減による減額であります。なお、今年度の国保加入者の出産見込件数は 4 件であります。

4 款 2 項 2 目、疾病予防費、68 万 8 千円の減額は、昨年 7 月に運用を終了した在宅健康管理システムに係る医師報酬金の減額などであります。

13 ページをご覧ください。

6 款、諸支出金、2 項 1 目、診療施設勘定繰出金、97 万 2 千円の増額は、西会津診療所の X 線 C T 装置整備に係る県補助金の確定による増額であります。

15 ページをご覧ください。

施設勘定の歳入であります。1 款、診療収入と 2 款、訪問看護事業所収入の補正額は、それぞれの施設における実績見込みによる調整であります。なお、診療所における診療収入全体では、受診者数や常勤医師の減少などによりまして、前年度より減少する見込みであります。

16 ページをご覧ください。

6 款、繰入金、2 項 1 目、事業勘定繰入金、97 万 2 千円の増額は、西会津診療所の X 線 C T 診断装置などの医療機器整備や、へき地診療所運営に係る県の補助金額確定による増額であります。

17 ページをご覧ください。

9 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債、2,010 万円の減額は、医療機器整備に係る借入金額の確定や、医師確保対策に係るソフト事業分の減額などであります。

18 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、1,495 万円の減額は、新規の常勤医師の確保ができなかったことによる人件費の減額や、非常勤医師の派遣を週 3 回で見込んでいたところ、週 1 回の勤務となったことによる減額などであります。

6 ページにお戻りください。

地方債の補正であります。過疎対策事業費につきまして、X 線 C T 装置など医療用機械器具整備費や医師確保対策事業費の確定に伴い、限度額 6,990 万円を 2,010 万円減額し、4,980 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 26 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲　歳出の部なんですけど、11 ページです。これでね、一般被保険者療養給付費、これ

が増額になっていますよね、4,437万7千円、これはどうして増額になったんでしょうか。

○議長　小瀧健康増進課長。

○健康増進課長　歳出の保険給付費のうち、一般被保険者の療養給付費、4,437万7千円の増額の理由でございますが、大きく2つ理由がございます、1つは、1人当たりの医療費が伸びているということと、もう1つ、一番大きい理由は、その2目の退職被保険者医療の制度が26年度末で終了しまして、その終了した方が一般被保険者のほうに移行をしております。それで、人数が一般被保険者のほうが増加しているということで、医療費も増額になっているということでございます。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　ページ、18ページのところにいただいて、先ほどご説明をいただきましたが、医師1名ということで、聞き間違いだったら勘弁してください。1名、医師の分を減にされて、1,400万円ほどというふうになっているこの中で、今後の方向性の中をちょっとお尋ねをしたいと思うんです。これの1名の減が生じて、今後、診療に関する影響、どういう状況になっていくのかということと、今後、これから小規模等の施設も考えられた場合に、この医師の確保というのは、どの程度進められているのか、見込みがあるのか、ないのかまで、お尋ねをしたいと思いますが、お答えください。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　医師の確保でございますが、大変皆さんにはご心配をいただいております、今、診療所には2人の先生おいでになって、かなりの負担をかけているわけでございます。一日もその負担を解消すべくですね、これまでいろいろ、いろんなあらゆる機会を捉えて医師の確保に努めてまいりました。で、今現在、1人の方と、最終的な交渉を進めている段階でございます、まだ今の時点で確定的なことは、まだ申し上げることができませんけれども、いろいろ調整をしないとイケないところもございますので、もう少し時間をいただきたいなど。とにかく一日も早く確保に向けて調整を進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　1点ほどちょっとお尋ねするの漏れてしまいましたけども、町長の今答弁、懸命に努力しているというご答弁であります。今現在、新郷地区の診療については、何らかの形で西会津診療所のほうへ送り迎えをしたい、するというような対応を示されておったんですが、今現在、どのような対応をされているのかお尋ねします。

○議長　小瀧健康増進課長。

○健康増進課長　新郷診療所の休診の対応ということのご質問でございますが、今年度、昨年の4月から医師1人が、常勤医師がいなくなったということで、診療体制を見直ししまして、新郷診療所については4月から休診をさせていただいて、大変ご迷惑をかけているところでございます。その際に、新郷診療所を受診されていた方の利便性を確保するために、町のほうで送迎バスを新郷診療所から西会津診療所まで、新郷診療所の診療日に合わせた形で週1回、運行をいたしました。4月から12月まで運行させていただいたんですが、その間の利用者数が全くなかったということで、昨年の12月に新郷自治区の各区長さんのほうに、直接、こういった

状況ですので、送迎のほうはしばらく見合わせさせていただきたいということでご説明を申し上げまして、現在のところ送迎については、そういった理由で行ってはないという状況でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけ伺いたいします。18ページの歳出の部分で、広告料、50万円減額、歳出がされていますけど、広告料の使い道というんですかね、どういった内容でこの広告料があがっているのか、まずお示してください。

あと、私はてっきりこれ、医師確保のための募集にかかる費用かなんていうふうに思っていたんですけども、先ほど来、医師確保が難航しているということなんですけれども、その医師確保に向けた取り組み等に使っている予算等があったら、それも教えてください。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 まず、広告料の減額の件につきましては、これまで医師募集ということで、いろいろなインターネットでありますとか、医師の専門誌、こういったところに広告を載せまして、広く募集をしておりました。今回、減額につきましては、先ほど町長のほうからもご説明ありましたように、町のほうにちょっと興味を持っていた先生がおりまして、通年を通して募集をするということではなくて、一旦、少し先生の動向が分からないところがありましたので、少し雑誌の広告のほうを期間、見合わせた時期がありましたので、その分の調整をさせていただいたという部分でございます。

あと、そのほかの医師確保の取り組みの予算ということではありますが、旅費のほうで、医師が西会津に見に来たいというような場合には、そういった旅費でありますとか、当然、赴任するにあたっての赴任の旅費、そういったものを医師の募集の経費として計上をしているところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 素朴な疑問で、先ほど来、医師が今1人足りなくて、今の現場の先生方が一生懸命頑張っていらっしゃって、以前の診療体制より縮小して、今、とにかく医師不足で困っているのに、1人の人が、それらしい人が、今、脈があるというのは非常によく分かるんですけども、そこでこの広告料を減らして、もし来なかったらどうするんですか。私が思うに、それこそこの広告料ちゃんと使ってでも、例えばその人が来るかどうか分からないですけども、それはやっぱりお金を投資続けて、投資し続けて医師確保を継続的にやっていくべきだったんじゃないんですか。この50万円の減額に関して、ちょっと私は納得というか、非常に疑問を感じるんですが、いかがでしょう。

○議長 もう少し質疑の形にしてください。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 とにかく、この50万円の減額に関して、妥当だと思われませんか。

○議長 工藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

医師確保の取り組みというのは、非常に微妙な問題、難しい問題でございまして、興味を持

っていただいたお医者さんと交渉している間に、またさらに募集をかけ続けているということ
で、その交渉している相手方の先生がどう思うのかというようなことなども配慮しながら交渉
しております。ですので、その間、交渉しているにも関わらず募集をし続けているということ
が、相手方に与える印象なども考慮して、一時期差し控えた分の残額ということでございます
ので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 12 ページにあります一般被保険者の高額療養費について伺います。非常に最近伸び
率が高いんですが、我々一般人としましては、何が高額医療なのかという、その内訳的なもの
が、ちょっとよく分からない面がありますので、がん治療だとか、あともろもろあると思いま
すが、その辺、具体的な内容について、分かればちょっとお示ください。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 12 ページの高額療養費の内訳というご質問でございますが、まず、この予算
に計上しております金額につきましては、病気の種類によって、この科目から支出するという
内容ではなくて、病院に入院とかされまして、ご本人の所得によって、窓口で払ってくる限度
額というのが決まっております。その限度額を超える部分について、この高額療養費という
ことで、町のほうでお支払いをするということになっておりますので、その病気とか、そうい
ったものではないということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）を採
決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）
は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題
とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 議案第 15 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）に
ついてご説明申し上げます。

今次の補正予算の概要につきましては、今年度の最終補正であることから、介護保険給付費
の今年度の支出状況を精査したところ、居宅介護サービス給付費が不足することから、支出に

支障の出ないように調整をしました。また、国・県・町等からの負担金や調整交付金を見積り、歳入に不足を生ずることから、不足額を介護給付費準備基金より繰り入れることとしたものがあります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,009 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 9,818 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきたいと思います。5 ページをご覧ください。

歳入であります。3 款、国庫支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、200 万円の増額及び 2 項 1 目、調整交付金、100 万 5 千円の増額は、介護給付費増額に係る国の負担金の増であります。5 項、保険者機能強化推進交付金、84 万 5 千円の増額は、市町村が行う高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取り組みに対して平成 30 年度より新たに交付されるもので、今年度の交付額が決定したことによる計上であります。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金、270 万円の増額、5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、125 万円の増額、及び 6 ページの 7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金、125 万円の増額は、介護給付費増額に係るそれぞれの負担金であります。

7 款、繰入金、2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金、91 万 5 千円の増額は、歳入歳出の調整の結果、不足する分を基金より繰り入れするものであります。

次に、7 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。1 款 3 項 2 目、認定調査等費は賃金と役務費の組み替えであります。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費、1,000 万円の増額は、ショートステイ利用増による増額であります。

4 款、地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費は、保険者機能強化推進交付金の増加による財源の組み替えであります。

8 ページをご覧ください。

4 款 3 項で、認知症対応型共同生活介護事業所利用者家賃助成事業費の対象者増による 4 万 7 千円の増額。それから、臨時職員賃金増による組み替え等でございます。

6 款、諸支出金、1 項 2 目、償還金、4 万 5 千円の増は平成 29 年度の国からの交付金額の確定による返還金であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 16 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、事業費の精査によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 764 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,681 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にてご説明いたします。5 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入です。1 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、水道使用料は、50 万円の減額です。

2 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は、300 万円の減額です。

4 款、諸収入、3 項 2 目、雑入は、14 万 6 千円の増額です。

5 款、町債、1 項 1 目、簡易水道事業債は、440 万円の減額です。これは、事業費の確定に伴う減額です。

次のページに行きまして、6 款、財産収入、1 項 1 目、物品売払い収入は、10 万 6 千円の増額です。これは、水道メーター器の売却代金です。

次に歳出です。1 款、水道費、1 項 1 目、一般管理費は、461 万 5 千円の減額、2 目、簡易

水道施設整備費は、96 万 9 千円の減額です。いずれも事業費確定に伴う精査によるものです。

3 款、予備費、1 項 1 目、予備費は、206 万 4 千円の減額です。歳入歳出の調整によるものです。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費。事業名は地方公営企業法適用事業で、金額は 744 万 5 千円です。これは、企業会計システム導入に伴う一部の業務を繰り越すものです。

第 3 表、地方債補正、変更で、起債の目的は簡易水道事業費、限度額 2,240 万円を 1,800 万円に減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（16 時 00 分）

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

平成31年 3月14日(木)

開 議 10時00分
延 会 13時16分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第7号）

平成31年3月14日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第17号 | 平成31年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第18号 | 平成31年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第19号 | 平成31年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第20号 | 平成31年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第21号 | 平成31年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第22号 | 平成31年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第23号 | 平成31年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第24号 | 平成31年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第25号 | 平成31年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第26号 | 平成31年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第27号 | 平成31年度西会津町水道事業会計予算 |

散 会

（各常任委員会）

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会 …… [第1委員会室]
- 経済常任委員会 …… [第2委員会室]

○議長 おはようございます。平成 31 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算から、日程第 11、議案第 27 号、平成 31 年度西会津町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、渡部峰明君。

(事務局長朗読)

○議長 議案第 17 号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、若者向け住宅整備事業、小規模多機能型居宅介護施設整備事業、健康づくり推進事業及び有害鳥獣対策事業についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明いたします。

まず、国の当初予算編成の基本方針であります。平成 31 年度は、新経済・財政再生計画の枠組みのもと、本格的な歳出改革に取り組むとともに、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

具体的には、義務的経費以外の経費を前年度予算の 90 パーセントの範囲内で要望することとしたほか、新しい日本のための優先課題推進枠を設け、未来投資戦略 2018 の実現に資する施策に重点的に予算配分するとしております。

また、県の当初予算編成におきましては、いまだ途上である複合災害からの復興と、急速に進む人口減少・少子高齢化に向き合う地方創生の両輪をさらに進化させることが重要であるとし、11 の重点プロジェクトを中心に、避難地域等の復興再生や結婚・出産・子育て支援の強化、健康寿命の推進、交流人口の拡大など、復興及び地方創生を加速するための取り組みを最優先した予算配分を計画しております。

このような状況を踏まえ、本町の平成 31 年度当初予算編成は、予算の効率的な活用を基本に、平成 31 年度が初年度となる、第 4 次西会津町総合計画に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向け、人口減少に歯止めをかける、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業や人材の育成、町民生活に密着した事業などへ優先的に予算措置をしたところであります。

この結果、平成 31 年度一般会計予算の総額は、60 億 3,000 万円で、対前年度比 7,700 万円、率にして 1.3 パーセントの減となったところであります。なお、この減額の主な要因につきましては、若者向け住宅整備事業などの新規事業はあるものの、小学校プール整備事業や役場新

庁舎移転整備事業の大規模事業の減によるものであります。

それでは、平成 31 年度一般会計当初予算について、ご説明いたします。予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 31 年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 60 億 3,000 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

一時借入金。第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 15 億円と定める。

歳出予算の流用。第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。事前に予算書と一緒にお配りいたしました当初予算資料。この資料でございますが、この資料で説明をさせていただきます。

はじめに 9 ページをご覧ください。失礼しました。6 ページをご覧ください。

歳入であります。まず、1 款、町税は、6 億 124 万 5 千円の計上であります。固定資産税の償資産の増などにより、前年度より 600 万 6 千円の増額となりました。

次に、2 款、地方譲与税、8,300 万円、3 款、利子割交付金 50 万円、4 款、配当割交付金、100 万円、5 款、株式等譲渡所得割交付金、100 万円、6 款、地方消費税交付金、1 億 1,900 万円、7 款、自動車取得税交付金、2,300 万円、8 款、地方特例交付金、90 万円。これらにつきましては、いずれも県の予算編成指針等を考慮し、計上したものであります。

9 款、地方交付税は、27 億 3,713 万 4 千円の計上であります。その内訳としましては、普通地方交付税で 25 億 713 万 4 千円の計上ですが、地方財政計画で示されました対前年度比プラス 1.1 パーセントや公債費の算入分などを考慮し積算したところであります。

なお、前年度当初ベースでの比較では 9,819 万 7 千円、4.1 パーセントの増。前年度決定ベースでの比較では 2,464 万 4 千円、1.0 パーセントの増となったところであります。

また、特別地方交付税につきましては、過去の実績を考慮し、前年度より 3,000 万円増の 2 億 3,000 万円を計上いたしました。

次に、10 款、交通安全対策特別交付金、40 万円ですが、県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

次に、7 ページをご覧ください。

11 款、分担金及び負担金、319 万 3 千円の計上につきましては、ケーブルテレビ施設移設負担金、121 万 4 千円などであります。

12 款、使用料及び手数料、1 億 5,239 万円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料 5,752 万 3 千円、インターネット使用料、3,550 万 5 千円、町営住宅等使用料、4,073 万 7 千円などがあります。

13 款、国庫支出金、3 億 8,893 万 1 千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金、7,359 万 7 千円、児童手当給付費負担金、4,174 万 2 千円、社会資本整備総合交付金の道路事業、1 億 9,989 万円、同じく、さゆり公園施設改修に係る都市公園事業、2,525 万円、同じく、町営西林東住宅屋根改修などの地域住宅計画事業、1,735 万円などがあります。

14 款、県支出金、5 億 1,627 万 3 千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金、3,742 万 8 千円、電源立地地域対策交付金、3,282 万 8 千円、8 ページに行きまして、中山間地域等直接支払交付金、5,963 万 9 千円、多面的機能支払交付金、3,056 万 1 千円、広葉樹林再生事業補助金、5,701 万 5 千円、林業専用道整備事業補助金、3,311 万円、国県道除雪委託金、3,500 万円などがあります。

次に 9 ページをご覧ください。

15 款、財産収入、1,296 万 5 千円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入、1,118 万 5 千円などがあります。

16 款、寄附金、3,000 万 1 千円の計上は、ふるさと応援寄附金、3,000 万円などがあります。

17 款、繰入金、5 億 1,362 万 7 千円の計上は、財政調整基金繰入金、4 億 8,000 万円、みんなで創る未来基金繰入金、2,000 万円などがあります。

18 款、繰越金、6,000 万円の計上は、前年度からの繰越金であります。

19 款、諸収入、4,814 万 1 千円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入、2,500 万円、未来を描く市町村等支援事業助成金、522 万 1 千円、町職員や保育士等の認定こども園給食費負担金、194 万 9 千円などがあります。

20 款、町債、7 億 3,730 万円の計上は、辺地対策事業債、900 万円、過疎対策事業債、4 億 6,740 万円、緊急防災・減災事業債、1 億 3,150 万円、臨時財政対策債、1 億 1,340 万円などがあります。

次に、10 ページをご覧ください。

10 ページからは、歳出であります。まず、1 款、議会費、9,120 万 7 千円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。

2 款、総務費、13 億 8,564 万 4 千円の計上は、総合行政情報システム事業、6,613 万 1 千円、財政調整基金積立金、3,022 万 6 千円、若者向け住宅整備事業、1 億 9,643 万 8 千円、温泉施設管理業務委託料、4,139 万 8 千円、地域おこし協力隊配置事業、6,068 万円、11 ページに行きまして、地域課題解決プログラムの開発や人材の育成により、継業や起業機会の創出を図るため今年度より事業を本格的に実施するワークインレジデンス事業、2,165 万 8 千円、ケーブルテレビ運営事業、1 億 5,025 万 7 千円、インターネット運営事業、3,027 万円、町民バス運行事業、9,366 万 4 千円などがあります。

3 款、民生費、10 億 7,229 万 4 千円の計上は、出産祝金、800 万円、国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金、8,714 万 9 千円、国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金、3,652 万 8 千

円、後継者対策事業、300万円、隊員を増員し更なる拡充を図る雪処理支援隊事業、532万円、高齢者世帯等を対象とした除排雪費用助成事業、401万1千円、12ページに行きまして、介護保険特別会計繰出金、2億1,753万6千円、後期高齢者医療費・療養給付費負担金、1億6万円、後期高齢者医療特別会計繰出金、3,412万4千円、障がい福祉サービス費、1億4,971万6千円、子育て医療費サポート事業助成費、1,613万1千円、乳幼児家庭子育て応援金、320万円、児童手当、6,003万円、認定こども園運営委託料、1億3,018万1千円などがあります。

次に、4款、衛生費、4億4,788万円の計上は、黒沢地区の水道未普及解消に向けた地域対策基本計画策定業務委託料、1,368万4千円、水道事業会計繰出金、9,503万3千円、簡易水道等事業特別会計繰出金、3,961万4千円、13ページに行きまして、インフルエンザワクチン予防接種事業、1,279万9千円、検診事業、1,781万3千円、長野県諏訪中央病院の鎌田實名誉院長などの指導を受け、今年度から新たに事業を開始する健康づくり推進事業、1,079万円、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金、5,824万3千円、ごみ収集委託料、3,671万2千円、個別排水処理事業特別会計繰出金、2,622万5千円などがあります。

6款、農林水産業費、5億2,431万9千円の計上は、中山間地域等直接支払事業、7,935万3千円、園芸ハウス整備工事、6,000万2千円。健康な土づくり・普及促進、失礼しました。園芸ハウス整備工事、600万と2千円、健康な土づくり・普及推進事業、738万4千円、環境保全型農業直接支援対策事業、896万5千円、14ページに行きまして、農業集落排水処理事業特別会計繰出金、8,229万4千円、多面的機能支払交付金事業、4,064万円、有害鳥獣駆除事業、492万3千円、菌床栽培ハウス整備工事、1,590万6千円、広葉樹林再生事業、5,701万5千円、林業専用道整備事業、4,730万円、鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業、277万3千円、林道岩井沢檜ノ木平線の林道開設等工事、2,070万円などがあります。

7款、商工費、1億222万3千円の計上は、町商工会育成補助金、500万円、町内企業支援補助金、150万円、中小企業振興資金融資制度貸付金、2,500万円、テレワーク運営事業、194万7千円、にしあいづ観光交流協会育成補助金、1,300万円、周遊観光促進事業、248万9千円、消費者行政推進費、260万3千円、消費者風評対策事業、508万6千円などがあります。

8款、土木費、8億1,216万1千円の計上は、15ページに記載の、町道修繕工事、1,500万円、道路維持管理委託料、1,095万6千円、町道除雪賃金、2,904万円、除雪委託料、1億1,000万円、新たに導入するグレーダーなどの除雪機械購入費、5,400万円、下野尻北裏線や山口村中線などの町道改良舗装等工事、1億3,747万円、町道野沢中央線に架かる新町橋などの橋りょう修繕工事、7,800万円、下水道施設事業特別会計繰出金、1億1,443万7千円、さゆり公園管理業務委託料、5,270万1千円、野球場スタンドのベンチ更新や電気設備更新などに係る、さゆり公園施設改修等工事、5,050万円、町営西林東住宅屋根改修工事、1,650万円などがあります。

9款、消防費、3億8,737万4千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金、1億5,520万2千円、消防団員報酬、1,712万7千円、消防施設等修繕料、450万円、消防ポンプ自動車購入費、2,284万7千円、16ページに行きまして、防災行政無線デジタル化改修工事、1億3,040万円などがあります。

10 款、教育費、3 億 6,955 万 9 千円の計上は、西会津高校活性化に係る通学費補助金・進路支援補助金・生徒活動後援会補助金・修学資金貸付金の合計で 477 万 9 千円、外国語指導助手招致事業、465 万 3 千円、小中学校各種大会出場補助金、200 万円、小中学校交流事業補助金、277 万 4 千円、児童生徒が確かな学力や豊かな心を身につけ、健康な体を育むための教育改革推進事業、847 万 1 千円、学校給食費、4,032 万円、スクールバス運行費、4,406 万円、小学校教育支援事業、967 万 8 千円、中学校教育支援事業、260 万 8 千円、生涯学習指導業務委託料、578 万 3 千円、地域学校協働活動事業、785 万 8 千円、17 ページに行きまして図書館費、839 万 4 千円、町体育協会補助金、451 万円などであります。

11 款、災害復旧費、2,522 万 4 千円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧費の現年災害の計上であります。

12 款、公債費、8 億 692 万 1 千円の計上は、地方債償還元金、7 億 6,608 万 8 千円、地方債償還利子、4,073 万 3 千円などであります。

以上、歳入歳出の総額を 60 億 3,000 万円とするものであります。

次に、予算書の 8 ページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為であります。債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであり、今回設定する事業は、2 つの事業であります。

まず、若者向け住宅整備事業につきましては、期間が平成 31 年度から平成 32 年度までの 2 年間、限度額は 8,400 万円であります。

また映像機器高度化更新事業につきましては、期間が平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間、限度額は 1 億 3,103 万 2 千円であります。

次に、第 3 表、地方債であります。平成 31 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額を 900 万円とし、林道開設事業や除雪機械整備事業などに充当するものであります。

次に、過疎対策事業費であります。限度額を 4 億 6,740 万円とし、若者向け住宅整備事業や通信機器高度化更新事業、町道改良舗装事業などに充当するものであります。

次に、社会福祉施設整備事業費であります。限度額を 280 万円とし、小規模多機能型居宅介護施設整備に係る実施設計に充当するものであります。

次に、公営住宅建設事業費であります。限度額を 850 万円とし、町営住宅修繕事業に充当するものであります。

次に、緊急防災・減災事業費であります。限度額を 1 億 3,150 万円とし、防災行政無線デジタル化整備事業などに充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。限度額を 470 万円とし、農林業施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を 1 億 1,340 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 若者向け住宅整備事業についてご説明申し上げます。

重要政策の審議等資料ナンバー 1 をご覧ください。

まず、1 の事業の目的でございますが、平成 30 年 2 月に行ったニーズ調査及び民間アパート実態調査により、ニーズに対する賃貸住宅等の物件が極めて不足している現状が明らかになったことから、若年層の移住・定住の促進及び町内企業等の安定した労働力の確保、さらには野沢まちなかの活性化に向けて、若者向け集合住宅の緊急的な整備を行うものでございます。

次に、2 の整備する住宅の概要であります、建物の種類は、集合住宅。いわゆるアパートでございます。間取り及び戸数につきましては、1 L D K 程度の間取りで、最大で 20 戸程度を予定しております。

構造及び棟数であります、木造もしくは軽量鉄骨造で、2 階建て以下、1 棟もしくは 2 棟を想定しておりますが、この構造及び棟数につきましては、公募型プロポーザルにより整備を発注します請負事業者の提案を受け、決定することとしております。

外構工事につきましては、駐車場は各戸 1 台で戸数分、スペアタイヤを保管できる程度の物置につきましても、同じく戸数分の整備を予定しております。

入居者につきましては、主に単身者または 2 人世帯を想定しておりまして、まずは町外からの移住者を優先したいと考えております。

その他であります、これまで、周辺住民の皆さんから出された意見、除排雪ですとか、周辺環境等についての意見ですが、それら意見についても、十分に配慮してまいりたいと考えております。

次に、3、これまでの経過であります、平成 30 年 2 月に、若者向け住宅整備に関するニーズ調査及び、民間アパート実態調査を実施しております。同年 9 月には、旧野沢保育所解体工事関係の補正予算をご議決いただき、10 月 1 日には第 1 回の旧野沢保育所跡地利用に関する住民説明会、10 月 15 日には周辺住民の皆さんとの意見交換会をそれぞれ開催しております。10 月 26 日には、さらに詳細にニーズを把握するため 2 回目の賃貸集合住宅整備に関するアンケート調査を実施し、11 月 14 日には第 2 回の旧野沢保育所跡地利用に関する住民説明会を開催しております。年が明けて、平成 31 年 2 月 25 日に旧野沢保育所解体工事請負契約を締結しております。

なお、解体工事にかかる事業費につきましては、昨日、平成 30 年度第 5 次の一般会計補正予算において、平成 31 年度への繰り越しをご議決いただいております、平成 31 年度にかけて実施してまいります。

4 の今後の進め方ではありますが、平成 31 年度当初予算に債務負担行為も含めて、2 億 8,000 万円の整備費を計上しております。発注方式につきましては、公募型プロポーザルによる設計・施工一括型の発注方式を予定してございます。なお資料の下に、公募型プロポーザルと設計・施工一括型の発注方式について、脚注を付けておりますので、後ほど確認いただきたいと思います。

最後に今後のスケジュールについてでございますが、当初予算をご議決いただいたのち、4月以降に必要に応じて随時、周辺住民との意見交換会を開催させていただきます。5月以降に、公募型プロポーザル実施要項等の公表、6月頃に旧野沢保育所解体工事完了を見込んでおります。7月頃には、公募型プロポーザルにより請負事業者を決定、請負契約について議会でのご議決いただいたのち、建築工事等を進めまして、遅くとも平成32年10月頃までの完成を目指してまいります。

以上で、若者向け住宅整備事業についての説明を終わります。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 重要政策の審議のうち、小規模多機能型居宅介護施設整備事業についてご説明申し上げます。

資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

まず、1の事業の目的であります。本町の高齢者人口は、平成31年2月1日現在2,866人となっており、全人口に占める割合は45パーセントを超えております。その多くの方は、介護が必要になっても、認知症になったとしても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいることから、低所得でも利用できる介護施設の整備を進めるものであります。

2の事業の内容であります。デイサービスを中心に、ホームヘルプサービスや必要なときには泊りのショートステイサービスを同一の介護事業所内で利用できる、小規模多機能型居宅介護施設を整備するものです。なお、その具体的な内容につきましては、今後、地域ケア推進会議等で、関係者、関係機関等の皆さんのご意見を聞きながら決定してまいりたいと考えております。

3の総合計画への位置付けについてであります。大区分、いきいき健康こころつながるまちづくりの高齢者福祉の推進に位置付けられておまして、前期期間中に特に重点をおいて進めて行く、プロジェクトXの中にも小規模多機能型居宅介護施設の整備を掲げております。

4の予算措置につきましては、平成31年度の新年度予算に、3款、民生費、1項、社会福祉費、3目の老人福祉費に実施設計委託料として350万円を計上しております。なお、財源としては、社会福祉施設整備事業債を充てることとしております。

5の今後のスケジュールの予定であります。一般質問の答弁でもお答えしましたように、平成32年度中の開所を想定しておりますので、今年4月から地域ケア推進会議等において、整備場所、規模、運営主体等の検討などをすすめ、それらが決定すれば、9月頃には実施設計を発注し、平成31年度中には実施設計を完了する予定であります。

新築工事の場合は、工事期間を9カ月程度と見込んでおりますので、新元号2年6月頃には建築工事を開始し、3月に工事完成、工事に併せて開設事務を進めることで年度内の業務開始を目指していくという日程が想定されます。

以上で、小規模多機能型居宅介護施設整備事業についての説明を終わります。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 平成31年度重要政策の審議のうち、健康づくり推進事業についてご説明を申し上げます。

重要政策の審議等資料ナンバー3をご覧ください。

はじめに、1、背景及び目的であります、高齢化社会の著しい進展に伴う医療費や介護保険など社会保障費の増高が大きな課題となっており、その課題解決には、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命を延伸することの重要性が高まっています。

本町においては、これまで、百歳への挑戦や、健康がいちばんをスローガンに掲げ、健康寿命や平均寿命の延伸に向け、健康づくりをまちづくりの重要施策として進めてきたところであり、脳血管疾患による死亡率の減少や平均血圧の低下などの成果をあげてきたところでもあります。

このたび、これまでの取り組みの充実・強化を図り、健康寿命のさらなる延伸に向け、長野県を全国トップの長寿県に導いた、作家で諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生に本町の健康づくりアドバイザーとしてご協力いただけることになったところでもあります。

鎌田先生は諏訪中央病院において、病院での診療に留まらず、自ら地域に出向き講話や座談会等を行い、健康に暮らし続けることの意義や地域内の助け合い、つながりの大切さなどを地域の方と一緒に考える活動を行っており、それらの活動により住民自らが健康や地域のことを自分ごとと捉え、住民の健康意識の高揚や健康づくりの行動変容、さらには地域のコミュニティづくりにつながっているところでもあります。

新年度からは、鎌田先生の指導の下、先生がこれまで取り組んでこられた事業を本町の健康課題や地域性を踏まえて自治区や地域等で実践し、町民の健康意識の高揚と健康づくりに関わる人材育成を通して、健康長寿のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

2の事業内容であります、1つ目として、自治区や地域での座談会等の開催、鎌田先生の講演等を開催してまいります。本事業の実施にあたりましては、鎌田先生による指導のほか、諏訪中央病院で健康を核とした地域コミュニティづくりを研究している奥知久先生などから指導を受ける予定であり、食事・運動・社会参加などをテーマに、座談会やワークショップを開催し、地域課題の掘り起こしや課題解決の方策等を検討してまいります。また、事業の進捗にあわせ鎌田先生の講演などを開催し、健康意識の維持・向上を図ってまいります。

2つ目として、保健師や栄養士等専門職員のスキルアップを図ってまいります。健康寿命延伸のための取り組みには、保健師や管理栄養士など専門職員の活動が重要であることから、専門職員に対して健康づくり教室の効果的な運営方法や保健指導のあり方等について奥先生などから指導を受け、住民自らが健康について考え行動できるように、また、その行動を支えられるような指導技術向上のための研修を行ってまいります。

3つめとして、第2期健康増進計画の策定支援を受けてまいります。町の健康づくりの取り組み方針を定める現行の健康増進計画が、平成31年度に終期を迎えることから、平成32年度から5カ年の、第2期西会津町健康増進計画を平成31年度に策定いたします。計画案の策定にあたりましては、本年4月から始まる鎌田先生の指導による新たな健康づくり事業の取り組みを生かし、実効性のある計画とするため、鎌田先生や奥先生などから計画づくりの支援を受けるとともに、町民参加による検討組織を設置し、広く意見を反映させた計画案を策定してまい

ります。

3の事業費及び財源であります。以上の事業実施の合計事業費であります。1,079万円の予算を計上したところでございます。内訳といたしまして、自治区や地域での座談会等の運営、コーディネートや、鎌田先生の講演会及び、保健師や管理栄養士等専門職員の指導・研修で、指導謝礼や旅費、事業企画費などで442万円。第2期健康増進計画策定支援で、計画策定支援指導料や検討会議運営企画費、旅費などで488万円。町民参加の検討組織の委員報償費・需用費で149万円などとなっております。財源といたしまして、県補助金150万円と県後期高齢者広域連合交付金50万円の特定財源を見込んでいますところでもあります。

3、総合計画における位置づけであります。新西会津町総合計画（第4次）前期基本計画の第3節、いきいき健康こころつながるまちづくり「健康づくり」の具体的な取り組みの1つ目、総合的な健康づくりの推進として位置付けられているところでございます。

以上で健康づくり推進事業についての説明を終了させていただきます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 平成31年度重要政策の審議等のうち、有害鳥獣対策事業についてご説明いたします。

重要政策の審議等資料ナンバー4をご覧ください。

はじめに、事業の目的であります。近年、本町では有害鳥獣による農作物被害が続いており、農家の生産意欲の低下だけでなく、耕作放棄地の増加も招いており、被害防止対策が急務であります。

このため、銃やワナを用いた捕獲による個体数の削減はもとより、里山における緩衝帯の設置や未収穫の果樹木の整理など集落環境の整備、集落や個人単位での農地への電気柵設置など被害防止対策について、平成31年度において、より効果が発揮できるよう事業を強化・拡充して被害の軽減を図るものであります。

次に、主な事業内容であります。まず1つ目の町の捕獲報奨金につきましては、これまでクマが1頭あたり1万円、サルが8,000円、イノシシが8,000円でありましたが、これを見直しまして、サルとイノシシについて増額をして、それぞれ1頭あたり1万円で予算計上いたしました。なお、単価の見直しにあたっては、近隣市町村の状況等も考慮して算定をしたところであります。

2つ目の、捕獲用のワナにつきましては、サル用の小型の箱ワナ5基、イノシシ用のくくりワナ30基を新たに購入するものであります。購入したワナは猟友会の各分会にそれぞれ配備し、捕獲活動の強化を図るものであります。

3つ目の、空気銃の導入についてであります。空気銃は現在、主に使用されております散弾銃と比べて、発砲音が小さく、有効射程距離が長いうえ、箱ワナで捕獲した鳥獣を止め刺す際に跳弾の危険性が低いことが実証されております。このことから、捕獲実績の向上と捕獲隊員の安全確保のため、試験的に空気銃1丁を購入するものであります。

4つ目の、被害防止パトロールにつきましては、これまで同様に実施隊員2名体制で5月から7月の期間において、平日のパトロールを実施し、サルの群れの行動等を調査いたします。

毎日の調査結果は、ケーブルテレビのデータ放送を活用してサルの出没予報に反映し、町民の皆さんへの情報提供を図るものであります。

5つ目の、電気柵についてであります。30年度では初めて奥川の松峯集落をモデル地区として、集落ぐるみの電気柵設置を行ったところであります。31年度についても、同様にモデル集落を選定して実施を進めていく考えであります。

次に、総合計画における位置付けであります。平成31年度からの西会津町総合計画・前期基本計画において、期間中に特に重点をおいて進めていく10のプロジェクト、プロジェクトXの1つに掲げるとともに、農林業の分野における具体的取り組みに位置付けているところであります。

次に、平成31年度当初予算における予算措置であります。まず歳入につきましては、14款、県支出金、2項4目、農林水産業費県補助金に59万8千円を計上しております。このうち、イノシシ捕獲管理事業補助金、7万8千円、これは猟期中の捕獲補助金であります。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金、52万円につきましては、サルの捕獲補助金であります。

2ページをご覧ください。

歳出についてであります。6款、農林水産業費、2項1目、林業総務費に492万3千円を計上しております。このうち、鳥獣被害防止実施隊員報酬、7万円は、隊員の年報酬であります。有害鳥獣捕獲報償金、92万8千円は、ツキノワグマが5頭、ニホンザル70頭、イノシシ16頭分の報奨金であります。需用費、123万1千円は、捕獲用ワナの購入費やパトロール車両の修繕費などあります。公用車保険料、4万7千円と重量税9千円はそれぞれパトロール車両に係る経費であります。有害鳥獣駆除委託料、144万2千円は、猟友会への捕獲業務委託料およびパトロール隊員への委託料であります。有害鳥獣防除事業補助金、63万2千円は、集落や個人への電気柵設置補助金、県猟友会喜多方支部補助金、18万4千円は、喜多方猟友会研修センターの運営費補助金、町有害鳥獣対策協議会補助金、35万円は、空気銃購入補助金であります。鳥獣被害防止実施隊員公務災害補償組合負担金、3万円は、捕獲隊員の公務災害補償に係る負担金であります。

以上で、有害鳥獣対策事業の説明を終わります。

○議長 議案第18号及び議案第19号の説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第18号、平成31年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図るうえで、重要な課題であると考えているところであります。企業誘致を取り巻く環境は、人口減少に伴い労働力人口が減少する中、大変厳しい状況となっております。若者の定住促進や町内の雇用の確保に向け、平成31年度においても、県などの関係機関と連携を図りながら、工業団地の分譲に努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の9ページをご覧ください。

平成31年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。
第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。
予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の140ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入であります。1款、財産収入、1項1目、不動産売払収入、8,867万4千円の計上ですが、これは未分譲地の土地売払収入であります。

2款、繰越金、1項1目、繰越金、1千円から3款、諸収入、1項1目、町預金利子、1千円までは、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

141ページをご覧ください。

歳出であります。1款、予備費、1項1目、予備費であります、8,867万6千円を計上したところであります。

以上、議案第18号、平成31年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第19号、平成31年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅団地につきましては、平成30年度は販売にいたらなかったことから、全69区画のうち未分譲区画は10区画であります。平成31年度におきましては、住宅団地購入費補助金のPR、定住移住に向けたHPへの掲載、さらには新聞・雑誌等への広告などを通じて、広く情報発信し、分譲につなげて行きたいと考えております。

それでは、予算書の12ページをご覧ください。

平成31年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ667万1千円と定める。
第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。
予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の144ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款、使用料及び手数料、1項1目、住宅団地使用料、1万8千円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2款、財産収入、1項1目、財産貸付収入、6千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2項1目、不動産売払収入、664万5千円は、1区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3款、繰越金、1項1目、繰越金、145ページの4款、諸収入、1項1目、町預金利子は、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

146ページをご覧ください。

歳出であります。1款、事業費、1項1目、住宅団地分譲事業費、667万1千円の計上は、1区画分の分譲促進謝礼50万円や、旅費、広告料、及び1区画分の住宅団地購入費補助金50万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や団地内整備委託料など、住宅団地内の維持管理に要する経費を計上したものであります。

以上、議案第 19 号、平成 31 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 20 号から議案第 22 号までの説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 20 号、平成 31 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算説明の前に、町の下水道事業全般についてご説明いたします。

本町は、水質保全と快適な居住空間づくりのため、町全域下水道化を目標に、3つの事業を組み合わせ推進しております。野沢地区、大久保地区は公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など6地区は農業集落排水処理事業により、それ以外の地域は個別排水処理事業で推進しております。これらにより、全人口のうち汚水処理施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は、平成 29 年度末時点で 81.2 パーセントであり、前年度より 0.9 ポイント向上いたしました。

それでは、下水道施設事業の概要を説明いたします。

本事業は、平成 28 年度に処理区域の整備が概成、適正な維持管理と更新・修繕を進める、ストックマネジメント計画により、計画的に設備等の改修を進めております。公共下水道の接続状況は、平成 30 年度に新たに加入申し込みがあり、昨年 12 月末現在の下水道使用件数は 9 件増の 612 件となりました。平成 31 年度も加入促進を呼びかけてまいります。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。予算書の 15 ページをご覧くださいと思います。

平成 31 年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 1,181 万 2 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び、当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたします。事項別明細書の 149 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入です。1 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、下水道使用料は 3,320 万円の計上です。前年度より増額で計上しております。2 目、下水道施設使用料は 2 千円の計上です。施設内の電柱用地貸付金です。2 項 1 目、下水道登録手数料は 17 万 2 千円の計上です。設計審査手数料及び指定業者標示板交付の手数料です。

2 款、国庫支出金、1 項 1 目、下水道事業費国庫補助金は 2,415 万円の計上です。ストックマネジメントに係る国からの補助金で、前年度より 1,765 万円の増額です。2 目、未普及解消

下水道補助金は、新たに 500 万円の計上です。

3 款、県支出金、1 項 1 目、下水道事業費県補助金は 54 万円の計上です。同じくストックマネジメントに係る県からの補助金です。

4 款、財産収入、1 項 1 目、利子及び配当金は 4 千円の計上です。排水設備工事費貸付基金の利子です。

5 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は 1 億 1,443 万 7 千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源を、一般会計から繰り入れしております。

6 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金は 50 万円の計上です。

7 款、諸収入、1 項 1 目、町預金利子は 1 千円の計上です。2 項 1 目、弁償金は 1 千円、2 目、雑入は 5 千円の計上です。

8 款、町債、1 項 1 目、下水道事業債は、3,380 万円の計上です。下水道関連事業と地方公営企業法適用事業によるものです。

152 ページをご覧ください。

歳出です。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費は 4,740 万 6 千円の計上です。処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費です。職員 1 名の人件費のほか、11 節需用費で電気料金などの施設の光熱水費で 794 万円、野沢浄化センターの設備修繕料で 105 万 3 千円、12 節役務費では汚泥処理手数料、413 万 5 千円、13 節委託料では浄化センター管理委託料、1,358 万 6 千円、地方公営企業法適用移行の支援業務委託料、770 万円などが主なものです。

154 ページをご覧いただきたいと思います。

2 款、施設整備費、1 項 1 目、下水道施設費は 6,907 万 9 千円の計上です。職員 1 名の人件費のほか、農業集落排水処理事業・森野処理区統合に伴う、管渠測量等設計委託料、1,050 万円、管渠等の点検調査に係る委託料、130 万円、文書管理等業務の委託料、251 万 7 千円、野沢・大久保両浄化センターの電気設備等改修工事費、4,400 万円が主なものです。

3 款、公債費、1 項 1 目、元金は 7,624 万 7 千円。2 目、利子は 1,898 万円の計上です。それぞれ下水道事業債の償還にかかる元金と利子です。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費は 10 万円の計上です。

予算書の 18 ページにお戻り願います。

第 2 表、債務負担行為。これは、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 31 年度から 36 年度までの 6 年間で。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について、弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき、融資を受けた団体が対象となっております。

第 3 表、地方債。起債の目的は、下水道事業債で、限度額は 3,380 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で、西会津町下水道施設事業特別会計の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 21 号、平成 31 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本会計は、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の 6 地区の施設を管理運営する会計であり

ます。加入者の状況は、平成 30 年 12 月末現在で 712 件となり、昨年度より 6 件の増加となりました。

それでは予算書をご説明いたします。19 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 31 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,968 万 3 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたします。事項別明細書の 166 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入です。1 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、下水道使用料は 3,187 万 9 千円の計上です。前年度同額で計上しております。2 目、下水道施設使用料は 1 千円の計上です。処理場敷地内の電柱の土地貸付収入です。2 項 1 目、下水道登録手数料は 7 千円の計上です。新規加入者の設計審査手数料です。

2 款、国庫支出金、1 項 1 目、農業集落排水処理事業費国庫補助金は 700 万円の計上です。施設の最適整備構想に係る国からの交付金です。

3 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は 8,229 万 4 千円の計上です。歳入歳出を調整したあとの不足財源を、一般会計から繰り入れしております。

4 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金は 50 万円の計上です。

5 款、諸収入、1 項 1 目、町預金利子は 1 千円の計上です。2 項 1 目、弁償金は 1 千円の計上です。

6 款、町債、1 項 1 目、下水道事業債は 1,800 万円の計上です。笹川地区マンホールポンプ無線デジタル化更新事業や、地方公営企業法適用事業によるものです。

169 ページをご覧いただきたいと思います。

次は歳出です。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費は 4,770 万 8 千円の計上です。本会計の維持管理にかかる経費として、職員 1 名の人件費のほか、11 節、需用費では光熱水費、888 万 2 千円、12 節、役務費では汚泥処理手数料、561 万 2 千円、13 節、委託料では、処理施設管理委託料、700 万円、地方公営企業法適用移行の支援業務委託料、1,283 万 7 千円が主なものです。

2 款、施設整備費、1 項 1 目、農業集落排水処理事業費は 1,180 万円の計上です。施設設備の長寿命化に向けた最適整備構想の策定業務委託料、780 万円、笹川地区マンホールポンプ無線デジタル化更新工事費、400 万円です。

3 款、公債費、1 項 1 目、元金は 6,294 万 6 千円の計上です。2 目、利子は 1,712 万 9 千円の計上です。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費は 10 万円の計上です。

予算書の 22 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、債務負担行為。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は平成 31 年度から 36 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関から融資した排水設備資金等について、弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。排水設備等整備資金団体融資あつせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となっています。

第 3 表、地方債。起債の目的は下水道事業費で、限度額は 1,800 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で、西会津町農業集落排水処理事業特別会計の説明を終了いたします。

続きまして、議案第 22 号、平成 31 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算について、ご説明いたします。

個別排水処理事業は、公共下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の区域で、設置の希望に基づき整備を進めております。これまでに 337 基の整備を行い、平成 31 年度は、5 基の整備を予定しており、これによって平成 31 年度末には、342 基となる予定であります。

それでは予算書を説明いたします。予算書の 23 ページをご覧くださいと思います。

平成 31 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,998 万 9 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

詳細については、事項別明細書でご説明いたします。事項別明細書の 182 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入です。1 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、下水道使用料は 1,390 万 8 千円の計上です。設置基数の増加により、前年度より微増となります。2 項 1 目、下水道登録手数料は 7 千円の計上です。新規設置の設計審査手数料です。

2 款、国庫支出金、1 項 1 目、個別排水処理事業費国庫補助金は 190 万 4 千円の計上です。浄化槽 5 基の整備にかかる国からの交付金で、対象事業費の 3 分の 1 が国から交付されます。

3 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は 2,622 万 5 千円の計上です。歳入歳出を調整し不足する財源を一般会計から繰り入れしております。

4 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金は 50 万円の計上です。

5 款、諸収入、1 項 1 目、町預金利子は、1 千円の計上です。2 項 1 目、弁償金は 1 千円の計上、2 目、消費税還付金は 64 万 3 千円の計上です。

6 款、町債、1 項 1 目、下水道事業債は 680 万円の計上です。工事に係る個別排水処理事業で 320 万円、地方公営企業法適用事業で 360 万円です。

県補助金は、未計上です。これは、平成 30 年度国の補助要綱の改正により、浄化槽の設置基

数が10基未満でも補助対象となりましたが、県の補助要綱の改正が間に合わなかったことから、今後、県の補助要綱の改正を確認したうえ、補正予算で対応したいと考えております。

185ページをご覧ください。

歳出です。1款、総務費、1項1目、一般管理費は3,476万1千円の計上です。本会計の維持管理にかかる経費として、職員の人件費のほか、11節需用費では光熱水費、239万4千円、12節役務費では、浄化槽保守点検清掃手数料、609万7千円、汚泥処理手数料、1,036万円などが主なものです。

2款、施設整備費、1項1目、個別排水処理施設費は826万3千円の計上です。合併浄化槽5基の整備に係る工事請負費、802万円が主なものです。

3款、公債費、1項1目、元金は454万9千円、2目、利子は231万6千円の計上です。

4款、予備費、1項1目、予備費は10万円の計上です。

予算書の26ページにお戻り願います。

第2表、債務負担行為。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は平成31年度から36年度までの6年間。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第3表、地方債。起債の目的は下水道事業費です。限度額は680万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で、個別排水処理事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第23号及び議案第24号までの説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第23号、平成31年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、失礼しました。議案第23号、平成31年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、概要について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、75歳以上の高齢者等を対象にした医療制度で、福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村は、保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け、窓口業務等を行っております。後期高齢者医療の保険料は、2年に1度改定されることになっており、平成31年度は改定年度でないことから平成30年度と同額で、均等割額が4万1,600円、所得割率は7.94パーセントとなっております。

また、現在特例として行われております所得が低い方への均等割額や、後期高齢者医療制度加入前に社会保険の被扶養者であった方の保険料軽減特例が本則どおりの軽減額になるなどの改正が予定されております。

まず、歳入歳出予算の総額であります10億176万7千円であり、平成30年度と比較しまして161万1千円、率にして、失礼しました。1億176万7千円であり、平成30年度と比較しまして161万1千円、率にして1.6ポイントの減となったところであります。なお1月末現在

の被保険者数は、1,787 人であります。

それでは、予算書の 27 ページをご覧ください。

平成 31 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めることによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 176 万 7 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。事項別明細書の 198 ページをご覧ください。

歳入であります。1 款、後期高齢者医療保険料、1 項 1 目、特別徴収保険料、5,362 万 1 千円は、先ほど申しあげました均等割額 4 万 1,600 円、所得割率 7.94 パーセントで計算した保険料のうち、年金からの徴収分であります。2 目、普通徴収保険料、852 万 6 千円は、納入通知書や口座振替による保険料収入であります。

2 款、繰入金、1 項 1 目、事務費繰入金、173 万円は、事務費等に対する一般会計からの繰入金であります。2 目、保険基盤安定繰入金、3,219 万 9 千円は、保険料の軽減措置分にかかる繰り入れであります。

199 ページをご覧ください。

4 款、諸収入、3 項 1 目、健康診査受託事業収入、519 万 2 千円は、健康診査に係る広域連合からの受託事業収入であります。4 項 1 目、雑入、30 万円は、保険料の過年度返納金分の収入であります。

200 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、147 万 9 千円は、後期高齢者医療システムのリース料などの事務費であります。2 項 1 目、徴収費、46 万 9 千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

2 款、保健事業費、1 項 1 目、保健事業費、517 万 2 千円は、健康診査にかかる委託料であります。

201 ページをご覧ください。

3 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、9,434 万 6 千円は、徴収した保険料や保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

4 款、諸支出金、1 項 1 目、保険料還付金、30 万円は、過年度分にかかる還付金であります。

以上で議案第 23 号、平成 31 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 24 号、平成 31 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の運営基本方針について申し上げます。

我が国の国民医療費は、高齢化の急速な進行や医療技術の高度化などにより毎年度大きく増加している状況であります。そのような中、国民健康保険は国民皆保険を支える公的医療保険制度として運営されていますが、年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低く、保険

税負担が重いなどの構造的な問題に加え、保険税の収納率の低迷などから事業の運営は全国的に極めて厳しい状況となっていました。そのため、平成 30 年度から、安定的な財政運営と効率的な事業の確保等を図るために、財政の責任主体を市町村から都道府県に移行されたところであり、県は国からの交付金などと各市町村から納付される国民健康保険事業納付金を財源に、各市町村の保険給付費に必要な費用をすべて賄うことになったところでもあります。

平成 31 年度当初予算の積算にあたりましては、県から示されました納付金額などに基づき算定したところではありますが、平成 31 年度の国保税の算定にあたりましては、前年度医療費や所得などが確定する本算定時に改めて税額を算定することとしておりますのでご理解をお願いいたします。

本町における医療費の動向ではありますが、被保険者数は減少しているものの、高額医療件数が増えるなど 1 人当たり医療費は増加傾向となっていることから、平成 31 年度の保険給付費の所用額は、平成 30 年度と同額程度と見込んでおります。なお、その給付に係る必要額は、すべて県からの保険給付費等交付金で賄うことになります。

また、安定した国保運営のための取り組み事業としては、保険税の収納率の向上、医療費の適正化対策の強化のほか、健康づくりの取り組みとしまして、食と運動、健診に重点を置いた健康づくりを進めてまいります。

診療施設勘定では、診療所は歯科を除く本町唯一の医療機関であることから、町民の受診機会の確保と、予防医療や疾病の早期発見など地域医療を支えるため、常勤医師の確保に向けて、鋭意努力してまいります。なお、現在会津医療センターより内視鏡検査のための派遣していただいております医師につきましても、平成 31 年度も引き続き派遣していただくことになっております。また、訪問看護事業所のサービスの充実や、医療機器の更新を行うことで、地域医療サービスの向上を図ってまいります。

以上のことを基本に、平成 31 年度の予算編成を行ったところでもあります。

それでは、予算書の 30 ページをご覧ください。

平成 31 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 9,742 万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1,910 万 3 千円と定める。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

歳出予算の流用。第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。事項別明細書 204 ページをご覧ください。

事業勘定の歳入であります。1 款、国民健康保険税、1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税、1 億 5,328 万 1 千円、2 目、退職被保険者等国民健康保険税、52 万 2 千円は、県が概算で示した国民健康保険事業費納付金をもとに算出をしたところでございます。なお、昨年度の当初予算額とほぼ同額を計上しておりますが、31 年度の国保税額は、今後所得額や県への納付金額が確定する本算定時に改めて算出することになっております。

205 ページをご覧ください。

4 款、県支出金、1 項 1 目、保険給付費等交付金は、保険給付の財源として交付される普通交付金で 5 億 2,256 万 5 千円、へき地診療所の運営費や医療機器整備費に係る県補助金などの特別交付金で 2,970 万 1 千円であります。

206 ページをご覧ください。

6 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金、9,074 万 9 千円は、人件費などのほか、子育て医療費サポート事業の医療費及び保険基盤安定繰入金などであります。

207 ページをご覧ください。

2 項 1 目、国民健康保険運営基金繰入金、50 万円は、家庭血圧測定推進のため、昨年 10 月に創設しました自動電子血圧計購入費補助金の国保加入者 100 台分を基金から繰り入れするものであります。なお、繰り入れ後における基金現在高は 1,367 万 5 千円であります。

209 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、2,913 万 3 千円は、職員 3 名分の人件費や事務費などであります。

210 ページをご覧ください。

2 項 1 目、賦課徴収費、409 万円は、国保税の徴収に係る経費であります。

212 ページをご覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、一般被保険者療養給付費、4 億 4,034 万円は、平成 30 年の医療費の動向を勘案し、月額 3,669 万 5 千円と見込み計上したところであります。2 目、退職被保険者等療養給付費、1,440 万円は、退職被保険者数の減少などにより 1,380 万円の減額となっているところであります。

213 ページをご覧ください。

2 項 1 目、一般被保険者高額療養費、6,408 万円、2 目、退職被保険者等高額療養費、240 万円は、それぞれ平成 30 年の医療費動向を勘案して計上したところであります。

214 ページをご覧ください。

4 項 1 目、出産育児一時金、252 万 2 千円は、6 件分の出産見込み額を計上しているところであります。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分、1 億 3,736 万 9 千円、2 目、退職被保険者医療給付費分、39 万 5 千円、215 ページの 2 項 1 目、一般被保険者後期高齢者支援金等分、4,945 万 7 千円、2 目、退職被保険者後期高齢者支援金等分、12 万円、3 項 1 目、介護納付金分、1,834 万 7 千円は、それぞれ県から示されました概算金額を計上しております。

4 款、保健事業費、1 項 1 目、特定健康診査等事業費、873 万 4 千円は、特定健康診査等にかかる経費であります。

216 ページをご覧ください。

2 項 1 目、保健衛生普及費、225 万円は、検診の受診率向上や要精検の方の受診勧奨のための事業費であります。2 目、疾病予防費、322 万 5 千円は、医療費抑制、適正化のための事業費であります。

218 ページをご覧ください。

6 款、諸支出金、1 項 1 目、一般被保険者保険税還付金、100 万 2 千円及び 2 目、退職被保険者等保険税還付金、10 万 2 千円は、年度途中の町国保からの脱退等による還付金であります。

219 ページをご覧ください。

2 項 1 目、診療施設勘定繰出金、1,096 万 1 千円は、へき地診療所に係る運営費や医療機器整備に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰り出しするものであります。

2 目、一般会計繰出金、207 万円は、旧群岡中学校で行っております、にこにこ相談所運営費の国保加入者分の負担であります。

次に、228 ページをご覧ください。

診療施設勘定の歳入であります。1 款、診療収入、1 項 1 目、国民健康保険診療報酬収入、2,135 万 9 千円、2 目、社会保険診療報酬収入、1,450 万 9 千円、4 目、後期高齢者医療診療収入、8,543 万 9 千円、5 目、一部負担金収入、2,465 万 2 千円、6 目、その他の診療報酬収入、315 万 7 千円は、それぞれ平成 30 年度の収入見込額をもとに計上したところであります。2 項 1 目、諸検査等収入、2,986 万 7 千円は、各種検診等の収入であります。

229 ページをご覧ください。

2 款、訪問看護事業所収入、1 項 1 目、介護報酬収入、1,208 万 4 千円、2 目、介護予防報酬収入、76 万 3 千円、2 項、医療保険報酬収入、59 万 1 千円、3 項、一部負担金収入、149 万 7 千円は、訪問看護事業所の収入で、平成 30 年度実績見込みをもとに計上したものであります。

230 ページをご覧ください。

3 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、文書料、150 万円は、診断書料等の収入であります。2 項 1 目、診療施設手数料、129 万 4 千円は、医師住宅等の使用料収入であります。

231 ページをご覧ください。

5 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金、3,652 万 8 千円は過疎対策事業債の元利償還金に加え、診療所の経営安定のために一般会計から 370 万円を繰り入れしたものであります。2 項 1 目、事業勘定繰入金、1,096 万 1 千円は、へき地診療所の運営費や医療機器整備に対する調整交付金を事業勘定から繰り入れするものであります。

6 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金、1,500 万円は、平成 30 年度からの繰越金見込額を計上したものであります。

7 款、諸収入、1 項 1 目、特別養護老人ホーム診療業務受託収入、405 万 6 千円は、特別養護老人ホームさゆりの園診療業務受託収入であります。

232 ページをご覧ください。

2 目、グループホーム医療連携業務受託収入、324 万円は、グループホームのぞみ及び、西会津しょうぶ園からの受託収入であります。2 項 1 目、雑入、110 万 2 千円は、医師住宅の電気料や電話料、調剤薬局施設利用負担金などであります。

8 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債、5,150 万円は、医療用機器整備や医師住宅改修事業、医師確保対策事業として過疎債を起債するものであります。

次に、234 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、2 億 3,450 万 4 千円ではありますが、そのうち人件費が 1 億 7,431 万 3 千円となっております。人件費の内訳につきましては新規医師 1 名を加えました医師 3 名分のほか、看護師、臨床検査技師、レントゲン技師、事務職員等の人件費と会津医療センターからの派遣医師分の賃金などあります。

237 ページをご覧ください。

2 項 1 目、研究研修費、78 万 1 千円は、医師などの研修に係る旅費や各医師会への負担金などあります。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費、2,545 万 7 千円は、医療機器に係る修繕料や保守管理委託料、備品購入費などあります。なお、平成 31 年度は、西会津診療所の診断用 X 線装置、群岡診療所の血液・尿検査測定装置の更新を予定しております。2 目、医療用消耗機材費、1,403 万 1 千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品や血液検査等各種検査等の委託料であります。

238 ページをご覧ください。

3 目、医薬品衛生材料費、1,300 万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。

3 款、公債費、1 項 1 目、元金、3,005 万円、2 目、利子、107 万 1 千円は、地方債の償還金であります。

次に、予算書に戻っていただきまして 38 ページをご覧くださいと思います。

第 2 表地方債。医師確保対策分及び医療用機械整備等に係る借入であります。起債の目的は、過疎対策事業費、限度額 5,150 万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 24 号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 26 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

○議長 議案第 25 号の説明を求めます。

福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 議案第 25 号、平成 31 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

はじめに、介護保険事業の概要について申し上げます。

平成 31 年度は、第 7 期介護保険事業計画の 2 年度目であることから、事業計画での推計や平成 30 年度の実績に基づいた予算編成となっております。65 歳以上の第 1 号被保険者数は、2,887 人と、平成 29 年度と比較し、44 人減少していますが、要介護認定者数は、574 人と要支援認定

者が8人増えたことから昨年度より4人増加しております。また、介護サービスを利用されている方は、526人と24人増加しております。そのため、保険給付費は増加をしており、また、自立支援・重度化予防のための地域支援事業費も増加しております。この保険給付費等をもとに、歳入では、国・県・町の負担金、支払基金交付金等をそれぞれの負担割合、ルールに応じて計上しました。

その結果、歳入歳出予算の総額は11億8,925万7千円となり、平成30年度当初予算と比較して6,470万2千円、率にして5.75パーセントの増額になったところであります。

それでは、予算書の39ページをご覧ください。

平成31年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,925万7千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書の249ページをご覧くださいと思います。

歳入であります。1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料、1億7,224万8千円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料であります。

2款、使用料及び手数料、1項1目、民生手数料、70万4千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業にかかる手数料収入です。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金、1億8,871万8千円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。2項1目、調整交付金、1億1,814万4千円は、介護給付費財政調整交付金であります。2目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、528万7千円及び、250ページの、3目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援以外、1,300万円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金です。

4款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金、2億8,567万1千円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料から社会保険診療報酬支払基金をとおり交付されるものであります。2目、地域支援事業支援交付金、713万9千円は、介護予防事業等に対して交付されるものであります。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金、1億5,514万5千円は、介護給付費にかかる県の負担分であります。

251ページをご覧ください。

2項1目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、330万3千円、2目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外、676万6千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る県補助金であります。

7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金、1 億 3,225 万 5 千円は、介護給付費に係る町負担分 12.5 パーセント分であります、2 目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、333 万 3 千円及び 252 ページの 3 目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外、651 万 4 千円は、介護予防事業等に係る町の負担分であります。4 目、低所得者保険料軽減繰入金、660 万 6 千円は、介護保険料の第 1 段階から第 3 段階にいる方の保険料を軽減するために、国・県・町で繰入るものであります。5 目、その他一般会計繰入金、6,882 万 8 千円は、職員の給与及び事務費等にかかる一般会計からの繰入金であります。

7 款 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金、1,481 万 5 千円は、介護保険給付費から保険料や国・県・町からの負担金を差し引いてなお不足をする分を基金から繰り入れするもので、第 7 期介護保険事業計画では 3 年間で 3,000 万円を繰り入れすることとしております。なお、平成 31 年度繰り入れ後の基金残高は、3,583 万 3 千円になる見込みであります。

次に、254 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、2,868 万 7 千円は、職員の人件費と事務費等であります。

255 ページをご覧ください。

3 項 1 目、介護認定調査会費、488 万 6 千円は、介護認定審査会に係る負担金であります。2 目、認定調査等費、486 万 4 千円は、介護度認定のための、認定調査等にかかる経費であります。

256 ページをご覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費、3 億 5,500 万円、2 目、地域密着型介護サービス給付費、1 億 3,614 万 2 千円、3 目、施設介護サービス給付費、4 億 2,000 万円、4 目、居宅介護福祉用具購入費、90 万円、5 目、居宅介護住宅改修費、90 万円、6 目、居宅介護サービス計画給付費、5,200 万円、これらは、要介護 1 から 5 までの介護認定を受けた方にかかる介護サービス給付費であります。平成 30 年度の実績を基に計上しております。2 項 1 目、介護予防サービス給付費、1,524 万円、2 目、地域密着型介護予防サービス給付費、204 万円、3 目、介護予防福祉用具購入費、90 万円、4 目、介護予防住宅改修費、90 万円、5 目、介護予防サービス計画給付費、240 万円、これらは、要支援 1・2 の認定者にかかる介護予防サービス給付費であります。3 項 1 目、審査支払手数料、90 万円は、介護給付等請求にかかる審査手数料であります。

258 ページをご覧ください。

4 項 1 目、高額介護サービス費、2,039 万 5 千円は、1 割の自己負担分が一定額を超えた場合、所得に応じて軽減するものであります。5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費、119 万 5 千円は、自己負担額が医療費と合算して著しく高額となる場合に、所得に応じて軽減するものであります。6 項 1 目、特定入所者介護サービス費、4,900 万円は、低所得者の施設サービス利用にかかる、食事・居住費にかかる軽減分であります。

259 ページをご覧ください。

4 款、地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費、2,249 万 7 千円は、

ミニデイサービス業務等の委託料や、デイサービス、ホームヘルプサービス等の負担金等であります。

260 ページをご覧ください。

2 目、介護予防ケアマネジメント事業費、317 万 1 千円は、要支援の方が、介護予防生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。2 項 1 目、一般介護予防事業費、826 万 8 千円は、要介護認定を受けていない方の介護予防事業にかかる事業費であります。

261 ページをご覧ください。

3 項 1 目、総合相談事業費、1,282 万 2 千円、262 ページの 2 目、権利擁護事業費、318 万 9 千円、3 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、372 万円は、地域包括支援センターの職員の給与等と委託業務等であります。4 目、任意事業費、1,897 万 9 千円は、地域ふれあいセンター運営に係る委託料、1,042 万 8 千円や、グループホーム入所者の家賃助成事業、657 万円などを計上しております。5 目、生活支援体制整備事業費、542 万 1 千円は、生活支援コーディネーターの委託料などです。6 目、認知症総合支援事業費、678 万 7 千円は、地域包括支援センターに配置しております認知症地域支援推進員の委託料などであります。7 目、地域ケア会議推進事業、154 万 1 千円は、地域ケア会議運営のための地域包括支援センターへの委託料などであります。

264 ページをご覧ください。

8 目、在宅医療・介護連携推進事業費、151 万 1 千円は、診療所などでの在宅医療と介護の連携をするコーディネーターの賃金などであります。

265 ページをご覧ください。

5 款、介護予防支援事業費、1 項 1 目、介護予防支援事業費、375 万 1 千円は、在宅高齢者等福祉サービス費などであります。

266 ページをご覧ください。

6 款、諸支出金、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料還付金、40 万円は、第 1 号被保険者にかかるの過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第 25 号、平成 31 年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議します。(12 時 03 分)

○議長 再開します。(13 時 00 分)

議案第 26 号及び議案第 27 号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 26 号、平成 31 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を説明いたします。

本会計は、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、計 10 施設の管理運営を行なっています。平成 30 年 12 月現在の給水件数は 662 件で、昨年度より 19 件減少しており、過疎化の影響から給水件数、使用料ともに減少傾向にあり、一般会計から繰り入れに依存している状況と

なっております。

それでは、予算書を説明いたします。予算書の 44 ページをご覧くださいと思います。

平成 31 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,877 万 9 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

内容については、事項別明細書で説明いたします。事項別明細書の 275 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入です。1 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、水道使用料は 2,505 万 6 千円の計上です。2 項 1 目、水道施設等手数料は 7 千円の計上です。消火演習立会手数料と給水装置工事の設計審査手数料です。

2 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は 3,961 万 4 千円の計上です。歳入歳出を調整し不足する財源を一般会計から繰り入れしております。

3 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金は 50 万円の計上です。

276 ページをご覧くださいと思います。

4 款、諸収入、1 項 1 目、町預金利子は 1 千円の計上です。2 項 1 目、給水装置受託工事収入は 60 万円の計上です。3 項 1 目、弁償金は 1 千円の計上です。

5 款、町債、1 項 1 目、簡易水道事業債は、3,300 万円の計上です。地方公営企業法適用事業で 1,550 万円、老朽管更新等の施設整備事業で 1,750 万円です。

次に、歳出です。1 款、水道費、1 項 1 目、一般管理費は 5,127 万 8 千円の計上です。本会計の管理運営にかかる経費で、職員の人件費のほか、11 節、需用費の光熱水費で 342 万円、尾登簡水施設等の修繕料が 635 万 1 千円、12 節、役務費の水質検査手数料で 803 万 9 千円、次のページに行きまして、13 節、委託料の地方公営企業法適用移行の支援業務委託料で 1,276 万円、15 節の工事請負費で 210 万円、18 節、備品購入費で企業会計システム購入費で 275 万円が主なものとなっております。2 目、簡易水道施設整備費は、1,782 万 7 千円の計上です。老朽管更新事業測量設計等業務委託料が 500 万円、老朽管更新工事等で 1,282 万 7 千円が主なものです。

2 款、公債費、1 項 1 目、元金は 2,457 万 9 千円、2 目、利子は 499 万 5 千円の計上です。

次のページに行きまして、3 款、予備費、1 項 1 目、予備費は 10 万円の計上です。

予算書の 47 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、地方債。起債の目的は簡易水道事業費で、限度額は 3,300 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で、簡易水道等事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 27 号、平成 31 年度西会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

本会計は、安座・塩喰地区を除く野沢地区、尾野本地区全域、尾登を除く登世島地区、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原、上野尻・下野尻・端村の 36 自治区を給水区域とし、3,855 人、区域内人

口の約 86 パーセントの給水をまかなっております。平成 30 年 12 月現在の給水件数は 1,699 件で、人口の減少から給水人口や給水量は、年々、減少傾向にあります。

また、施設においては、老朽管の更新を進めておりますが、設備も老朽化しており、維持管理経費は増加傾向にあります。このため、元金と利子を含めた企業債償還金の約 80 パーセントに相当する額を、一般会計から繰り入れていただき、財政の健全化に向けた取り組みを行っております。本年度の繰入金は、収益的収支予算で 4,529 万 3 千円、資本的収支予算で 4,974 万円、合計 9,503 万 3 千円となっております。

それでは予算書を説明いたします。予算書の 49 ページをご覧いただきたいと思います。

総則。第 1 条、平成 31 年度西会津町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水件数 1,670 件。年間総給水量、47 万立方メートル。一日平均給水量、1,288 立方メートル。主要な建設改良事業、施設改良、事業費、5,771 万 3 千円。

収益的收入及び支出。第 3 条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款、水道事業収益、1 億 6,274 万 3 千円。内訳は、第 1 項、営業収益、1 億 757 万 8 千円、第 2 項、営業外収益、5,516 万 5 千円。

支出。第 1 款、水道事業費、1 億 6,274 万 3 千円。内訳は、第 1 項、営業費用、1 億 3,419 万 1 千円、第 2 項、営業外費用、2,805 万 2 千円、第 3 項、予備費、50 万円。

資本的收入及び支出。第 4 条、資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 5,250 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、437 万 4 千円、過年度分損益勘定留保資金、4,812 万 6 千円で補てんするものとする。

49 ページをご覧いただきたいと思います。

収入。第 1 款、資本的收入、1 億 100 万 4 千円。内訳は、第 1 項、企業債、5,000 万円。第 2 項、補助金、5,100 万 4 千円。

支出。第 1 款、資本的支出、1 億 5,350 万 4 千円。内訳は、第 1 項、建設改良費、5,771 万 3 千円、第 2 項、企業債償還金、9,579 万 1 千円。

企業債。第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、上水道事業、限度額は 5,000 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第 6 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費、1,175 万 9 千円。

他会計からの補助金。第 7 条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計から、この会計へ補助を受ける金額は 9,503 万 3 千円とする。

たな卸資産の購入限度額。第 8 条、たな卸資産の購入限度額は 20 万円と定める。

詳細については、水道事業会計予算実施計画にて説明いたします。事項別明細書の 289 ページをご覧いただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の収入です。

1 款、水道事業収益、1 項 1 目、給水収益は、1 億 560 万円の計上です。2 目、受託工事収益は 100 万円の計上です。給水装置工事の受託金です。3 目、その他の営業収益は 97 万 8 千円の計上です。給水装置工事の設計審査手数料や、消火栓修繕に係る他会計負担金が主なものです。2 項 1 目、受取利息及び配当金は 3 万円の計上です。2 目、他会計補助金は、4,529 万 3 千円で、一般会計からの補助金です。3 目、消費税及び地方消費税還付金は 1 千円、4 目、雑収益も 1 千円の計上です。施設破損の弁償金があった際に対応できるための存目です。5 目、長期前受金戻入は 984 万円の計上です。建物、機械器具などの減価償却見合い分として計上しています。

290 ページをご覧くださいと思います。

支出です。1 款、水道事業費、1 項 1 目、原水及び浄水費は、3,909 万 3 千円の計上です。浄水施設で飲料水をつくるために要する経費です。委託職員の賃金 644 万 2 千円、水質検査手数料などの手数料、401 万 5 千円、浄水施設等の修繕費、1,000 万 3 千円、電気料などの動力費、1,173 万 8 千円、薬品費、352 万 2 千円などが主なものです。2 目、配水及び給水費は 1,362 万 1 千円の計上です。浄水施設から配水池そして給水をするための経費です。漏水調査委託料が 104 万 5 千円、水質検査手数料が 151 万 6 千円、配水池や給水管の修繕費、967 万 8 千円などが主なものです。3 目、受託工事費は 100 万円の計上です。4 目、総係費、1,471 万 6 千円の計上です。水道事業の事務処理に要する費用で、職員の人件費のほか、メーター検針委託料 124 万 6 千円、取水口の補償費、410 万 6 千円などが主なものです。5 目、減価償却費、6,370 万 6 千円の計上です。建物で 1,177 万 1 千円、構築物で 4,230 万 9 千円、器械及び装置で 863 万 4 千円などが主なものです。6 目、資産減耗費は、200 万 5 千円の計上です。小島水源取水ポンプや薬品注入設備などの更新に伴う残存価額の減耗分です。2 項 1 目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で、2,300 万 2 千円の計上です。

293 ページをご覧くださいと思います。

2 目、消費税及び地方消費税は、500 万円、3 目、雑支出は、5 万円の計上です。3 項 1 目、予備費は、不測の事態に備え 50 万円を計上しています。

294 ページをご覧くださいと思います。

資本的収入及び支出の、収入です。

1 款、資本的収入、1 項 1 目、企業債借入金は 5,000 万円の計上です。老朽管更新及び施設改良事業に係る起債の借入です。2 項 1 目、他会計負担金は 5,100 万 4 千円の計上です。一般会計からの繰入と配水管移設に伴う一般会計からの負担金です。

支出は、1 款、資本的支出、1 項 1 目、固定資産購入費は 166 万 3 千円の計上です。量水器の購入費のほか、大久保浄水場の小型除雪機械の増設です。2 目、配水管布設費は 5,000 万円の計上です。老朽管更新の工事に要する費用です。3 目、施設改良費は 605 万円の計上です。浄水場の設備更新に要する費用です。2 項 1 目、企業債償還金は 9,579 万 1 千円の計上です。

以上で、議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算から、議案第 27 号、平成 31 年度西会津町水道事業会計予算までの説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただき

まして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日は会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（１３時１６分）

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

平成31年 3月18日(月)

開 議 10時00分
延 会 16時54分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第11号）

平成31年3月18日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第17号 | 平成31年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第18号 | 平成31年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第19号 | 平成31年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第20号 | 平成31年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第21号 | 平成31年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第22号 | 平成31年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第23号 | 平成31年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第24号 | 平成31年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第25号 | 平成31年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第26号 | 平成31年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第27号 | 平成31年度西会津町水道事業会計予算 |

散 会

（議会運営委員会）

第2回議会定例会議事日程（第11号の追加1）

平成31年3月18日

追加日程第1 議会案第1号 議案第17号 平成31年度西会津町一般会計予算に関する
附帯決議

○議長 おはようございます。平成 31 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第 17 号から議案第 27 号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。

特別会計については 1 議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすもので、単なる金額の確認などは慎んでください。また、一般会計予算の総括質疑は、予算にかかる編成方針や財源など、予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げておきます。

日程第 1、議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、総括でお尋ねをしてみたいと思います。まず何点かお尋ねをしてみたいです。

まず、1 点目につきましては、平成 31 年度の予算、60 億の予算を組み立てられております。昨年度と比較いたしまして、7,700 万円の減額のところがございまして、これが積極的な予算の組み立てであろうかと思うんですが、そこら辺のところをお伺いいたします。

2 点目につきましては、町税の中の、たばこ税につきまして、加熱式のたばこの伸長率などはどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長 これは個別でしてください。2 番目の質問は個別です。

○猪俣常三 それから、3 点目につきましては、町税の総額についてでございますが、全体の予算を左右しますが、昨年と比較いたしまして、600 万円を超える計上となっております。その要因などをお尋ねしておきます。

それから、4 点目は、配当割交付金の予算の中で、100 万円ほど計上されていましたが、昨年と比較いたしますと、400 パーセントの見込みをしているということでございますので、この要因などを伺っておきます。

○議長 4 番目も個別です。

○猪俣常三 あと、5 点目につきましては、地方交付税についてでございますが、27 億 3,713 万円ほど見込んでおります。昨年と比較いたしますと、1 億 2,819 万円、昨年の対比 4.9 パーセントの伸長率であるということでございます。

○議長 今の地方交付税とかそういうのも個別でやってください。歳入の部分の個別ありますので、款項目の。

○猪俣常三 それから、6 点目につきましては、使用料の中でお尋ね申し上げます。町営住宅等の使用料について、4,073 万円ほど計上されておりますが、昨年度と比較いたしますと 196

万円ほど減少しております。住宅の使用料の未収があるのか、ないのか。その対応はどのようにされているのか、方法など。

○議長　猪俣議員、それも個別でやってください。

○猪俣常三　それから、7点目の、国庫支出金の中での社会資本整備の交付金でございます。2億4,490万円ほど計上されております。道路整備上の、その事業、3,267万円ほどの要因はどうなっているのか。

○議長　6番、それも款項目でやってください。総括というのは全体のやつですから、個別のやつは款項目でやってください。

○猪俣常三　8点目につきましては、寄附金のふるさと応援寄附金でございますけれども、この3,000万円の計上がなされておりますが、今、収入がどの程度になっているのか。

○議長　それも個別でやってください。

○猪俣常三　9点目は、外国人の介護人材育成教育機関の設置調査事業として、462万円ほど計上されております。

○議長　その、さっきから言っているように、一つ一つの項目のやつは個別でやってください。

○猪俣常三　総体的にこれをお聞きしたいという。

○議長　だから、それは個別でいいです。

○猪俣常三　こういった中身は、動機とか、それからこういった仲介の手続きがなされてきたのか。

○議長　個別で十分です。

○猪俣常三　事業ごとに言っていますからね、ある程度個別と言われても、こういった中身を聞いて。

○議長　款項目でその欄がありますから、その欄で聞いてください。

○猪俣常三　あと、若者向け住宅の事業についてで、これにつきましてもお尋ねをしたいということであります。

○議長　それも款項目でやってください。

○猪俣常三　とりえず、この中身は、野沢保育所の解体を認めたものなんだけれども、町民の理解を得ているのかということの説明をされてはいることから。

○議長　先ほどから言っているように、個別でやってください。

○猪俣常三　この中身は、どのような進め方をしているのかを、一つだけ。

○議長　いやいやいや、だめです。ですから、まとめますと、最初の予算編成全体にかかるのは総括で認めます。それは認めます。全体にかかるやつは、総括では。あとは、個別で、款項目で、その都度挙手して質問してください。

○猪俣常三　最後の点の11点目でありますけれども、介護施設の整備事業実施計画の委託料がなっておりますが。

○議長　これも個別でやってください。

○猪俣常三　この予算の中で、予算の中で、ある程度お聞きしたいのは、町長がお話をされていた当初のお考えと、この施設について、若干ニュアンスが違ってはいなかったか、ないかを

お尋ねしたいということです。

○議長 その予算の中でのあれで質問してください。

○猪俣常三 じゃあまあ、以上の中でお答えをいただけるので伺っておきたいと思います。

○議長 一般質問ではないので、数字的なというよりも、質疑だから、一般質問と勘違いしないで、よろしくお願いします。

新田総務課長。

○総務課長 平成 31 年度一般会計予算のご質問についてお答えをいたします。

まずはじめに、平成 31 年度の一般会計当初予算の概要からご説明をいたします。予算編成にあたりましては、予算の効果的な活用を基本としまして、平成 31 年度からスタートする第 4 次総合計画及び、まち・ひと・しごと創生総合戦力に基づきまして、人口減少に歯止めをかけるための事業や人材の育成、町民生活の向上につながる事業などへ優先的に予算措置を講じたところであります。

主な新規拡充事業を申し上げますと、移住定住の推進では、若者向け住宅整備事業や、継業、起業など、ソーシャルビジネス構築に向けたコーディネーターの配置、健康づくりの推進におきましては、鎌田實先生などの指導のもと、新たに取り組むこととした健康づくり推進事業、福祉の向上につきましては、小規模多機能型居宅介護施設事業や雪処理支援隊の増員、町民生活の向上では、黒沢地区の水道未普及解消のための基本計画策定事業や、BS デジタル放送の 4K、8K 対応のための機器更新事業、町道の防雪柵の設置事業、教育環境の整備におきましては、ICT 教育の推進や西会津高校活性化推進のための地域おこし協力隊の配置や、教育改革推進事業などであります。

今、主な新規拡充事業を申し上げましたけれども、継続事業につきましても、産業の振興や医療の充実、道路や水道などのインフラ整備、防災の強化など、町の活性化や町民生活の向上のために必要な予算を計上したところであります。

先ほどおただしにありました対前年比 7,700 万円の減、積極的な予算かどうかというようなお話でございましたが、今申し上げましたとおり、平成 31 年度につきましては、町の活性化、町民福祉の向上のために、新規事業、かなり取り入れて予算編成をしております。

額的なもので申し上げますと、昨年度より 7,700 万減ということでございますが、大きな要因としましては、小学校プールの整備事業、これが 30 年度当初にあがってございましたが、今年度当初にはあがっていないということで、2 億 3,400 万円ほど減になってございます。それから、役場庁舎移転整備事業、これにつきましても、8,200 万円ほど減になってございます。そのほか、新規事業として、若者向け住宅整備事業で 1 億 9,600 万くらいあがっていますが、大きな事業が完了して、7,700 万円の減となったということで、決して消極的な予算編成ではないと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 積極的な予算だということでお答えをいただきました。いずれにしても、町民の福祉向上は喫緊の課題であるということでございます。いずれにしても、東日本大震災の事故以来、非常に西会津町の経済そのものも、非常にいい方向に進んでいないのも事実であろうし、

また、その放射能のあとの風評被害も、農作物につきましても相当影響があるのではないかというふうにも考えられます。そういったことも含めると、まずは町の活性化につながる施策を打ち出していただきたいというふうに思うわけであります。

その中で、産業振興というのが出てまいりました。そういったところの狙いどころはどんなふうを考えておられるのか、この１点だけお尋ねしておきたいと思います。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

産業振興の狙いどころというご質問でございますか、先ほどご説明いたしましたとおり、新たな事業として起業、継業、継業というのはつなぐ業でございます、跡取りがいらないような方の仕事を引き継いでやっていただくようなことでございますが、それを推進するために、新たにソーシャルビジネス構築に向けたコーディネーターの配置という事業が、新規事業としてあがっております。そういう事業がうまく軌道に乗れば、新たに起業する人、よそから来て起業する人、よそから、今やっていて、もう跡取りがいらないような仕事を引き継いでやってくれる方。移住定住にまずつながっていくということでございます。

そのほか、産業の部分でございますと、あと農業も含めて、今、町で取り組んでいます菌床きのこのパイプハウスの整備事業ですとか、そういった取り組みによりまして、よそから菌床きのこので生活していこうという方も、ここ数年増えています。とにかく町としましては、そういった産業、農業含めまして、いろんなところから人、移住定住していただいて、町の活性化につなげたいというふうな事業を優先的にといたしますか、優先的に予算計上しながら進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　６番、猪俣常三君。

○猪俣常三　その中で、菌床のお話が出てまいりました。これらもその一環であろうと、こんなふうには思います。これがさらに進むことを期待するわけでありますけれども、ほかのソーシャルワーカー的な部分をさらに進めていただくということも大事でありましょうし、今後、さらなる取り組み方をお願いしたいと、こんなふうに思います。私からの要望といたしましてして。

○議長　質疑だから要望はないんだから。一般質問ではないから。

○猪俣常三君。

それに対して、さらなる取り組み方をされていくのかの意気込みを聞かせていただきたいと思います。

○議長　一般質問ではないですから。質疑ですから。

１番、三留満君。

○三留満　31年度予算案、全体的に委託料が増加しているというふうに受け止めておりますけれども、対前年比の推移はどのようになっていますか。

それともう１点は、ここ何年か少しずつ経常収支比率が上昇しているわけですが、この推移については、現状どのような、31年度予算案を見た場合に、どのような位置にあるのか、町としてどこまで捉えているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず第1点目の委託料についてお答えをいたします。平成31年度当初予算に計上しております委託料の総額から申し上げます。総額で10億6,307万5千円であります。昨年度が10億6,280万でございますので、総額では27万5千円の増額ということでございます。

委託料、業務委託の基本的な町の考え方でございますけれども、まず1つ目として、専門的な知識がないとできない業務を、まず委託をしております。例えば設計の委託料ですとか、そういったものについては、外部委託をしていると。続きまして、2つ目でございますが、町職員がやるよりも、時間や経費が縮減できるもの。それが基本的な考え方の2つ目です。それから3つ目でございますが、住民福祉の向上が図られる業務と。町のほうで指定管理、公の施設の指定管理をしてございますけれども、指定管理委託料、平成31年度につきましては、総額で3億8,679万5千円ということで、委託料全体の36.4パーセントを指定管理の委託料でしてございます。議員もご承知のとおり、指定管理、公の施設の指定管理につきましては、町民福祉の向上、さらには経費の縮減が図られるということで指定管理、町としては指定管理をしているということでございます。

それから、経常収支比率についてのご質問でございますが、これも今議会でご説明、若干したと思いますけれども、平成29年度決算におきまして、本町の経常収支比率は89.5パーセントでございました。前年よりも5ポイントほど上がってございますけれども、経常収支比率につきましては、計算式がございまして、正しく申し上げますと、まず分母となる数字でございますが、経常一般財源収入といいまして、大きなものは普通交付税、それから、臨時財政対策債も入るのか、それに町税です。経常的に入る一般財源の収入ということが分母になりまして、分子が経常経費に充当する一般財源ということでございまして、今回上がった要因は、普通交付税が減額、前年度よりも減額になったというのが1つ目の大きな要因でございます。それから、下水道への繰出金でございますが、その取り扱いが変わったということで上昇したということでございます。

ちなみに、県内59市町村でございますけれども、ほとんどの市町村で、やっぱり交付税の減額、繰出基準の変更によりまして、かなり経常収支比率は上がっているということでございまして、本町の89.5パーセントは、59市町村中39番目ということでございます。90を超えている市町村が16市町村ございます。中にはもう90台後半の市町村もございますが、この経常収支比率、低ければ低いほど、政策的な事業に財源を充てられるということで、低いほうがそういった面ではいいんですけども、ただ、高いからといって、町独自の事業ができないのかというようなことでは決してございません。分子の部分に町の政策的な事業で、毎年行っている事業、それも分子に入っておりますので、町の政策的な事業も当然できないこともないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 新年度にもいろんな事業が計上されていきますが、平成30年度、間もなく終わりますが、まだ全く利用されずに新年度に計上されているような事業はありますか。

あともう1点なんですけど、本町には、各欄に貸付収入と借上料がありますが、最近の動向についてお聞きします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず1点目の平成30年度に予算計上いたしまして、未執行で、31年度、再度また予算計上したものがあのかというご質問でございます。1点だけございます。それは、総合計画の印刷製本費でございまして、元号が変わるということで、30年度はつくらないで、31年度につくるということで、今の議員のご質問の部分については、それ1点だけでございます。ほかにはございません。

それから2つ目のご質問でございますが、土地建物の貸付収入、収入ということでよろしいですか、それとも借りている。

それでは、まず収入のほうから申し上げます。土地建物の貸付収入でございますが、まず土地の部分で申し上げますと、大きなものを言いますと、収入で一番大きなものが西会津交番の土地貸付収入が13万ほど、それから、昨年度、群岡小学校、旧群岡小学校、土地建物を防災行政無線のデジタル化の工事の関係で、業者に貸してございまして、群岡小学校の土地で13万6千円ほど入っています。総額で61万4,650円ほど町に土地の貸付収入が入ってございます。というか、今のが31年度の予算です。30年度と比較しまして、7万8千円ほど増額となっているということです。

それから建物の貸付収入でございますが、平成31年度の予算では、851万3,044円ほど予算計上してございます。主なものを申し上げますと、菌床パイプハウスのリース事業、これで413万ほど、それから園芸パイプハウスのリース料で270万ほど、これが主な貸付収入でございます。30年度と比較しまして、76万7千円ほど増額となっております。

土地建物合わせますと、前年度より84万6千円ほど増額となっているということでございます。

それから、今度は借りているほうの部分でございますが、まず一般会計で申し上げます。一般会計で土地の借上料、平成31年度は290万4千円ほど計上してございます。平成30年度が321万7千円でございますので、31万3千円ほど減額になってございます。その主な要因でございしますが、旧群岡保育所用地、これ東北電力からお借りしているんですけども、その分が平成31年度から返還といいますか、返すということで、その分、31万7千円減額になっていまして、それが大きな要因でございます。

それから、建物の借上料でございますが、平成31年度の当初予算では、778万8千円計上してございます。昨年度、30年度が483万2千円でございますので、290万ほど増額になってございます。その大きな要因でございしますが、まず1つ目が、地域おこし協力隊、増員になりまして、地域おこし協力隊の住まい、それを借上、町で払ってございまして、それが136万8千円ほど増額になってございます。それからもう1つは、副町長、それから教育長の住宅の借上料が、昨年当初では見込めませんでした、今年度当初から上げたということで、その分で80万ほど増額になっておるということでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 必要なものを借りるのは大切だと思います。それで、中には民間から借りているのもあると思いますが、今、不動産価格も下落なので、そういったもので買上るような考えはありませんか。

○議長 一般質問ですこれは。どうもその辺難しい。いいですか、ほかに。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いいたします。毎年毎年その予算編成のときもそうですけども、先輩議員もよくおっしゃっていますが、要はつくること、新しいことに取り組むことというのは非常に大事だと思います。ただ、新しいことに取り組むだけでは、業務量がだんだんだんだん、出て行くお金も多くなるばかりで、壊すものも必要だという説明を、確か毎年聞いていたと思います。そこに関して、今回の予算に関して、どのような部分で、そのスクラップとビルドの、要は壊すものをつくるもののバランスというんですかね、取っていったのか、まずそこをお伺いいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まずスクラップの部分で申し上げます。平成 31 年度、30 年度実施した事業で、廃止した事業ということで、大きなものを言いますと、3 点ございます。まず 1 つ目が、これ条例改正でも出ました農事連絡員の廃止、これが約 290 万ほど一般財源、減額となってございます。ゼロになったと。それから、会津デジタルDMO推進協議会の負担金、これ去年まで、去年負担額が 169 万 7 千円でした。これは外国人観光客の誘致事業、いわゆるインバウンドの事業でございますが、これにつきましても、本町における効果が少ないということで、169 万 7 千円ほど減額になってございます。それから、交流体験ツアー、これも当初 10 分 10 の補助で始めたんですけども、一応 3 年間試行してみたということで、この分につきましては、今後、その 3 年間やった部分で、今後どうしていくかということで、一度事業を落として、108 万 6 千円ほど減額をしてございます。大きく言えばその 3 点が廃止事業ということで、もっと細かいやつはいろいろあるんですけども、それはご了承いただきたいと思います。

あと、ビルドした部分といいますのは、先ほど最初に、新規拡充事業ということで主なものを申し上げましたので、そのとおりでございます。よろしいですか。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 丁寧な説明、ありがとうございました。確かになくしていくというのは非常に勇気のいることですし、大変なことだと思いますけども、やっぱり時代はどんどんどんどん変わっていきますので、新しいことに取り組むことも大事ですし、勇気を持って壊すことも必要だと思います。そこら辺の、今後の判断の基準というんですかね、町の方向性を最後にお伺いいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

当然、新たな事業だけ毎年増えて、廃止する事業がなければ、当然、財源はどんどんどんど

ん必要になってきますので、立ちいかななくなるというのは当たり前のことでございまして、まず、事務事業の評価検証、見直しは、本腰を入れてやっていかないと、なかなかこの先きついというふうな認識でございます。薄町長、平成 29 年 8 月に就任されまして、まだ 2 年経過してございません。この短い間で町の全ての事業を評価検証し、見直す時間は、大変申し訳なかったんですけども、なかったということで、平成 31 年度は本腰を入れて、本格的に事務事業の見直しにあたっていきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括で何点かお尋ねしたいと思います。

まず、先ほど 1 番議員も申し上げましたけれども、新年度の歳入においては、一番大きくウエイトを占めている地方交付税、これ説明では、普通交付税が公債費が増えていくために、9,800 万円の増と、特別交付税が、地域おこし協力隊、あるいは林道整備等で確実に見込まれるところで 3,000 万円の増で、なったということでございます。

それで、1 番議員も言っていた経常収支比率は 5.8 ポイント上昇して、今のご説明では 89.5 パーセントになったということで、県内の順位等々の説明ありましたが、この考え方なんですけども、私は、なかなか行政として言いたくないかもしれませんが、財政構造が、これ硬直化しつつあるのかなという思いであります。その辺の判断はどのようになさっているのか、お示ください。

次に、財政調整基金のことについて、これは毎年聞いておりますが、今年度、年度末に特交が入って、おおよそ 8,500 万程度になるだろうと、8 億 5,000 万程度になるだろうということであります。この 8 億 5,000 万というのが、多いのか少ないのか、議論は別にしまして、町長、これご就任当時から、お金はただ持っていて何もならないと、これを 2 倍、3 倍の使い方をして、町民の福祉の向上に努める、町の活性化に努めるというようなことで、新年度は薄町長のカラーが鮮明になりつつある、これがプロジェクト X に代表される事業になっているのかなという思いがありますけども、この 8 億 5,000 万の財調、私はもっと積極的に使っていくべきじゃないのかなという思いであります。

今やらなければいけない事業、喫緊の課題、これは必ずあるはずで。今、人口が 6,000 人、今だからできる、効果がある、成果があがる事業というのがあるはずであります。今までの町の事業を見ていますと、大型事業が終われば次に事業に取り組むというような見方がされると私は見ているんですが、私は先行投資という意味合いでも、この財政調整基金を積極的に使って、これからいろんな事業に取り組むべきだなという思いがありますが、この財政調整基金の考え方についてお示ください。

それと、あと事業を進めるにあたっての考え方についてちょっとお尋ねしますけども、昨日の健康づくりの特別講演会、私も行きましたけれども、あれほど大勢の町民の皆さんが集まった大会、あるいは講演会というのは、いまだかつてなかったように感じております。会場に入りきれなくて、サテライト会場でテレビでご覧になった方もいらっしゃるくらい。私の見方だと、全町民の 1 割に迫るような方がおいでいただいたのかなという思いで、この健康づくりというテーマは、本当にこう町民の関心が高いのかなという思いでございました。

たから、これは町長が推し進めようとしている、やろうとしていることは、私は間違いないと思います。この健康づくりの事業でなくて、いろんな新しい事業、これ新しく進めるわけですが、これ推し進める上で、やっぱり一番大切なのは、人、職員、いわゆるマンパワーの最大限の活用というか、と私は思っているんです。そのためには何が今必要なのか、どうすればできると思うのか、今のままで、同じでいいのか、そういうところを私、常々考えておりますので、その辺の考え方があればお示してください。

それとあと、町民が主役の協働のまちづくりの推進についてお尋ねしますけども、これは私の一般質問でもちょっとお話ししましたけれども、平成20年4月1日に施行されました、まちづくり基本条例、今年で11年目となります。まちづくり基本条例つくるときに、2年数カ月かけてまちづくり委員会をつくったわけでありますけども、当時のまちづくり委員会の会長、こんなものは、ただ紙に書いて、冊子にして、町民に配っただけでは何もならない。いかにこう魂のこもった中身のあるいいものにしなければならないと、それが口癖でありました。これ最近の状況を見てみますと、本当にこの町民が主役の協働のまちづくりができているのかなと疑問を感じるところが多々あります。全て、報告ではまちづくり基本条例に照らし合わせて、則って、意見聴取やら、委員の公募やら、全て進めているというお話ですが、しかし、これプロセスとしてまちづくり基本条例にあるから意見公募をしたり、いわゆる委員の公募をしたり、そういうことを進めているような気がして私はならない。おざなりとは言わないですけども、形式的になっているような気がしてならない。

これから、特に新しい事業をやっていこうとするときに、これやっぱりもう一回初心に戻って、当時の思いを振り返りながら、どんな思いでこのまちづくり基本条例、協働のまちづくりというのを進めてきたのかと、これ一旦、しっかりと見直す時期だと思うんです。その11章では、まちづくり基本条例の見直し規定ありますが、見直さなくてもいいです。見つめなおす、これは私は必要ではないかなという思いがありますので、その辺のお考えをお示してください。

次に、消費税に関しましてですが、この10月に消費税が8パーセントから10パーセントになるということであります。政府では、クレジット決済した場合に、2パーセント程度の、消費税アップ分のポイントを還元するとか、低所得者等においては、寄附金や、あるいはプレミアム商品券等々の話があります。この当初予算において、この歳入歳出、あるいは事業全般にわたって、事務関係も含めて、この消費税、10月からアップが与えるこの影響はどの程度に捉えているのか。

それとあと、私も常々言っていますが、各種手数料や使用料等の見直しを、この消費税10パーセントになるタイミングで検討していきたいということでありました。その、いわゆる見直し作業の進捗状況はどのようになっているのか、それに与える歳入歳出の影響額はどの程度見込んでいるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　多賀議員のご質問の中で、まず財調の考え方であります。議員ご承知のとおり、財調の額というのは、標準財政規模の10パーセントということであるわけであります。町の財政の規模の場合ですと、だいたい4億くらいがあれば、だいたいのことは、いろんな災害や何かあ

っても、だいたい対応できる額だということになります。ただ、今の時代は、なかなかそれだけでは、やっぱり、いつどういことが起こるか分からないというのもあって、その考え方だけでは、私はちょっと不安なところもあります。ですが、やっぱり、じゃあ西会津町の財政規模の中で、どのくらいの財政調整基金の、いわゆる残高を確保しておかないといけないのかなというふうになるわけでありましてけれども、これもそれぞれいろんな考え方があるかと思いますが、私やっぱり、この財調の使い方を、さっきもお話の中にありましたけれど、もっとももっとやっぱり有効に使うべきだなと、これずっとそう思ってきましたし、私も長い間の役場の職員時代にも、そういう作業をずっとしてきましたから、どうしてもその考え方が残っていて、もっとももっとやっぱり有効に使うべきだなというふうに思っています。

ただ、それについても、ただむみやに使うわけじゃなくて、いろんな事業を計画するときに、その事業が、いわゆる町の将来のためになるか、それから、町民のためになるか、この判断で私はやるべきだなと、ずっとそれは町長になってからそう思ってきました。

ですから、今現在8億ちょっとありますけれども、これをやっぱり当初予算に、じゃあどれだけ、いわゆる財源投入できるかということでもありますけれども、やっぱり当初の予算の編成時点で、やっぱり想定できないことがあるわけですね。はたして交付税が本当に予定どおり来るかどうかというような、いろんな不安もありますから、当初は、やっぱりどうしても堅い予算の見積りといいますかね、そういう予算をせざるを得ないといいますか、ですから、やっぱり当初予算は絞るしかないなと。

ただ、これから実際に年度に入って、いろんな情勢の変化で、やっぱり今すぐやらないといけないこと、あるいは新しい事業が出たときに、それに向かって、やっぱり積極的に手を挙げて、やっぱり事業を受け入れていくというか、そういう考えを私は持たないといけないなと。で、事業をやるには、2番、3番手では私はいけないと思っているんです。やっぱり最初にやらないと、効果もそうですけれども、あとからやると、いろんな制約が入ってきますので、できるならば、やっぱりもう、新しい事業が出たときには、もう即手を挙げて、それが町のためになる、将来のためになるということであれば、やっぱり積極的に手を挙げてやっていきたいなと、やるべきだなというふうに思っています。そのときの財源は、当然いろんな補助、あるいは起債のあれもありますけれども、そういう部分に、やっぱりこの財調の使い方を考えていきたいなということと。

そしてやっぱり、町民の皆さんがしてほしいこと、あるいはこうしてほしいと、いろんな要望があるわけですね。それがなかなか補助事業に該当しない事業というのはあるわけですから、そういうものについては、やっぱり補助があればいいですけど、小さい事業なんかは補助なんかあまりないわけですので、そういうところに、やっぱり町民の皆さんが困っているところに財調の、やっぱり使い方を私は、投入して、皆さんにやっぱり安心して生活できるような、そういうふうにしていかないといけないのかなというふうに思っております。

ですから、当初は少し堅めの予算編成になっていますけれども、これから実際に始まれば、この中でも新産業なんかはそうですけれども、あるいは新しい事業もそうですけど、これから、今年の、いわゆる31年度の中に、新たなまた進展があるかもしれません。そのときに、やっぱ

り補正で対応するということになりますと、やっぱりどうしても一般財源の投入が必要になってきますので、そういうところに、やっぱり向けていきたいなと、そんなふうに思っています。

それから、事業の進め方でございますけれども、新しい事業に取り組むには、やっぱり何だかんだ言っても、私は人だと思っています。で、今、職員の定数が、条例上は 164 になっていますよね。まだこれ直していません。で、それから今現在 125 人、120 何人かな、で、実際に職員の定員管理計画というのがありまして、これがだいたい 125 名で計画しているんですね。これ、当時、私が総務課長のときに、その 125 名にしてきたんで、その当時も、やっぱり当時の国の方針がそうでしたから、もうどんどん減らさないといけないというような、そういう状況の中でありました。

しかし、やっぱりこれから地方創生、いわゆる各自治体の競争の時代の中であって、私はやっぱり職員を少なく減らすというのは、あまりよくないなと、確かに人件費はかかりますけれども、それ以上の効果を出せばいいわけですから、やっぱりそういう意味で、実際にその仕事を先頭に立ってやるのは職員だということですから、あまり減らしたくないなというふうに私は思っています。

で、やっぱり職員でできることと、できないことがあります。職員でできないことについては、やっぱり民間の力を借りないといけないし、そういうところにどんどん新しい考え方を入れないと、私は町の活性化といいますか、新しいまちづくりには、やっぱりほかの力、外の力を借りないといけないなと、そんなふうに思っていますので、おっしゃるとおり、人の力といいますかね、マンパワー、まさに私は大事だと思っていますし、そういう意味で、今年も 1 人余計、採用するようにしています。

そういうことで、一挙にはなかなか増やすことはできませんけれども、やっぱり私の長い役場職員の中で感じてきたのは、いい仕事をするには、やっぱりちょっと余裕がないといい仕事は、私はできないと思っているんです。それには、今、こういう時代ですから、いろんな情報が氾濫する中で、またそれを使えばもっともっとできることもあるかもしれませんが、やっぱりもう少し余裕をもって仕事をすることによって、いろんなアイデアが出てくるし、それが毎日毎日、事務に追われているような仕事では、いい仕事は私はできないなということで、それにはもう少し余裕のある体制で、いい仕事、それで町民の皆さんのため、町の将来のために、その力を発揮していただけるような、そういうやっぱり体制といいますか、環境をつくっていかないといけないなと、そんなふうに思っています。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まずはじめに、経常収支比率のご質問でございますが、多賀議員おっしゃったとおり、平成 29 年度の決算におきましては、本町の経常収支比率が 89.5 パーセントと、県内で 39 番目の位置でございます。5.8 パーセント上昇した理由につきましては、先ほど 1 番、三留議員にご説明したとおりということでございます。

経常収支比率、通常、70 から 80 パーセントが好ましいと、で、残りの部分につきましては、普通建設事業などの投資的経費に回せるというところから、低ければ低いほどいいと言われてい

ます。ただ、今ほど申し上げました 70 から 80 パーセントが好ましいという根拠も、もうかなり、もうほかの町村 90 オーバー、かなり出ていまして、この基準についても今後どうなるのか、見直しがかかると思います。

それで、財政の硬直化が進むんじゃないかというようなご質問でございますけれども、高いから、町独自の政策ができないのかということでは決してないと思います。当然、先ほど申し上げましたとおり、事務事業の見直しは必要です。今やっている事業に、さらにビルドだけの部分では立ちいかないと。当然、見直しは必要でございますけれども、町の活性化、さらには町民福祉の向上につながる事業は、高くてもできるということでございますので、まず一つご理解をいただきたいと思います。

次に、消費税アップの影響についてお答えをいたします。当初予算編成をしまして、影響額、概算でございますが、物件費、それから維持補修費、普通建設事業等々で 2 パーセントアップした分の影響額、およそ 2,500 万ということで試算をしております。なお、今年度 10 月から上がるということで、例えば物品購入、例えば備品ですとか、あと工事も短期間で終わるような工事は、できるだけ早く発注をして、9 月中には完了するようなことで、いくらかでも消費税を少なくするような努力はしていきたいと考えてございます。

それから、使用料手数料の見直し、これも消費税アップに伴う見直しについてでございますけれども、事務事業の見直しの中で、他市町村との比較、本町の使用料手数料の比較はもう既に済んでございます。中には、例えば水道料金ですとかですと、県内でも本町の水道料は高い、条件的にも高くならざるを得ない状況でございます。そういった全体の見直しの中で、当然その町民生活に大きな影響を及ぼす見直しもございますので、こちら辺は今後、消費税アップ前に町としても判断をしていくというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 多賀議員のまちづくり基本条例に関する質問にお答えいたします。多賀議員からは、本当に条例に基づいてやっているのか、また形式的になっていないかということでございましたが、この条例、まちづくり基本条例については、多賀議員おただしのよう、平成 20 年 4 月 1 日に施行されておまして、条例の趣旨としては、協働のまちづくりの理念、町の憲法的な性格ということで位置付けを図っております。条例の中では、まちづくりの基本原則といたしまして、まずはまちづくり主役は町民であること。それから、まちづくりは町民参加で行っていくこと。情報の共有を図っていく。それから協働を進める。男女共同参画。これら、基本原則が示されております。町でこの条例施行以来、原則に従いまして、各種施策を進めてまいったところであります。

この条例の特徴といいますか、他の、いわゆる自治基本条例、他の団体との違いというところだと思いますが、この理念だけではなくて、具体的な仕組みまで定めております。住民参加の仕組み、例えば総合計画の策定、または重要な政策の決定、そういった場合には、住民参加による検討組織を設置する。または意見公募を実施する。また、町民懇談会を開催する。こういったことが具体的に仕組みとして、この条例には規定されています。逆に言えば、この条例

が、その住民参加を担保しているということが言えるかと思います。そういった取り組みを進めておりますので、ご指摘のように、まだまだ不十分という点はございますが、今後もさらに職員の意識改革を進めまして、また、町民の皆さんの意識の醸成を図りまして、この条例の理念の実現といいますか、さらに向上に向けて努力してまいりたいというふうに思います。

それから、条例の見直しの点についてであります。これは一般質問の際にも答弁申し上げましたが、この条例には、この条例が町政運営に適切に生かされているか、また、社会情勢の変化に合っているか、町民の参加により検討し、必要に応じて見直すことができるというふうになっております。この規定、もう一回踏まえまして、必要な際には、この条例についてもう一度見直し作業、そういったことも検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 大変失礼しました。答弁漏れがございました。

消費税アップに伴う事務的なものが変わるのかというご質問でございますけれども、職員の手間といいますか、事務量については変わらないということで、ただ、当然、システム等改修が必要になってございますので、その分、経費はいくらかかるといこうことでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、まず、町長からご答弁いただきましたので、財調に対しての考え方、ご答弁いただきました。一昨年、3 年前になるのか、前伊藤町長が、いわゆる小学校プールつくったとき、最初に提案されたとき、私はね、ものすごく画期的なことだなと思ったのが 1 つ、それは今までの事業というのは、今お話あったように補助金、何とか付かないか、あるいは起債を起こせないかという考え方のもとに、やっぱり進めてきたように感じたんですけども、あのときは、そんなの補助金付かなくても、一般財源使ってでも全てやるというような話があったので、大変これは画期的なことだなと私は思ったんです。あとあと、その財政担当の話を聞けば、大変苦勞なさったというような話、ありますけども。

私はその、まず初めに補助金、あるいは起債が起こせるかも大切でしょうけれども、まず必要な事業を洗い出す、今やらなければいけない事業をやる。最悪、補助金も記載も使えなくても、やっぱり一般財源使ってもやらなければいけないというのは、私はあるなという思いで常々おりますが、その辺の考え方ですね、財調の大切さも分かりますし、町長のおっしゃることも分かります。そういうことも感じたところであります。

あと、事業を進める上での考え方ですけども、事務事業の見直し等々は、31 年、しっかりと進めていきたいというお話です。私は、そうしたときに、やっぱりこれは副町長あたりが先頭に立って、やっぱり事務方のトップとして、しっかりこの事業を進めていく、これが大切だなと。だから町長は安心して政治をやっていただきたいと、私はそういう思いでおりますけども、大変、副町長には失礼な言い方になるかもしれないですけども、1 年経つわけです。まだまだ我々を通して、でしゃばって、もっと目立っていいと思います。まだ遠慮なさっているのかなと、私、思いがありますので、もう 2 年目ですから、もうどんどんと言いたいことは言って、はっぱをかけて、事業を推し進めていただきたいなという思いがあります。

それで、事務事業の見直しするにしても、町長の提案理由のお話の中でもありましたけれど

も、すべて成果があがっている施策については継続すると、見直すべき政策については、改善、改革すると、新たに加える、充実させるべき施策は強化、拡大するというようなことで、なかなか廃止する、削っていくという、3番も今言いましたけれども、スクラップというのは難しいんです。これ総務課長が進めるということですが、このあたりも、やっぱり副町長が先頭になって、私はやるべきだと思いますが、その辺、副町長のお考えをお聞かせください。

それと、消費税に関しましては、あまり事務には影響ないといいますが、いろんな国から言われてくるような給付金事業だったり、プレミアム商品券の話だったり、ありますから、それは全部できるかどうか分かりませんが、なかなか、全く影響がないのかなと私、疑問ですが、その辺をもう一度お尋ねしておきます。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

事務事業の見直しでございますけれども、一般質問でもお答えいたしましたとおり、来年度、進めてまいりたいというふうに考えております。議員おっしゃっているとおり、やっていかなければならないことでございます。ただ、先ほどのご質問の中でもございましたとおり、やらなければいけない事業はやらなければいけないわけでございます。今やっている事業も、住民の方にとって必要な事業がほとんどでございます。それをなくすということによって、どういうふうに住民のサービスが低下してしまうのかということところは、きちんと把握をしなければいけない。必要であれば、それをやり続けるのに、今の戦力の中で、今の金額の中で、どういうふうにやればいいのかということも含めての見直しをしなければいけないなというふうに思っておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

私、町長を支えて町をよくするのが仕事でございます。町長が目立ち、西会津町が目立てば、私は目立たなくてもいいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

消費税アップに伴う国の施策で、低所得者対策ということで、プレミアム商品券の交付事業、これが本年10月から交付になる予定でございます。当然、職員の手間はその分増えるということでございます。なお、予算につきましては、まだ概要が固まってございませんので、平成31年度の補正予算で対応させていただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長、あんまり目立たなくてもいいということでもありますけれども、表面的には町長が目立てばいいんでしょうけれども、もっと気を職員にかけてもらって、リーダーシップをもっと、事務方のトップとしてのリーダーシップを発揮していただきたいという思いであります。

あと、最初の質問で、私、2回目に聞くの忘れました、大丈夫ですよ、最初に言っていれば。いわゆる協働のまちづくりの中で、いわゆるまちづくり基本条例に照らし合わせてどうなんだというようなことをご答弁いただきました。私は10年一昔、10年経てば、見直さなくてもいい、先ほどの繰り返しになりますけれども、1回、やっぱり町民参加で、本当に今、当初

の理念どおりになっているのか、そういうことをやっぱり組織をつくってでも、つくらなくてもいいですけど、会議をして、やっぱり見直すことが、私、必要だなという思いがあります。それだけ、いかがでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まちづくり基本条例の見直しということですが、先ほどと同じになりますが、必要があれば見直しを検討するということで、もう一度、条例、読み返しまして、多賀議員おっしゃるように、それに照らし合わせて現状がどうなのか、もう一度確認はしたいと思います。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 1 番議員とちょっと重複する部分がありますが、31 年度の当初予算も示されたわけでありまして。その中で、やはり各課にわたって事業の委託料、そういったものの増加というのは、かなり気になっているところでありまして。総務課長の先ほどの説明だと、わずか、昨年よりもわずかであったというようなことではあります。これから、町において、この増大する事業、そういったものに対応していくには、やはり今後、やはりシーリング等の必要性や、それを行っていかないと、町財政の圧迫といいますか、そういうようなところにもつながっていきますので、そういうことも考え合わせながらやっていく必要があるのではないかと。

また、この各課における計画策定を見ますと、やはりプロジェクト X というのがありまして、やはり 10 のいろんな構想やら、予防対策、整備事業というのがあるわけでありまして。これらを推進するためにも、やはり町財源というのは、これは町でしかできないことではあります。構想やそういったものについては、町民参加でできますが、財源については、これは絶対町側しかやれないわけでありまして、その点やっぱり考慮しながら、そして、中心エリア整備構想なんていうのは、必ず公民館の事業というのは必ず出てくると思います。これは、今、やはり 1 つの大きな喫緊の課題だというふうに思っています。これにつけても、やはり何と言ったって金であります。財源が必要であります。

そういう中で、やはり公民館というか、町民センターのそういう基金の創設、それを行っていくとか、そういうことも考え合わせながらやる必要があるのではないのかなというふうに思っています。いかがですか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず 1 点目でございますけれども、各種事業を推進していく、執行していくためには、当然、財源は必要でございます。財源も必要ですし、先ほどから申し上げております既存事業の見直し等も当然必要になってくると思います。財源の確保につきましては、町として最大限努力していかなければならない部分だと考えてございますが、1 つとして、自主財源確保のためのふるさと納税、これについても大きな自主財源確保の 1 つであると考えてございます。ですので、財源の確保、さらには事務事業の見直しで、今後必要な事業は推進していかなければならないと考えてございます。

それからもう 1 点、公民館のお話が出ましたけれども、まだ具体的には公民館の計画は、今時

点では具体的にはございません。仮に具体的にそういった整備が町としてやっていくというふうな方向が仮に決まれば、今、伊藤議員おっしゃったような、庁舎整備も9億円、基金を積み立てて、全てそれで賄ったわけでございますので、そういった公民館が仮に整備をすると決まれば、そういった基金も積み立ては十分考えられるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の財源確保の中で、いろいろ私も一般質問でもだいぶやってきましたので、ふるさと納税については、ここで差し控えていきたいと思いますが、やはり、今、総務課長がおっしゃいましたが、やっぱり構想の中で、決まる前に、だいたいこういうのというのは、やっぱり考えられることじゃないですか、その前に、やっぱりそういう基金の創設ということも考えていくのも、やっぱり町の先を見たそういう政策の1つじゃないのかなというふうに思っています。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、基金を造成するというか、設置するにあたりましては、基金の設置条例、これが必要になります。それで、条例をつくる限りにおいては、やっぱりきちんとそういった施設をつくるというようなことが決まらないと、なかなか基金を新たに造成することは難しいのかなと。

ただ、庁舎整備基金、今まだ2,000万弱残っています。町内において、かなり施設も老朽化してございますので、なかなか補助金とか使えないような施設の修繕につきましては、庁舎整備基金のままでいいのか、それとも新たな施設整備基金という名称がいいのか、ちょっと今時点でははっきりお答えできませんが、そういった基金は、当然、今後積み立てをしながら、急な修繕とか、対応できるような財源として積み立てておくのが得策かなと。仮にその基金からもし決まれば、そっちの基金に移し替えることも、それは可能でございますので、そういったやり方もできるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私、1点だけ質問させていただきます。平成31年度からは、新しい町の総合計画、そしてまた31年から33年までの実施計画が示されたわけでございます。これを見たときに、個人的な考えで、やはり急いだほうがいいんじゃないかというような事業、それとか、あとはまた、これは前年の実施計画です。今回からまた新しくなったから、それは当然、それがイコールではないんですが、そういう中で、前の予定ですと、31年度から取り組む予定の事業が、また1年遅くなったりしている部分もあります。

そこでお尋ねしますのは、これらいろいろ決定をしていく中で、やっぱりいろんな財政面、事業の重要性なり、優先順位とかあると思います。だからそれらを決めていくの中の基本的な考え方といいますか、それだけお尋ねします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

事業、決定していく際の考え方ということでありますが、議員おただしのとおり、この予算

についても、実施計画についても、町の総合計画に基づいて調整しているところであります。今回4月より、新たな総合計画がスタートいたしますが、その体系に基づいて事業を整理していく。その総合計画に掲げている方向性、それに合致した事業を実施計画、向こう3年間分を調整いたしますが、これは毎年見直しを行いまして、事業計画を予算編成前に調整、翌年度分は予算調整前に実施計画を調整しております。

これについては、事業の緊急度、それから、その効果、また、財源の調整がつくか、その辺を考慮いたしまして、来年度がいいのか、それとも次の年以降にするのがいいのか、この辺を判断いたしまして、実施計画として、来年度以降、3年間分を調整していますので、それに基づいて予算編成を行っているということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ただいま説明をしていただきました。個々の問題については、また新たな機会を得て質問させていただきたいと思います。今のご答弁で方針というのは理解いたしました。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 地方交付税が、少しいくら増えておりますけどもね、私はね、事業は無駄に使うものではない、ある程度財調も、ある程度普通の家でいえば、やっぱり貯金は必要ですから、いざ大事故とかね、大災害が起きたときに、そういうものを財調をもって対処するということもございます。そして、やっぱり町長、町の町民の皆さんの声もよく聞いて、そして、見直すところは見直すんだと、そういう考えをもってやっていただきたい、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 財調のお話から、町民の皆さんの意見をもっと聞いて、見直すところは見直せというお話でありますけど、財調の考え方はね、ちょっと私と渡部議員の考え方、ちょっと違っているのかなというふうに思っています。で、確かに家庭においては、貯金、いっぱいあったほうがいいですよ。ところが町の場合は、皆さんの税金ですから、この税金を、やっぱり有効に使って町民の皆さんが、やっぱりなんて言いますかね、幸せに暮らせるような、そういうところに使うべきだと私は思うんです。ただ、災害とか何かあったときに困るから、その部分はちゃんと確保しておかないといけませんけども、それ以上の、そんなに私は貯める必要はないなと思っています。

ただ、今の、さっきの話のように、町民文化交流センターとか、前そんな話がありましたけど、それが町民の皆さんの多くの要望であれば、そのためにそちらのほうに積み立てをするというようなことは、それはその目的によって積み立てをするわけですから、それ以外はね、私はもっともっと、さっき言ったように、今すぐやらないといけないところ、そういうところに財調というのは使うべきだなというふうに思います。

で、やっぱり町民の皆さんの意見を聞くなんで、これは当たり前の話だと思っています。ただ、渡部議員がおっしゃりたいのは理解はできますけれども、これまでもいろんな事業計画する上で、まちづくりの基本条例に基づいてやってきましたよね。で、ただ、少し最近の状況を見ると、町民の皆さん、もうちょっと関心があってもいいのかなというふうに思うところもあ

りますし、そして、何よりも町民の皆さんにお願いしたいのは、そのことが本当に町の将来のためになることなのか、あるいは地域のためになることなのか、町民の皆さんのためになることなのかと、これ将来に向けて、ちょっともう少し考えていただくとありがたいなと、そんな気持ちは持っているんです。それについても、やっぱり皆さんの意見を聞くというのは、これは当たり前の話ですけども、今後、これから進めようとする事業については、そういう方針のもとで十分な合意形成を図りながら進めてまいりたい、そんなふうに思っております。

○議長　　以上で総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

1 款、町税。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　それでは、町税に関してお尋ねをいたします。全体的には 600、600 万ですね、600 万ほど増加になっているわけですが、これについては、個人町民税については、300 万の減、あと固定資産税、これの 1,632 万、これの償却資産の増ということですが、これについての説明をお願いいたします。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　7 番、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

町税、600 万円の増額の要因でございますけれども、議員おただしのように、固定資産税の償却資産の増という部分が大部分でございます。これにつきましては、償却資産、一般企業、あと個人の償却資産等でございますけれども、大きいので総務大臣配分大規模償却資産というのがございます。これにつきましては、電力ですとか、通信会社、あと鉄道等、2 つ以上の都道府県にまたがるような資産を持っている大企業の部分でございますけれども、それについては、国からの配分によってなるわけでございます。

で、今回の増額の要因ですけれども、その鉄道会社と電力会社の、その償却資産が増えたことによって、国からの配分でございますけれども、1,000 万ほど増える部分でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　この償却資産の、電力会社、そして J R な訳ですよね。これは毎年、今後あるわけですか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　再質問にお答えいたします。

総務大臣配分大規模償却資産につきましては、毎年度、国から示されておまして、その増減につきましては、ちょっと町のほうでは捉えかねる部分はございますけれども、前年度の金額をもとに、そこに償却資産ですので減少分ございます。で、増える分というのはちょっと分からないんですが、30 年度におきましては、それが、申し上げましたように電力、あと鉄道会社の部分で増えたということで、その部分が増えて、30 年度増えて、31 年度におきましても、それをベースに減価償却分、数パーセントでございますけれども、減らしたような金額で見込

まさせていただいたという部分でございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 点お伺いします。今、同僚議員、7 番議員も質問したんですが、個人の町税、それから法人の町税、これが減額を見込んでおりますが、これは自然減、あるいは企業の撤退というようなことで見込んでいるのでしょうか、その点、要因をお伺いします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 4 番、小柴議員のご質問にお答えをいたします。

個人町民税、法人町民税の部分でございます。まず、個人町民税におきましては、ここ数年、景気の動向等によって納税義務者数、これは人口減によって減ってはきておりましたが、伸びてきてございました。その要因は、申し上げたように景気動向等でございますけれども、人数は減っているが伸びてきたところでございますが、今、31 年度課税にあたっては、30 年度のデータをベースに積算をさせていただいていますが、今、先週まで所得税、住民税の確定申告、終わりました、これから 31 年度の課税に向けた業務に入るわけでございますけれども、その申告のやった中で、ちょっと感じた部分というのは、給与所得については、ほぼ変わりはないのかなというふうに考えてございます。ただ、人数が減ってございますので、やはりその分については減になる。あと、農業、当町の農業関係でございますけれども、米の 1 俵当たりの値段も上がっておりますけれども、やっぱり収量等の関係で、若干減るのかなという部分がございます。それで、個人町民税につきましては、主たる部分は人数の減でございますけれども、300 万程度の減を見込んだところでございます。

法人につきましては、法人も、均等割、税割という部分の関係で、法人町民税を徴収させていただいておりますけれども、企業数は 29 年から 30 年で、若干の、2 社ほどですかね減になっているという部分がございます。ただ均等割については、ほぼ毎年、そんなに変化はございません。あと、収益等による税割でございますけれども、税割につきましては、税割、これもここ数年伸びてきたところではございますけれども、30 年度において、若干 29 年度を下回りそうな見込でございます。これについてはいろいろな要因はございましょうが、設備投資なんかも積極的にやられている企業もございまして、そうすると税割の部分等も減少する見込で、法人町民税についても減額での見込をさせていただいたところでございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほどの総務課長からの説明がありましたけれども、10 月、消費税が上がるということで、それに関する法人税等の収入増、それを見込めば、若干上がるのかなというような予想はしていたんですが、その辺の見込みは、まだしていないということでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

まず、議員おっしゃったのは消費税の部分だと思いますので、それは国税、法人が直接納める部分で、町を經由せずにですね。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど私も質問をしたところが、個別ということでありましたので、町税の中の

たばこ税の関係でちょっとお尋ねをしたいと思います。最近、たばこの中でも、結構遠慮されてきている人たちが今出てきていると、本数も少なくなっているというようなお話も伺っております。その中でも、加熱式のたばこというのが一昨年でしたか、その前に課税されるという話を受けました。この状況は、現在どんなふうになっているのか、この吸わなくなっている中でも、かなり期待の持てるところの部分ではないのかなと、そこをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 6番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。

たばこ税でございますけれども、たばこ税は、喫煙者数の減等々により、年々金額的には減少しているところでございます。たばこ税につきましては、日本たばこ産業ですか、JTさんですとかの毎月の申告により、その税額を申告していただいておりますけれども、その中身につきましては、紙巻きたばことか、電子たばこという区分はございませんので、その増えているというのは私自身も電子たばこなんですね、実感はしておりますけれども、その割合というのは、ちょっと分かりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2款、地方譲与税。

3款、利子割交付金。

4款、配当割交付金。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この予算の中で、400パーセントという高騰でありました。去年は20万というほどの結果だったということでもあります。その中で、今回は100万円ほどあがっておりますが、こういったことが考えられてのことなのか、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず配当割交付金でございますけれども、配当割交付金は、県民税の配当割総額、その額に100分の99を掛けまして、その5分の3が配当割交付金として市町村に交付されます。各市町村への交付であります。各市町村の個人県民税の収入決算額、その割合で各市町村に交付されます。その割合、3年間の平均になります。

要は、前年度80万が1,000万になった理由でございますけれども、県民税の配当割。

すみません。80万円が100万円、400パーセント。

ごめんなさい。20万が80万増えて100万になったという理由でございますが、県民税の配当割の総額が増になったという理由でございます。

○議長 5款、株式等譲渡所得割交付金。

6款、地方消費税交付金。

7款、自動車取得税交付金。

8款、地方特例交付金。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 地方交付税のことについて、27億3,700。

もといもとい、失礼。

○議長　もう一度言います。8款、地方特例交付金。

9款、地方交付税。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　この予算の中の地方交付税についてなんですが、27億3,713万円は見込んではいらぬという内容でございます。昨年比からいたしますと、1億2,819万円ほど、4.9パーセントの伸長率をなっていますが、特に平成31年度の起債残高が、だいたい111億円くらいが見込まれているということでもあります。ただ、それは地方財政計画とか、あるいは公債費の残入分を見込まれているんだらうということでもあります、ここの不安材料的な部分というのはないのかどうか、不安材料的なものがないのかどうかお尋ねしておきます。

それは、国から財政的に交付されてくるものに変動的なものはあるのか、ないのかということをお尋ねしたいところです。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

まず交付税でございますけれども、交付税は、その年度年度によって交付額は変動いたします。平成31年度の交付税の総額につきましては、国が示した地方財政計画によりまして、1.1パーセント増という計画が示されましたので、その1.1パーセントをもとに試算をしました。それとあと、交付税で一番、一番といいますか、変動する要因でございますけれども、公債費、本町の場合、過疎債ですとか、辺地債ですとか、有利な起債を利用しているということで、そういった起債の償還額の、辺地ですと80パーセント、過疎ですと70パーセントが普通交付税に算入されるということで、その分も含めまして試算をした結果、平成31年度の普通交付税につきましては、25億713万4千円になったところでございます。当初予算の比較ですと、平成30年度より9,819万7千円増ということでございますが、これ決定ベース、平成30年度の決定額との比較では、2,464万4千円の増でございます。

それからもう1つ、普通交付税の振り替え措置として、臨時財政対策債、あるわけでございますけれども、臨時財政対策債につきましては、今年度、平成31年度の予算計上額と、平成30年度の決定額を比較しますと、2,310万円ほど減額になってございます。そうしますと、普通交付税と臨財債、合わせますと、前年度の決定額よりは、今年度の予算額、154万4千円しか増えてございません。

そういったことで、この資料上は当初予算の比較ですので、9,800万増えたみたいですがけれども、実際は前年度の決定額とほぼ同じ額の計上ということでございます。なにぶん、交付税につきましては、先ほども申し上げましたけれども、国の方針等で額は変動いたしますので、あと、起債の償還額というお話ですが、起債の償還額につきましては、町として、今後、年度別に償還する額はつかんでございます。

もう1つ言えるのは、先ほど申し上げましたとおり、110億からの総額の、今後、償還見込みあるわけでございますけれども、そのうちの60パーセントにつきましては、間違いなく普通交付税で算入されますので、今後40パーセント程度を町として償還していけばいいということ

でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 この地方交付税については、人口減少による変動というのはございますか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

普通交付税につきましては、算定基礎の中に人口、当然ございます。平成 31 年度の普通交付税につきましては、平成 27 年の国勢調査の人口、それが基本となつてございます。ですので、次の国勢調査が平成 32 年ということで、その数字が固まるのが平成 33 年に固まりますので、おそらく平成 33 年度の交付税の算定から、人口が変わって算定されるということでございます。

ただ、いきなり 33 年に新たな人口になるのかということでございますが、急減補正といいまして、急激に減少しないように、段階的に下げていくような算定でございますので、いきなりすごい額が減るということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、交通安全対策特別交付金。

11 款、分担金及び負担金。

12 款、使用料及び手数料。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 12 款、町民バス使用料、これ昨年と比較して 150 万減ということですが、単純に考えれば、定時路線バスも始まっていますし、もうちょっと増えてもいいんじゃないか、逆に増えてもいいのかなと思うんですが、その辺について説明ください。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 7 番、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

町民バスの使用料、30 年度比、150 万の減ということでございましたけれども、まず、30 年度の予算編成にあたりましては、議員もおっしゃいましたように、定時定路線バスの運行、それと、あとほかに町民バス、循環線、野沢坂下線あるわけでございますけれども、そういった部分での利用者増というのを見込んで、過去にも 580 万とかあったわけでございますけれども、それらを見込んで 600 万円を計上させていただきましたが、おただしのように、定時定路線バスについては、利用者は増えて、10 月からでございますけれども、増えてございます。循環線についても、ほぼ同じ、ちょっと微増のような感じでございますけれども。

やはりちょっと大きいのが、野沢坂下線の利用者が大変少なくなっていると。30 年度、西会津高校の 1 年生の方ですか、2 名でいらっしゃったと。過去においては、全学年で 30 名ほどですかね、いらっしゃって、バスについても、その当時、ということで、大きな 55 人乗りを導入した経緯がございますけれども、やはり近年、その西会津高校への坂下方面からの学生さんが減少傾向であるという部分でございまして、過去においては、野沢坂下線、年間で 1 万 3,000 から 4,000 近くいらっしゃったわけですが、30 年度の見込みとしては、5,000 ちょっとぐらいになるかなという見込でございますので、そういった要因がございまして、減額をさせ

ていただきました。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 使用料の中で、町営住宅等の使用料について、4,073 万円ほど計上されております。昨年度の比較いたしますと、196 万円ほど減少している。この際に、住宅の使用料、未収があるのかないのか。あるとすれば、どのような対応をされているのか、そこをお尋ねします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

平成 30 年度、まだ金額が決まっておりませんので、平成 29 年度末で申し上げたいと思います。住宅使用料は町営住宅、定住住宅、それから、定住の駐車場料というような内容でありますけれども、平成 29 年度末、トータルしますと 1,760 万ほどになってございます。その内訳につきましては、町営住宅が圧倒的に多くて、95 パーセントほどを占めております。

それで、対応でございますけれども、まず、住宅の使用料、納期限を 20 日程度過ぎますと、まず督促の文書を差し上げて、お支払いいただくように促してございます。あと、さらには、電話での催告、あとは直接職員が臨戸徴収、出向いていく。さらには、管理職で一斉徴収ですとか、そういった対応。さらには、保証人ございますので、なかなか難しいところに関しましては、保証人の方ともご相談をさせていただいているというようなところでございます。

町営住宅につきましては、主に低所得者が多いということで、なかなかそういった抜本的なところまではいってございませぬけれども、今後は県の県営住宅等の担当される方のご指導ですとか、様々な情報も収集しながら、改善を図ってまいりたいなというふうに考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この未収というのは、大変難しいところもあるかとは思いますが、いずれにしても、町政においては収入というのは、一番大事なことでありますので、その取り組みというのは毅然たる態度で進めていっていただきたいと、こんなふうに思うわけです。

ただ、私が心配することは、ご高齢の方で、いずれ施設のほうにお入りになったりしますと、そこが住所になったりすることを想定した場合に、その町営住宅をお借りになっている方が、そこ、お渡しすると、そこを明け渡すというようなことがあるのか、ないのかをお尋ねしたいところですが。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現在のところは、そういった事例はございませんが、将来、当然考えられることでございますので、その家族の方と相談するなり、十分検討してまいりたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も使用料手数料で何点かお尋ねいたします。

まず、テレワークセンターの使用料、これ微減で計上されておりますけれども、現在の入居状況はどうなっているのか。

それと、今ほど 6 番も言いましたけれども、町営住宅の使用料に関しまして、これも 190、減額で計上されております。私の認識では、町営住宅というのは高い入居率で推移して

いたのかなという思いでありますけれども、単純にこれだけ少なくなるのは、入居者が少なくなったのかなという思い、何でこう少なくなったのか。

あわせて、この教職員宿舎、これは増額になっておりますけれども、単純にこれは宿舎を使用する人が増えたということでありましょうけれども、こうなった要因をお示してください。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、テレワークセンターの入居状況ということでございますが、まず、1号館につきましては1社、入っております。続きまして、2号館、いわゆる旧諏訪保育所でございますが、そちらのほうには2社、入っているということでございます。昨年度と比較いたしまして、昨年度、1社が4月に退去したということから、その分の微減、1万円程度の微減というような形になっております。

以上でございます。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

住宅使用料が190万ほど減額で見込んだ要因ということでございます。住宅につきましては、町営住宅、それから定住促進、あとは定住促進の駐車場使用料ということで構成されてございます。それで、住宅使用料算定の方法でございますけれども、平成31年度予算編成の時期、直近で平成30年の11月の数字を採用しているわけでございますけれども、その11月分の調定額に12カ月分をみまして、収納率97パーセントほどを見込んで算出した結果、196万3千円ほど減額となったということでございます。

ただ、住宅の入居状況でありますけれども、町営住宅につきましては、直近、3月の公募の段階でありますけれども、2部屋、今、空きがありまして、毎月1日になりますと、その情報を更新して、ただいま募集中でございます。

あと、定住住宅のほうは、この時点でありますけれども、4部屋ほど空いておりますが、ただ、住宅のほうも多少年の中で出入りがございますので、そういったプラスマイナス、ちょうどその11月のときには、若干そういった影響というのがあったのかなとは思いますが、そういった、先ほどご説明したような形で算定した結果ということでございます。

これからも毎月、きちっと空きがあれば速やかに募集を開始するというところでやっていきたいと思っております。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 それでは、私のほうから教職員宿舎使用料の増額の要因につきまして、ご答弁を申し上げたいと思っております。

これ前年度の比較ということになります。前年度、平成30年度予算につきましては、入居者6名で見込んでおりました。これは29年度の実績が6名だったものですから、平成30年度も6名で見込んでおったわけでございますが、現在、11名が入居されております。こういことから、来年度予算につきましては、10名ということで、増員で見込んで、この使用料が増額になったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、テレワークセンターに関しましては、入居者数は1号館が1社、2号館が2社ということでありますけれども、空きがどのくらいあるのかお示しいただいて、これやっぱり、施設の有効活用という意味合いからも、やっぱり入ってもらう努力、ご努力はどんなことをされているのか、それをお示してください。

町営住宅に関しましては、いわゆる算定によって調定額だということでございますから、いわゆる入居者数、入居率に関しては、そう変わっていないという認識でよろしいですか、その点をお尋ねします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 入居率ということでお答えいたします。

住宅、先ほど申し上げましたように、毎月1日現在で空きがあれば、速やかに募集することによって申し上げました。ちなみに2月段階ですと、町営住宅、3部屋。定住につきましては、逆に2部屋の空きしかなかったというようなことでございまして、年間ずっと見ましても、だいたい1部屋、2部屋くらい空いている程度で、ほぼ満杯のような状況でございます。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、テレワークのテレワークセンターの空き状況ということでございますが、まず1号館につきましては、4部屋中、先ほど1社と申し上げましたので、3つの部屋は空いております。2号館につきましては、3部屋がございまして、今、2社入っているということでございますので、1つの空きというような形となっております。

入居に向けたPR方法ということでございますが、こちらのほうにつきましては、今現在、町では創業支援事業というような形でやっておりまして、今年も一応5名の方が受けていただいたということになっております。またその方々に対しても、利用はできますよという部分もPRしておりますが、現在こういう空き状況になっているという部分で、一応テレワークセンターについては、いつでも空いておりますのでということで、起業できる方の部分についても相談は受けているという部分でございます。

○議長 13 款、国庫支出金。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 国庫支出金の関係でございますが、社会資本整備総合交付金、これが3事業、ちょっとあります。道路事業、都市公園事業、それから、地域住宅計画事業。この中で、総体で2億4,249万円ほど計上されております。その中の道路事業、3,267万円ほど増になっている要因。

それから、都市公園事業の中で、マイナス9,260万、ああ926万、これの減った内容。

それから、住宅計画事業の中の139万2千円ほど減になっております。この要因などをちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず社会資本整備総合交付金、道路事業、3,200 万ほど増えているという要因でございます。これ内訳としましては、改良工事、あと除雪、あと舗装、あとはグレーダーの購入、それから今年ですと、橋梁補修で新町橋、あとスノーシェッド、そういった、概ね事業を予定しておりますが、毎年事業量、事業費が変動しております。それで今回、特徴的なところで申し上げますと、実施計画のところでもお話申し上げましたが、グレーダーを初めて導入するということございまして、除雪路線、170 キロほど延長が長いものですから、なるだけ効率化、スピード化を図りたいということで、グレーダーを導入する計画があります。あとは、新町橋ですね、あの西会津高校の下のところの、平成 30 年度の引牧橋と比べますと、やはりサイズが違いますので、ここも事業費、事業量ともに増えておりますので、主にはこの 2 つが要因でございます。

あと、住宅の関係でございますけれども、こちらは 139 万 2 千円ほどの減ということでございます。平成 30 年度におきましては、西原住宅の屋根塗装 8 棟分を行いました。平成 31 年度に予定しておりますのは、同じ住宅でも西林東住宅の屋上の防水工事、これを予定してございまして、そのほかに、家賃の低廉化の補助がございましたけれども、今年、事業量、やっぱりこれも事業費が若干変わってございますので、その分で若干下がったというような内容でございます。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 まず、社会資本整備総合交付金、都市計画事業についてお答えいたします。

926 万円ほどの減額の要因は、ということでございますが、一応平成 30 年度につきましては、さゆり公園の野球場のスコアボードを改修、いわゆる設置したということ、改修工事をしたということで、そのため、補助金が 926 万円ほど減額になったということでございます。30 年度当初では 3,451 万円ほど見込んでおりましたが、そのため減額となったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 1 点だけお伺いします。個人番号カード交付事業補助金ですか、142 万 5 千円、これは過去にはなかったものなのか、新規であがっているようなんですが、この 142 万 5 千円で、金額はそれほどではないんですが、新規に補助があたった理由。そして、金額の中身についてお示してください。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 9 番、三留議員のご質問にお答えをいたします。

個人番号カード交付事業補助金でございますけれども、対前年度比、全額アップというような内容でございますが、これにつきましては、個人番号、マイナンバーカードに関する経費でございまして、平成 30 年度は、平成 29 年からの繰り越しでございましたので、30 年度はゼロということではございますけれども、29 年度からの繰り越しの部分で、その事業はございましたので、新規ということではございません。

○議長 暫時休議します。(12 時 02 分)

○議長 再開します。(13 時 00 分)

14 款、県支出金。

15 款、財産収入。

16 款、寄附金。

1 番、三留満君。

○三留満 何点か伺いたいします。

一般質問等でポータルサイトの数を増やすということになってはおりますけれども、それはどの程度増やすのか。そして、その経費はどのくらいであり、また、それは今次の、31 年度の予算の中に組み込まれているのか、その点と。

改めて伺いますが、私、初年度の目標設定の 3,000 万円というのは、十分、期待値も含めて、これは了解できすけれども、31 年度予算案の、この 3,000 万円の根拠について、改めて伺います。

先日の一般質問の中で、課長が職員一丸となって目標達成に努力する等の答弁がありましたけれども、私はこれは、非常にやはり職員に無理を強いるようなことになりかねないのではないかと、非常に危惧を持っております。この 9 カ月の経過を見れば、初年度の 3,000 万円というのは、我々も大いに期待をしたところがありますから、十分これは私も納得できるわけですが、しかし、今次のこの 31 年度の 3,000 万円というのは、非常にこれまでの、1 年といいますが、9 カ月の経過を踏まえれば、やはりハードルが高過ぎて、職員に過剰な要求を、こういうことで問題が発生することにならないのかということ、その点を伺います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 1 番、三留議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、予算において、新年度、ポータルサイトについてでございますけれども、これにつきましては、現在、ふるさとチョイスというサイトでやってございますけれども、新年度におきましては、ポータルサイトを想定しておりますのは、あと 3 つほどを増やして実施をしてみたいと考えてございます。ふるさとチョイスというのは、最大のサイトだとは言われておりますけれども、また、サイトにもよりますが、いろいろな顧客と申しますか、見られる方も、層も違ってございます。現在想定しておりますのは、例えば楽天のサイト、楽天のサイトですと、アクセス数が月間約 2,700 万人といわれてございます。こういったのですとか、あと、例えば、ちょっと富裕層をターゲットにしたようなサイト等もございますので、こういった中から、あと 3 つぐらい増やしながら、やはり見ていただく方、まずそこが一番だと思いますので、その閲覧者数を増やしていきたいというふうに考えてございます。

それと、経費的な部分でございますけれども、これにつきましては、委託料と、あと町予算のベースの中で、例えばサイト使用料でございますけれども、そういった部分に分かれてはございます。で、委託料につきましては、業者へ、その業務を委託して、例えば、今申し上げました楽天のサイトですとか、ほかのサイト、こういったサイト用に構築を、西会津町のページの構築をしていただく費用等も、ポータルサイト構築費用という部分でございますけれども、これは委託料に入っております。

あと、そのほかに、例えばインターネット使用料ですと、これは 14 節の町の使用料であげまして、町のほうでお支払いをするというような部分でございます。

それと、その3,000万円の根拠ということでございますけれども、現在もその3,000万円に向けて、まだ年度でございますので、努力はしているところでございますけれども、先日のご質問から、今もちょっと入ってございまして、今、400万円を超えたような状況ではございますけれども、今後においても、まだ2週間ございますので、努力をして、その目標に近づけていきたいというふうに考えてございます。

来年度も3,000万円あげさせていただきましてけれども、もちろん今年も3,000万円、まだ現在進行中でございますので、取り組んでまいりますけれども、やはりその3,000万の数値を1つの目標として頑張っていきたいというふうなことで、あげさせていただいた部分でございます。それが今後、実績によって、そんなことは言えないですけれども、またそれを増やしていったりしていくような努力もしていきたいというふうに考えてございます。

で、各課職員一丸となって取り組むということでございますけれども、これにつきましても、私どもの課だけでは、やはり到底難しい部分もございますので、町のイベント、あとその町外に出てのイベント、あと各課で講演会等々、いろいろな催し物ございますので、そういったところで職員の協力をいただきながら、その周知の部分について一丸となって取り組んでいきたいということでございます。決して職員の皆さんにもご協力をいただきながら、みんなで取り組んでいきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 そうすると、現状でもいいんですが、役場全体で、この事業に関わる時間といえますか、どの程度、そういうデータは持っておりませんか。要は、なんていうかな、寄附金にかかる事務的な、時間的な、職員としてね、かけている時間というのは、そういうデータは持っておりませんか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

データという部分でございますけれども、まず担当課であります町民税務課におきまして、担当職員が、それが全ての事務ではございませんけれども、事務を担当しておりまして、毎日その例えばサイトのチェックと申しますか、業者とのですね、打ち合わせであったり、あと月1回に、その業者と振興公社、よりっせを含めた打ち合わせ等々もしてございます。やはりその事務に関して、相当数な、相当数なといえますか、時間は、ふるさと応援寄附金に関しての事務として費やしております。

あと、その職員の皆さんには、うちの課だけではなくて、先ほど申し上げましたイベント等でのPR等において、いろいろやっていただいておりますので、その集計という部分はしておりませんけれども、皆さんにご協力いただきながらやっているという実情でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 関連するところがあるかもしれません。このふるさと応援寄附金、この財源をもっているんな事業に充当するという決意を聞いたことがあります。じゃあどの程度のお金が残って、そのほかの財源に充てることができるのかというのが1つと。

この3,000万をあげることによって、本当に達成することができるのか。

それから、今現在、サイト等にかけている費用、400 万円という金額が今あがっている。そのものに対しての費用がいくらかかっているのか。そこら辺のところをお尋ねします。

○議長　それは30年の、今31年のやつをやっているのですが。

○猪俣常三　今言ったのは、この3,000万の31年度で、これは達成することができるのかということをおただししましたから。

○議長　それは分かりましたが、その400万どうのこうのというのは。

○猪俣常三　今、400万あがっているという課長の説明であったようだから、30年の。それに対する経費が、今どの程度かかっているのかということをお尋ねしたわけです。

○議長　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　6番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、使い道と申しますか、でございますけれども、現在も使い道につきましては、サイト等でもお知らせしておりますように、5項目ございます。子育て応援事業、地域活性化応援事業、健康づくり応援事業、自然環境保全応援事業、それで、特に指定がなくて町長の認めるものという部分でございますけれども、現在、寄附されている方のほとんどは、特段1から4番までの指定は特にございまして、町長が認める事業というようなことで、ご寄附をいただいているのが実情でございます。

先ほど申し上げました30年度で申し上げますと、先ほど申し上げました、今、400万ということでございますけれども、これらも財源充当につきましては、財政担当のほうといろいろ話ながら、その充当先、これを有効に使っていきいたいというふうに考えてございます。

それと、30年度、これも30年度、先ほど申し上げました400万ちょっとでございますけれども、経費的な部分は委託料、あとそれと、返礼品の品物代、約3割でございます。それと、送料、送料、結構かかるものでございまして、それ等々で1,020万ほどかかってございまして、まだ支出した額には、寄附額が及んでいないというような実情でございます。やはりこれにつきましても、まだ何回もご答弁申し上げますけれども、寄附額のアップに向けて今も取り組んでおりますし、31年度も引き続き取り組んでいきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

31年度当初予算でございますけれども、これにつきましても、今、歳入の部分でございますけれど、3,000万、そして歳出このあと出てまいりますけれども、2,000数百万でございますけれども、なるわけでございますけれども、やはりその3,000万という1つの目標に向かって取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　30年度の結果、それから31年度への向けた3,000万、これは達成する覚悟の考え方で私は受け止めましたけれども、実際、2,400万以上の金が先行するということに対して、本当に3,000万、よほどの決意を持ってやらなかったら、このお金、貴重な税金をつぎ込むわけですから、今の段階で3,000万に対する400万ということになると、15パーセント、14パーセント程度でしょう、それしかあがないということになったら、町民の皆さんはどんなふうを考えているのか、そのお気持ち汲んでみたことがありますか、お尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと納税、本当に皆さんに心配をかけていますけど、皆さんのお話を聞いていると、大変申し訳ありませんけど、いわゆる3,000万円達成できなかつたら、その責任はどうだということなのか、あるいは、達成するまで頑張れよということなのか、ちょっとそこがね、私は、私自身もあんまりそういうふうに取りたくはありませんけど、今、この3,000万を目標に努力して、3月31は土日だから、29日までしかありませんけど、そこまではやっぱり何が何だって努力をするということは、この前、一般質問でも申し上げました。で、これは本当に町民の皆さんの税金ですから、それは6番議員が言うとおり、達成できなかつたらどうなんだという、その考えも一方にはあると思います。

ただ、やっぱりこれ単年度でだけ考えてもらえると、ちょっと私は困るなど。で、ほかの自治体で億の金を集めている、1年目からそうなったわけじゃないですよ。2年目、3年目から、ようやく一定の金額が毎年入るようになった。だから、1年目はやっぱり初期投資、これはやっぱりある程度しょうがないと思います。2年目、3年目になって初めてある一定の量が定期的に入るようになればですよ、これ将来的に5年後、10年後のことを考えたならば、確かに今は3,000万に向けて、今、努力はしています。それにかける2,000数百万、経費がかかります。でもそれは、その基礎をつくるための財源というか、投資ですから、そこはやっぱりちょっとご理解いただいて、もうちょっとやっぱり短期間じゃなくて、もうちょっと先のことを考えて、もうちょっと頑張れよと、こういうようなご指摘だと、私らももっともっと頑張らなければならないわけですが、なんかそれが達成できなかったことの追求だけでね、終わってしまうと、やっぱり私は、ちょっと、そうだったらもうやらないしなくなってしまうですよ。そういうこと言われたら、無理して皆さん、さっきね、職員が、いわゆる無理していないかというような話ですから、ある程度、やっぱり結果を出すには、少し無理をしないと私はいけないと思うんです。でも、それは基礎ができてしまえば、あと2年目、3年目から楽になるわけですから、だから、そういうことを考えたときに、もう少し、2年後、3年後をこう見ていただいて、ようやく今、去年から始まったばかりですから、ぜひそこは理解をいただいて、いろんなアドバイスをいただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の思いは、私も受けましたが、いずれにしても、町長という立場から、全て事業を達成すると、その思いはみな同じだと思います。ただ、達成するにあたって、この事業を町長の手腕としては、達成することが全てだということがあるものだから、いろんな面で、これだけ強がりをもって予算をあげられたというふうになりますと、大変職員の皆さんもご苦労なさるのではないかと。できるのであったら、職員の自らの手で、いろいろとやるのが一番いいのではないかとというふうには考えています。出費の部分だってある程度緩和されるであろうという思いで、私はお尋ねをしているわけであって、そこら辺のところをお尋ねをしておきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 おっしゃること、十分分かります。ふるさと納税、本当に、今、厳しい状況にありま

すけど、31年度の3,000万円、これは今年の29年度の反省をしたうえでね、失礼しました30年度、30年度の反省をした上で、31年度、どういうやり方をするかと、ここを検討いたしました。で、ここをこういうふうにすれば、3,000万円は決して私は高いハードルじゃないなど。

1年目でそういう、なんて言いますかね結果が出て、まだ最終的な結果は出ていませんけれども、その反省の上に業者と、それから町側と、そして、そこで今後の方針まで検討した上で、3,000万円という数字を積算したわけでありますから、そこは、また来年の議会で皆さんから追及受けないように、しっかり頑張っていきたいと思います。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　17款、繰入金。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　先ほどの総括質疑の中でも話ありましたが、この庁舎整備基金、今回、繰り入れありますけれども、この庁舎整備に関しましては、ほぼこれ事業が完了したのかなと、私、認識しておりますが、先ほど総務課長の答弁では、公共施設等々の維持管理なんかに使えるように、とも考えがあるというようなことでありましたので、この基金をそのまま残しておいて、そんなこと使えるのか、あとは名前を変えるとか、何か方策を考えているのか、それをお尋ねします。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　庁舎整備基金についてのご質問にお答えをいたします。

平成31年度、516万円、基金を繰り入れして予算を編成いたしました。この繰り入れて何に充当するかということでございますが、1つは、奥川みらい交流館脇の体育館でございます。そこ雨漏りがしているということで、その屋根の改修費用が1つでございます。それからあと、この本庁舎の網戸の設置ということで、夏場、夏といいますか、そんなに暑くないときはエアコンをかけないで、網戸を設置すれば、戸を開けて十分職場環境を整えられるということで、その網戸の設置費用、この2つを庁舎整備基金を繰り入れて行うということでございます。

今後、先ほど答弁申し上げましたが、かなり公共施設老朽化してございます。修繕費についても、年々これからかかっていくということが予想されますので、なかなか大きな修繕が出たときに、一般財源で手当するというのもなかなか厳しい状況でございますので、今後そういった公共施設の維持管理的な基金についても、この庁舎整備基金から、そのままにしてそれができるのか、それとも新たに公共施設の維持管理基金として新たに造成するのは今後の検討課題でございますけれども、そういったことでできれば、そういった施設の維持管理に充てる基金を今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　分かりました。そうすれば、その庁舎整備基金に関しては、底をつけば、別な形の基金を立ち上げるような形では考えているけれども、これを残したまんま積み増しをするということは考えはないということでしょうか。

○議長　新田総務課長。

○総務課長 庁舎整備に関しましては、一応平成 30 年度に完了ということでございますので、今後はその他の公共施設の整備に充てる基金ということで検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 18 款、繰越金。

19 款、諸収入。

20 款、町債。

続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

2 款、総務費。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点お伺いいたします。2 款、総務費の上から 5 段目ですか、ホームページリース料に関してお伺いいたします。先日、企画のほうで、この費用に関しての内訳等は丁寧に説明していただきました。多言語化の分の 70 万 7 千円の追加という説明を受けたんですが、この費用に関して、前年度からずっと引き継がれているようですが、ホームページのリース料、もしくはそのホームページの管理に関して、有効に使われているかどうかという評価、検証というのはされているかどうか、そこをお伺いいたします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 ホームページのリース料の件でお答えいたします。

このホームページリース料につきましては、町が運営していますウェブサイトの構築料、それから運用に関する費用を外部に委託しているものをリース料として、5 年間の長期継続契約を行っているものです。その 1 年分がここに計上されているのと、来年度は、議員言われたとおり、多言語化も検討していくということで、その分も増額するようなことを想定して、この金額を載せてございます。

このホームページの管理については、町内部で各課の職員によるホームページ管理検討委員会というものをつくっております、ホームページをどうやったら町民の皆さん、それから、町外の方に見やすいものになるか、情報をどういうふうにしたら適切に発信できるか、そういったものを各課の職員によって検討してございます。

ただ、内容につきましては、ご指摘いただいてもありますが、まだまだ不十分な点もございます。情報、必要な情報が出ていないといわれるようなご指摘もいただくことがございます。今後、今申し上げました管理検討委員会におきまして、もう一度点検いたしまして、内容の充実、必要な情報の掲載、それから、町の魅力の発信、こういったものに努めていきたいというふうに考えております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 今、課長がおっしゃったとおりで、この町が、今どういう活動をして、どういう動きがあってというのを、町外の方、町内の方含めて、全ての方々が目にする、一番、今最近のね、時代に合わせたニーズとしては、このホームページというのは非常に重要だと私も思います。

ただ、私がここに来る前も、朝もちょっとチェックしたんですけれども、今、課長は検討委員会のほうで検討されているというお話なんですけど、課によって、はっきり言って、その情報の更新に関する頻度が全く違うところがありました。ひどいところは2年間も、何でしょう、ずっと情報が変わっていないようなところもあって、せっかくこれだけの大金をはたいて買った、リースお願いしているそのホームページ事業に関して、非常にちょっと有効活用されていないんじゃないのかなと、その検討委員会というのがあるというのは分かるんですけども、会はあるけど実際はやっていないというところもちょっと見受けられたんですけども、その辺、つくった企画さんが、全て管理するというのはちょっと違うと思うんですね。作るまでは一生懸命やったのは分かるんですけども、その課をまたいで、そういったところは各課に任せるんじゃないなくて、せっかくのこのお金ですから、これだけの多大な投資をしている部分でございますので、そこはちゃんと、皆さん各課が使っているかどうか、全体を統括するところだと私は副町長かなと思うんですけども、やっぱりその辺で、きちっとチェックして、せっかくのこれだけの大金をはたいているわけですから、このお金が使われているかどうか、有効に情報が発信されているかどうかということ、チェックしたほうが、この予算としては非常に効果的ではないのかなと思いますが、なんて言ったらいいのかな。チェックしますか。チェックはどこでやりますか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

ホームページ、私も何度か見ておりまして、確かに更新されていないところがあるのは、最近になってですけども承知しております。どこがチェックをしていくのかということでございますが、必要な更新があるのかどうかということに関しては、やはり原則、その所管課でないと分からないというふうに思っております。

ただ、いつまでも更新が入っていないというのは、全体的に見れますので、そういったことについては、私のほうでもチェックしながら指示を出していきたいと思っております。ただ、原則は、やはりそのときに必要な情報があるのか、出すべき情報があるのかどうかということに関しては、それぞれの担当課が一番分かることでございますので、担当課の中において、基本的にはチェックできる、チェックされる機能が果たされるような仕組みでやってまいりたいと考えております。今後、きちんと更新されるような体制をつくってまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この若者向け住宅整備事業につきまして、この西会津町で働く従業員の、外国人の従業員の皆さんが、このアパートに入る可能性はありますか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

来年度整備を予定しています若者向け住宅の件であります。この住宅については、想定しているのですが、第一は町外から西会津に通勤される方、こういった想定しています単身者、または二人世帯向けの住宅というのが非常に不足しているという状況に対応するものでありまし

て、それについて、そういった町外から通わずに、町内に居住できると、移住定住を実現できると、そのために整備するものであります。

外国人の方の入居についてですが、特に制限するものではありませんが、現在の状況からしますと、町にいらっしゃる外国人の方については、技能実習生の方が多いかなというふうに考えております。特に制限するものではありませんが、そういった方というよりは、町外から通われている方ということで想定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それは周辺住民の皆さまにお話しましたか、集まりで。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

周辺住民の皆さんを対象に説明会を行った際にも、そういったような質問が出されましたので、やはり同じような説明を申し上げました。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 説明不足だと私は思います。このままだと、私は反対であります。

○議長 そういふものではありません。そういふのはないから。

○渡部憲 分かっています。議長最後。

○議長 きちんと質問してください。でないと止めなくてはいけなくなりますから。

○渡部憲 これね、本当にちゃんと周辺住民の方に説明を、ちゃんとしてください。この外国人が入るか、入らないか、ちゃんと周辺住民の方に、説明会でちゃんともう一度、もう1回、2回やるというから、そのときはちゃんと説明してください。説明できますか。

○議長 質問にしてくださいと言っているんです。質問の形式にしないと要望とかあれではだめだからと言っているんです。そういうのがあなたの考えであって質問にしてくださいと言っているんです。私としては、そうでないと質問として認められられなくなるから。

○渡部憲 この次の説明会で、ちゃんと説明できますか、住民の皆さんに。そういうことです。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

そういった外国人の方の入居についてご質問が出た際には、十分ご説明したいというふうに考えます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私もちっと、その若者向け住宅について伺います。この4月以降に周辺住民の皆さんと意見交換会を実施するとなっておりますが、どのような方法で、まず進めようと考えているのかと、これが1点と。

それから、公募型プロポーザルの実施で決定するということなんですが、この募集の範囲は、例えば県内なのかとか、もっと広い意味でやるのか、会津なのかという点をお伺いします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

まず、今後、住民の皆さんを対象とした説明会の開催であります。まず、現在、旧野沢保

育所の解体工事の発注を行っております。それにつきまして、工事着手する前に、一度皆さんに工事の内容をご説明したいということをまず考えております。その次ですが、今度、今の建物撤去されましたら、今度は建物の整備工事と、建築工事になるわけですが、これについては、今、公募型プロポーザルといお話ありましたけれども、この発注の手続きを終えてからになるのか、この前の段階になるのか、その辺は検討させていただきたいと思いますが、プロポーザルで請け負うようになりました事業者、これ決まりましたら、その設計の前には皆さんの、周辺住民の皆さんの意見をお聞きして、それを反映させる、反映させた形で設計を組んでいきたいというふうに思いますので、実施設計の前には、やはり説明会、または意見交換会、実施したいというふうに考えております。

それから、公募型プロポーザルの範囲ということですが、現在、まだ要綱等、決まったものはございません。ただ、指名ではなくて公募ということで、広く、どの辺まで広くか、これから検討ですが、それは県内にするのか、会津管内にするのか、全くその制限を設けないのか、こういったところはこれから検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私も 12 月議会でもちょっと質問しましたけれども、やはりどうしても、この地域は、この雪の問題が避けて通れない。そうした中で、特にこの保育所の跡地については、やはり除雪といいますか、十分な除雪場所が確保できるのかという周辺住民の皆さんの、非常に大きな危惧があるわけですね。ですから、そのようなことに対して対応するためにも、やはりこれまでもいろんな工事で、例えば認定こども園や、小学校のプールにしても、やはり前も申し上げましたように、やっぱり雪のことでいろんな、やっぱり変更があったり、あるいは想定外のことが起きたりということがあったわけですね。そういうことに十分対処できるような、やはり、例えば業者さん、そのプロポーザルの提案される業者さんを決める場合もですけど、と同時に、ここに関わるには、やはり特に雪の問題については、その地域の住民の皆さんと、やはり本当に膝を交えて、本当に検討して、意見の合意を図るべきと、そんな思っているんですけども、町としてはどのように考えておりますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 まず、先ほど答弁申し上げましたプロポーザルの公募の範囲ということですが、先ほどは制限なしにと申しましたが、できるかぎり、極力、会津管内ということで考えたいというふうに思います。

それから、除雪、雪対策の件でございますが、周辺住民の皆さんからも、そういった意見は多々出されまして、今、道路除雪の排雪場所に使っておりますので、敷地の半分はそういったことで、今までどおり排雪場所として敷地の一部は残したいという考え方でございます。

それから、建物、また外構工事におきましても、雪に対応した、雪国仕様のもので、支障のないように除雪等の支障のないように考えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 ちょっとくどいようになるかもしれませんが、やはりこの、今年のような雪であれ

ば何の問題もないんですけれども、昨年度のような、毎日のように雪が降り続くということになると、そう容易なことではないわけですね。それで、やはりこの企画、実際に計画を立てる段階で、やはり、例えばあそこの除雪に関わっているような人たち、方のね、やっぱりオペレーターの意見も聞くとかね。具体的に取り組みをやっぱりして、本当にやる限りは問題のないようなことをやるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　若者定住住宅の、これからの進め方について、私はやっぱり、この西会津の雪の実態を分からないところに設計を頼むこと自体が、私はこれはやっぱりちょっと、なんて言うのかな、だめだとは言いませんけれども、よく分かっている業者に、やっぱり頼まないと、いわゆる認定こども園のような、あるいは小学校のような形になっては、私はいけないなというふうに思っています。

ですから、やっぱりこの雪の実態をよく知っている業者に、やっぱり設計をしてもらう。それと、やっぱり地元の業者といいますかね、できるだけやっぱり、いわゆる、何だかんだ言っちゃって、一番ここで建物を建てるときには、雪を第一に考えないといけないと思います。そういう意味で、その、いわゆる業者の選定については、そこはやっぱり最大限、なんて言いますかね、重点的に考えた進め方をしてまいりたいなというふうに思っております。

それから、除雪の場所ですけれども、今、確保しているスペース、あれ以上小さくする考えはありません。ですから、建て方もそうですけれども、雪の落ちる方向、それから隣の家との間隔をどれだけ離れたらいいのか、ここもやっぱり、これがやっぱり隣接の皆さんとのお話を聞かないでは、一方的に設計はできませんから、実際にこれから設計に入るについては、今、1番議員からもいろいろお話ありましたけれども、いわゆるあそこに関係する方に、いろいろ意見を聞いて、それでみんなから、これならいいべというような、そういう建物にしていきたいなということでもあります。その都度、住民の皆さん、もちろんそうですけれども、議会の皆さんにも事前にそういう説明をして、またご意見をいただきたいなと思っています。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　若者定住にちょっと関連して、確認したいんですけれども、間もなく解体が始まるわけですが、あの場所については、文化財については問題ないんでしょうか。というのは、役場庁舎に建設にあたり、文化財の確認のために1年近くが遅れたわけです。その点をお聞きします。

○議長　生涯学習課長、成田信幸君。

○生涯学習課長　お答え申し上げたいと思います。

かつての野沢保育所のあった場所については、はっきりとは分からないんですが、町史によりますと、昔、出張の裁判所があったというような箇所でありまして、それ以外の文献等が残ってございませんので、それだけ、今の段階でつかんでいる状況でございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　2番目で聞こうと思ったんですけど、町では今ある保育所を、以前は裁判所として使われていたと説明がありました。私も確認しました。それで、昨年の9月議会において

なんですけども、そういったことが文化財の確認とか、かつて裁判所があったとかという資料なり説明があれば、また違った議論ができたと思います。我々は町から提案されたものに対して、質疑、検討するわけです。その点、なぜ昨年の9月に、話があったとき、2つの点を示さなかったのかお聞きします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今ほど申し上げましたのは、出張で行っている裁判を行った場所ということで、常設の裁判所ではなかったということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 また補足で申し訳ございませんが、今ほど申したように、あそこについては、裁判所ではなく出張で来たときの裁判を行った場所であり、また、そういう遺跡の地図上には特に明示はございませんので、申し添えたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 出張裁判所ではありますけど、私がなぜそれを申しますかというと、複数の町民の方に言われました。子どものころですけども、あの前を通るときには、一礼して通ったといわれる場所です。だから、そういったのが町民の中にある方もいるから、もう少し丁寧に説明して進めるべきではないかというふうに私は申し上げたいんです。その辺をお聞きします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えします。

先ほど申しましたように、あの場所は、そういう地図上で、ここということで明示されておられませんので、特に発掘とか、そういったものの必要はございませんので、申し添えたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1つお尋ねいたします。ページ、34ページのところに、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業の件につき、462万が計上されているということであります。これは、先般、企画課長のほうから、お国は示されて、そして、加工物との交流を図っていきたいということで干し柿が出てきたということがありました。ただ、その場合に、今、仲介をしてくださった方がいるんであらうと思います。それは、どういった動機であったのか。

それからまた、介護、介護となると、これ外国人の方ですので、言葉というのは一日二日では到底できないことだから、言葉が分からないということであります。もちろん介護となった場合に、国家試験というのが出てくると思います。日本人の方でさえも非常に難しいのでありましようから、外国人の方に頼るということである関係、この教育機関として本町において、単独では簡単ではないのではないかと、簡単に本町だけでおやりになるのか、そういった場合に、住民との生活環境や、あるいは住まいのこと、それから諍いもあらうかと思ひます。そういう治安維持の面から難しいのではないかという、私は危惧をしているところでありますが、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 猪俣議員の外国人介護人材育成教育機関設置調査事業の質問についてお答え

いたします。

この事業については、平成 29 年度と 30 年度にかけまして、新産業創出事業、この事業につきましては、現在の国の社会情勢、または町の人口減少、少子高齢化、そういった現状を踏まえて、それから町の資源、強みを生かして、どんな産業が今後西会津町に、これからの活性化に向けて有効かというようなものを調査いただく事業でございます。これらの調査の委託先が、東京のほうのコンサルティング会社に委託しておりますが、この、そこから、今年度調査の中から出てきた提案の 1 つが、この介護人材の教育機関の設置事業でございます。

詳細は、今後 31 年度に調査するということでご了解いただきたいと思います。今、質問にありました仲介先はどこか、それから、単独でできるのかというようなところにつきましては、仲介先につきましては、今のところの想定ですが、ベトナムのほうの教育機関、大学、短大、日本語学校等ありますので、そちらのほうと連携できないか、そいんなところも探っていきたいということで、まだ決まったわけではございません。

それから、住民との関係ということですが、これについても、住まいをどうするのか、何名くらいその人材を受け入れるのか、その辺も詳細はこれからですので、検討の中で、どういった住まいがいいのか、スムーズに受け入れていただくにはどうするのか、そんなあたりも検討していきたいというふうに考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお尋ねしますね。先般、17 日のテレビを見ておられた方、知っておられたかと思います。私も聞いてびっくりの話、それは、ベトナム国の方が、日本に入国されて、それで、技能実習生、または大学生、あるいは留学生の方であるそうです。学ぶ中で、事件に巻き込まれて尊い命を奪われているとの報道であったわけ。これは大変だと、じゃあもしや、本町にそういう国の方をお招きして、町の人口減少を補っていただくという想定をされているということになったときに、今、先ほど申し上げたように、近隣の生活環境とのトラブル、静いがないようにしていただかなくちゃならないと、相当配慮が必要であろうと、相手は言葉、分からないわけですから。だから、そういうのを簡単に全部やろうとすると大変ではないのかなということを危惧してならないわけです。その点を、こういう事例、事例が出てきているから、どのように対処されるのかお尋ねします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回想定しております教育機関ですが、介護福祉士の養成施設ということで想定しております。それで、受け入れる外国人の方たち、今のところベトナム人留学生ということで考えておりますが、この受け入れるのにあたって、今のところの想定ですが、これも決まったものではありませんが、やはり現地でそういった選抜の試験を行いまして、意欲もある優秀な学生を招致していきたいというふうに考えておりますし、日本語についても、相当程度、日本語のできる留学生ということで考えておりますので、ご心配いただいたようなことはないということと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　私は2点ほど質問いたします。

まず第1点目は、協働のまちづくりアドバイザー委託料、これ初めて600万出ているんですが、この内容といいますか、その辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

あともう1点は、今ほどから若者向け住宅整備事業について出ていますが、今年は1億9,600万の予算だと、そういうようなことは概算でそういう事業費が出ているということは、だいたいその建物をやるのか、債務負担行為で来年また、残りの予算で外構の工事になるのか分かりませんが、その辺についての、まず説明をお願いしたいなと思います。

○議長　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　まず、協働のまちづくりアドバイザー委託料の件でございますが、これについては、外部の専門家を招致するものでありまして、現在の想定としては、職員の人材育成のアドバイスだったり、町民会議いろいろありますが、そういった住民参加のやり方、そういう方法をアドバイスいただいたり、来年度予定しています、まち・ひと・しごと創生総合戦略、そういった策定のアドバイスなんかもいただきたいというふうに考えております。

この事業については、こういった事業名では今年初めてあがってまいりましたが、これは今年度もやっております、これは総務省にあります地域力想像アドバイザー制度、そういったものを利用してやってございます。これについては、特別交付税措置がありまして、年間560万が措置されるということで、こういった財源も活用しながら、そういった専門家を招致してまいりたいというふうに考えております。

それから、若者向け住宅の事業費の計上の件であります、今年度、1億9,600万、それから債務負担行為で金額載せてございます。総額合わせて2億8,000万の事業費を見込んでございます。これについては、2カ年で建物の整備、それから外構も含めてですが、行う予定で、31年度は7割程度の進捗を見込んで、事業費の7割を計上させていただいたということでございます。

○議長　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　今の協働のまちづくりアドバイザー委託料については分かりました。国の補助金、そういったものを充ててやっているということで、大変いいことだなというふうに思っています。

次の2点目の、若者向け住宅のことに関して、これは町民に対して、周辺住民に対して、これを説明をなされているのか、いないのか、伺いたいと思います。

○議長　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　お答えいたします。

この若者向け住宅整備につきましては、周辺住民の皆さん、主に野沢4町内、5町内の皆さんを対象にですが、説明会を開催してございます。1回目が10月1日に開催いたしまして、それは4町内、5町内の住民の皆さん、それから2回目が、10月15日に、これは敷地に隣接されている住民の皆さん、こちらを対象に意見交換会やってございます。3回目が、11月14日、これも4町内、5町内の皆さん対象ですが、住民説明会というところで開催して、事業の概要の説明を行っております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長のほうから、これまでの経過といいますか、若者向け住宅整備事業についての経過についてあったわけではありますが、これを見ると、やはり議会の議決を経てから 3 回の住民説明会をやっていると、この 2 月に若者向け住宅に関するニーズ調査、アパート実態調査、そして 9 月までの旧野沢保育所解体工事関係補正予算、これは議会の議決を経るまで、その計画の段階の中で、なぜその町民説明会を開けなかったのか、その辺は私にとっては疑問であります。その辺についてはどのような。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

9 月にこの関連予算として旧野沢保育所の解体工事の予算をご議決いただいています。議員、議会の皆さま、議員の皆さまには、6 月の段階でこの整備については、1 度全員協議会で説明させていただいているというふうに思います。町のこれは、今回の考え方でしたが、やはりこの関連予算、ご議決いただいてから住民の皆さまにというような流れで考えてございましたので、今回はそういった手法を取ったということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2 番、薄幸一君。

○薄幸一 3 点ほど伺います。

集落支援事業、これが 892 万 7 千円が、660 万 5 千円増えております。この増加した要因と、あとその下にありますコミュニティ育成事業補助金、218 万円が、前年比、比べまして 385 万円が安くなったという要因。あと、減額、減額の要因と、あと、今ほどの若者向け住宅事業についてであります。今ほど会津地区の業者をお願いするということは、やはり雪対策についても詳しい人が、私は本当にいいと思いますが、プロポーザルしていただいても、こっちの役場側の立場の人、誰が決めて、あと、どういう専門家というんですかね、判断する要因というのは、やっぱり専門家がやらないと分からないと思いますけど、そういう専門家はいるのでしょうか。

以上であります。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答えいたします。

まず、集落支援事業の事業費の増加の要因でございます。今年度、集落支援の、来年度、31 年度に集落支援の拠点施設として、今年度、町で奥川中町地区に借上げました空き家の改修事業を、平成 31 年度予定しております。その事業費として 625 万円見込んでいますので、大方その分でございます。

それから、若者向け住宅のプロポーザルに関してですが、そのプロポーザル事業者の選定にあたって、専門家を入れるのかというようなことだと思いますが、まだこれもこういった選考方法というのは、具体的には決まっておりませんが、かつてのこういった建物の建築のプロポーザルには、専門家、建築士なり、大学の先生なりというふうに入った経過もございますので、そういったこともできないか、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　2番、薄議員のコミュニティ育成事業補助金の関係でお答えいたします。

コミュニティ育成事業補助金、複数の課からなっておりまして、町民税務課ですと、防犯灯のLED化、商工観光課ですと、街路灯のLED化、あと、その総務関係ですと、集会所等々ございまして、昨年から385万4千円、減額の内訳ですけれども、昨年は檜ノ木平、縄沢の集会所の建設があったために、改修ですね、改修があったために、今年度は街路灯と防犯灯の補助のみということで、このような減額になってございます

○議長　　2番、薄幸一君。

○薄幸一　　若者向け住宅の内容、今ほど専門家を呼んでやるということではありますが、何度も建物を建てるたびに、何かごたごたしたようなことがあったような気がしましたから、質問させてもらいましたが、やはり専門家がいて、地質調査なり、本当にすべてやった後で、結論を出せるのかなと思っております。二度とといいますか、本当に建物を建てるだけなんですけど、本当に、全て、地質調査から周りの環境から、やっぱりそういう配慮のある専門家がいないと、ただ役場職員の皆さま方だけで判断するのは難しいのかなと思って質問したのでありますが、専門家といっても、1人か2人くらいでしょうか。どのような専門家とっていいのか、それはちょっと分からないですね。

○議長　　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　　お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、プロポーザルのやり方、最初にプロポーザル要綱、どういった内容で事業者を募集するのかと、その要綱のつくり方から、できましたら専門家のほうに見ていただくというようなことも検討してまいりたいと思います。選考にあたって、やはり建築の専門家かなというふうに思いますので、十分検討させていただきたいと思います。

○議長　　10番、多賀剛君。

○多賀剛　　今ほど来、同僚議員からも出ておりますけれども、いわゆる若者向け住宅の件、これはこの後、初めて自由討議があるというようなことなので、論点の1つになるかなという思いでおります。

その中で、私も実は、この野沢保育所の跡地に関しては、なくなると分かったあとから、いろんな提案をさせていただきました。会員宿泊施設としてはどうなのか、使えないのか。あるいは町長も以前申し上げましたが、いわゆる集会所とかサロンのような使い方はできないのか、自治区長さんたちに見てもらったら、なかなか自治区では維持管理ができない。公民館があるからいいというようなことで、それも頓挫した、だめになった経緯がありますけれども、やっぱりそういう歴史を少しね、この説明する段階では丁寧に説明していくことも、私は必要ではないかなという思いです。ただ、こうなったからこう進めるというのではなくて、経緯等々、現在にいたる経緯等々もやっぱりしっかり説明しなきゃいけないなという思いでおります。

それはその辺だけ説明いただいて、その後の自由討議の中で皆さんのいろんな意見を聞きたいと思っておりますけれども、別になりますけれども、1つは、町制施行60周年記念事業というの、今年、65周年、65周年事業というのが提案されておりますけれども、これはどんなことを計画な

さっているの、これ5年ごとにおやりになるつもりだとは思いますが、具体的にはどういうことを計画されているのか。

それで、あと中心エリアの整備構想策定事業というのがありますけれども、これは会議等々をつくって、町民の意見を聞きたいということではありますが、具体的にはどんなところを目指しているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 町制施行 65 周年記念事業のご質問にお答えをいたします。

平成 31 年は、昭和 29 年 7 月に町が合併しまして 65 周年ということで、前回、5 年前は 60 周年記念事業やっていますが、例年やっています自治功労表彰式ある、11 月ですか、それに合わせまして、60 周年記念から 5 年間経ってございますけれども、その間にあった、例えば施設整備ですとか、そういったものの表彰ですとか、そういったものも合わせまして、あと近隣の首長さん、国会議員の先生等々呼びまして、式典を開催するというような内容で、まだ日程等は決まっていますが、予算だけは当初予算であげさせていただいたということでございます。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

若者向け住宅のことについては、十分これまでもやってまいりましたが、これからも十分説明させていただきたいと思います。

それから、中心エリア整備構想であります、これについては、新しい総合計画の前期の基本計画に、プロジェクト X ということで、重点項目として位置付けしている事業であります。町の中心部である野沢、尾野本地区、主に平坦部でございますが、こちらの課題、旧役場跡地の利活用、それから、旧尾野本小学校、こういった遊休施設の利活用、それから、駅前商店街の活性化、または、公民館も老朽化してきておりますので、将来どうするんだと。そういったいろいろな中心エリアの課題を、今回、町民の皆さんに入っていて、将来ビジョンを描こうというようなものでありまして、これは野沢、尾野本地区の皆さんだけではなくて、町全体の、これからの快適な暮らし、安全安心な将来にわたって住めるようなまちづくり、こういったものを町全体の課題として中心エリアをどうしていくかというようなことを調査するものであります。

31 年度から入っていくわけですが、想定としては、前期の基本計画の期間内にある程度のビジョンを描いて、後期の基本計画のほうに、実際にどういった事業を実施できるのか、そういったことで、前期の間に構想を立てていきたいというような想定でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 中心エリア構想の中で、これも私、毎回言っていて大変恐縮なんです、いわゆる会議を立ち上げるといったときに、そのメンバー構成を見ると、あまりこう変わったメンバー構成ができないと、それ実際事実だと思います。これを、やっぱり本当に真剣になって、その中心エリアばかりじゃなくて、いろんなことを考えるとしたときに、やっぱり同じようなメ

ンバーでは、私はよくないと思います。内情を言えば、なかなか集まらないから最終的にお願いして会議を立ち上げるというようなこともあるかもしれませんが、いわゆる先ほど来、言っている、町民目線でいろんな事業を進めるといったときに、やっぱりいろんな世代、子育てをしている世代、あるいは女性の視点、そういうことに広く集める意味でも、その会議を立ち上げるときのメンバー構成というのは、私、大変重要なことだと思うんです。そういうときに、今までと同じではだめですよ。何か、どんな工夫なさいますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 中心エリア整備構想を検討する際の、町民の皆さん、集まっていくメンバーということですが、議員ご指摘のとおり、確かにこういった会議を起こす際に公募いたします。なかなか集まらないというか、公募いただけないのが現状でございます。やっぱり先ほどのまちづくり基本条例の際とつながるところもありますが、やはり町民の皆さんの、やっぱり意識もあげていただく、意識を醸成する、それも我々の役割かと思っておりますので、その辺も合わせて取り組みながら、同じ方だけでなく、いろんな方、各世代、また、男性だけでなく女性の方にも、それから、地区のバランスも、そういったことも全て考慮して、いろんな方に入っていくように努力したいというふうに思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 意識の醸成というのは、確かに大切なことであって、また言葉で言うほど簡単なことではないのは私も十分承知しております。そういった意味でも、やっぱり成功体験の積み重ねというのがね、やっぱり私、必要なのかなという思いがあります。いろんな意見を出していただいて、1 つでもそれが町の事業に生かされたと、そういうことの積み重ねがあれば、もっと手を挙げてくれるの人が多くなるんじゃないかなという思いであります。そういうことに気を配りながら、この会議の委員募集には気配りをさせていただきたい。

以上です。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 私も1点だけ質問させていただきます。農林産物加工品等輸出調査事業であります、これについては、今回この議会の中でも、幾度となくベトナムへの干し柿を輸出しようかというような方向付けだと思います。それで、だいたいの規模的に、どのくらいの面積を確保しながら、量的にはどのくらいの見込みを立てておられるか、もし立てておられたら伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

この農林産物加工品輸出調査事業、これにつきましても、先ほどの介護人材の教育機関設置と同じでございまして、今年度まで実施いたしました新産業創出事業、ここから出てきた、提案された事業でございます。これにつきましては、今年度、ベトナム、やはりベトナムですが、ベトナムでは、旧正月に干し柿を食べるというような習慣がございまして、その中でも日本産の干し柿というのは、非常に評価が高いというような状況であるそうでございます。

西会津でも干し柿つくっていらっしゃる方いまして、これが1つの事業として、輸出品とし

て、これから振興できないかというような調査をいたしました。加工ネットワークの皆さんに干し柿つくっていただいて、それをベトナムのほうに送りまして、現地の流通関係者の皆さんに食べていただいたり、パッケージを見ていただいたり、そういったことをしたところ、味については、概ね高評価をいただいた。また、ただ値段については、少しこちらの提示した価格では、少し高いかなというような、そういった調査を今年したところであります。

これから来年度、また具体的に、この干し柿もそうですし、柿を使った別な加工品はできないか、また、ほかの農産物を加工して輸出というようなことはできないか、そういったことを、また一歩踏み込んで調査するようなことをしたいというふうに考えておりまして、面積というお話ありましたが、まだこれから加工品については、何をどのようにというのがこれからでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長 3 款、民生費。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ページ、62 ページのところでお伺いいたします。介護施設整備事業の実施計画委託料の 350 万が計上されております。この施設は説明をいただいて、4 人体制ということであります。当初、町長が求めておられるようなお考えと、この施設とを鑑みた場合に、若干かけ離れているんじゃないのかなというふうには、私なりに思うんですが、そこら辺のところをちょっとお尋ねいたします。

○議長 もう 1 回、分かりやすく言ってください。

○猪俣常三 この施設の計画の中で、たぶんデイサービス、またショートステイ、あるいはそういった機能を持ったものなのかどうか、そこら辺のところのお考えで、町長の当初掲げられていた内容とは、ちょっと違うかどうか、そこをお尋ねをします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 今回、実施設計委託料として 350 万、計上しておりますが、これにつきましては、議員おただしのように小規模多機能型居宅介護事業施設ということの設計委託ということでございまして、その内容につきましては、議員今おっしゃいましたように、基本はデイサービスを基本に、ホームヘルパー、それから、入所したいという場合については、ショートステイを使って、住民が住み慣れた地域で生活して暮らし続けたいという、そういう要望をかなえる施設ということで整備をしていきたいということで考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ちょっと泊まりも入るといふことの施設なんだけれども、それは泊まることもできるという施設と考えてよろしいのかどうか。

それから、たぶん認知症の方も入るだろうと思いますけれども、その際に、この施設そのものに、私も年寄りをもった経験で、介護した経験があつて、トイレが詰まるようなこともあり得るわけです。そういうことの目の行き届くような状態にしておかないと、そこら辺のところはどのように考えておられるのか、そういった部分。

あとは、相当掃除等もやらなければいけない、これ 4 人というふうに私は受け止めておりましたから、4 人。4 人体制ということではないんですか。そこら辺のところ。私が感じている

ところが違っていたらお答えください。

で、掃除もしなきゃならない、洗濯もしていかなきゃならないというところもあって、今のトイレがそういうような状況に対しての対応は考えていく、施設として考えておられますかということです。

（「議事進行」の声あり）

○議長　議事進行の発言がありましたので、発言を許します。

9 番、三留正義君。

○三留正義　今、質疑を議長がお進めなさっていると解釈しているんですが、他の発言者、議員、質疑をしていく中で、少し、ただいまの発言を聞いていると、一般質問にちょっと裾伸びしているように私は聞こえるんですが、議長の整理、判断について伺いたいします。

○議長　議事進行がありましたので、私のほうから答弁します。

ある程度の幅を持ってやってきたわけですが、あまりにもそれがちょっと逸脱しすぎる部分が出てきましたので、今後、私が注意しながら進めたいと思いますので、ご了承願います。

もう一度まとめて、整理してしゃべってください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　この施設そのものに対して、掃除と、あるいは洗濯、そういうところとトイレの、そういう詰まった場合での対応等も考えた施設になっていくのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　この施設の介護職員の人数でございますが、デイサービスに通う方 3 人に対して 1 人の介護員を配置しなければならないというふうになっております。それ以上の人員配置が必要だということでありまして、そのもの、3 人に 1 人の介護人が付くということで、それぞれいろいろ今ほど言われましたような掃除ですとか、清掃の関係、あとは洗濯の関係等については、皆さん。あと、この施設、地域密着型といいまして、地域の皆さんと一緒にやるという部分もあるし、入所されている方の機能も低下させないということがあって、掃除だったり、調理だったり、そういったものについては、その入所されている方も一緒にやるというようなこともありますので、そういう掃除とか、そういったものについて、あとは洗濯物をたたんだりとかというものについても、十分人数的には対応できるのかなというふうに考えております。

○議長　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　この施設がいい方向に進んでいくことを期待すると仮定した場合に、ショートステイがだいたい 15 人程度、デイサービスが 15 名程度、それが 3 人 1 人ということになると、5 人程度は必要になってはこないのかどうか、お尋ねをしたいとは思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　お答えをいたします。

この施設の定員でございますが、基本型として 15 人ということでありまして、その人数は、今、奥川地区に想定した場合、人数がどのくらいあるかによっても、15 人なのか、12 人なのか、

という人数にも、その人数に対応できるような職員配置をしていくということでありまして、もし15人であれば、3人に1人でありますので、5人の介護職員を配置しなければならないということでございます。

○議長 4款、衛生費。

1番、三留満君。

○三留満 健診事業について伺います。昨日の講演でも、西会津の受診率は低いというような指摘がございましたけれども、本年度、この減額になっておりますけれども、昨年度から見て、今年度は、健診率の向上を見込んだような予算なんでしょうか、ちょっとその点をお伺いします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 健診率のご質問でございますが、これは国民健康保険の特定健診ということでお答えをさせていただきます。

健診の受診率につきましては、平成30年度、まだちょっと確定、国への報告がまだ済んでおりませんので、現時点での速報値ということでございますが、62.7パーセントということになってございます。昨年度から比較しますと、0.2ポイントほど減少しておりますが、県内の中では受診率高い方から10番以内くらい、入っているということで、全体としては受診率は高い傾向にあります。

31年度の予算につきましても、30年度の受診率を参考にして計上させていただいたところでございます。

○議長 5款、労働費。

6款、農林水産業費。

7款、商工費。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 2点ほどお尋ねいたします。

先ほど総務課長から新年度廃止した事業のご説明でも若干あったと思うんですが、この会津デジタルDMO推進協議会負担金、これゼロになっております。これは補助金等々がもうなくなったから、もうやめるというようなご説明ではなっかんですよ。この何でこれ、やめてしまったのか、その説明をいただきたい。まだまだ本町においても、インバウンドに対しての対応というのは未完成だと思うし、これから力を入れていかなきゃいけないところだと思いますので、その辺を説明していただきたいと思います。

あともう1つ、グリーンツーリズム推進事業、これもゼロになっている。これも本町の魅力を発信する、あるいは交流人口を拡大するという意味で、大変有意義な事業だと思っておりますが、このゼロにした要因をお示してください。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、デジタルDMOの予算を予算化しなかったということからお答えしたいと思います。

まず、デジタルDMOにつきましては、会津若松市ほか本町を含みます7市町村で、デジタル

DMOということで、主にウェブサイトの構築と、あとは嗜好調査ということで、台湾、タイ、東南アジアを中心とした形で実施してきたところでございます。

こちらのほう、まず今年度、来年度、平成31年度から、まず予算化をしない市町村が、本町を含めまして、喜多方市と湯川町が、今年からやっていないということで、今、7市町村中3市町村が予算化を、負担金を計上しないという状況になっております。

その理由といたしましては、やはり会津若松が一極集中というような部分になってしまったということで、費用対効果が望めないということから、169万7千円ほど減額させていただいたと。ただしこちらのほうは、地方創生加速化交付金という部分で対応はございますが、それを待たずにして、いわゆる負担金の計上をやめたというのが理由でございます。

続きまして、2点目のグリーンツーリズム推進事業ということで、一応こちらのほうにつきましては、奥川地区において、農家民泊等を活用した形で、首都圏から農都交流事業ということで、平成28年度から実施して、モニターツアーという形で実施させていただきました。一応こちらのほうは、当初から3カ年を目途といたしまして、事業を実施した後、その中で農家民泊の方々、独自の交流を結べるようにというような事業設計で行ってきたところでございます。

一応、今年度までで、今まで大学生と企業を結んだモニターツアー、今年度は神奈川県の方から、ちょっと、いろんな障がいのある方を農家民泊させながら、その体験することによってどうなるかというような部分も調査したというふうなことございますが、この分、グリーンツーリズムの分につきましては、今現在、起業型の、いわゆるワークインレジデンス事業の中で、起業型の、いわゆる社会課題解決型のほうで、そういう首都圏と結ぶような形ができないかという部分を、今、模索中でございますので、そういう今までのつながりを今後生かしていくような形で、今、事業を検討している段階でございまして、一応このグリーンツーリズム事業につきましては、今年度をもって目的を、ある程度の調査は済んだということから、予算を計上しなかったということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 会津デジタルDMOの推進事業というのは、分かりました。1番議員が一般質問でも言いましたけれども、若松に取られた、集中してしまったのならば、やっぱり南会津エリアとかね、只見川沿線の、あそこには相当な訪日外国人が来ているというような報道もありますから、そういうところの連携も考えて、一般質問で1番に答弁していましたから、中身は一緒でしょうけれども、私はこれからのインバウンド対策というのは、これは必要だなという思いでおりますので、今後の進め方をもう一度ご答弁ください。

あと、じゃあグリーンツーリズムに関しましては、終わった、初期の目的を達したから終わったという意味じゃなくて、新たな形で、次、事業化するという認識でよろしいのか、お願いします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 まず、インバウンド対策からお答え申し上げます。こちらのほう、町でインバウンド対策しないのかというわけではございませんで、今現在、看板の書き換え終わりました。

て、今年度中に町のキャッチフレーズも決まりましたことから、今、多言語化という形で、今年度中に、まず看板の多言語化を進めてまいります。

また、先ほども質疑の中でございましたが、ホームページの多言語化と合わせまして、町の部分についても、一部地図等の多言語化は進めていきたいと考えております。また、来年度、大久保地区の部分で、一応こちらのほうインバウンドの予算を使いまして、大久保公衆トイレの和式の部分を全て洋式化するような事業も考えておるところでございます。

また、今後のインバウンド対策ということでございますので、考えますと、やはり大きいところというような部分で、当初7市町村で組みましたけれども、広がり全域に伸びるのかなというようなところが、全くなかったという部分もありますことから、今回は予算計上しなかったという部分でございます。

インバウンド対策でございますが、まず、西会津のやはり地域資源を活用したインバウンドですので、只見川沿線に負けないような風景とか、そういう部分をどうアピールしていくかという部分。また、外国人をターゲットといたしましたゲストハウス等との連携を踏まえながら実施していきたいと。

または、今度は阿賀町、いわゆる県境を越えた形でもインバウンド対策は何かできないのか、福島県の西の玄関口としての立ち位置として進めていければなということで、今後、多方面と検討は進めていきたいと考えております。

続きまして、グリーンツーリズム事業でございますが、一応初期の目的は達成というわけではございませんで、一応、今後の新たな社会課題解決型のプログラムの中で事業化ができないかということで、検討させていくということでございますので、現在のところはそこまでの事業ということで考えております。

以上でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これ商工会育成補助金、500万、これはどういうものに使われておるんでしょうか。

もう1つ、消費者風評対策事業、これも500万ですね。これもちょっと説明してください、中身。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 まず、商工会に対します団体育成補助金ということで、500万円の計上でございますが、こちらの団体の運営費等の部分について、一部補助しているというような部分でございます。ご覧のように、この額という部分は変わっていないということでございますので、団体に対する育成のために、町が支援しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、風評対策でございますが、こちらのほうにつきましては、580万ほどの、失礼いたしました。風評対策推進事業でございますが、508万6千円の内訳でございますが、まず、この事業、この対策事業、3つの項目に分かれておりまして、まず、西会津町を訪れていただく現地ツアー、年2回ですね。あと交流会ということで、西会津の生産者が東京の方面、首都圏に行きまして、向こうの消費者と交流する事業、年3回ほど。安全安心PRということで、

一応こちらは福島レッドホープスさんを使った安心安全事業ということで、その部分と、そのほか、安全安心のPRをする物産関係に出店していくような事業費ということで、合わせて、その3つの事業で508万6千円という形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 商工会の500万というのは、おそらく人件費ではないんですよね。人件費は、これは県のほうから出るんでしょう。

あとはね、それと風評対策事業にレッドホープス、野球のほうも消費者風評対策事業になるんですかね、それだけです。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、商工会のほうについては、運営費というふうな形で、団体育成という形で捉えていただければと思っております。

福島レッドホープスにつきましては、一応、ホームとアウェイということで、アウェイのほうにおいて、西会津の食は安全安心だということでPRしていただいているということで、いわゆるアウェイのほうで、対戦相手のホームのほうでPRをしているということで、そちらのほうのPRということで考えていただければと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 一覧表のほうですね、こゆりちゃんを活用した町のイメージアップ事業がありますが、今これ、80万ずつ載っています。こゆりちゃんについては、今までも、この一覧表です。今までもずっといろいろ町のPR活動をやってきたわけですが、ここで町のイメージアップだと、図るんだということであれば、もうちょっと動きが、いつもこゆりちゃんの場合は、誰かがそばにいないと、なかなか思うように動けないという部分が、ちょっと見受けられますが、それらを、やはりもうちょっと活発な動きになるような工夫をすれば、もっとPR活動、進むのかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 勘違いです。2款だそうです。

8款、土木費。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

総括表の15ページで、小型除雪機械購入費が5,400万円で計上されていますけれども。

除雪機械購入費でしたね、失礼しました。除雪機械購入費ですが、これを購入するまでの流れに関してお伺いいたします。

それと、この金額でどのようなものを何台か、ちょっと私、聞いていなかったものですから。すみません、じゃあその流れについてお伺いいたします。

それが1点と、その下の町道改良舗装工事で、1億3,747万円が計上されておりますが、この下に書いてある各路線に関しては、これ年度内で全て終わらせる計画なのか、その2点をお伺いいたします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 除雪機械購入費についてお答えいたします。

今回、導入を計画しておりますのは、新たに幹線等を想定しておりますグレーダー1台。あと、定期的にブルドーザーを更新しておりますので、それが1台。あと、手押しの自治区等に貸与しております小型の除雪機械、1台。3台を計画しているところでございます。

あと手続きの関係でありますけれども、国の補助金を使いますので、そういう国のほうの補助申請を行いまして、内示等がありましたら、速やかに次の手続きといいますか、まずは設計ですとか、調査、そういったところに進み、入札を行って発注していくというような感じで進んでまいります。

あと、町道改良舗装工事でございますけれども、括弧内にあります下野尻北裏線、今年 208 メートルほど。あと、山口村中線は 133 メートルほど。その他、スノーシェッドですとか、あとは野沢柴崎線ほかとなっておりますが、小山1号線、幕ノ内線、熊沢線など4路線が想定されております。全て年度内完成を目指して進める計画でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 最終的には入札ということだったんですけれども、言わずとも大丈夫だと思うんですけども、地元、要はその入札に参加できる、その車が例えば地元で調達できないのは分かるんですけれども、できるものに関しては、なるべくやっぱり町内の業者が参入できるような入札制度を考えるべきだと思いますし、そういった考え、予定はありますでしょうか、そこだけお伺いします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

例えば今のお話ですと、除雪機械なんかの関係ですけれども、この中で町内でということで限定しますと、やっぱり小型の除雪機械、これは平成30年度においても調達してございますけれども、そういった、できるだけ町で調達できるものは調達すると。そしてその方法につきましても、入札する前には指名運営委員会を開きまして、そこできちっと、これはどこまでの範囲だとか、金額に応じてどの業者とかというようなことを、きちっと確認した中で、繰り返しになりますが、町内で調達できるものは町内で調達するような方法を検討してございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 野沢地区の流雪溝修繕工事とあがっていますが、昨年説明を受けたので、工事の内容はほぼ理解しているつもりですが、工事については内容は同じなんでしょうか。あと合わせて、何年間くらいの計画ですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

この流雪溝の修繕工事、毎年100万の定額で実は計上させていただいております。それで、その年によって違うわけですが、塗装をやってみたりとか、あとは修繕というようなことで、その状況に応じて使いますので、これは定額で、毎年、本当に軽微な部分を対象に考えております。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 何年計画ということでございますけれども、不測の事態に備えて定額で計上しているのが実態でございます。

○議長 9 款、消防費。

10 款、教育費。

11 款、災害復旧費。

12 款、公債費。

13 款、予備費。

これで質疑を終わります。

暫時休議します。(14 時 54 分)

○議長 再開します。(16 時 29 分)

時間を延長します。

議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議会案が提出されましたので、直ちに議会運営委員会を開催してください。

暫時休議します。(16 時 30 分)

○議長 再開します。(16 時 46 分)

追加議案として、三留満君ほか 1 名から、議会案第 1 号、議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議が提出されました。

これを日程に追加し、議会案第 1 号、議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議を追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第 1 号、議案第 17 号、平成 31 年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議を追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休議します。(16 時 47 分)

○議長 再開します。(16 時 50 分)

追加日程第1、議会案第1号、議案第17号、平成31年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、三留満君。

○三留満 議会案第1号、提出者、三留満、伊藤一男の両名です。

議案第17号、平成31年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議。

標記の議案を、西会津町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

議案第17号、平成31年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議。

議案第17号、平成31年度西会津町一般会計予算に計上されている、若者向け住宅整備事業については、当初の目的に沿った効果的な事業になるよう地域住民説明会で提起された問題点について十分な説明と意見交換を行い、理解を得たうえで事業を進められるとともに、概要が明らかになった際には、速やかに議会や住民に対して説明するよう要望するものである。

以上、決議する。

平成31年3月18日。福島県西会津町議会。

皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第1号、議案第17号、平成31年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、議案第17号、平成31年度西会津町一般会計予算に関する附帯決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会いたします。(16時54分)

平成31年第2回西会津町議会定例会会議録

平成31年 3月19日(火)

開 議 10時00分

閉 会 14時08分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第12号）

平成31年3月19日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第18号 | 平成31年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第19号 | 平成31年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第20号 | 平成31年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第21号 | 平成31年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第22号 | 平成31年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第23号 | 平成31年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第24号 | 平成31年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第25号 | 平成31年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第26号 | 平成31年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第27号 | 平成31年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第28号 | 西会津小学校プール新築工事請負契約の変更契約について |
| 日程第12 | 議案第29号 | 財産の取得について（地方公営企業会計システム） |

- 日程第13 議案第30号 町道の路線変更について
- 日程第14 議案第31号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第15 議案第32号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第16 西会津町選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第17 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める
- 日程第18 陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
- 日程第19 陳情第3号 旧野沢保育所跡地利用に関する陳情書
- 日程第20 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第21 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 経常任委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会広報特別委員会）

第2回議会定例会議事日程（第12号の追加1）

平成31年3月19日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第33号 平成30年度西会津町一般会計補正予算（第6次）

追加日程第3 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長 おはようございます。平成 31 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 18 号、平成 31 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この工業団地に関しては、なかなか販売が進まず、何年も現状のままという認識でおりますけれども、1 つは、昨年だか、一昨年だか、その用途の範囲が広がったと話を伺いました。そういったときに、その新しく使えるようになった業界、業種の方、何らかのアクションがあったのか。

あと、また昨年、雑木等の刈り払いをして、多少きれいにされたということではありますが、その後、何らかの反応とか、効果は感じられるようなことはあったのかお尋ねします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

工業団地の関係につきましては、昭和 63 年に農村地域工業等導入促進法によりまして、工業団地を造成したものでございます。その促進法が平成 29 年 7 月 24 日に、農村産業法という形に変更になりまして、指定 5 業種から、いわゆる農産物のサービス業等まで範囲は拡大されたところでございます。

現在、範囲が拡大されたことによりまして、その問い合わせがあったのかという部分につきましては、現在のところはございません。今現在、県全体の農村産業法に伴う変更計画があるのかというような状況を確認しましたところ、県下では、そういう指定 5 業種以外の部分の要望が、現在のところはまだないということから、県としてはその指定 5 業種のまま、今後の状況を見守っていきたいというような状況でございます。

そのほか、立地の関係ありまして、あそこに太陽光発電等の部分の照会はございましたが、その部分については、新しい形の産業振興法では、雇用を生まないということから、あの場には適さないというような回答も得ているということでございます。

また、一昨年に立木等伐採いたしましたことが、その後のあそこの用地の部分についての部分については、やはり、もし進出が決まった時点で造成等をしていくというような基本方針のもと、今現在行っているということでございます。

いわゆる法律の改正に伴いまして、特段、あまり動きがないということは現状でございますが、ただ数件、太陽光関係の部分の用地としてはどうかというような問い合わせはあったのは事実でございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 法律が変わって新しく参入できる業種といか、業界、農産物等のサービス等もできるようになったということでもあります。今までなかなか問い合わせが、今までの状況ではなかったということであれば、この新しく、今度、いわゆる参入できるようになった、工業団地を使えるようになった業界には、私は何らかのこのアクション、周知の方法、周知が必要だなと

思いますけれども、そんなことは考えていないのでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 この法律の改正に伴いまして、やはり今までの指定工業の5業種以外に、農産物直売所とか、地域資源を生かした地域内開発型という部分の立地も認められているというような部分ではございます。現在、やはりその部分につきましては、やっぱり地域の実情に合わせたというような形でございます。まだそういうふうな形の指定5業種、町の方針という部分も、法律上ではいろいろサービス業まで範囲を拡大されたというような部分ではございますが、現段階までは、今のところそういう周知等を行っているというのが現状でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 歳入で8,800万というようなことでありますが、やはりまず、やっぱりあそこを整地するというのが、まずその企業誘致の、農業の関係、使うにしても、なかなか整地に関しても、なかなか大変だと思うんですね。だから、あの土砂を使用してくれるといいですか、使ってくれるような、そういう使い先といいますか、そういう見つけるということも、私はあそこの整地の、まず企業誘致のための、やっぱり第一段階なのではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 7番、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

現在あそこの工業団地の残土につきましては、約2万5千立米ほどございまして、その部分の整地という部分でございしますが、単純に整地いたしますと、結構数千万というような形がかかるというような部分でございします。この残土の利用方法につきましては、これまでも国の郡山国道事務所とかの部分に、残土の利活用というような部分を依頼をしてきたということでございます。その一例といたしまして、上野尻地区の交差点、49号線から上野尻地区内に入る部分につきましては、あそこの中で一部残土を利用していただいたというような部分もございます。

今後、こういうふうな大規模工事、会津防災事業というような部分もございしますので、今後そういう方面のほうに、この残土を利用できないかという部分は要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 面積的には、たぶん分かりやすく言えば、2町6反ほどというふうに私もちょっと記憶しておるんですけども、これらの面積を税金対策的に、どのように考えておられるのか、安いのか高いのかの意向が、企業の方は持っておられるのかどうか。そういう優遇的な部分があるとすれば、企業が誘致できることが可能なのかどうか、そこら辺のところは探ってみましたとはありますでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 分譲価格の部分でよろしいのでしょうか、それと合わせまして優遇政策はないのかという部分の2点でよろしいでしょうか。

まず、分譲面積につきましては、2万6,871平方メートルというような部分で考えております。分譲単価につきましては、平米当たり3,300円という形にしておりますので、この団地の

価格につきましては、大変安価な価格という部分で認識しております。

そのほか、この分譲価格にとりまして、一応安いと、高速道路のインターチェンジも近いということで、一応、町の工業団地のパンフレット等を各企業に送ったことはございます。ただし、その中で、やはり指摘あった部分については、アクセスはいいかもしれませんが、その立地に見合う人材の確保が課題ではないのかというような部分の結果は出ているということでございます。

また、こちらのほうにつきましては、財政支援的な部分につきましては、過疎法による固定資産税の減免とか、そういう部分はございますし、この改正法によりますと、税制上の固定資産税の部分、また金融上の、いわゆる金融機関の優遇措置というような部分も兼ね備えているという部分でございます。

以上です。

○議長　　6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　そのような町の考え方を、相手の企業の方にPRをされて、企業としてアクセス的には非常にいいところではあるというふうに、私はそう感じてはいるんですけども、相手のほうとして、立地条件がどうのこうというふうに言われたとしても、企業さんとして、そこにつくる希望的なもの、持てきたいという意向などは、あるのかなのか聞くのは大変失礼なんですけれども、そこら辺のところはどのようになっているのか伺っていきたく思います。

○議長　　要旨をまとめてください。

○猪俣常三　　なかなかそういう企業があるのかなのか、というところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長　　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　　その立地の意向というのは、ある程度会社から、その工業団地に立地したいというような問い合わせがあったかという形でよろしいのでしょうか。先ほども申し上げましたが、一応この工業団地の部分につきましては、電力需要の緩和によりまして、太陽光発電の立地としてどうかという部分は2件ほど、今まではございましたが、先ほども申し上げておりますが、ここの部分の工業団地は、町の指定で、指定5業種のうち、工業、いわゆる製造業の立地というような部分が条件が付いております。

したがいまして、こちらのほうに発電的な施設、また雇用を生まない施設については、立地はできないというような現状となっておりますので、そういう状況になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長　　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成31年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 31 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 19 号、平成 31 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満 団地の未分譲地の中で、現在、排雪、冬期間の排雪場所になっている箇所は何か所ぐらいあって、そして、その場所を、今後分譲地として指定を外して、排雪地として指定するといえますか、そのような考え方はございませんか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、排雪場所の箇所という部分でございますが、現在、一番町道側のほうに、一応フェンスをはずしまして、調整地のほうに除雪の雪を押すというような形の対処はしておりますが、空いている 10 区画に対して、指定した排雪場所という部分は指定しておりませんが、空いている場所に皆さん雪を盛っているという部分は現状でございます。

ただ、今現状で、10 区画空いている部分もございます。したがって、排雪場所と、今回、家混みになっていきますと、皆さん周辺で排雪場所に、たぶん困るのかなという部分は想定されますので、今後その住宅団地を購入された方々との協議等も踏まえまして、そういう要望があれば、どういう形がいいのかという部分は検討させていただきたいと思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 やはり大雪の年には、やはり特に中心部といえますか、は、除雪の雪の排雪に時間がかかって、作業が大変だというような話は聞いております。やはり現状を考えれば、もうきちっとそういう場所を指定して、そこは分譲地から外すということも、やはり今後検討されるべきかなと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 ご指摘のように、町で指定すべきだろうというような部分のご指摘でございますが、今後、その、いわゆるあそこの住宅団地を購入された方々と、あと自治区の意向も踏まえながら、その話し合いの中で、どういう方策がいいのかという部分は検討していきたいと考えております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 なかなか住宅分譲が進まないのは理解できますが、あとその予算も理解できますが、私がちょっと見ましたらば、歳出を見ますと、事業費の総額、あと説明まで全く同じ、昨年度と全く同じです。その理由をお聞きします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 こちらのほう、お答えいたしたいと思います。

まず事業費が全く変わらないのではないかなという部分でございますが、一応こちらのほうにつきましては、平成 30 年度同様な予算を計上させていただいたという部分でございます。こちらのほう、1 区画を想定しまして、ある程度必要なものだろうということで計上させていただいております。一応、住宅団地につきましては、やはり分譲があった部分に対して、ある程度事業を進めていくという部分もございますので、ある程度同額予算を計上させていただいて、今後動きがあれば、補正なり組みながら事業展開をしていきたいと考えております。

したがいまして、こちらのほうは、大変あれなんですけど、30 年度と同額の予算を計上させていただいたというのが現状でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 説明はなかなか苦しいのは分かります。でも、昨年度、平成 30 年の予算を見ても、なかなか進まないのに、同じ予算をそっくりスライドしたように私は受け止めたんです。それで、それにやるには、少しでも変化を起こすには、広告料の内容、昨年と同じではなく、何か一工夫するべきではないでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

新聞広告料も同額だということで、何か工夫が必要ではないのかなという部分でございますが、一応こちらのほう、予算の範囲内で有効な部分もあれば、そういう形で、今までとは違った形でも広告は出せますので、そういう形で対応していきたいと考えております。

○議長 みんな一般質問になっていますから、質疑でやってください。その辺、もう一回確認してください。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 この住宅団地、最初、分譲開始のときは、68 区画ということでスタートして、ずっと販売を続けてくる中で、いろいろな条件といいますか、販売の条件を変えてきたというか、いろんな謝礼、紹介してもらった方には謝礼をする。あるいは、区画が大きいところを半分にして分譲もしたと。それで 1 区画増えて、今は 69 になっているわけです。そのほか、いろいろ PR されながらやってきたと思うんですが、これからまた 1 つの、これから 10 区画を売っていくには、まだまだ大変なことだと思うんです。だから、やはりここで何か新しいことも、そういう戦略というか、販売戦略を持っておられるのであれば、ご紹介をいただきたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

新たな販売戦略というような部分のご質問でございます。確かに議員ご指摘のとおり、区画を統合いたしまして、細分化したというような取り組みによって、若干の動きはあったというような部分は認識しているところでございます。

今回、30 年度分譲にいたらなかった部分を踏まえまして、今後どういう形がいいのかなという部分ですので、あそこに土地を求めて建物を建てるというのは、なかなか人生の中で一番の大きな投資というような部分になっておりますので、その辺も含めまして、どういう形が、今の分譲がうまくいっているのという、その周辺市町村等を調査いたしまして、今後具体的な販売策というものは練っていききたいなと考えておるところでございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 町内に新しい家を建てておられる方もおられます。だから、住宅団地に建っていないで、そちらに建てたという方もおられるわけですから、そういう方々の、なぜどうなのかということも調査というか、あとまたこれから建てようとする方のそういうニーズというか、いろんなことも調査が必要なのかなというふうには思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 新しい方策という部分でございますが、今の現状の住宅の新築状況というような部分でご質問でございますが、町といたしましても、その西会津町に定住していただくということで、定住促進事業というような部分で、新築の建物には 100 万円の上限といたしまして補助しているというような状況がございます。今の状況を見ますと、新築の物件につきましては、まず、やはり自分の所有する宅地内に新たに建てるというのが一番多くございます。

また、新たに土地を求めて購入したというような部分のお話も聞いておりますが、その方については、やはり分譲価格と、その新たに土地を求めたところの価格が、今、建てたところが安かったというような部分のお話もお伺いしているという部分でございます。

また、住宅団地の購入層として、定住促進住宅のほうに住んでいる方々に対してもアプローチはしたんですが、その方については、やはりなかなか投資する部分が厳しいということで、町内にある空き家を購入されたというような事例もございまして、そういう皆さまのご意見を聞きながら、今後やっぱり検討はしていかなければいけないのかなと考えております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点お伺いいたします。ここ私、再三あちこちでも言っていることなんですけれども、ここに 97 万 2 千円の新聞等広告料というのが入っているんですけれども、新聞広告料等だけなんですか、私がよく言うのは、いつも言っているとおり、ホームページとか、そういったところで情報公開したり、現地の写真等をどんどん公開したりとか、そういった庁舎内の工夫と、そういうのがこの新聞広告料等に入っているのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

あと、現地来場者記念品、2 万 2 千円というふうにあがっているんですけれども、現地にいらっしゃった方に、例えばアンケートを取ってみたり、ほか回ってきたんでしょうかねとか、そういった意見を聞くと、たぶん購入者の意向というのでも調べることができると思うんですが、そういったことは考えていらっしゃったのかどうか、この 2 点をお伺いいたします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 まず、新聞の広告料についてのご質問にお答えいたしたいと思います。まず 1 点目なんですが、広告料につきましては、まず新聞広告はもちろんなんですが、ハウジングプラザというような住宅展示場の部分に対して、チラシを、一緒に、中に広告の欄を設けて、チラシと一緒にやっているという部分と、あと、福島県の宅建協会の喜多方支部のほうにも、いわゆるその住宅フェアがあるときに、そのチラシの中に住宅団地の分譲情報を入れたりとか、というような形にしております。

また、ホームページも更新は頻繁ではないんですが、写真等はございまして、そういう形で

使っていて、総額で97万2千円ほどという部分の予算計上になっております。

また、分譲促進謝礼ということなのですが、こちらのほう、すみません、来場者記念品の部分でございますが、こちらのほうは、ハウジングプラザ等に来ましたところに、アンケートを取ったりとか、その中で来ていただいた方に対して、町の物産、例えば去年やった例ですと米とか、の部分を配ってPRをしているというような状況でございます。そういう方々に対しまして、そういう予算措置をしているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 あまりがつつがつがつ買ってくださいと言うと、たぶん買うほうも引いちゃうと思いますので、さらりと、先ほど言ったように、自分たちでもできる工夫があると思います、写真だとか、これから春になれば、非常に西会津の景色きれいなんで、ああいうところを踏まえて、全体的な広告に、情報発信に努めたほうがいいと思います。

あと、先ほど言ったように、来場者記念等でもいいんですけども、とにかく買いたいという方々の意見を、この広告料のほうで取るのか、来場者のほうで取るのか分かりませんが、そういったところでのニーズ調査も、今後取り組んだほうがいいと思いますが、そうなっちゃうと一般質問になっちゃうんですか。その辺のお考えはありますか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、そのPRにつきましては、有効に、しっかり使わさせていただきたいという部分でございます。

また、家を買いたい、購入者の要望に沿った形でということで、アンケートを取った場合に対してでございますが、やはりハウジングプラザ、会津若松でやったときの部分ではございますが、一応こちらのほうでは、やっぱり立地的な部分で、やはり峠を越えてくるのがちょっとというような部分がございまして、そういうふうな、やっぱり距離的な部分、価格帯につきましては、ほかの分譲地よりは安いというような部分になっておりますが、そういう点を踏まえながら、新たな有効施策、有効な手立てという部分は検討していかなければいけないと考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も皆さんと同じような考えでしたけれども、残り10区画の分譲につけて、今後も努力していただきたいと思います。

そんな中で、住宅団地の購入費補助金、新年度も50万程度計上されておりますけれども、これの今までの実績等が分かればお示しいただきたい。

あと、このいわゆる住宅団地の購入費補助金、この施策が、やっぱり有効に機能しているとお思いなのか、その辺も合わせてお示してください。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 まず、住宅購入団地補助金の実績という部分でございますが、まず、本年度につきましては、本年度はございませんで、去年の部分で、一応こちらのほうは2件というような実績になっております。あと28年度につきましては、28年度も、こちらのほうが28年度

は1件というような状況でございます。トータルでというのはなかったんですが、28、29という部分で、都合3件の方は、一応この購入費補助金を活用されているという部分でございます。

今まで、一応こちらのほうの補助金を活用したという部分ではございますが、私どもでは定住移住政策という部分で、ある程度その住宅改修費とか、部分に対して補助金を出しているという部分ではございますが、現在、やはり他市町村でも、もっとその辺に対して増額している事例というような部分もございますので、その点を踏まえながら、やはり、いわゆる定住移住政策というのは検討していかなければいけないと、この住宅団地分譲に関わらず、町にどれだけの方が移住、もしくは定住していただけるかという部分は、総合的な形で検討していかなければいけないと考えておるところです。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私もその辺だと思うんです。住宅団地の分譲がなかなか進まないというのは、やっぱりこの、ざっくりばらんに言えば、この補助金等々の見直し等を、増額等をしていけば、少しは可能なのかなという思いでおります。今ご答弁では、近隣の状況等を調べて、増額等も検討していかなくちゃいけないということでありますから、それは必要なことだと思いますので、今後進めていただきたいと思います。以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号、平成31年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成31年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第20号、平成31年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お伺いをいたします。公営企業法適用ということで、今現在、移行作業が進められておりますけれども、公営企業について、多額の金額がそれぞれ4項目の特別会計で歳出されております。この公会計に移行する意味というようなところを、それから、移行する時期、いつからなるのか。それから、今後の運用について、その町にもたらす効果。そして、下水道の事業債ですが、この事業債に対する国の費用の分担割合。それから、償還年数はどのくらいあるのかと。

以上をお伺いしたいと思います。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、地方公営企業法適用事業の関係についてお答えしたいと思います。

まず、背景等からいきたいと思いますが、やはりこういった施設の関係につきましては全て言えるかと思いますが、現下の人口減少ですとか、そういった中で、料金収入なんかも少なくなっていると。ただ、設備の老朽化に伴うそういった設備の投資、更新などは増大しているという厳しい経営環境があります。そこで、国のほうとしましては、やっぱり合理的な運営を目指すというようなこと、あとは住民サービスの将来にわたって継続した安定的なサービスの提供、あとは、健全な経営というようなことを効率的に行いなさいというような通達がありました。

それで、平成 27 年度から 31 年度までの間に、集中取り組み期間と国のほうで言っておりますけれども、この期間に行いますと、様々な財政的な支援もあるというようなことで、本町としましては、取り組むという判断をしたところでございます。

それで、メリット、今、重複するかもしれませんが、この移行に、今、手続きしているメリットでありますけれども、公営企業の財政状況を明確化にすると。あとは、固定資産台帳の整備によりまして、その資産を明確にし、更新等、的確に行っていくと。あとは、先ほど申し上げました財政支援での関係でございまして、この移行期間、集中取り組み期間で行いますと、公営企業債、充当率 100 パーセントでございまして、この元利償還金に対しまして、普通交付税で約 50 パーセントの措置がされると。あと、公営企業債の関係で言いますと、10 年償還の 2 年据え置きというような内容でございます。

あと時期につきましてですけれども、債務負担行為で 3 年間行っております。31 年度が最終年度となりまして、この期間に、この後の議案にもありますけれども、企業会計システムを導入するなど、最終段階に入りまして、平成 32 年度から 4 つの特別会計を全て企業会計に移行してスタートするというようなことで作業を進めております。これでよかったでしょうか。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 総トータルが 4 会計あると思うんですが、総トタルの事業費というのは、まずいくらになるのかということと。もう 1 点、今後の運用ですね、確か水道事業会計のほうでも、人、1 人しっかりとやらなきゃならないような形になっておりますので、その建設水道課の中で、どのような、この打ち込みだとか、その決算期の提出書類、その辺ですね、の対応を今後どういうふうに考えておられるのか、お聞きします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず、経費的な部分でありますけれども、平成 29 年 9 月の定例議会におきまして、債務負担行為、設定させていただきまして、31 年度まで。あと備品については、昨年 9 月の定例会のほうで企業会計システムの債務負担行為を設定させていただいております。その債務負担行為の額で言いますと、約 1 億円でございます。

それで、現在、この後の議案にも出てきますけれども、企業会計システム、予定価格より相当安く調達できるというような、今、仮契約の状況でございまして、なりましたので、概ね今の見込みで言いますと、8,500 万くらいになるのかなというような見込みでございまして。

あと、運用面の人的な部分でございまして、新年度予算のほうにも計上させていただいておりますが、委託職員の経費というようなことであわせていただいております、やはり平成 31

年度は4つの特別会計も進む、その中で事業会計に移行するというような事務が一時的に増加するというようなこともございますし、今後の、やっぱり専門的な企業会計になりますので、1人を増員させていただくというようにことで予算計上はさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 155ページのところでちょっとお尋ね申し上げます。野沢処理区と大久保処理区の節があるわけですし、その中で、工事請負費、4,400万ほど入っている、特定環境保全公共下水道施設工事というのがあるわけですが、これは2つの施設にまたがった、そういう要因というか、古くなっているとか、何かいろいろあるんでしょうけども、どのような状況になっているのか。

それと、この委託料が、かなり1,400万ほどあがっているんだけど、今後の方向性はどんなふうになっているのかをお尋ねしておきます。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 答えいたします。

4,400万の工事費の関係でありますけれども、これは野沢、大久保浄化センターの電気設備等の改修工事費の総額でございます。前年度に設計等、進めておりまして、これもやはり、いわゆる長寿命化というようにことで、年次計画で今後も、そういった計画的に進めていくということで、今回は電気設備の修繕というような内容でございます。

あと、委託料の1,050万円の関係であります。これは、農集排、農業集落排水処理施設の森野処理区、その統合にかかります環境測量と設計委託料というようにことでございまして、本年度は、そういった設計を組みまして、平成32年度と33年度に管渠の工事、つなぐような工事を行い、目標としましては、平成33年度に供用を開始したいなというように計画で進めているものでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 歳入のほうで、下水道使用料が大幅に見込みがありますが、約160万ほど、大きな要因。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 答えいたします。

使用料の増加ということでございます。平成30年度におきまして、新たに8件の加入がございました。それで、年間の調定額等を試算したところ、164万円ほど増えたという内容でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 大幅に増えてもらうのはありがたいんですけども、下水処理には余裕はあるんでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 答えしたいと思います。

野沢処理区で一例申し上げますと、処理人口が計画1,950人というようにございまして、直近の接続人口でございますと、1,278人というようにございまして、

今ほど話になりました、例えば森野処理区、取り込んだとしても、数字的に 394 人ということでございますので、処理能力はまだまだ余裕があるというような状況でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 下水処理について、ちょっと参考までにお聞きするんですけど、企業などは加入することはできるんでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

昨年度 8 件の加入があったというようなことで、一例申し上げますが、J H、道路公団の関係、公団と今言いませんけれども、J H のパーキングの関係ですとか、あと、町内の大きな会社も加入してございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、平成 31 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 31 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 21 号、平成 31 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 171 ページであります。中ほどに施設整備費がございます。最適整備構想策定業務委託料が 780 万、で、その下に農業集落排水処理施設の工事ということで 400 万あがっています。下の 400 万については、以前、説明を受けた中で、笹川処理区のなんですか、デジタル化というような説明を受けたと思いますが、これからも、それぞれ処理施設、何箇所もあるわけです。それらを、このようなデジタル化を計画的に進めていかれるのか。あと、この最適整備構想策定業務委託料、これに基づいてやっていかれるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず、工事費のほうから申し上げたいと思います。今、議員が質問されたとおりでございますが、この内容は、笹川地区、7 カ所のマンホールポンプの無線デジタル化更新工事でございます。これは、電波法の関係で、アナログの周波数の使用制限が、平成で申し上げますが 34 年の 11 月末までだというようなことがございまして、これは消防関係もみんなそうですけれども、これまでに変えなさいよというようなことがございます。それでデジタル化のほうについ

ては、実施計画にも計画的にあげてございますが、この期限内で更新をしてまいりたいという計画で進めているものでございます。

あと、委託料の最適整備構想の関係でございます。これにつきましては、本年度、平成 30 年度につきましては、機能診断を、まず行わせていただきました。これに基づきまして、統合を予定しております森野処理区を除く 5 地区分の最適化構想、平たく言えば、長寿命化のような計画でございますが、これを策定いたしまして、今後、健全な施設の運営管理を進めていくというようなことで計画を立てているものでございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 今の説明ですと、34 年までにそれぞれ更新しなければいけないということですから、それまでには全部の処理区は終わるということですのでよろしいですね。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今ほど申し上げましたように、平成 34 年の 11 月までと申し上げましたのは、電波法の絡みで、そのアナログからデジタル化に変える部分、これは当然その期限までと。あとそれ以外の更新については、この計画が、この最適整備構想ができましたらば、その内容に従って順次進めていくということで考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、平成 31 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 31 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 22 号、平成 31 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

終わってしまったからだめです。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号、平成 31 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 31 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 23 号、平成 31 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号、平成 31 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、平成 31 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 24 号、平成 31 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。4 番、小柴敬君。

○小柴敬 234 ページの診療施設勘定のほうでお聞きします。ちょっと聞きなれないんですが、特殊勤務手当と、それから、特別調整額、これについて説明を求めます。

それから、その次の 236 ページですが、診療所施設等の改修ということですが、これはどういった改修を実施するのか、この点をお伺いします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 まず、施設管理費、一般管理費の中の、特殊勤務手当と、それから特別調整額についての内容でございますが、特殊勤務手当につきましては、医師、看護師、検査技師に対する月額支給している手当になります。特別調整額につきましては、診療所の医師の管理職手当という部分の手当額でございます。

続きまして、工事請負費の診療所の改修工事の内容でございますが、来年度、医師住宅 1 棟の改修を予定してございます。工事の内容、主な内容でございますが、屋根の葺き替え、あと外壁の張り替えということで、断熱性をよくするものに張り替える。あと、窓の取り替えということで、ペアガラスにして、これも断熱性を高めると。あと設備関係で申し上げますと、ガス給湯器の交換とエアコンの更新と、こういったものが主な工事の内容になってございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 診療所の施設ということで、私、てっきり玄関先、要は来場、通院の患者さんが雨に濡れないというようなところかと思ったんですが、そういったような計画は、今後どのよう

に考えていらっしゃると思いますか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 西会津診療所の入り口のことかと思いますが、施設管理費、一般管理費の243ページの11、需用費の中の修繕料、233万8千円計上させていただいておりますが、このうち、診療所の玄関に、入口の下屋が出ていますが、そこに風除室のようなものを取り付けるということで、この修繕料の中に、その分の修繕費用が入っているということで、来年度については、風除室を、234ページの需用費の修繕料、233万8千円、この中にそういった経費が計上させていただいております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 金額は少ないんですが、まず事業勘定の中で、健康づくりポイント事業というのがありますが、これ記念品ですけれども、このポイント事業に取り組まれている方はどれほどいらっしゃるのか、お示しいただきたいと思います。

それと、今度、禁煙外来治療費助成補助金というのがありますけれども、これは内容、どういう内容で、どれほどの人数を想定しているのかお示してください。

あと、診療施設勘定の中で、これいつも話になりますけれども、医師確保に向けて、今、鋭意努力をしているということで、いつか、うちの町には4人のドクターがいて、回していた時期があるんですが、最近の話を聞くと、3人を確保したいと、プラス派遣医師で、何とか間に合うような話されていますけれども、目指すところはそれでいいのか、3人の先には4人目も、できれば、このドクターを、医師を確保したいという思いでいるのか、その点をお尋ねします。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 まず、1点目の健康ポイント手帳の参加されている人数ということでございますが、本年2月末現在で134名の方に取り組んでいただいているところであります。なお、この人数につきましては、昨年10月以降、在宅健康管理システム、終了しまして、血圧計の補助事業を始めたときは79名ということで、相当数の方が新たに取り組んでいただいたというところでございます。

2点目の禁煙外来の補助事業、31年度から新たに創設したいということで予算計上させていただきましたが、内容でございますが、まず禁煙をしたいという意思のある方が、ニコチン依存症という、依存症のスクリーニングテストをまず行います。これ10項目ほどアンケートのような形で項目あります。そのうち4項目に該当した人のうち、1カ月以内に禁煙をしたいと、禁煙治療を受けることを文書で同意している方、こういった方が保険治療の対象になります。そういった保険治療の対象になった方の窓口での自己負担の一部を、今回、補助金のほうで支援をしたいというふうになっております。

なお、人数につきましては、一般会計のほうで10名、国保特会のほうで10名と、合わせて20名の予算を計上しているところでございます。

3点目の医師の人数ということでございますが、現在、常勤医師2人と、医療センターから2人、派遣をしていただいております。今後の町の医師の目指すべき方向ということでございますが、当面は一昨年の常勤医師3名で、非常勤で専門的に内視鏡をやっていた先生を

派遣してもらおうと。ここを当面は目指して医師確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 一昨日の健康づくり特別講演会では、あれだけの大勢の方が健康づくりに関して、大変意識が高いというか、興味があるというのが実感として私も感じましたので、やっぱりこれからは、ポイント事業、健康づくりのポイント事業等々は、しっかり参加人数も伸ばしていただきたいという思いであります。そのためにはどうするかということも、やっぱりこれから考えていかなきゃいけないと思います。

あと、禁煙外来の治療費に関しましては、喫煙者の皆さんにおいては、なかなか今、厳しい時代になっております。この例えば、役所内では、こういうのを積極的に受診するような、推進するようなお考えはないのか、その辺も合わせてお尋ねします。

あともう 1 つは、医師は、いつとき 4 人、一瞬だったかもしれませんが 4 人体制で回していた時期があります。その 4 人というのは、やっぱりこれからは、訪問医療というか、在宅での往診というのかな、そういうのが増えてくるだろう、その中には、これからは、みとりなんかの数も増えてくるだろうというようなことで、診療所にいるだけではなくて、どんどんこう外来というかね、外に出て行く医師がこれからは必要になってくるのかなという思いでございましたけれども、本当にこの 3 人プラス派遣医師だけでいいのか、今はなかなか医師の確保が難しい時代ですから、当面はその目標にするというのは理解しますけれども、目指すところは、やっぱり、いわゆる訪問医療に力を入れるような医師が私はいてもいいのかなという思いでありますので、その辺は町長のお考えでしょうから、その辺も合わせてお尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 医師の確保でございますが、これについては本当になかなかそう簡単に確保できる状況にはございません。先日の質問の中でもお答えいたしましたけれども、今、最終調整をさせていただいている先生がおりますので、その方と、今、最後の詰めをさせていただいております。その先生がおいでになれば、3 人体制になるわけでありましてけれども、これからは、ご指摘のとおり、在宅ケアのほうに、どうしてもやっぱり力を入れていかないといけないのかなと、今いる先生のお考えも、そちらの方向のお考えをもっておいでになる。

したがって、これからの西会津町の医療を考えたときに、やっぱり今いる先生方とのお考えを聞きながら、3 人でいいのか、あるいは 4 人にしないといけないのか、ここは慎重に先生方のご意見を聞きながら判断をしてまいりたいなというふうに思っております。

一時、4 人おりましたけれども、当時から見ますと人口も減っている中で、去年の 3 月までは 3 人体制で、それから医療センターのほうから応援をいただいてやってきましたので、町の方針を早急に決めてまいりたいなというふうに思っておりますが、非常に医師の確保、弁解するようではありますけれども、一昨年からずっと探してまいりましたけれども、ようやく、最近そういう状況のところに来ているというか、本当に大変な状況になっておりますので、そう簡単には確保はできない状況であります。

今後の町の方針については、ただいま申し上げたように、先生方と十分協議をして、判断をしてまいりたいと思っております。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 役場内で禁煙外来を進める考えはあるのかというご質問でございますが、本年7月、公共施設の敷地内、全面禁煙と、きちんとした施設をつくらない限り、敷地内は全面禁煙になる予定でございます。今、役場の職員の中でも、喫煙をしている職員はおります。保健師等から個別に禁煙してはどうかというような話も、個別にあるわけでございます。やめる意思のある者については、積極的にやめるようなことで応援はしたいと考えてございます。よろしいでしょうか。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 医師の問題は町長のご答弁で分かりました。私がさっき言ったように、健康づくりというのは、これから本当に皆さん興味を大変持っているなという思いで、私、感じましたので、ぜひその鎌田先生の話聞かれた方、聞かれなかった方いますけども、やっぱりそういうのを全町的に周知して、みんなで取り組んでいくということが必要だなという思いでおります。その辺の周知の方法等々、ご答弁いただければいいです。

あと禁煙外来に関しましては、やっぱり率先垂範で、やっぱり見本を示す人が、私はいてもいいのかなという思いでおります。これは決して強制することも、嗜好品ですからできませんけども、そんなことがあれば、もう少し、いわゆるたばこを吸わない方に優しい世の中とかね、職場になるのかなという思いでおりますので、その辺もご答弁いただければお聞かせください。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 まず、1点目の、今後始まる新たな健康づくり事業の周知の方法ということでございますが、新年度から始まる健康づくり事業につきましては、こちらから専門職も含めて、専門の指導をしていただける方と一緒に、各地区、集落に入って座談会なり、そういった話し合い、意見交換を通しましての地域の課題なんかもお聞きして、その集落の健康づくりにつながると、つなげていくということを考えておりますので、そういった集落を広く、うちの集落でやってほしいというような、そういった希望を取るような周知の方法をしていきたいなというふうに考えております。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 禁煙は、今、多賀議員が申されたとおり、率先垂範してできる人間がいれば進むと考えておりますので、町としても極力禁煙、進むような取り組みはしてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、平成31年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、平成 31 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 25 号、平成 31 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号、平成 31 年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、平成 31 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 26 号、平成 31 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号、平成 31 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、平成 31 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 27 号、平成 31 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 最近の有収率はどのくらいでしょうか。

あと、それに、有収率に漏水がかなり多いと思います。年間の損失というか、金額でどのくらいになるのでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

平成 30 年度、まだ出しておりませんので、平成 29 年度決算時点の数字でございますけれど

も、年間有収水量率 69.28 パーセント、70 パーセントくらいでございます。

あと、漏水の関係です。平成 29 年度で申し上げたいと思いますが、上水道で言いますと、本管、あと給水管と合わせまして、38 件、修繕費で申し上げますと、650 万ほどの支出になってございます。あと、簡易水道のほうは、全て本管 4 件でございまして、114 万 2 千円ほどの修繕費というような状況でございます。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

上水道で申し上げますと、先ほど言った配水管、給水管合わせまして、33 万 8,600 円ほどになる計算でございます。あと、簡易水道のほうは、10 万 2 千円、単純計算で言いますと、このような数字になる見込みでございます。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 今ほどの算出方法でありますけれども、漏水の量に単価の 200 円ほどを掛けて、今の数字になるということでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私の質問は、町が水をつくって 100 パーセントいけば、それは不可能です。で、約 70 パーセントですから、3 割という水が漏水しているわけです。我々は 10 立方 2,000 円で買っているわけですから、どのくらいかなと思ったんです。

○議長 暫時休議します。(11 時 16 分)

○議長 再開します。(11 時 20 分)

石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

平成 29 年度の年間有水量、43 万 3,913 立方メートル、これで先ほど 70 パーセントほどということですので、逆に損失のほうは 30 パーセント、それに供給単価の約 200 円を掛けますと、単純数字では 2,600 万ほどにはなります。ただこれは、例えば消火栓で使ったものですか、やはりメーターを通っていないもの、あと、そういったケースもございますので、これがすなわち損失ということにはならないのかなというふうに思っておりますので、その辺はご理解はいただきたいなと思います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、有収率アップのために、配水管を交換する工事をやっていますが、今年は何メーターくらいで、何年くらいの予定を考えていますか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 老朽管更新の関係でございますけれども、毎年上水道のほうにつきましては、石綿セメント管の更新というようなことで計画してございます。それで、向こう 5 年程度の、今、計画を立てておりますけれども、平成 31 年度につきましては、概ね事業費の平準化というようなこともございますので、だいたい 700 メートル前後くらいを、その年によって変わりますけれども、そういった平準化を図ってやっていきたいなというふうに考えてございます。あと、事業費的には、これも平準化というようなことで、その状況によっても多少前後するかとは思いますが、5,000 万前後くらいで考えております。

平成 30 年度におきましては、570 メートルほど更新いたしまして、残りが約 18 キロメートルというような状況でございます。これ、あと何年くらいということではございましたけれども、単純に割り返しましても、かなりの、20 年とか、単純計算しますと 20 年とか 25 年くらいかかる計算にはなりますが、事業費が起債、財源使っておりますので、償還した 2 分の 1 程度というようなことで、突出しないような、借入のほうも平準化させるような形で、年次計画で取り組んでまいりたいという計画を立ててございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まだ数年しかやっていないと思いますが、老朽管を改修しても有収率には変わりないですか。ほとんど変わらなかった。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 本管の石綿セメント管の関係については、まだ始めて 2 年くらいということではございます。あと、先ほど漏水の関係で申し上げましたが、上水道で申し上げますと、給水管がやっぱり圧倒的に、こういった黒いものですが、多いということではございまして、直ちに結果が、今、出ているかという、まだまだちょっと見えない部分はございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号、平成 31 年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 31 年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 28 号、西会津小学校プール新築工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 28 号、西会津小学校プール新築工事請負契約の変更契約についてご説明いたします。あわせて、議案第 28 号、説明資料をご覧ください。

今回の変更は、現在進めております、西会津小学校プール新築工事において、児童の安全と利便性向上を図るため、サブプールに日除けを設置することや、こゆりこども園から園児が進入する際の通路を舗装すること、現場発生土が、想定したほど良質ではなく、埋戻し材料が変更になったことによるものでございます。

変更設計書を調整し、請負率をかけた金額 1,083 万 240 円の増額で、去る 2 月 26 日に、武田土建株式会社代表取締役、須藤研二氏と、請負金額 1 億 9,313 万 4,240 円で変更請負仮契約を締結いたしました。

また、工期につきましても、東京オリンピック等により、鋼材などの不足が生じていることから資材確保に不測の日数を要したことから、本年 5 月 31 日まで延期するものであります。なお、6 月のプール開きには、支障のないよう工事を進めてまいります。

以上で、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は、処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲　請負契約の変更について、これは一応、前は 2 億 3,000 万でやったわけですね。

そして、今回、請負契約が 1 億 8,230 万という金額で入札されたということですね。これが変わったということですか、この金額が。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

変更前の契約金額につきましては、議案のとおり 1 億 8,230 万 4 千円でございます。それで今回、1,083 万円ほどの増額で変更契約をさせていただきたいという内容でございます。

○議長　8 番、渡部憲君。

○渡部憲　これ、契約変更について、補正ですね、つまりね。これは請負契約でやった金額では、どうしてもできないんだと、補正しなきゃだめなんだと、そういうことですか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

今回の変更内容の主な点を申し上げたいと思います。児童の安全、利便性の向上を図るために、1 つとしましては、サブプールのほうにも日よけを設置したい。

失礼しました。補正予算ということでございますが、予算につきましては、現計予算の中で請差がございますので、心配ございません。

○議長　8 番、渡部憲君。

○渡部憲　私は普通ね、これは、この金額で請け負ったら、この金額でやるべきですね。ただ、2 億 3,000 万でこの予算組んであったから大丈夫だと、そういう話にはならないんですよ。そんなこと言ったら、入札なんかする必要ないんです。安いので取っておいて、後で補正出せばいいんだから。だから、2 億 3,000 万でやったんだけど、この範囲内でやるというのはだめなんです、この金額で請け負ったら。だって、地質調査だって何だって全部やっているんでしょう。それで役場で、これで工事やってよと判子押してるんじゃないですか。それで今頃になってね、いろんな問題が出てきたから。じゃあ普通の家建てる時どうするんですか、皆さん。1,000 万でやるって大工さん請け負ったら、あと何だかんだあったから 1,500 万、もう 500 万出してくれという話はないでしょう。そういうわけじゃないんですか。あとこれ以上言いませんけど、質問できないから。返答だけしてくださいよ。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

当初計画から、先ほど説明でも申し上げましたけれども、実際使う児童の皆さんの利便性の向上、そういったものの視点から、サブプールのほうにも日よけを付けていくと。あとは、今後こゆりこども園の皆さんも、園児の皆さんも利用するというようなことを想定しまして、その道路側からの通路も、安全性も含めて舗装をしていきたいと。あと合わせまして、埋め戻し材料が当初よりもよくなかったというようなことでございまして、その3点が大きな理由でございまして、今後、利用する立場の子どもたち、それから管理する先生方、そういった視点で考えた結果でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 最初は1点だけお伺いします。今の説明、変更契約、変更があったというのは分かるんですが、こちらにある資料もそうですけれども、どこを、なぜ、何のために補正しなきゃいけなかったのかとか、あと例えば、この舗装、今説明ありましたけど、舗装する理由だとか、あと例えば、この日よけオーニング、取り付けるんでしょう。そういったことも説明してもらわないと、ちょっと私も今、聞いていて、ああ、補正だけなのかなと思ったんですよ。そこら辺もうちょっと詳しく、最初、お聞かせ願いますか。

ごめんなさい、追加、失礼しました。追加なんですけど、追加の点に関しても、もう少し、まず分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○議長 暫時休議します。(11時35分)

○議長 再開します。(11時44分)

3番、秦貞継君。

○秦貞継 概要に関しては分かりました。の上で、その追加で出た日よけの設備と舗装等についてお伺いいたします。

これ写真でしか、私、分からないんですけれども、これ現場で、例えば先ほど、幼稚園児も使うということを想定してという話で、舗装も日よけもつくったというお話だったと思うんですけれども、これ見ると、折り畳み式だと思うんですけれども、これ女性の力でも大丈夫なものなのかどうかを確認したいと思います。要は現場の方々がね、先生方が、使う方々が問題なく使えるのかどうか。あと耐用年数等も、もし分かれば教えていただきたいと思います。

あと、大丈夫だと思いますけれども、念のために寸法、要はちゃんと先生方が、夏場の暑いときでもちゃんと隠れられる、日よけとして十分利用できる範囲のものを確保されているのかどうか、一応確認のために伺います。

次に舗装の点でございしますが、そこまで考えるとあれですけれども、夏場使うことを想定されてこのプールはつくられていると思うんですけど、これ夏、今、とにかく炎天下で、とにかく以前に比べれば夏の照り返し等に関しても、アスファルトに関してよく言われる話で、そこら辺に関する配慮等はあったのかどうかを確認したいと思います。

最後に、これ道路に面していますよね、これ出入りする子どもたち、ちゃんと安全性を確保された設計であるか、もしくはそこまで配慮した考えでつくったのかどうか。

以上5点、お答えください。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 まず日よけのほうの関係でございますけれども、手で回すようなタイプでございますので、女性であっても、それは対応できるかなというふうに思います。あとサイズにつきましては、3.64メートルの、約2メートルと、1間の2間くらいのサイズで想定してございます。耐用年数については、ちょっと今、承知しておりませんでしたので、ちょっと調べさせたいと思います。

あと、照り返しということで、舗装の関係でありますけれども、これにつきましては、通常の舗装でございますので、特段の特殊な加工というのは想定は、現在のところはしてございません。あと、道路まできちっと舗装はつながりますので、先生方といいますか、誘導してくる際には、安全確認を十分した中で進入していただくようなことで配慮していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 ほかに。

耐用年数は後から報告させます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第28号、西会津小学校プール新築工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、西会津小学校プール新築工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第29号、財産の取得について（地方公営企業会計システム）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第29号、財産の取得についてご説明いたします。

本案につきましては、下水道施設事業特別会計及び、農業集落排水処理事業特別会計並びに、個別排水処理事業特別会計、簡易水道等事業特別会計の4つの特別会計を平成32年度から企業会計に移行したのち、会計処理に使用する会計システムを新規に導入するものであります。

会計システムの導入にあたりましては、役場内に選定委員会を組織し、公募型プロポーザル方式で、業者の選定作業を行ったところであります。公募型プロポーザルとは、価格面だけでなく、システム構築方針や、システムの導入利点などを、総合的に評価・判断を行い、より町

に有利な提案を行った業者を選定できるものであります。

それでは、議案書及び、議案第 29 号関係資料をあわせてご覧いただきたいと思います。

まず、1 の取得する財産及び数量は、企業会計システム一式であります。

2 の取得方法は、売買であります。

3 の取得金額は、585 万 2,780 円であります。

去る 2 月 4 日に、公募型プロポーザルによる審査を実施したところ、参加した業者は、お手元に配付いたしました別紙資料に記載のとおり 3 社であり、各審査項目に基づいて選定委員会委員による厳正な審査と採点を行ったところであります。

その結果、株式会社福島情報処理センターが最高得点を獲得したことから、去る 2 月 20 日付け、同社・代表取締役社長、小暮憲一氏と、585 万 2,780 円で物品売買仮契約を締結いたしました。

仮契約金額と予定価格に大きく開きがございますが、これは、公募型プロポーザル実施要項におきまして、企画提案書の内容は協議により各項目や見積金等を変更を可能とする旨うたっておりまして、仮契約の相手方と、その後、協議、調整を行った結果、現在使用しているパソコン等の機器類を活用して企業会計システムを利用可能となったことから、初期導入費用が大幅に減額となったものであります。

納入期限は、平成 32 年 3 月 31 日であります。なお、平成 30 年 9 月町議会定例会におきまして、平成 31 年度まで 2 年間の債務負担行為の設定をさせていただいております。

以上で、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は、処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号、財産の取得について（地方公営企業会計システム）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、財産の取得について（地方公営企業会計システム）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11 時 54 分)

○議長 再開します。(13 時 00 分)

日程第 13、議案第 30 号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第 30 号、町道の路線変更についてご説明いたします。あわせて、議案第 30 号説明資料をご覧いただきたいと思います。

まず、別紙の説明資料をご覧いただきたいと思いますが、資料の中で、水色に塗られている部分が新会社の建築を想定されている箇所を示し、赤く塗りつぶされている部分が、町道を延長する箇所となります。

当該路線は、町道瀬頭 2 号線でありまして、上野尻地内の企業が新会社を建築するにあたり、建築確認申請が必要となります。福島県建築基準法施行条例第 4 条では、建築物は、すみません、建築物の敷地は、道路に 4 メートル以上接しなければならないと規定されておりまして、その条件を満たすために町道を延長する必要性が生じたものであります。

町といたしましては、町内の産業・経済の振興や、雇用の拡大、既存企業の支援などを図るため、路線変更をお願いするものであります。なお、今回の措置方法につきましては、福島県喜多方建設事務所とも協議済みであります。必要となる用地については、当該企業から町に無償提供いただくものであり、改良工事等は発生するものではございません。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

議案第 30 号、町道の路線変更について、道路法第 10 条第 3 項の規定により、町道を次のとおり変更する。

路線名、町道瀬頭 2 号線、起点は上野尻字瀬頭 3003 番 1 で変更ありません。終点は、変更前が上野尻字瀬頭 2976 番 1 で、変更後は、上野尻字瀬頭 2975 番 3 となります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　2 点ほどお聞きします。

過去にこういった事例はあったんでしょうか。

あと、わずかでしょうが、固定資産の変更というのはあるんでしょうか、該当しないんでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

過去にこのような事例はという、1 点目でございますけれども、こういった事例は、該当はないということでございます。

2 点目の固定資産税の関係でございますけれども、企業の聞き取りによりますと、だいたい 5 メートルくらいを想定していると、それで、だいたい幅が 4 メートルほどございますので、20 平方メートル。現在、固定資産税に換算しましたところ、だいたい 1,100 円から 1,200 円、年間でございますけれども、1,100 円から 1,200 円程度になる見込みということでございます。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

固定資産税に換算しますと、今ほど言った 1,100 円から 1,200 円程度ということでございます。

して、土地につきましては、企業のほうから無償提供いただくという話をさせていただきます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 30 号、町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 31 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　議案第 31 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更について、ご説明申し上げます。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて策定しているところであります。過疎対策事業債を活用し、公共的施設の整備を図る際には、事業が計画に盛り込まれていることが要件となります。現計画については、平成 28 年度から 32 年度までを計画期間としておりますが、平成 31 年度以降の町総合計画の実施計画の調整や平成 31 年度の予算編成に伴い、過疎計画の変更が必要となりましたことから本議会に計画の変更に関する議案を提出したところであります。

それでは、議案書並びに、議案書の別紙として、西会津町過疎地域自立促進計画（変更）を配付しておりますので、ご覧ください。

まず、変更計画書の 1 ページをご覧ください。

変更の 1 点目は、区分 2 の産業の振興の欄の、事業名（3）経営近代化施設で、集落型ライスセンター整備事業を計上いたしました。変更理由としましては、ライスセンター、乾燥調製施設でございますが、ライスセンターが設置されていない地域に施設を整備することで、稲作経営の安定と品質向上を図るものであります。

変更の 2 点目は、同じく産業振興の（6）起業の促進、そちらに、ワークインレジデンス事業を追加しております。変更理由としましては、ワークインレジデンス施設の整備及び地域課題解決プログラムの開発や人材育成により、町内産業の継業や起業機会の創出を図るものであります。

変更の 3 点目は、同じく産業振興の（8）観光又はレクリエーションに温泉施設ショベルローダー整備 1 台を追加いたしました。変更理由としましては、温泉健康保養センター駐車場等の除雪や施設の管理に使用するためにショベルローダーを導入し、利用者の利便性の向上を図るものであります。

変更の 4 点目は、区分 3 の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の欄の（1）

市町村道において、町道防雪柵設置事業を追加するものであります。変更理由としましては、町道の吹雪による吹溜り防止や視程障害の解消のために防雪柵を設置し、冬期間の安全な交通の確保を図るものであります。

変更の5点目は、区分3の(5)電気通信施設等情報化のための施設で、データ放送設備更新事業を追加するものであります。変更理由といたしましては、平成19年に導入したケーブルテレビ自主放送にかかるデータ放送設備が老朽化していることから機器を更新し、放送サービスのさらなる充実を図るものであります。

変更の6点目は、同じく(5)電気通信施設等情報化のための施設で、加入管理課金システム更新事業を追加するものであります。変更理由といたしましては、ケーブルテレビ及びインターネット加入者の使用料の管理を行うシステムを更新し、ケーブルテレビ事業の適切な管理運営を図るものであります。

変更の7点目は、同じく区分3の(8)道路整備機械等で、除雪ドーザ2台、除雪グレーダー1台を追加するものであります。変更理由といたしましては、老朽化した除雪機械を計画的に更新するとともに、増加する除雪路線等に対応するため除雪機械を新たに導入することにより、迅速かつ的確な除排雪を行い、冬期間の安全な交通の確保を図るものであります。

2ページ目をご覧ください。

変更の8点目は、区分4生活環境の整備の(2)下水処理施設公共下水道の特定環境保全公共下水道管路工延長250メートルの整備であります。変更理由としましては、公共下水道、野沢処理区に隣接する農業集落排水処理事業、森野処理区を統合するものであり、汚水処理事業の効率化により安定した経営基盤の確立を図るものであります。

変更の9点目は、同じく区分4の(5)消防施設で喜多方地方広域市町村圏組合で救急自動車1台を整備するものであります。変更理由としましては、老朽化している喜多方地方広域市町村圏組合消防本部の救急車両を更新することにより、迅速な救急活動を確保するものであります。

変更の10点目は、6医療の確保で(1)診療施設に医療機器の整備として血液・尿検査測定装置を追加するものであります。変更理由としましては、老朽化している群岡診療所の血液・尿検査測定装置を更新することにより、医療体制の強化、予防医療の充実を図るものであります。

変更の11点目は、同じく(1)診療施設で診療所改修事業を追加しております。変更理由といたしましては、西会津診療所のトイレを障がい者や高齢者、子ども連れの方が利用しやすい多目的トイレに改修することにより、利便性の向上を図るものであります。

変更の12点目は、7教育の振興で(1)学校教育関連施設に学校用小型除雪機械1台を追加するものであります。変更理由といたしましては、購入後17年が経過し、近年では故障が多発している小型除雪機械を更新し、安全・安心な教育活動の推進を図るものであります。

続きまして、3ページから4ページにかけましては、計画の変更後と変更前の内容を対比したものでありますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に議案書をご覧ください。

今回の西会津町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法

第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第31号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休議します。（13時16分）

○議長　再開します。（13時17分）

日程第15、議案第32号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　議案第32号、人権擁護委員候補者の推せんにつき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年6月30日で任期満了となります人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります長谷川成博さんを適格者と認め、引き続き委員として推せんしたいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

任期につきましては、3年であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長　お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第32号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

追加議事日程配付のめた、暫時休議にします。（13 時 19 分）

○議長 再開します。（13 時 22 分）

追加議案として、町長から議案第 33 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）、及び議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 33 号を追加日程第 2、議案第 34 号を追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 33 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）、議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 追加日程第 2、議案第 33 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 33 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の内容であります。歳入におきましては辺地対策事業債の追加、歳出におきましては除雪委託料の追加であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 30 年度西会津町の一般会計補正予算（第 6 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 607 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 1,016 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。5 ページをご覧ください。

まず歳入であります。17 款、繰入金、2 項 1 目、財政調整基金繰入金、277 万 2 千円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。

20 款、町債、1 項 1 目、辺地対策事業債、330 万円の増は、県への追加要望が採択になった

ことによる増であります。なお、該当する事業につきましては、記載のとおり芸術村施設整備事業及び除雪車格納庫整備事業であります。

次に、6 ページをご覧ください。

歳出であります。まず、2 款、総務費、1 項 10 目、ふるさと振興費につきましては、補正額はありませんが、芸術村施設整備事業において財源として充当する辺地対策事業債が増額となったことから、財源を組み替えるものであります。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費、607 万 2 千円の増は、除雪委託料の追加計上であります。

3 ページをご覧ください。

第 2 表の地方債補正・変更であります。辺地対策事業費は、県への追加要望が採択になったことに伴い、限度額の変更をおこなうものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　除雪費に対してお尋ねしますけれども、今冬は、あんまり、私なんか経験のないぐらい雪の少ない冬、シーズンを過ごしたわけですがけれども、この 6 次補正で委託、直営含めて、除雪にかかる費用は、総額どのくらいかかりましたか、お示してください。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

支出済額で申し上げますと、まずは賃金、それから燃料費、あと修繕料、それから委託料ですね、除雪組合に出している委託料、これらで限定でトータルいたしますと、1 億 3,900 万円ほどになります。

それで、今年の出動状況でございますけれども、確かに 1 日で何十センチも降ったという日はなかったわけですがけれども、平成 29 年度の出動回数は 77 回でありまして、2 月まで 77 回でありまして、30 年度におきましては、これまで 54 回というようなことで、23 回ほど少ないわけでございますけれども、だいたい 15 センチとか 20 センチとか、こまめに降ったというような状況がございまして、先ほど申し上げました 1 億 3,900 万円ほどというふうな数字になってございます。

委託料限定で申し上げますと、2 月末現在で言いますと、昨年度がトータル 1 億 6,914 万 8 千円。それで本年度は、2 月末現在で 9,800 万というようなことで、だいたい 7,110 万ほど減額というような状況でございます。

○議長　1 番、三留満君。

○三留満　芸術村の施設整備事業の詳細についてお伺いいたします。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　今次の補正にかかる芸術村の詳細事業ということでございますが、今現在、旧家庭科室を食事提供施設というような部分の工事費の部分の財源の振り替えという形になっ

ております。

○議長　　1 番、三留満君。

○三留満　　ここ数年、芸術村には、町として相当な投資をしておるわけですが、今後、これでほぼ終わりといいますか、一通りの完成をみるのか、また、新たな追加があるのか、その点について伺います。

○議長　　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　　大規模な施設改修という部分については、これで一段落したものと考えております。

ただし、来年度ですが、一応、建物を支えておりますフライングバットレスという、横の三角形のもの、バットレスというものの改修工事と、あとは屋根の、トイレの屋根の、ちょっと葺き替えというような部分で、だいたい 260 万円程度、予定しております。

○議長　　1 番、三留満君。

○三留満　　あそこの施設にあれだけの財源を投入したわけですから、やはり周辺部も含めて、例えば駐車場の問題等も含めて、全体のやはりもう少し誘客を図れるといたしますか、いろんな方が行ってみようと思えるような、やっぱり施設に進めていく必要があろうかと思うんですが、特に駐車場の問題は、私も非常にこう、入り口もあるんですけども、やはりもう少しなんとか考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、その点の検討はされていますか。

○議長　　これは別。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第 33 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　　議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、説明いたします。

議案書並びに、議案書の別紙として辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）を配付しておりますので、ご覧ください。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところでありまして、辺地対策事業債を活用し公共的施設の整備を図る際には、事業が当該計画に盛り込まれていることが要件となります。現計画につきましては、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間としておりますが、本年度、平成 30 年度の事業に変更があることから、計画の変更を本議会に提出したところであります。

それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）をご覧ください。

今次の変更であります、新郷辺地及び奥川辺地の 2 つの辺地計画の変更であります。

まず、新郷辺地の変更であります、4 ページをご覧ください。

新郷辺地においては、樟山地区にあります西会津国際芸術村施設の改修事業を進めておりまして、本年度に食事提供施設設置工事を実施しておりますが、今回、事業費と充当する辺地債の額を変更するものであります。

次に、奥川辺地の変更であります。9 ページをご覧ください。

奥川辺地においては、本年度、奥川みらい交流館脇に除雪車格納庫 1 棟の整備を実施しておりますが、今回、事業費と充当する辺地債の額を変更するものであります。

最後に議案書をご覧ください。

今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 16、西会津町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、西会津町選挙管理委員補充員の選挙は、指名推薦といたします。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

資料配付のため、暫時休議します。(13時43分)

○議長 再開します。(13時45分)

選挙管理委員補充員には、下谷字宮ノ後丙469番地、伊藤尊榮君。新郷大字豊洲字掘端6645番地、佐藤健一君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

選挙管理委員補充員には、ただいま指名いたしました伊藤尊榮君、佐藤健一君、以上の方が当選されました。

日程第17、陳情第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○多賀剛 総務常任委員会に付託されました陳情1件の審査報告を行います。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第1号。

付託年月日、平成31年3月8日。

件名、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるを採決します。

お諮りします。

陳情第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるは委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるは、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、陳情第2号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、荒海清隆君。

○荒海清隆 経済常任委員会に付託されました陳情報告書を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

記。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成31年3月8日。

件名であります。奥山等のスギ・ヒノキ人工放置林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書。

委員会の意見であります。継続審査を要するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第2号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、陳情第3号、旧野沢保育所跡地利用に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、議会運営委員会に付託された陳情について、審査結果を報告申し上げます。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第3号。

付託年月日、平成31年3月8日。

件名、旧野沢保育所跡地利用に関する陳情書。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上でございます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、旧野沢保育所跡地利用に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第3号、旧野沢保育所跡地利用に関する陳情書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、旧野沢保育所跡地利用に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 21、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 22、経済常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

経済常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

町側より、専決について、発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、工藤倫也君。

○副町長 3月議会の閉会にあたり、平成 30 年度中の専決処分についてお願い申し上げます。

まず、西会津町税条例について申し上げます。今国会において、平成 31 年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法案が成立する見通しであります。その改正内容は、31 年 4 月 1 日施行分として、住宅借入金特別控除にかかる地域決定型地方税制特例措置、いわゆる我が

町特例の一部、及び軽自動車税のグリーン化特例について、それぞれ適用期間が延長され、また、同じく6月1日施行分として、ふるさと応援寄附金の制度が見直されるなどであります。この法案が成立したのち、町の税条例の一部を改正する必要があります。

次に、一般会計予算の補正について申し上げます。特別交付税の3月交付分につきましては、その額が現時点で決定していないことから、今後交付額が確定し次第、一般会計予算の補正を行う必要があります。また、今議会において、増額補正をご承認いただきました除雪に要する経費につきましては、今後の降雪の状況によっては、さらに増額を必要とする可能性があり、その場合、同様に一般会計予算の補正を行う必要があります。

条例の改正、予算の補正、いずれにつきましても、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただこうとするものでありますので、議員各位にはご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長　3月町議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成31年度当初予算をはじめ、平成30年度補正予算、条例の一部改正、人事案件など、町政が当面する重要案件についてご審議を賜り、議員各位には、特段のご精励を賜り、議案の全てについてご承認をいただきまして、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

議決いただきました予算、その他の案件につきまして、審議の過程で皆さまから表明されましたご意見を十分に尊重し、誠意をもって町政執行に最善の努力をしまいる所存であります。

今年は例年になく雪の少ない、過ごしやすい冬でありました。ここ数日、温かい日が続き、春の兆しを感じられるようになりましたが、議員皆さまには、なお一層のご自愛のうえ、町勢伸展にご理解、ご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げ、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長　会議を閉じるにあたり一言あいさつを申し上げます。

さて、今期定例会は、去る3月8日以来、本日まで12日間にわたり、平成31年度当初予算をはじめ条例の一部改正、補正予算、計画の変更など、多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案議決、成立を見ました。

議員各位には年度末を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会と町は協働を基本とし、相互の信頼の上での議論が重要と考えます。議会は議会基本条例による町民と議会との懇談会を5月に開催する予定であり、町民の皆さまからのご意見等をもとに、町民の福祉向上のため、積極的に提言のできる議会を目指し、さらに努力してまいり

ます。議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら町勢伸展のため取り組む所存でありますのでご理解をいただきたいと思います。

日一日と春めいた温かさを感じるこのごろですが、議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、ご精励賜りますようお願い申し上げあいさついたします。

これをもって、平成31年第2回西会津町議会定例会を閉会します。(14時08分)